

平成 25 年 12 月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【12月9日】

1 岡本公秀（新和会） 25～31ページ

議案第91号、議案第92号、議案第93号、議案第96号 指定管理者の指定について

- 1 指定管理者の所期の成果が得られたかについて
- 2 選定委員会について
 - （1）選定委員会の委員の人選と審査過程の透明性の確保について
 - （2）審査の視点と配点の基準について
 - （3）得点に対する市の評価について

2 片岡武男（市民クラブ） 31～39ページ

議案第82号 平成25年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 第2款総務費、第1項総務管理費、第13目災害対策費、木造住宅補強事業、住宅除却事業補助金5,960千円の増額について
- 2 第3款民生費、第1項社会福祉費について
 - （1）第1目社会福祉総務費、地域団体支援事業、社会福祉協議会補助金241千円の増額について
 - （2）第4目総合保健福祉センター管理費、施設管理費、定期点検委託料1,260千円について
- 3 第7款商工費、第1項商工費、第3目観光費、国民宿舎関ロッジ管理費8,466千円の増額について
- 4 第9款消防費、第1項消防費、第3目消防施設費、北東分署建設事業、浄化槽法定検査手数料12千円について
- 5 第10款教育費、第5項社会教育費、第5目遺跡調査費、一般遺跡調査事業1,197千円の増額について

3 西川憲行（ぽぶら） 39～47ページ

議案第82号 平成25年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 第10款地方交付税について
- 2 第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金について
- 3 第19款繰越金について

4 服部孝規（日本共産党） 47～55ページ

議案第90号、議案第91号、議案第92号、議案第93号、議案第94号、議案第95号、

議案第 9 6 号 指定管理者の指定について

- 1 指定管理者制度について
- 2 非公募の指定管理について
- 3 西野公園、東野公園の管理と運動施設の管理について
- 4 指定管理者制度のもとで働く労働者の賃金、労働条件について

5 森 美和子（公明党） 5 5 ～ 6 2 ページ

議案第 8 2 号 平成 2 5 年度亀山市一般会計補正予算（第 4 号）について

- 1 第 3 款民生費、第 2 項児童福祉費、第 1 目児童福祉総務費、民間保育所補助費の増額補正について
- 2 第 3 款民生費、第 2 項児童福祉費、第 3 目保育所費、障がい児支援事業の減額補正について
- 3 第 7 款商工費、第 1 項商工費、第 3 目観光費、国民宿舎関ロジ管理費の増額補正について

6 前田 稔（緑風会） 6 2 ～ 7 1 ページ

議案第 8 2 号 平成 2 5 年度亀山市一般会計補正予算（第 4 号）について

- 1 歳入 第 1 0 款地方交付税について
- 2 歳出 第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費、退職手当について

議案第 9 0 号 指定管理者の指定について

- 1 指定する期間を 3 年に設定したことについて

7 竹井道男（市民クラブ） 7 1 ～ 8 1 ページ

議案第 8 8 号 平成 2 5 年度亀山市病院事業会計補正予算（第 2 号）について

- 1 予算補正の考え方について
- 2 今回の補正で純損失は発生しないのかについて

議案第 9 7 号 鈴鹿亀山地区広域連合の処理する事務の変更及び鈴鹿亀山地区広域連合規約の変更に関する協議について

- 1 変更協議の手続きについて
- 2 広域市町村圏計画の廃止の理由について

8 櫻井清蔵（ぽぷら） 8 2 ～ 9 0 ページ

議案第 8 1 号 亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部改正について

- 1 条例等の一部改正は、今般の消費税率の 5 % から 8 % に改正されることによるが、改正項目 2 7 案件を一括上程した根拠を知りたい

- 2 27案件の内容は議会審査において、当然所管の常任委員会に振り分けて審査をするべき事項が含まれていると思えるが、分割出来ない理由について提案者（市長）の考えを知りたい
- 3 改正項目の中には市民個々に影響する各種施設の使用料金も改正されているが、今後予定されている平成27年度に消費税が10%になった時の対応について知りたい

議案第82号 平成25年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 補正額188,804千円により、補正後一般会計予算総額が21,469,917千円となり当初予算20,945,100千円より524,817千円の増額となるがその要因について知りたい

9 福沢美由紀（日本共産党）	90～96ページ
----------------	----------

議案第81号 亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部改正について

- 1 議案を一括にした理由について
- 2 亀山市の消費税納税について

議案第82号 平成25年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金について

10 伊藤彦太郎	96～101ページ
----------	-----------

議案第81号 亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部改正について

- 1 改正の理由について
- 2 指定管理に対する影響について

質 問 内 容 （通告要旨）

【 1 2 月 1 0 日 】

1 高島 真（緑風会） 1 0 4 ～ 1 1 5 ページ

通学路の整備について

- 1 今年度の危険箇所の補修、改善内容について
- 2 今後における危険箇所の対応、対策について

鳥獣被害について

- 1 被害状況の認識について
- 2 鳥獣動物の生態状況及び推移について
- 3 今後の被害防止策としての取り組みについて

教育行政について

- 1 教育行政事務の管理及び執行状況に対する評価について
- 2 教育委員会活動の点検・評価について

2 中村嘉孝（新和会） 1 1 5 ～ 1 2 6 ページ

平成 2 6 年度予算編成（基本方針）について

- 1 予算編成の考え方と目指す方向性について
- 2 平成 2 6 年度の税収見込みについて
- 3 「経常収支比率 8 5 % 以下」を目指すことについて
- 4 社会保障と税の一体改革による国・県の制度改正による影響について

道路行政（国道 2 5 号の整備）について

- 1 国道 2 5 号の改良済延長と改良率について
- 2 危険箇所の整備について
- 3 県への要望について

3 竹井道男（市民クラブ） 1 2 7 ～ 1 4 2 ページ

平成 2 6 年度行政経営方針・予算編成について

- 1 消費税 8 % の影響について
 - （1）歳入への影響について
 - （2）歳出への影響について
- 2 中期財政見通しとの整合について
- 3 行政経営の重点方針について
 - （1）地域医療再生への取り組みの強化について

子ども・子育て支援について

- 1 子ども・子育て支援法による市の責務について
- 2 子ども・子育て会議の位置づけ、子ども施策への関与について
- 3 子ども・子育て支援事業計画と他の子ども支援の計画との整合について
- 4 放課後健全育成事業について
 - (1) 子ども・子育て会議での関与について
 - (2) 公設・民設の議論について
- 5 子ども総合センターの役割について

4 西川憲行（ぽぶら） 142～157ページ

亀山市の将来像について

- 1 観光政策について
 - (1) 観光政策の目的と取り組みについて
 - (2) 取り組みを行った効果について
 - (3) 今後の方針について
- 2 中学校給食について
 - (1) 中学校給食の目的について
 - (2) 費用対効果について
 - (3) 今後の方向性と考え方について
- 3 学童保育所の現状と方向性について
 - (1) 南小学校の学童保育所の方向性について
 - (2) 西小学校の学童保育所の方向性について
- 4 小中学校の土曜日授業について
 - (1) 国・県の方針について
 - (2) 亀山市の方向性について

5 服部孝規（日本共産党） 157～170ページ

11月29日に文化会館の前で発生した水道管の破損事故について

- 1 破損事故が発生した経緯、原因について
- 2 水道管の位置についての市と業者の認識について
- 3 給水車などによる断水への対応について
- 4 事故による水道利用者への損害賠償について
- 5 再発防止策について

受益者負担の適正化に関する基準（素案）について

- 1 「歳出構造の刷新」と「歳入改革の推進」との優先順位について
- 2 「歳入改革」にこの「適正化」が位置付けられていることについて
- 3 「特定の市民」、「サービス原価」、「基礎的と選択的」などの定義、考え方について
- 4 不可解な使用料の4つの「サービス区分」なるものについて

市民の安心・安全対策について

- 1 災害時の市内の孤立地域について
 - （１）市内の情報伝達について
 - （２）安全指導・対策について

平成26年度予算編成について

- 1 予算編成の基本的な考え方について
- 2 平成26年度の税収見込みについて

質 問 内 容 （通告要旨）

【 1 2 月 1 1 日 】

1 尾崎邦洋（緑風会） 180～190ページ

空き家対策について

- 1 空き家情報バンク制度について
 - （1）空き家情報バンク制度とは
 - （2）利用要件について
 - （3）現在までの利用状況について
- 2 空き家に対する市の対応について
 - （1）現在の空き家の状況について
 - （2）その対策について

職員事務改善提案について

- 1 現状について
- 2 今後について

人事考課制度について

- 1 現状について
- 2 今後の活用について

2 岡本公秀（新和会） 190～194ページ

たばこ税の市税への配分について

- 1 市税への配分で増額された金額と平成24年度におけるたばこ税の収入金額について
- 2 たばこ税の収入についての市民へのPRについて
- 3 「たばこは市内で買いましょう」というポスターの作成等、たばこ税収入を増やす努力について

3 片岡武男（市民クラブ） 194～207ページ

組織改正について

- 1 来年度も組織改正を行うのか

学校改築について

- 1 市内小中学校の改築状況について
- 2 9月議会以降の川崎小学校改築事業の進捗状況について
- 3 今後の学校改築計画について

みえ森と緑の県民税について

- 1 みえ森と緑の県民税の活用方法について

- (1) 水源地確保に向けた山林の公有化について
- (2) 現状の木造化計画の方針について
- (3) 今後の大規模木造化計画について

通学路の安全対策について

- 1 通学路における子供の安全対策について
 - (1) 危険箇所の現状把握について
 - (2) 今後の安全対策のための予算確保について

4 櫻井清蔵（ぽぷら） 207～216 ページ

選択と集中について

- 1 平成21年2月に亀山市長に就任され、前回の市長選挙は無投票当選で就任し、市民の皆さんからの期待は絶大なものであらうと思われる。市議会議員1期4年、県議会議員4期14年、市長5年と議会、行政にと政治面には幾多の見識と経験を積まれてきたと思われるが、亀山市長として就任後の今日までの諸施策の見解を知りたい

5 福沢美由紀（日本共産党） 216～229 ページ

小中学校における土曜日授業について

- 1 学校の完全週休二日制の目的及び検証について
- 2 今回の省令改正の内容について
- 3 市教育委員会としての考え方について

全国学力テストの学校別結果公表について

- 1 市教育委員会の考え方について

亀山公園菖蒲園の管理について

- 1 土の入れ替えについて

6 森 美和子（公明党） 229～239 ページ

乳幼児の予防接種について

- 1 任意のワクチンの接種費用助成の効果について
- 2 ロタウイルス胃腸炎による乳幼児への影響について
- 3 ロタウイルスワクチンの効果と費用について
- 4 公費助成の考え方について

雑誌サポーター制度による新たな財源の確保について

- 1 図書館における雑誌サポーター制度について
 - (1) 雑誌の活用状況について
 - (2) 雑誌の年間購入冊数と経費について
 - (3) 制度導入に対する財政当局と教育委員会の考え方について

婚外子の差別について

- 1 市内の非婚の母子・父子家庭の現状について
- 2 保育料や市営住宅家賃の算出方法について
- 3 寡婦控除のみなし適用の考え方について

7 豊田恵理（緑風会）	239～247ページ
-------------	------------

亀山市地域公共交通計画について

- 1 計画の進捗状況について
- 2 地域との協働について
- 3 地域公共交通の維持と利便性向上について
- 4 デマンド運行について

質 問 内 容 （通告要旨）

【 1 2 月 1 2 日 】

1 前田 稔（緑風会） 2 5 0 ～ 2 6 2 ページ

亀山市の行財政について

- 1 現状と課題について
 - （1）決算カードについて
 - （2）市町村財政比較分析表について
 - （3）市町村経常経費分析表について
- 2 今後の行財政について
 - （1）適正な職員数について
 - （2）物件費について
 - （3）合併特例債について
 - （4）基金について

2 伊藤彦太郎 2 6 2 ～ 2 7 2 ページ

市制 1 0 周年記念事業について

- 1 意義及び目的について
- 2 現時点での計画について
- 3 他の事業との関係について

まちづくり協議会について

- 1 最終的に目指す形について

平成25年11月28日

亀山市議会定例会会議録（第1号）

●議事日程（第1号）

平成25年11月28日（木）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 現況報告
- 第 5 議案第78号 亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第79号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第80号 亀山市火災予防条例の一部改正について
- 第 8 議案第81号 亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部改正について
- 第 9 議案第82号 平成25年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について
- 第 10 議案第83号 平成25年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 11 議案第84号 平成25年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 12 議案第85号 平成25年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 13 議案第86号 平成25年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 14 議案第87号 平成25年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第 15 議案第88号 平成25年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について
- 第 16 議案第89号 平成25年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について
- 第 17 議案第90号 指定管理者の指定について
- 第 18 議案第91号 指定管理者の指定について
- 第 19 議案第92号 指定管理者の指定について
- 第 20 議案第93号 指定管理者の指定について
- 第 21 議案第94号 指定管理者の指定について
- 第 22 議案第95号 指定管理者の指定について
- 第 23 議案第96号 指定管理者の指定について
- 第 24 議案第97号 鈴鹿亀山地区広域連合の処理する事務の変更及び鈴鹿亀山地区広域連合規約の変更に関する協議について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1 番 西 川 憲 行 君 2 番 高 島 真 君

3 番	新 秀 隆 君	4 番	尾 崎 邦 洋 君
5 番	中 崎 孝 彦 君	6 番	豊 田 恵 理 君
7 番	福 沢 美由紀 君	8 番	森 美和子 君
9 番	鈴 木 達 夫 君	10 番	岡 本 公 秀 君
11 番	伊 藤 彦太郎 君	12 番	前 田 耕 一 君
13 番	中 村 嘉 孝 君	14 番	宮 崎 勝 郎 君
15 番	片 岡 武 男 君	16 番	宮 村 和 典 君
17 番	前 田 稔 君	18 番	服 部 孝 規 君
19 番	小 坂 直 親 君	20 番	竹 井 道 男 君
21 番	大 井 捷 夫 君	22 番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	安 田 正 君
企 画 総 務 部 長	広 森 繁 君	財 務 部 長	上 田 寿 男 君
財 務 部 参 事	神 山 光 弘 君	市 民 文 化 部 長	梅 本 公 宏 君
健 康 福 祉 部 長	伊 藤 誠 一 君	環 境 産 業 部 長	稲 垣 勝 也 君
建 設 部 長	三 谷 久 夫 君	医 療 セ ン タ ー	松 井 元 郎 君
危 機 管 理 局 長	西 口 昌 利 君	事 務 局 長	広 森 洋 子 君
関 支 所 長	坂 口 一 郎 君	文 化 振 興 局 長	若 林 喜 美 代 君
上 下 水 道 局 長	高 士 和 也 君	子 ど も 総 合	西 口 美 由 紀 君
消 防 長	渥 美 正 行 君	セ ン タ ー 長	服 部 和 也 君
教 育 委 員 会 委 員 長	肥 田 岩 男 君	会 計 管 理 者	伊 藤 ふ じ 子 君
教 育 次 長	石 井 敏 行 君	（ 兼 ） 出 納 室 長	渡 部 満 君
監 査 委 員 事 務 局 長	栗 田 恵 吾 君	消 防 次 長	井 上 友 市 君
		教 育 長	
		監 査 委 員	
		選 挙 管 理 委 員 会	
		事 務 局 長	

●事務局職員

事 務 局 長	浦 野 光 雄	書 記	渡 邊 靖 文
書 記	高 野 利 人		

●会議の次第

（午前10時00分 開会）

○議長（宮崎勝郎君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから平成25年12月亀山市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしてあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

6番 豊田恵理 議員

17番 前田稔 議員

のご両名を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月20日までの23日間にいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月20日までの23日間と決定いたしました。

次に日程第3、諸報告をいたします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成25年12月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、ことは、酷暑が続く異常気象の中で多くの台風が発生し、中でも台風26号につきましては、伊豆大島において、人的被害など甚大な被害をもたらしました。お亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

本市におきましては、道路や農業用施設などにおいて被害が発生し、住民の方々には大変ご不便をおかけいたしているところであり、一刻も早い復旧に鋭意努めてまいり所存であります。

さて、経済再生を進めながら財政再建との両立を図るとし、社会保障と税の一体改革の趣旨を踏まえ、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため、平成26年4月1日から消費税率が8%へ引き上げられることとなりました。このことは、市民生活や地域経済はもとより、行政運営にも大きく影響することから、市といたしましても適切な対応が求められるところでございます。

こうしたことから、公共施設の使用料等につきましても、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本とし、関係条例の改正を本議会へ提案させていただいております。

また、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の施行により、平成26年度から10年間の臨時的な措置として、個人市・県民税の均等割が増額となってまいります。

一方、三重県におきましても、災害に強いまちづくりと県民全体で森林を支える社会づくりを推進するため、同じく平成26年度から「みえ森と緑の県民税」が導入されることとなっております。

このような状況を踏まえ、先月、平成26年度の行政経営の重点方針及び予算編成方針を定めましたので、国の各分野における具体的な施策展開を注視し、変化に対して柔軟に対応しながら、新年度に向けた取り組みを進めてまいります。

さて、去る10月24日、鈴鹿山脈を境につながる自治体が、県境を越えた連携を強化しようと、三重・滋賀両県8市町の首長らによる「鈴鹿山麓無限∞会議」が設置されました。会議においては、参加市町間の観光振興や住民交流、鈴鹿山脈にかかわるあらゆる資源の活用などについて活発な意見交換を行ったところであり、今後は住民同士や行政間の交流など、県境を越えた結びつきを強化し、行政圏全体を魅力ある地域にするため、協議を行ってまいります。

それでは、市政の各部門にわたり、第1次亀山市総合計画の基本施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、「快適な都市空間の創造」についてでございますが、企業活動の促進・雇用の創出につきましては、創業支援や中小企業の経営力向上を図るため、去る9月から専門家による実践的なセミナー等をシリーズで開催し、広く中小事業者等の参加を得たところであります。今後も、亀山商工会議所など関係機関と連携し、中小企業者等の意欲ある取り組みを支援してまいります。

次に、農林業の振興のうち、持続可能な力強い農業構造を実現することを目的とする人・農地プランにつきましては、亀山市農業委員会、農業協同組合などの協力を得ながら、農業の現状と課題等を整理しつつ、市全域をまとめるプランとしての作成に取り組んでいるところでございます。今後、集落単位での詳細なプランの策定に向け、地域へ働きかけてまいります。

次いで、道路網の整備のうち、市道と賀白川線整備事業につきましては、最終の工事となる街渠・舗装工事を9月に契約いたし、3カ年にわたって施工してまいりました忍山大橋の上・下部工工事が先月に完成するなど、本年度内の供用開始に向け、順調に進んでいるところでございます。

次に、公共交通機関の整備のうち、地域生活交通再編事業につきましては、本年4月策定の亀山市地域公共交通計画に基づき、昼生地区方面のバス路線の再編を図るため、具体的な運行計画案の作成等を進めているところであります。

続きまして、「市民参画・協働と地域づくりの推進」についてご説明申し上げます。

まず、地域コミュニティの活性化のうち、地区コミュニティセンター充実事業につきましては、平成26年度に改築を予定しております神辺地区コミュニティセンターについて、このほど平成25年度事業として、県の森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金の交付決定を受けましたことから、本議会に工事費等の予算補正を提案いたしております。

なお、建物につきましては木造平家建てを計画しており、特に亀山産材の木材を主に使用するモデルとして、今後の公共施設建設へ生かすことができるよう進めてまいります。

次に、市民参画・協働と交流の場の創造のうち、市民活動応援事業につきましては、10月1日に市民活動応援券を発行いたし、順次、交付申請のあった地区コミュニティや地域まちづくり協議会への交付を行っております。また、登録団体につきましては、今月から第2回目の募集を開始したところであり、今後は行政情報番組やイベント等を通じ、制度のさらなる周知を図ってまいります。

次いで、人権の尊重につきましては、本年6月に施行いたしました「一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例」に基づき、本市の人権施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、亀山市人権施策審議会を近く設置いたし、本市の人権施策の基本となる方針の策定に取り組んでまいります。

また、来月7日には、「第9回ヒューマンフェスタ in 亀山」が実行委員会の主催により開催されますことから、人権意識の高揚につながる機会になることと期待をいたしております。

次に、男女共同参画の推進につきましては、今月、児童虐待防止推進月間及び女性に対する暴力をなくす運動週間に当たりますことから、オレンジリボンツリーへの子供を虐待から守るメッセージの掲示や、JR井田川駅前において、女性に対する暴力をなくす街頭啓発等、県内一斉の児童虐待防止及びDV防止の啓発活動を行ったところでございます。

続きまして、「健康で自然の恵み豊かな環境の創造」についてご説明申し上げます。

まず健康づくりの推進につきましては、地域での健康づくり活動の担い手となる人材育成のため、健康づくり応援隊養成講座を昨年度の川崎地区に続き、昼生地区において、まちづくり協議会と共催により実施しているところでございます。

昼生地区におきましては、三重県地域支え合い体制づくり事業補助金も活用しながら、地域を挙げた健康づくり活動が行われており、地域に根づいた取り組みとなっていくものと期待いたしております。今後は、こうした取り組みをモデルとし、地域での健康づくり活動が広がっていくよう支援してまいります。

次に、地域医療の充実のうち、地域医療再構築プランの策定につきましては、地域医療再生プロジェクトチームにおきまして、先進地域の事例の研究や現計画の検証結果なども踏まえ、検討を進めているところでございます。今後は、本年度内でのプラン策定に向け、パブリックコメントなどを進めてまいります。

次いで、循環型社会の形成・エコシティの実現のうち、環境基本計画の見直し及び地球温暖化防止対策実行計画の策定につきましては、近く亀山市環境審議会からの答申を受ける運びとなっております。今後は、パブリックコメントに向けた最終案の策定を進めてまいります。

また、ごみ溶融処理施設長寿命化事業につきましては、これまでに溶融炉設備・燃烧設備の耐火物や排ガス処理設備等の改良工事の一部を完了するなど、順調に推移いたしており、全体工事での出来高率は65%となっているところでございます。引き続き、ごみ処理に支障を及ぼすことのないよう、万全の体制で工事を進めてまいります。

一方、し尿処理施設長寿命化事業につきましては、平成27年度以降の基幹的設備改良工事の実施に向けた施設の基本設計及び発注仕様の作成等を進めているところであります。

次いで、防災力の強化であります。地震対策・木造住宅補強事業につきましては、平成26年度からの消費税増税により要望件数が増加する中、国及び県の補助金が確保できましたことから、

さらなる木造住宅の耐震化を図るため、耐震補強工事費などへの補助金など、関係経費の予算補正を提案させていただいております。

一方、消防力の充実・強化のうち、北東分署建設事業につきましては、このほど基本設計を取りまとめたところでございます。今後は、実施設計を行うとともに、平成26年度の建設に向け、着実に進めてまいります。

また、災害対応力の強化につきましては、安全で迅速・的確な消防活動を展開していくため、消防山岳救助隊の関係機関との合同訓練や、高速道路消防連絡協議会による総合消防訓練などに多数の職員を派遣するなど、組織活動力の強化及び安全管理の徹底に取り組んでいるところであります。

一方、防火対策の推進につきましては、福知山市内の花火会場で発生した火災を受け、市民が多数参加する行事等における火災予防指導要領を策定し、関係者に火災予防上の指導を強化しているところであります。

また、福岡市で発生した病院火災を受け、入院施設を有する病院等に特別査察を実施し、防火管理体制の重要性を周知徹底したところであります。

さらに、住宅用火災警報器の設置の推進につきましては、新たな取り組みとして、設置済みシールを作成し、消防団の協力のもとで、条例の基準に従って設置されている世帯を対象に同シールを配付するなど、より一層の設置促進を図ってまいります。

次いで、地域安全の充実のうち、「（仮称）犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する条例」の整備につきましては、市内の防犯にかかわる現状と課題について、亀山警察署及び鈴鹿亀山消費生活センターからの助言を得つつ、庁内関係部局での検討を重ねております。これを踏まえ、近くパブリックコメントを実施いたし、条例制定に向けた取り組みを進めてまいります。

続きまして、「生きがいを持てる福祉の展開」についてご説明申し上げます。

まず地域福祉力の向上につきましては、来月3日に新たな民生委員・児童委員への委嘱状伝達式を行うとともに、現委員の退任式や新役員の選出なども予定しております。新たに就任される委員の皆様は、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある方々であり、地域での助け合い・支え合い活動の担い手となっていただけるものと期待いたしております。

一方、亀山市地域福祉計画の諸施策の推進を図るため、亀山市地域福祉計画推進委員会において、社会福祉協議会の亀山市地域福祉活動計画とあわせて取り組み状況についての協議を行ったところでございます。また、本年度は計画の中間年に当たりますことから、近く実施する市民アンケートにより市民意向を把握しつつ、取り組み目標の達成に向け取り組んでまいります。

次に、高齢者の多様な生活スタイルの支援につきましては、11月11日の介護の日に合わせて、市内5店舗にて認知症街頭キャンペーンを実施するとともに、亀山医師会の協力のもと認知症講演会を開催するなど、幅広い世代への認知症についての正しい理解を深めていただけるよう、意識啓発に取り組んだところでございます。

次いで、障がい者の社会参加の促進につきましては、知的障がい者等職場実習事前モデル事業として、就労に向けた訓練のため、市内の就労継続支援事業所へ通所される方1名について、総合保健福祉センターにおいて約1カ月間の職場実習を受け入れたところでございます。こうした実習を通じて、今後の障がい者の就労の場の確保につなげてまいります。

続きまして、「次世代を担う人づくりと歴史文化の振興」についてご説明申し上げます。

まず、子育て支援のうち、子ども・子育て支援事業計画の策定につきましては、9月に実施いたしました子ども・子育てに関する調査結果をもとに、市民意向の分析を進めているところでございます。今後は、亀山市子ども・子育て会議での検討を経て、必要な事業量の把握や計画骨子の策定などを進めてまいります。

次に、文化芸術の振興のうち、かめやま文化年事業につきましては、平成26年度の「かめやま文化年2014」に向けて、運営委員会や庁内調整会議を開催し、リーディング事業やメイン事業の具体的な内容等について検討を行っているところでございます。

また、先月、実行委員会の主催により開催されました市民文化祭につきましては、台風27号の接近により、市民俳句会、生活文化展は中止となりましたものの、芸術文化の発表、鑑賞の場として、多くの方に参加をいただいたところでございます。

さらに、本年度第6回目となる「アート亀山2013」につきましては、先月27日からの9日間、東町商店街において開催され、全国から24組、地元作家12名のアーティストによる商店街等の場を生かした現代アートの展示により、亀山独自の文化芸術を発信していただきました。

続きまして、「行政経営」についてご説明申し上げます。

自立した行政経営のうち、行財政改革の推進につきましては、行財政改革大綱に掲げる受益者負担の適正化を図るため、行財政改革推進本部において基準の策定を進めております。今後は、この基準に基づき、受益者負担の適正化を図ってまいります。

また、本年度末で期限を迎えます指定管理施設について、このほど亀山市指定管理者選定委員会の意見を踏まえ、平成26年度からの新たな指定管理者の候補者を選定いたしましたので、本議会にそれぞれ指定管理者の指定について提案させていただいております。

一方、国民宿舎事業につきましては、本年6月末をもって企業会計を廃止いたし、一般会計での指定管理者による管理運営へ移行いたしましたところでございます。つきましては、本年4月から6月までの間の平成25年度国民宿舎事業会計決算の認定について、本議会に提出させていただいたところでございます。

また、平成20年度からスタートした鈴鹿亀山地区広域行政圏計画につきましては、国の広域行政圏計画策定要綱の廃止や他の団体における動向も踏まえ、同計画を廃止することになりましたことから、鈴鹿亀山地区広域連合規約の変更に関する協議について、本議会に提案させていただいております。

次いで、第1次総合計画後期基本計画の諸施策の推進につきましては、近く市民へのアンケートを実施いたし、市民のまちづくりに対する満足度や施策の重要度を把握するとともに、今後の施策展開に生かしてまいりたいと考えております。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年8月16日から11月15日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の状況は別紙のとおりでございましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮崎勝郎君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育委員会委員長に教育行政の現況について報告を求めます。

肥田教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

おはようございます。

平成25年12月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況についてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず教育に関する国の情勢であります。各種有識者会議においてさまざまな教育改革の審議が進み、文部科学省や内閣府は、審議経過報告や最終まとめを発表しております。中でも、先月には、いじめの防止等のための基本的な方針が取りまとめられ、自治体や各学校に対応の義務を課しています。また、土曜授業については、設置者の主体的判断で取り組みが可能であることをより明確にするための規則改正が提起されているところであります。

一方、県では、国の動きに呼応する形で、公立学校における土曜日を活用した教育のあり方について、土曜授業の積極的な導入の検討が始まっているところであります。

このような国や県の動きの中で、関係者と十分な議論を重ね、子供たちの豊かな学びの実現に努めてまいります。

それでは、最初に、学校教育関係についてご説明申し上げます。

まず、先日、市内校長会を開催し、さきの国や県の教育改革の動向について情報共有を行いました。同時に、学校のさまざまな危機管理や教職員の服務規律の徹底について、管理職だけでなく、個々の教職員が自分の問題として捉え、組織的に機能する学校づくりに邁進していくことを確認しました。また、各校における防災や危機管理マニュアルに沿った訓練等の取り組みを着実に実行していくことも確認したところであります。

さらに、これからの時期、インフルエンザの流行が懸念されることから、全ての公立幼稚園及び小・中学校に対し、マスクの配布等感染予防の対策を講じたところであります。

次に、学校給食について、今月、県総合文化センターにて、全国学校給食研究協議大会が開催され、学校給食における地場産物等の活用方策の分科会において、本市の取り組みの発表の場をいただきました。分科会では、生産者や流通業者との連携、並びに地場産物と食育との関連について、一定の評価をいただいたところであります。今後も、「かめやまっ子給食」の取り組みや食育の推進について、一層の充実に努めてまいります。

続きまして、教育研究関係についてご説明申し上げます。

まず教職員の研究活動についてですが、先月23日、野登小学校において「問い続ける子どもの育成をめざして～ともに学び合う算数的活動を通して～」、また、亀山中学校においては「生き生きと学び、活動できる生徒の育成～ともに学び合う授業の創造～」を研究主題として、教育研究発表会を開催いたしました。250名を超える教職員がそれぞれ2校に分かれ、授業づくりや指導方法の工夫などについて学び合い、それぞれの学校での実践に生かそうとしています。今後も、引き続き研究を深め、授業改善に努めてまいります。

また、先月15日には、道徳教育の実践推進校である昼生小学校において、授業研究会を開催い

たしました。学校全体で道徳の時間の充実に取り組んできた成果を、市内小・中学校の道徳担当教員を対象に報告いたしました。

今後も、来月に道徳教育担当者研修会を予定しており、亀山市全体の道徳教育の推進に努めてまいります。

次に、いじめ問題についてですが、去る9月に県下で一斉に実施された調査報告事案一つ一つを確認し、県への報告を行ったところであります。引き続き、防止に努めるとともに、困難な事案については、教育委員会と学校が連携を図り、ともに解決に向け、組織的に取り組んでまいります。

続きまして、学校施設等の整備関係についてご説明申し上げます。

まず亀山東小学校整備事業の校舎増築工事につきましては、建物の内装工事及び外構工事を施工しており、年内完成に向けて工事を進めております。

次に、白川小学校の耐震改修事業につきましては、校舎南棟の東側部分が完成いたしましたので、引き続き、南棟西側部分の工事を進めてまいります。

また、川崎小学校改築事業につきましては、川崎小学校校舎改築基本計画策定委員会におきまして、改築基本計画策定に向けた検討を重ねてまいりました。計画の完成に向け、取り組んでいるところであります。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず家庭教育の支援に関してですが、生活リズムや触れ合いなど、家庭教育に関する5つの講座をメニュー化して、市内の保育園・幼稚園の保護者等を対象とした出前講座を実施しています。この講座で学んだことや体験したことを子育てのヒントにいただき、それぞれのご家庭で実践されることを期待するところであります。

次に、放課後や休日における子供の居場所づくりの一環として進めております放課後子ども教室推進事業につきましては、今月12日に亀山東小学校区におきまして、第1回放課後子ども教室「わくわくひがしっこ」を開催いたしました。当日は、亀山東小学校のオープンデーを兼ねており、広く「わくわくひがしっこ」をアピールできたところであります。

次いで、青少年健全育成についてですが、青少年総合支援センターの補導員が随時学校を訪問し、具体的な情報交換に努めているところです。

また、自立支援に向けた相談業務につきましては、青少年や保護者の方が気軽に相談に訪れることができるよう、青少年総合支援センターだよりを全戸配布して、センターの存在や取り組みを発信したところです。

続きまして、図書館についてご説明申し上げます。

9月から着工しております図書館の内部改修工事ですが、先月Ⅰ期工事を終え、閲覧室や児童室等を部分開館いたしまして、本の貸出業務を行っているところであります。現在は、学習室部分のⅡ期工事を行っています。12月8日の全館オープンを迎えるまで、市民の皆様にはいましばらくご不便をおかけしますが、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上、教育行政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮崎勝郎君）

教育委員会委員長の現況報告は終わりました。

次に日程第５、議案第７８号から日程第２４、議案第９７号までの２０件を一括議題といたします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第７８号亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございますが、地方税法の一部を改正する法律により、平成２６年１月１日から地方税の延滞金の割合が引き下げられることに準じて、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、当分の間の措置として、後期高齢者医療における保険料の延滞金の割合を引き下げます。

なお、施行日は平成２６年１月１日といたします。

次に、議案第７９号亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についてでございますが、地方税法の一部を改正する法律により、平成２６年１月１日から地方税の延滞金の割合が引き下げられることを踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、当分の間の措置として、公共下水道事業の受益者負担金及び分担金の延滞金の割合を引き下げる特例を定めます。

なお、施行日は平成２６年１月１日といたします。

次に、議案第８０号亀山市火災予防条例の一部改正についてでございますが、消防法施行令の一部を改正する政令による検定対象機械器具等の範囲の見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、住宅用防災報知設備を構成する感知器、発信機等を規定するために、消防法施行令を引用している条項の整備を行います。

なお、施行日は平成２６年４月１日といたします。

続きまして、議案第８１号亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部改正についてでございますが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等による消費税法及び地方税法の一部改正により、平成２６年４月１日から消費税率が５％から８％に引き上げられることに伴い、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

消費税は、最終的には消費者に負担を求めることを予定している税であるため、消費税の増税分を料金額に適正に転嫁しない場合、本来サービス等の利用者に転嫁すべき消費税を住民全体に転嫁することとなり、結果的に住民間に不公平が生じてしまうことにつながります。このため、消費税の課税対象となる公共サービス等の料金額については、消費税を適正に転嫁した金額となるよう、見直しが必要となります。

改正内容は、消費税の課税対象となる２７の条例に定める市の施設の使用料等の額について、消費税率の引き上げに応じた額に改めます。

なお、施行日は平成２６年４月１日とし、改正後の条例の規定は、施行日以後に発する納入通知

書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例によることとする等、附則において所要の経過措置を規定いたします。

続きまして、議案第82号平成25年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ1億8,880万4,000円を追加し、補正後の予算総額を214億6,991万7,000円といたしております。

まず繰越明許費の補正につきましては、地区コミュニティセンター充実事業を初め、関係機関との調整などにより、年度内に完成が見込めないものなど6事業について、やむを得ず繰り越しをいたすものであります。

債務負担行為の補正につきましては、地区コミュニティセンター、学童保育所、並びに勤労文化会館の指定管理料を追加するとともに、各種検診業務委託、斎場管理業務委託について、平成26年4月からの委託先の選定を行うため追加をいたしました。

続いて、歳出の主な補正内容からご説明申し上げます。

まず、歳出予算全般にわたりまして、臨時特例に基づく給与改定に伴う職員人件費、各施設における管理費の入札差金などについて補正を行っております。

総務費につきましては、国・県補助金等の決定により、神辺地区の地区コミュニティセンター充実事業、並びに木造住宅補強事業を計上するほか、退職者の増加により退職手当の増額をいたしております。

民生費では、県の安心子ども基金による補助金の決定により、民間保育所保育士等処遇改善事業費補助金、並びに子ども・子育て支援システム導入事業を計上いたしました。

農林水産業費では、農業集落排水事業特別会計の補正に伴い繰出金の減額をいたし、商工費では、工事請負費など国民宿舎関ロッジ管理費の増額をいたしました。

土木費では、道野12号線整備事業や河川維持修繕費を増額するほか、公共下水道事業特別会計の補正に伴い、繰出金の減額をいたしました。

消防費では、防災基盤整備事業の車両整備費、並びに消防救急無線デジタル化整備事業について、緊急防災事業として事業を実施するため、防災基盤整備事業から予算の組み替えをいたしております。

一方、歳入では、普通交付税の交付決定額により地方交付税を増額いたしました。

国庫支出金は、木造住宅補強事業に係る社会資本整備総合交付金を増額いたし、県支出金では、神辺地区コミュニティセンター改築に係る森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金、並びに安心子ども基金子ども・子育て支援システム構築等事業費補助金などを計上いたしました。

繰入金は、財政調整基金からの繰り入れを減額いたし、繰越金は、前年度繰越金として、平成24年度からの繰越金の残額を計上いたしました。

市債では、防災対策事業債を全額減額いたし、新たに緊急防災事業債を計上いたしました。

次に、議案第83号平成25年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ2億532万8,000円を追加し、補正後の予算総額を48億4,172万8,000円といたしております。

主な補正内容は、歳入では、前年度繰越金を計上いたし、歳出では、後期高齢者支援金、介護納付金、並びに過年度療養給付費等負担金返還金について確定額により計上するほか、国民健康保険

給付費等支払準備基金への積立金を計上いたしました。

次に、議案第84号平成25年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ525万円を追加し、補正後の予算総額を8億785万円といたしております。

主な補正内容は、平成24年度決算の精算に伴う一般会計繰出金を計上いたしました。

次に、議案第85号平成25年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ489万5,000円を減額し、補正後の予算総額を7億9,125万円といたしております。

主な補正内容は、人事異動等に伴う職員人件費の減額のほか、処理施設維持管理費を増額いたしました。

次に、議案第86号平成25年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1,494万9,000円を減額し、補正後の予算総額を15億385万1,000円といたしております。

主な補正内容は、人事異動等に伴う職員人件費の減額をいたしました。

次に、議案第87号平成25年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、人事異動等に伴う職員人件費に係る補正が主なもので、収益的支出を728万7,000円増額し、補正後の予定額を11億4,338万7,000円に、また資本的支出を36万円減額し、補正後の予算額を5億7,724万円といたしております。

次に、議案第88号平成25年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、職員人件費に係る補正であり、収益的支出を1,380万円減額し、補正後の予定額を17億3,390万円といたしております。

以上が、今回提案いたしました一般会計補正予算及び各特別会計補正予算、並びに各企業会計の補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては、副市長をして説明いたさせますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

次に、議案第89号平成25年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は1,117万9,535円、同支出は1,227万4,971円で、消費税を差し引いた当年度純損失は107万4,200円となり、前年度繰越欠損金6,558万4,071円と合わせて当年度未処理欠損金は6,665万8,271円となっております。

資本的収入はなく、同支出の決算額は9,635万100円となっており、収支差し引きで不足する額9,635万100円については、建設改良積立金及び過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

以上、企業会計決算の詳細につきましては、所管する担当局長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第90号から議案第96号までの指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者に公の施設の管理を行わせるため、その指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者が管理する公の施設及び指定管理者となる団体でございますが、議案第90号の地区

コミュニティセンター等につきましては、各地区コミュニティ等を指定管理者といたしております。

次に、議案第91号の亀山市文化会館及び亀山市中央コミュニティセンターは公益財団法人亀山市地域社会振興会を、議案第92号の西野公園体育館など13の運動施設につきましては三幸・スポーツマックス共同事業体を、議案第93号の石水溪キャンプ場のバンガロー施設、テント村及び屋内研修施設は公益財団法人亀山市地域社会振興会を指定管理者といたしております。

続いて、議案第94号の学童保育所につきましては、それぞれ井田川小学校区学童保育所くれよんくらぶ運営委員会、亀山東小学校区学童保育所児童クラブとちの木運営委員会、関小学校区学童保育所さくらクラブ運営委員会を指定管理者といたしております。

次に、議案第95号の亀山市勤労文化会館は亀山地区労働者福祉協議会を、議案第96号の亀山公園など84の都市公園等につきましては公益財団法人亀山市地域社会振興会を指定管理者といたしております。

なお、指定管理者を指定する期間でございますが、議案第90号につきましては平成26年4月1日からの3年間とし、議案第91号から議案第96号につきましては平成26年4月1日からの5年間といたします。

続きまして、議案第97号鈴鹿亀山地区広域連合の処理する事務の変更及び鈴鹿亀山地区広域連合規約の変更に関する協議についてでございますが、鈴鹿亀山地区広域連合が処理する事務から広域市町村圏計画に関する事務を削ること及びこの事務の変更に伴う鈴鹿亀山地区広域連合規約の変更に関して協議することにつきまして、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮崎勝郎君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時55分 休憩）

（午前11時06分 再開）

○議長（宮崎勝郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、副市長に平成25年度各会計補正予算についての補足説明を求めます。

安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

おはようございます。

それでは、今議会に提出をいたしました各会計補正予算の主な項目につきまして、補足説明をさせていただきます。

最初に、一般会計補正予算（第4号）でございますが、4ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございますが、第2款総務費の地区コミュニティセンター充実事業1億1,290万7,000円につきましては、神辺地区コミュニティセンターの改築工事について、平成

26年度の実施予定でしたが、本年度に県補助金を受けることができましたため、早期完成を目指し、本議会におきまして補正予算計上を行い、着手するものでございます。

また、関南部地区コミュニティセンターは、建設用地の決定に時間を要しておりまして、実施設計等について年度内に完成が見込めないことから、いずれもやむを得ず翌年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

次に、第3款民生費の子ども・子育て支援システム導入事業1,019万6,000円につきましては、県の安心子ども基金による補助事業として採択されましたことから、本議会で補正計上を行い、着手するものであり、第8款土木費の道野12号線整備事業541万9,000円は、社会資本整備総合交付金事業の事業費調整により、補正予算計上した工事請負費について、いずれも年度内に完成が見込めないことから、翌年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

次の、第14款災害復旧費の農業用施設等災害復旧事業2,223万5,000円、林業施設災害復旧事業2,400万円、河川災害復旧事業1,200万円につきましては、国の災害査定や地元調整などに時間を要し、年度内完成が見込めないことから、やむを得ず翌年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

次に、第3表 債務負担行為補正でございますが、地区コミュニティセンター指定管理料は19施設について1億6,501万9,000円を、学童保育所指定管理料は4施設について2億1,727万2,000円を、また勤労文化会館指定管理料2,342万1,000円について、それぞれ追加をいたしました。

各種検診業務委託料2,000万円、斎場管理業務委託料3,071万6,000円につきましては、いずれも平成26年度の速やかな業務推進を図るため、委託事業者の選定に着手しようとするものでございます。

次に、第4表 地方債補正でございますが、防災対策事業1億9,870万円について全額減額をいたし、交付税措置など財政上、より有利な緊急防災事業債を新たに活用するため、2億6,050万円を追加するものでございます。

次に、予算に関する説明書をごらんいただきながら、順次ご説明をいたします。

初めに人件費の補正でございますが、60ページの給与費明細書をお願いいたします。

上段の特別職の合計欄166万7,000円の減額は、臨時特例に基づく特別職の人件費の減額であります。一般職につきましては、下段の一般職の総括欄の給料5,924万7,000円の減額、職員手当1億4,697万8,000円の増額、共済費4,557万3,000円の減額により、合計4,215万8,000円の増額となっております。

61ページをお願いいたします。

給料及び職員手当の増減額の明細でございますが、臨時特例に基づく給与改定に伴う給料の減額は4,400万円、職員手当の減額は2,300万円であります。また、退職手当1億6,666万3,000円の増額は、当初定年退職予定者10人に加えまして、勧奨退職により本年度17人分の退職手当が必要となりましたので、不足分を計上いたしました。

戻っていただきまして、15ページの歳出をお願いいたします。

第1款議会費の行政視察旅費173万4,000円の減額は、市マイクロバスの使用や日程の短縮などによる減額でございます。

次に、１７ページでございます。

上段の第２款総務費の施設管理費２１万１,０００円の減額は、契約額の確定に伴う施設管理に係る委託料の減額補正でございます。このほか、各施設における管理費など額の確定したものにつきましても、各費目で減額補正を行っておりますが、個々の説明は省略させていただきますので、ご了承賜りたくお願いをいたします。

次に、中段の地区コミュニティセンター充実事業１億５０万円は、神辺地区コミュニティセンターの改築事業について、工事請負費などを計上したものでございます。

なお、財源として、歳入予算において県からの補助金を計上いたしております。

下段の木造住宅補強事業２,１３９万１,０００円につきましては、耐震補強、耐震補強計画、除却事業について、当初見込みより多くの助成要望に応えるため、事業費の増額を行うものでございます。

なお、財源といたしまして、歳入予算において国及び県からの補助金を計上いたしております。

次に、２３ページをお願いいたします。

第３款民生費の下段、一般事業１,５８２万２,０００円でございますが、平成２４年度の障害者自立支援給付費等負担金などの確定に伴う国・県への返還金を計上いたしました。

次に、２７ページをお願いいたします。

上段の民間保育所補助費のうち、民間保育所保育士等処遇改善事業費補助金８５３万７,０００円は、民間保育所に勤務する非常勤職員を含む職員の賃金改善を行うため補助金を計上いたし、次の子ども・子育て支援システム導入事業１,０１９万６,０００円につきましては、子ども・子育て支援の新制度に係る電子システムの導入経費を計上するもので、いずれも財源として、歳入予算におきまして県補助金を計上いたしており、県からの全額補助となっております。

次に、２９ページをお願いいたします。

上段の障がい児支援事業１,３０４万８,０００円の減額は、障がい児保育に係る障がい児加配の配置基準を見直しましたことから、不用になった非常勤職員の賃金を減額いたすものでございます。

次に、３３ページをお願いいたします。

第６款農林水産業費の下段、農業集落排水事業では、農業集落排水事業特別会計の補正に伴い、繰出金５３４万８,０００円を減額いたしました。

次に、３５ページをお願いいたします。

上段の物産振興事業２７万円の減額につきましては、台風の接近に伴う事業の中止により不用となった補助金の額を減額いたしました。

次に、３７ページをお願いいたします。

第７款商工費の上段、国民宿舎関ロッジ管理費８４６万６,０００円につきましては、客室空調機更新やのり面保護工事のほか、電気設備や給排水設備の劣化度調査などに係る経費を計上いたしました。

次に、３９ページをお願いいたします。

第８款土木費の下段、道野１２号線整備事業１,３００万円、和賀２号線整備事業２５０万円の減額。次の４１ページの上段、名越７号線整備事業５００万円の減額につきましては、社会資本整備総合交付金事業として、交付決定額及び事業進捗による各事業間の調整を行い、計上したもので

ございます。

次に、４１ページをお願いいたします。

下段の河川維持修繕費６００万円につきましては、加太地内の西畑谷川において、河川への土砂の堆積により、増水時に河川を渡るＪＲ関西本線への影響が懸念されますことから、しゅんせつ工事を行うものでございます。

次に、４３ページをお願いいたします。

上段の公共下水道事業１，４６１万５，０００円の減額につきましては、公共下水道事業特別会計の補正に伴う繰出金の減額を行うものでございます。

次に、４７ページをお願いいたします。

下段の第９款消防費の防災基盤整備事業、車両整備費４，０００万円の減額及び消防救急無線デジタル化整備事業２億２，６６９万６，０００円の減額と、同ページの緊急防災事業の車両整備費３，５５１万８，０００円、次の４９ページの消防救急無線デジタル化整備事業２億２，６７２万円の計上につきましては、市債の充当率及び元利償還金の交付税算入率が高く、財政上有利な緊急防災事業として認められましたことから、予算の組み替えを行ったものであります。

なお、財源といたしまして、歳入予算の市債におきまして、予算の組み替えを行っております。

次に、下段の第１０款教育費の私立学校等助成事業６３万円につきましては、補助対象者数の増に伴い、私立幼稚園就園奨励費補助金を増額いたしました。

次に、５３ページをお願いいたします。

上段の一般管理費２００万円につきましては、幼稚園教諭の産前休暇等に伴い、雇用した非常勤職員の賃金を計上したものでございます。

次に、５５ページをお願いいたします。

中段の一般遺跡調査事業１１９万７，０００円につきましては、集合住宅及び個人住宅建築に伴う試掘調査件数の増に伴い、詳細確認調査委託料を増額いたし、その下の一般管理費７８万８，０００円につきましては、歴史博物館の収蔵品として、江戸中期の亀山城と城下を詳細に記した絵図を購入する経費を計上いたしました。

次に、５９ページをお願いいたします。

第１２款諸支出金の地域福祉基金積立金５０万９，０００円は、ふるさと納税等による寄附がございましたので、基金に積み立てるものでございます。

続きまして、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

戻りまして、９ページをお願いいたします。

第１０款地方交付税につきましては、普通交付税の交付額が確定をいたしましたので、２億１，６６６万円増額いたしました。

次に、第１４款国庫支出金の社会資本整備総合交付金１，０１９万６，０００円につきましては、木造住宅補強事業の補助対象事業費の決定により増額をいたし、また母子家庭等対策総合支援事業費補助金２２４万４，０００円につきましては、県補助金から国庫補助金へ予算の組み替えを行うものでございます。

次に、１１ページをお願いいたします。

第１５款県支出金では、上段の森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金３，０００万円につ

きましては、神辺地区コミュニティセンター改築事業において、地域材の使用による補助金を計上いたしました。

また、安心こども基金保育士等処遇改善事業費補助金 9 2 8 万 7, 0 0 0 円、安心こども基金子ども・子育て支援システム構築等事業費補助金 1, 0 1 9 万 6, 0 0 0 円は、いずれも補助率 1 0 分の 1 0 で交付されるものでございます。その他の県支出金についても、それぞれ補助対象事業費の決定などにより、補正を行うものでございます。

次に、中段の第 1 7 款寄附金につきましては、ふるさと納税及び社会福祉資金として寄附いただきました 4 8 万円を社会福祉費寄附金として計上をいたしました。

次に、下段の第 1 8 款繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算における財源調整により 4 億 9, 6 7 4 万 7, 0 0 0 円の減額をいたすものでございます。

次に、1 3 ページをお願いいたします。

中段の第 1 9 款繰越金 3 億 3, 4 2 6 万 1, 0 0 0 円につきましては、前年度繰越金の未計上分を全額計上いたしました。

次の第 2 0 款諸収入の国民宿舎事業会計清算金 1 2 7 万 3, 0 0 0 円につきましては、国民宿舎事業会計決算に伴う増額であり、消費税還付金 4 6 2 万 4, 0 0 0 円につきましては、国民宿舎事業会計に係る消費税還付金を計上したものでございます。

次に、下段の第 2 1 款市債につきましては、防災対策事業債 1 億 9, 8 7 0 万円を減額いたし、新たに緊急防災事業債 2 億 6, 0 5 0 万円を計上いたしました。

以上をもちまして、一般会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明を申し上げます。

7 3 ページになります。

今回の補正につきましては、歳出では、人件費の補正のほか、第 3 款後期高齢者支援金等で 2, 4 0 7 万 1, 0 0 0 円、次の 7 5 ページでございます。上段の第 6 款介護納付金 1, 1 6 7 万 5, 0 0 0 円を、それぞれ額の確定に伴い増額をいたしました。

次に、7 7 ページをお願いいたします。

上段の第 9 款諸支出金では、過年度の療養給付金等国庫負担金の確定などにより償還金を 4, 7 8 4 万 2, 0 0 0 円計上するとともに、下段の国民健康保険給付費等支払準備基金への積立金 1 億 1, 9 0 0 万円を計上いたしております。

戻っていただきまして、7 1 ページをお願いいたします。

歳入では、下段の第 1 1 款繰越金で、前年度繰越金の全額となる 2 億 5 5 7 万 7, 0 0 0 円を計上いたしました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明を申し上げます。

8 7 ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、歳出において、第 1 款総務費で人件費を増額するほか、第 3 款諸支出金で、前年度決算の精算に伴う一般会計繰出金 4 6 6 万 5, 0 0 0 円を計上いたしました。

戻っていただきまして、8 5 ページになります。

歳入では、第 5 款繰越金で、前年度繰越金の全額となる 5 2 5 万円を計上いたしております。

次に、農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明を申し上げます。

９７ページになります。

今回の補正につきましては、歳出において、第１款事業費で、人事異動等に伴う人件費の減額をいたし、汚水処理施設の機器類の修繕料３００万円の増額をいたしております。

戻っていただきまして、９５ページをお開きいただきたいと思います。

歳入では、第６款諸収入で、消費税還付金の確定により５３３万１,０００円を減額いたし、第８款繰越金では、前年度繰越金の未計上分５７８万４,０００円を計上いたしました。

そのほか、第５款繰入金で一般会計繰入金５３４万８,０００円の減額をいたしております。

次に、公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明を申し上げます。

１１１ページになります。

今回の補正につきましては、歳出の第１款事業費では、職員数の減及び人事異動に伴う減などにより人件費の減額を行うとともに、消費税中間納付額の確定によりまして５４万８,０００円を計上いたしております。

戻っていただきまして、１０７ページになります。

歳入では、下段の第５款繰入金の一般会計繰入金１,４６１万５,０００円の減額及び下水道事業基金繰入金１,３０３万円の減額につきましては、次の１０９ページの第８款繰越金において、前年度繰越金の未計上分１,２３４万８,０００円の計上及び歳出補正額との調整により減額を行うものであります。

また、第６款諸収入では、消費税還付金の確定により３４万８,０００円の増額をいたしております。

次に、水道事業会計補正予算（第２号）についてご説明を申し上げます。

１１９ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出につきましては、収入の第１款水道事業収益を３０万円を増額いたし、支出では、職員数の増及び人事異動に伴う増など、人件費の増額をいたしております。

次に、１２０ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出では、収入の第１款資本的収入において、名越７号線道路改良工事に伴う配水管移設工事負担金を４７０万円計上いたし、支出の第１款資本的支出では、人件費の減額をいたしておるところでございます。

次に、病院事業会計補正予算（第２号）についてご説明を申し上げます。

１３１ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出では、支出の第１款病院事業費用において、臨時特例に基づく給与改定に伴う給与費１,３８０万円の減額をいたし、収入の第１款病院事業収益において、一般会計補助金を支出と同額の１,３８０万円の減額をいたしたところでございます。

以上をもちまして、補正予算の補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宮崎勝郎君）

副市長の補足説明は終わりました。

次に、関支所長に、平成２５年度亀山市国民宿舎事業会計決算についての補足説明を求めます。

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

それでは、議案第89号平成25年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定についての補足説明を申し上げます。

まず平成25年度亀山市国民宿舎事業会計決算につきましては、関ロッジ及び道の駅関宿の指定管理者制度による運営への移行に伴い、本年6月30日をもって本会計を廃止いたしましたところであり、4月1日から6月30日までの打ち切り決算となっているところでございます。

なお、この間の営業状況としましては、関ロッジにつきましては、耐震改修工事のため全会計期間中休館であり、また道の駅関宿につきましては、食堂部門が4月1日から4月10日までの間、営業、売店部門が4月1日から4月15日までの間、営業を行ったところでございます。

それでは、決算書の2ページ、3ページをごらんください。

収益的収入及び支出でございますが、まず収入につきましては、第1款宿舎事業収益は、決算額1,117万9,535円となっております。内訳といたしましては、第1項営業収益が決算額80万7,433円で、道の駅の食事料等の営業収入でございます。

第2項営業外収益は、決算額115万3,358円で、車両保険料等の雑収入でございます。

次に、第3項特別利益は、決算額921万8,744円で、打ち切り決算に伴う退職給与引当金精算等によるものでございます。

続きまして、支出でございますが、第1款宿舎事業費用は、決算額1,227万4,971円となっており、内訳としましては、第1項営業費用が779万8,014円で、関ロッジ及び道の駅の維持管理に要した経費等でございます。

第3項特別損失の447万6,957円につきましては、道の駅関宿が5月1日より指定管理に移行したことに伴い、土地・建物等の財産を一般会計に移管したことによる損失でございます。

次に、4ページ、5ページをごらんください。

資本的収入及び支出のうち、まず資本的収入につきましては、平成25年度の収入はございませんでした。

支出につきましては、第1款資本的支出が決算額9,635万100円で、関ロッジ及び道の駅改修工事実施による建設改良費でございます。

次に、6ページをごらんください。

なお、6ページから9ページまでは、消費税抜きの記載となっております。

それでは6ページ、平成25年度亀山市国民宿舎事業損益計算書についてご説明申し上げます。

1の営業収益につきましては、4月15日までの道の駅営業収益の合計76万8,979円となっております。これに対しまして、2の営業費用は、宿舎経営費、減価償却費、道の駅経営費等、合計771万8,383円となっており、これにより694万9,404円の営業損失となっております。

次に、営業外収益は、関ロッジ及び道の駅雑収益の113万3,417円となり、これにより経常損失が581万5,987円となっております。

次に、特別利益としては921万8,744円で、企業会計廃止に伴う退職給与引当金等の経理処理によるものでございます。

次に、特別損失447万6,957円につきましては、道の駅指定管理移行に伴う財産の一般会

計移管による損失でございます。これにより、当年度純損失は１０７万４，２００円となり、前年度繰越欠損金６，５５８万４，０７１円と合わせた当年度未処理欠損金は６，６６５万８，２７１円となりました。

次に、７ページの平成２５年度亀山市国民宿舎事業剰余金計算書についてご説明申し上げます。

上段の表中、自己資本金につきましては、建設改良積立金を取り崩したことから、資本金に同額を組み入れ２億９，９４９万７，１９３円となっております。

次に、剰余金のうち資本剰余金は、受贈財産評価額が８，６４８万４９０円減少したことから、資本剰余金合計は３，１８３万４，６８０円となりました。

次に、欠損金は、建設改良積立金が耐震改修工事等実施により年度末残高ゼロ円となり、未処理欠損金前年度分６，５５８万４，０７１円に当年度純損失１０７万４，２００円を合わせた６，６６５万８，２７１円が当年度未処理欠損金及び欠損金合計となっており、以上、資本合計は２億６，４６７万３，６０２円となっております。

次に、８ページをごらんください。

平成２５年度亀山市国民宿舎事業貸借対照表でございます。

まず資産の部、１の固定資産でございますが、有形固定資産、無形固定資産及び投資の合計２億４，５１９万６，２１２円となっております。

次に、流動資産としては、現金預金及び未収金の合計８，２８８万２，４２４円となっており、資産合計としましては３億２，８０７万８，６３６円となっております。なお、未収金は、主に消費税還付金でございます。

次に、９ページの負債の部でございます。

４の流動負債は、関ロジ耐震改修工事等の未払い金及びその他流動負債の合計６，３４０万５，０３４円となっております。

次に、資本の部でございますが、５の資本金は、自己資本金２億９，９４９万７，１９３円となっております。

６の剰余金につきましては、（１）の資本剰余金合計が３，１８３万４，６８０円、（２）の欠損金合計が６，６６５万８，２７１円となり、剰余金合計はマイナス３，４８２万３，５９１円となっております。したがって、資本合計は２億６，４６７万３，６０２円、負債資本合計は３億２，８０７万８，６３６円となり、８ページの資産合計と合致いたしておるところでございます。

以上、議案第８９号平成２５年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定についての補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮崎勝郎君）

関支所長の補足説明は終わりました。

以上で、上程各案に対する提案説明は終わりました。

次にお諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

明２９日から１２月８日までの１０日間は、議案精査のため休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがって、明２９日から１２月８日までの１０日間は休会することに決しました。

次の会議は１２月９日午前１０時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午前１１時４２分 散会）

平成 2 5 年 1 2 月 9 日

亀 山 市 議 会 定 例 会 会 議 録 （ 第 2 号 ）

●議事日程（第２号）

平成２５年１２月９日（月）午前１０時 開議

第 １ 諸報告

第 ２ 上程各案に対する質疑

議案第７８号 亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第７９号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

議案第８０号 亀山市火災予防条例の一部改正について

議案第８１号 亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部改正について

議案第８２号 平成２５年度亀山市一般会計補正予算（第４号）について

議案第８３号 平成２５年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について

議案第８４号 平成２５年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について

議案第８５号 平成２５年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について

議案第８６号 平成２５年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について

議案第８７号 平成２５年度亀山市水道事業会計補正予算（第２号）について

議案第８８号 平成２５年度亀山市病院事業会計補正予算（第２号）について

議案第８９号 平成２５年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について

議案第９０号 指定管理者の指定について

議案第９１号 指定管理者の指定について

議案第９２号 指定管理者の指定について

議案第９３号 指定管理者の指定について

議案第９４号 指定管理者の指定について

議案第９５号 指定管理者の指定について

議案第９６号 指定管理者の指定について

議案第９７号 鈴鹿亀山地区広域連合の処理する事務の変更及び鈴鹿亀山地区広域連合規約の変更に関する協議について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（２２名）

１番 西 川 憲 行 君

２番

高 島 真 君

３番 新 秀 隆 君

４番

尾 崎 邦 洋 君

５番 中 崎 孝 彦 君

６番

豊 田 恵 理 君

7 番	福 沢 美由紀 君	8 番	森 美和子 君
9 番	鈴 木 達 夫 君	10 番	岡 本 公 秀 君
11 番	伊 藤 彦太郎 君	12 番	前 田 耕 一 君
13 番	中 村 嘉 孝 君	14 番	宮 崎 勝 郎 君
15 番	片 岡 武 男 君	16 番	宮 村 和 典 君
17 番	前 田 稔 君	18 番	服 部 孝 規 君
19 番	小 坂 直 親 君	20 番	竹 井 道 男 君
21 番	大 井 捷 夫 君	22 番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	安 田 正 君
企 画 総 務 部 長	広 森 繁 君	財 務 部 長	上 田 寿 男 君
財 務 部 参 事	神 山 光 弘 君	市 民 文 化 部 長	梅 本 公 宏 君
健 康 福 祉 部 長	伊 藤 誠 一 君	環 境 産 業 部 長	稲 垣 勝 也 君
建 設 部 長	三 谷 久 夫 君	医 療 セ ン タ ー	松 井 元 郎 君
危 機 管 理 局 長	西 口 昌 利 君	事 務 局 長	広 森 洋 子 君
関 支 所 長	坂 口 一 郎 君	文 化 振 興 局 長	若 林 喜 美 代 君
上 下 水 道 局 長	高 士 和 也 君	子 ど も 総 合	西 口 美 由 紀 君
消 防 長	渥 美 正 行 君	セ ン タ ー 長	服 部 和 也 君
教 育 委 員 会 委 員 長	肥 田 岩 男 君	会 計 管 理 者	伊 藤 ふ じ 子 君
教 育 次 長	石 井 敏 行 君	（ 兼 ） 出 納 室 長	渡 部 満 君
監 査 委 員 事 務 局 長	栗 田 恵 吾 君	消 防 次 長	井 上 友 市 君
		教 育 長	
		監 査 委 員	
		選 挙 管 理 委 員 会	
		事 務 局 長	

●事務局職員

事 務 局 長	浦 野 光 雄	書 記	渡 邊 靖 文
書 記	高 野 利 人		

●会議の次第

（午前10時00分 開議）

○議長（宮崎勝郎君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

日程第1、諸報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書2件が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、日程第2、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。質疑にあつては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるもので、議題の範囲を超えて質疑することがないようにご注意をお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

10番 岡本公秀議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

おはようございます。

私は1年間、監査委員として務めてまいりましたので、質疑をするのは1年ぶりでございます。なれていない上に、12月議会のトップバッターということでお聞き苦しい部分があったら、お許し願いたいと思います。

さて、議案第91号、92号、93号、96号におきましては、それぞれ文化会館、中央コミュニティセンター、各運動施設、石水溪キャンプ場、84カ所の都市公園の、今後5年間にわたる指定管理者を決定する議案であります。

そもそも指定管理者制度を導入したのは、市が直営するよりも少ない経費で充実した市民サービスを実現するという目的のためであり、これらの施設の指定管理期間が一旦満了した現在、果たして所期の成果が得られたと考えているのか、それぞれの施設についてお答え願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

10番 岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

おはようございます。

現在の、指定管理者制度導入による成果につきましては、本年6月定例会に資料を提出させていただいておりますが、制度の目的に見合った民間経営のノウハウを活用した独自の事業が積極的に行われ、利用者のサービス向上、また施設の効率的な管理運営により、経費の削減にもつながっているものと考えております。

まず、文化会館及び中央コミュニティセンターにつきましては、亀山ミュージックジャンボリーやアウトリーチ活動といった市民参加型や育成型事業など、数多くの自主文化事業が開催され、将来を担う人材を育成しようとする積極的な取り組みが行われてきました。また、亀山市芸術文化協会を初め、さまざまな地域の文化団体等との連携に努められ、文化会館を中心とした文化振興の推進が図られたものと考えております。

続きまして、運動施設につきましても、水中ウォーキング教室や骨盤体操などノウハウを生かした自主事業の開催、またスポーツ団体や地域との連携にも取り組まれ、平成24年度の利用者数を平成21年度と比較しますと、1万8,653人増加しており、施設利用者の増加にもつながって

いるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

おはようございます。

続きまして、石水溪キャンプ場施設におきます成果でございますが、まず利用者数の変化について申し上げますと、指定管理者制度移行前の平成17年度が、年間利用者数が6,165人でしたが、公募型指定管理期間であった平成21年度から25年度の平均利用者数は7,187人で、比較いたしますと、年間約1,000人、16.6%の増加となっており、利用者増につながったものと考えております。

次に、経費につきましては、応募者が1社のみであったこともあり、大幅な予算削減にまでは至らなかったものと考えております。また、サービス向上につきましては、地域と連携し、石水溪まつりやキャンプ教室が開催され、石水溪の自然に気軽に触れられる機会が創出されるなど、利用者や市民へのサービス向上につながったものと評価をいたしております。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

おはようございます。

都市公園施設の指定管理期間における成果でございますが、除草作業などの通年的な管理に当たりましては、仕様書どおりに適正に実施されているとともに、公園見守り隊を独自に結成するなど、地域住民との連携に向けた取り組みが積極的に行われております。また、菖蒲園の継続した改善提案や施設の計画的な修繕が行われたことで、効率的な管理における経費の縮減も図られたと考えております。特に、利用者の動向につきましては、日常的に公園の来園者数の調査を行っておりませんが、亀山公園の菖蒲園において毎年実施いたしております花しょうぶまつりにおいては、年々来園者が増加をしております。さらに、市内外よりハナショウブの生育状況について評価をいただいておりますので、利用者の満足度の向上につながっているものというふうに考えております。

次に、サービスの向上につきましては、公園施設の点検の有無について公園内に掲示するとともに、公園見守り隊の皆様の協力により危険箇所などの早期発見につなげるなど、利用者の安全性の確保が適切に行われております。また、菖蒲園におけるハナショウブの栽培指導や太極拳教室の実施など、公園利用の促進につながる取り組みについても積極的に行われておりまして、評価できるものというふうに考えております。管理運営経費につきましては、指定管理者の公募により全体的にコストの縮減が図られたものというふうに考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

岡本公秀議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

各種施設においても、それなりにきちっとやっていただいておりますし、菖蒲園なんか堆肥をつくるのに大量のぬかをまぜて、いろいろとご努力をやっておられるようで、非常にまた来年が楽しみであると思っております。

それで今回は、1社だけの応募というのは4件中3件あり、競争というのは余り見られなかったと思いますが、それぞれが選定委員会にかけて審査されたとなっております。そこで、選定委員の人選ということになりますが、やはり人選でも、施設によって性格が違うから、それぞれそのことを詳しくご存じの方もおられますし、また指定管理者が途中で事業の継続ができやんとかということになると困ったことになるので、財務とか、指定管理者のそういうのを全部見る、共通した基盤を見てくれる方も必要と思うわけですが、それに当然所管の責任者も必要だと思います。選別・選定に当たっては、当然透明性も確保せなあかんということで、こういった選定委員会の人選とか、また選定に当たっての透明性、こういうことをどのように確保してあるのかお聞きいたしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

皆さん、おはようございます。

指定管理者選定委員会の事務局を預かっておりますので、私のほうでお答えをさせていただきます。

指定管理者選定委員会の構成でございますが、亀山市指定管理者選定委員会要綱に基づき、委員長には副市長、副委員長には亀山市行政改革推進委員会委員長を充て、委員には税理士、建築士、三重大学産学連携コーディネーター、企画総務部長の計6名の委員を基本委員として、さらにより専門性を高めるため、各分野の専門委員及び施設所管の部局長を加えた計8名の委員により審査を行ったところでございます。例えば、文化会館及び中央コミュニティセンターの選定には、基本委員の6名に三重県文化会館館長と文化振興局長の2名が専門委員として加わり、8名で審査を行ったところであります。

次に、透明性を高めるために何か工夫をやったのかということでございますが、審査過程の透明性という観点からは、指定管理者選定委員会の会議を公開することが最善であろうと考えております。しかし、一方で公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあること、また、率直な意見の交換または意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、当初の2回の会議は公開とし、プレゼンテーション及びヒアリングに係る第3回以降の会議は非公開といたしたところでございます。

なお、今回の公募から新たに応募書類として公表用の事業計画書の用紙を提出するよう公募要領に記載し、提出された事業計画書の用紙をプレゼンテーション実施前に市ホームページに掲載することにより、審査の透明性を高めるよう努めたところでございます。また、先ほども申し上げたとおり、今回の選定委員会から施設に精通した委員2名を加えた8名で審査を行いましたことにより、より透明性、専門性の高い審査が行われたものと考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

岡本公秀議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

会議の公開と、該当する指定管理者、例えば民間企業なんかが絡んでくると、余り公にしてもらったら困る部分も出てくるで、やはりそこら辺はちょっと伏せやなあかん部分もあるかと思います

けれども、だけど、大体会社が表に出しておる自分の会社の資料というのがどこでもあるわけであって、余りそういうふうなものに載っているような話やったらできるだけ公開してもらったほうがいいかと思います。

次に、選定委員会での選定基準というものに入りますが、一応2,000点満点ということで採点を行っておられるようですが、その審査の視点ですね、どういうところに重きを置いてするか。これは施設によって配点も違うと思いますが、その審査の視点と配点の内容がどのように定められているのかお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

指定管理者の候補者選定に係る選定基準でございますが、平成19年3月に策定しました亀山市指定管理者制度運用指針の中で示されております選定基準項目をもとに施設ごとに選定基準を作成し、選定委員会において決定しております。

評価点の配分についてでございますが、運動施設の設置目的は、スポーツ活動等を推進し、市民の心身の健全な発達に寄与することであり、また文化会館の設置目的は、市民の文化及び教養の向上並びに福祉の増進に寄与するため設置されております公の施設でございますので、市民との協働の考え方、利用者へのサービス向上策及び自主事業、文化会館におきましては自主文化事業になりますが、その提案内容を重点項目として配点をしたところでございます。

また、指定管理者制度の目的の一つであります経費縮減の考えから、収支計画や指定管理料の提案を含めた妥当性についても考慮し、配点をしております。

○議長（宮崎勝郎君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

次に、石水溪キャンプ場施設の審査の視点、配点基準でございますが、応募者が、指定管理者として石水溪キャンプ場施設の設置目的や運営方針を十分に理解し、施設を適切に管理する能力があるか、また市民と協働し、施設の特色を生かした利用促進や利用者へのサービス向上を図ることができるかといった点を重視して、配点をいたしたところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

都市公園施設の指定管理公募に伴う審査に当たって、選定評価基準を設定しておるわけですが、この選定評価基準におきまして、特に配点を高くした項目につきましては、1点目に除草や樹木剪定、施設維持などを適切に実施するために必要となる人員の配置や体制が確立をされていること、並びに維持管理水準の向上が図られた提案であるかということ。それから2点目に、公園の利用促進に当たり、非常に重要であります地域住民との連携の考え方について、具体的な連携方法の提案がなされているかということ、それから3点目に、緊急時の対策についてございまして、公園内でのけがや急病への対応や災害時の対応など、その対策が適切に示されているかということでございます。この以上の3点について高く配点をいたしております。これらのほかにも、公園利

用者へのサービス向上策や、利用者からの要望の把握とその実現方策などにつきまして、比較的高い配点といたしております。

○議長（宮崎勝郎君）

岡本公秀議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

わかりました。

やはり施設ごとに特性が違いますんで、それに合った傾斜配分的な配点をするということは当然のことでございますが、その企業の経営内容、財務とかにもやはり基礎的にはきちっと配点・採点をしてもらっておくことと思います。

次に、2,000点満点で、1,200点以上あれば合格とみなしているようでもございますが、例えば、石水溪キャンプ施設、都市公園、文化会館及び中央コミュニティセンターは、得点を見ますと1,400点台、1,470とか80とか、そういう得点ということが明示されております。これは、2,000点で1,400点台というと、100点満点に言わせれば70点で、余り良好な成績とは私は思えないわけでございますが、担当部署はこの今回の得点で、ああこれでいいんだと、こんなもんでしょうと満足しているのか、それとも、いやいやまだ不足やから、点数の低い項目に関してはやはり改善というものを要望せなあかんということで、該当する指定管理者に改善要望、改革要望を出しているのか、この点に関してお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、今回の選定結果といたしましては、現在の各施設の指定管理者となっています事業者が指定管理者優先交渉権者となったところでございます。

また、指定管理料につきましては、現在の指定管理料より管理料が安くなったところでもございます。応募者からの独自提案につきましても、前回よりさらなる創意工夫が見られたところでございます。

なお、得点の評価であります。第3回の指定管理者選定委員会において、先ほど議員がおっしゃられたとおり2,000点満点中1,200点を最低水準と定め、1,200点に満たない事業者は、指定管理者優先交渉権者及び次点者に決定しないといたしたところであります。また、評価項目について客観的な判断が可能な指定管理料、利用料金につきましては、一定の基準を設けて審査を行ったところでございます。指定管理者選定委員会における選定結果には、各施設における選定に当たっての今後の運営についても意見を付したところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

担当部局からということで、指定管理者の選定につきましては、先ほど上田財務部長から答弁しましたが、亀山市指定管理者選定委員会におきまして、公募に基づき事業者から提出されました応募書類に関してプレゼンテーション及びヒアリング等により、厳正な審査により、採点の上、決定されたもので、設定の理由につきましても、既にホームページに掲載されておりますが、指定管理

者として適切な事業者が選定されたものというふうに考えております。

文化会館及び中央コミュニティセンターにおける地域社会振興会の提案につきましては、現在の指定管理者としての実績をもとに、団体との連携による参加型事業の開催が提案され、今後さらなる協働の強化と自主文化事業の充実が期待されます。また、利用者による改善ボランティアの導入や、職員によるセルフモニタリングの実施によるサービス向上への取り組み、さらに、これまでにない体験型の独自事業による利用促進への取り組みを評価いたしております。選定委員会の中では、少し利用者増加のための事業実施に当たってターゲットを明確にされたいというような意見も出ておりました。

運動施設における三幸・スポーツマックス共同事業体の提案につきましては、現在の指定管理者としての実績をもとに、さらなる実施事業の充実に向けた具体的な提案により、市民がスポーツに触れる機会の拡充や健康増進の向上が期待できる内容でございました。また、スポーツ指導者の派遣による地域貢献や総合型地域スポーツクラブへの協力や事業連携による取り組み、さらにサービス向上の面でも、各種トレーニングマシンの更新やトレーニング指導士による具体的な提案を評価しております。なお、指定管理料につきましても、他事業者に比べ安価な提案内容でございました。

三幸・スポーツマックス共同事業体につきましては、選定委員会の中で、B & G海洋センタープールにおけます冬期の利用者増に向けて努力をされたいというような意見もつけさせていただいております。

○議長（宮崎勝郎君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

石水溪キャンプ場施設でございますが、得点のほうは、2,000点中1,438点ということで、71.9%の得点率でございます。評価といたしましては、やはりこれまでの堅実な管理というのが評価されておると思いますが、大変よいというところまでの得点には至っていないのかということでございます。

このあたりというのは、まだまだいろんな地域の特性を生かした自主事業とかができるんじゃないかというようなこともあろうかと思ひまして、指定管理者のほうへは、意見として申し添えた内容といたしましては、地域とのさらなる連携を図って、魅力あるキャンプ場運営に努めていただきたい、あるいは豊かな自然などの地域特性を生かした自主事業の実施に努めていただきたい、また職員が石水溪に親しんでいただきたい、そういった要望のほうをさせていただいたところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

今回の都市公園施設の指定管理者公募に伴う審査の結果ですけれども、公園の選定評価基準が反映をされておりますので、適切なものというふうに考えております。具体的な評価の内容としましては、現在の指定管理者としての実績をもとに、さらなる維持管理の水準向上策や防犯体制の強化について具体的に提案をされたこと、またボランティアをふやす方策として営業担当を配置するなど、積極的な姿勢を総合的に評価をしたということでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

岡本公秀議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

それなりに点数の低い項目に関しては改善要望を出しておられるようで、これがきちっと実行されるということが大前提ですので、やはり担当は市民の声を聞きながら、本当にただ紙に書いて出されたものをそのままうんうんと言って、それっきりじゃなくて、本当に実行されるかどうか、やはり確認をしていただきたい。

最後に、今後5年間にわたって指定管理をやっていただくわけですので、市当局も先ほどの答弁にあったように、レベルの高い、市民満足度の高い、そういう指定管理を指定管理者に要望をして、少しでも市民サービスの充実を図るように努力をしていただきたいということを申し述べて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

10番 岡本公秀議員の質疑は終わりました。

次に、15番 片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

通告は、款項目の若い数字で通告がしてありますが、確認したい項目から、私の産業建設委員会の所管以外で、議案第82号、一般会計補正予算について質疑をさせていただきます。

一番初めに、第7款商工費、第3目観光費、国民宿舎関ロジ管理費、修繕料120万円、指定管理料119万1,000円、業務委託料157万5,000円、工事請負費450万円がなぜ必要になったかの根拠について確認をさせていただきます。

今回の補正は、代表者会議での議論と今回の補正が関係あるのかなのか、まず確認させていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡武男議員の質疑に対する答弁を求めます。

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

まず、今回の補正が代表者会議の説明と関係があるのかということでございますが、本年7月の関ロジの指定管理者制度による管理への移行以後、幾つかの修繕工事の実施が必要となり、代表者会議におきまして、12月補正予算までに緊急に対応が必要な修繕工事について予備費を充用し、対応させていただくことをご説明申し上げたところでございます。

そして、このたびの補正予算につきましては、対応が必要な修繕工事等のうち、12月補正予算にて対応可能であったものについて計上をさせていただいたところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

代表者会議での話と今回の補正とは別ということは、要は、代表者会議で言われた金額と、またこれと2回必要やったというように判断させていただきますけれども、指定管理者と契約され、7月にオープンされていますね。なぜ今この投資が必要なのか、私はこれ不思議ですわ。市民が税金

の使用を納得できると私は思っておりません。そこで、修繕料、指定管理料、業務委託料、工事請負費の今回の補正について詳細に説明をしてください。

○議長（宮崎勝郎君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

今回計上させていただきました補正予算のうち、まず修繕料120万円の増額につきましては、関ロッジ建物における鉄骨部分で劣化が進んでいる箇所があり、この塗装工事を行います経費と、本年度残りの期間におきまして、突発的な故障等が発生した場合に備えた修繕費用でございます。

次に、指定管理料119万1,000円の増額につきましては、本年7月1日の指定管理移行前後、指定管理者が緊急的に対応した修繕工事のうち、指定管理開始前からの施設の不備が原因と認められるものについて、基本協定第30条の規定に基づき、本年度指定管理料を変更することによって市が負担するものでございます。

次に、業務委託料157万5,000円の増額につきましては、関ロッジは、昭和42年建築のため老朽化が進んでおり、今後の管理運営のため、これまでの設備の整備状況、現在の劣化状況等を把握し、今後どのような修繕、更新が必要であるかを調査いたす経費でございます。

そして、工事請負費450万円の増額につきましては、関ロッジ北側ののり面において地表が露出するなど、将来の崩落が心配されるところがございまして、この保護工事を行う費用と、関ロッジ客室の老朽化した空調機器の更新を行う工事費でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

修繕料は建物の劣化、不思議やなあ。指定管理料、一番初め契約しておいてまた追加、こんな指定管理をすることがあるんですか。業務委託料は指定管理料と同じような内容みたいな答弁です。それから、工事請負費についてはのり面と、これは何かあってからではあかんということでやれるんですけれども、議案質疑ですけれども、この予算が本当に市民に納得できる補正予算ですか。本当にこれが行政がやる行政経営ですか。これが指定管理者への移行なのですか。もっと優秀な職員の英知を結集して、税金を無駄なく使用してもらえるように考えてください。今から質問しますけれども、今回のこの補正で、今後5年間は投資の必要もない関ロッジなんですか、答弁してください。

○議長（宮崎勝郎君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

施設が老朽化する中、結果として指定管理者制度移行後において、多くの修繕工事を実施することになってしまいましたことをおわび申し上げるところでございます。

今後におきましても、老朽施設であり、施設整備の修繕改修工事の必要性は生じてくるものと考えておりますが、極力計画的な改修計画を持ち、対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

確かに5年分、もうないのかと言うたかて、答弁はできやんと思いますけれども、本当に十分考えてこれから管理していただくようお願いしたいと思います。

こんな議案で言うのは悪いけれども、僕らが一番初め関ロッジで勉強会をしてよばれたときの食事と、それから役選の後、それから所管の後と、食べるものが違うという関ロッジでございますんで、また今後ともよろしくお願いしたいと思います。

次に移ります。

第10款教育費、第5目遺跡調査費で、一般遺跡調査事業、詳細確認調査委託料の119万7,000円の増額について確認をします。

この補正は、一般財源から119万7,000円を支出して、今どうしても遺跡調査をしなければならない、例えば公共施設をするので必要な事業なのか、今どうしても調査しなければならない目的の根拠と調査場所の詳細を説明してください。

○議長（宮崎勝郎君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

一般遺跡調査事業、詳細確認調査委託料でございますが、開発行為に対する試掘調査時の重機等による掘削業務に係る委託料でございます。試掘調査は、周知の埋蔵文化財包蔵地内における開発行為におきまして、適切な開発指導のため埋蔵文化財の有無や地下の文化財の状況を確認するもので、市が行うこととなっております。

調査費用につきましては、各年度の開発行為件数の想定に基づき予算化しておりまして、本年度は8件を予算化しておりました。調査場所を詳細にということでございますので、既に関町木崎、関町新所、関町小野、和田町などで8件実施いたしました。さらに、関町木崎、関町中町、関町新所、川崎町、亀田町などで、開発行為における試掘調査の依頼を受けておりますことから、調査が必要になったものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

文化財保護の観点から、開発で新しく家を建てられるということで、一応は理解させていただきました。そうやけど、これはいわゆる家を建てるということ自体も、消費税が上がるで駆け込みの工事と違うのかなあと。それだけこういう駆け込みがあっても、予算的に一般会計から、財務部長、十分余裕あるの。補正予算が出てきたら、こうやって駆け込みで工事するというのであれば、予算的にも余裕があって予算つけたんか。確認します。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

補正予算につきましては、緊急性とかそういうものを判断して補正予算をつけさせていただいています。今回の場合はそういう試掘の必要があると、これはやはり消費税のこともあって、市民の

皆さんに迷惑をかけるといけないということもありまして、今回補正予算をつけさせていただいたところでございます。

財政的な余裕でございますが、今年度、単年度に限っては昨年度より税収も伸びていますし、交付税等の増額の要素もございます。今年度、単年度に限っては、前年度よりは財政的には少しよいような状況でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

開発とか、確かに税収がふえんのやでさ、開発してもらって、ちゃんとできていくのもええと思えますけれども、それから、今回のように一般会計から遺跡調査をやられますけれども、私、議案ですけれども、9月の予算決算委員会で話させてもらいました。能褒野の梅林の遺跡、あそこに昭和25年ごろに亀山市からし尿を入れさせてくれということで、6反のところに3本大きく穴を掘ってし尿が入っていると。僕は、そういうところを調査してもらえるんかと思っていましたんですけれども、今回違いましたけれども、今後、そういうことまでできるのか、やってほしいと言うたのでいいのかできやんのか、答弁願います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

能褒野の梅林の件でご質問いただきましたので、埋蔵文化財包蔵地の範囲でございますが、地表面に散布しております遺物等によって定めております。議員がおっしゃいましたことなど、土地の履歴として把握しますことは市にとっても重要なことでありますが、埋蔵文化財包蔵地内においては、部分的な改変でございますので、そのことによって包蔵地の範囲を見直すということはないというふうに考えております。

また、文化財保護法に埋蔵文化財が位置づけられたのは昭和50年の法改正時でございますが、それ以前に行われた土地の改変等につきましては、その土地の歴史的な事象として捉えることができ、試掘調査や発掘調査等によりまして確認する必要があると考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

ええ答弁いただきまして、ありがとうございます。

それ以外にまたということだけ申し上げて、議案ですので終わります。

次、第2款総務費、13目災害対策費、木造住宅補強事業であります。住宅除却事業補助金596万円の増額について確認をさせていただきます。

住宅除却事業がなぜ災害対策費で木造住宅補強事業になるのか、私ちょっと理解できませんので、説明してください。

○議長（宮崎勝郎君）

西口危機管理局长。

○危機管理局长（西口昌利君登壇）

住宅除却事業補助は、耐震診断において評点が0.7未満の木造住宅に対しまして、その除去費用の3分の2かつ30万円を限度として補助を行うものでございます。

それによりまして、耐震性の低い木造住宅の撤去、さらには耐震性のある住宅の新築につながるものというふうに考えておりますことから、木造住宅補助事業に当たるものというふうに考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

今、目的は耐震補強ができやんやつと、次聞こうと思ったら先に言われてしまいましたけれども、その辺は理解しました。ただ、最高金額が30万、これも言われてしもたんで、そうしたら、要は今やられる戸数は何戸あるのか。2回目に聞くつもりで通告してあったやつを1回目に言われたんで、2回目、戸数だけ、今何戸あるのか教えてください。

○議長（宮崎勝郎君）

西口危機管理局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

今回の596万円の補正によりまして、戸数は21棟でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

30万円補助すると言われる、この住宅除去事業の制度は今後も継続されるのか、説明をしてください。

○議長（宮崎勝郎君）

西口危機管理局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

本制度は、先ほども申し上げましたように、耐震性の低い木造住宅の撤去、さらには耐震性のある住宅の新築につながるものというふうに考えております。それとまた、2分の1の国庫補助制度もございまして、今後この国庫補助制度を活用して、継続していきたいというふうに考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

今後も続けていただくということで、この質問は終わります。

次、第9款消防費、第3目消防施設費、北東分署建設事業の中に浄化槽法定検査手数料1万2,000円の増額が記載されております。

私は、浄化槽の法定検査手数料とは、北東分署でどこか使われておる建物があって、浄化槽があって、その年2回の手数料と思ったんですが、この手数料が必要なのはなぜなのか、確認したいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

浄化槽の法定検査につきましては、新たに設置された浄化槽が適正に設置され、機能を果たしているかを確認する浄化槽法第7条に基づく検査と、以後の保守点検が適正に行われているかを確認する同法第11条に基づく検査があります。今回は同法第7条に基づく検査となります。

建築確認の申請時には、同法第7条に係る浄化槽法定検査受付書を添付した浄化槽調書が必要になりますが、検査費用につきましては、三重県の指導により前納することになっております。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

要は今、北東分署の建物がないということですね。せやけどもこの手数料が要するというのは、新しくつくるのに、要は申請手数料なの。僕は、新設するのに、浄化槽を設置する申請手数料と書いてもうろうておったらもう質問せんでええ。せやけども、それを申請手数料ということで理解させてもらいますけれども、これからが公共施設に浄化槽じゃなくて公共下水、あそこは農業集落排水がつなげやんかどうかわかんけれども、公共下水とつなぐことを計画もされて、今はないんで、浄化槽でやられるということに判断させてもうろうてよろしいか、答弁してください。

○議長（宮崎勝郎君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

浄化槽の設置申請につきましては無料ですが、浄化槽法第7条に基づく検査が義務づけられており、検査手数料として計上いたしました。また、北東分署建設予定地は農業集落排水事業田村地区の排水処理区域に隣接しますが、田村地区浄化センターは現在飽和状態で受け入れを制限しており、よって浄化槽を設置するものであります。

なお、建設予定地は現在公共下水道計画区域には入っておりませんが、将来につきましては、今後上下水道局と協議してまいります。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

公共下水とつなぐというのは、その辺はよくわかったんやけども、さっきの浄化槽の点検手数料と言われましたね、また。申請手数料でなくて検査手数料と言うたら、この12月に補正して、来年の3月までに浄化槽が設置されて、それを検査する手数料なんですか。僕、それちょっと意味わからんだで、もう1回答弁してください。

○議長（宮崎勝郎君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

先ほどもご答弁をさせていただきましたが、この確認申請にあわせまして、浄化槽法定検査の受付書を添付する必要があるかと思います。そのときに、検査費用を前納するという三重県の指導に基づき、今回補正をお願いするものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

何か今聞いておると、前納するということは、北東分署の浄化槽ができて、初め何回分か知らんけど先に前納しておくという意味。来年3月の分までやなくて、検査手数料というのができてから検査手数料があるので、そうか設置したやつの、ちゃんとしたものができておるというやつの検査手数料なんか、何かその辺わからん、もう1回。

○議長（宮崎勝郎君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

浄化槽法の第7条では、新たに設置され、またはその機能もしくは規模の変更された浄化槽について、期間内、この期間と申しますのは、使用開始後3カ月、または5カ月間の間までにその機能が適切に用をなしているかという検査を必要とするものであります。今回の補正につきましては、それに関する費用の補正をお願いするものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

要は、浄化槽がちゃんと機能しておるかというやつを検査するんやと、それはわかるの。そうやけど、それが来年3月までにできて、それを検査するのと違うのやろ。それで、僕が聞いているのは、それはわかるで、要は2年か3年先か知らん、できてから初めて浄化槽を使用されますわね。それで初めてその手数料が使われるのか、それを聞いておったの。

○議長（宮崎勝郎君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

片岡議員の申されるとおりでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

理解できました。ありがとうございます。

最後、第3款民生費、第1目社会福祉総務費、地域団体支援事業、社会福祉協議会へ補助金として、24万1,000円の増額について確認をさせていただきます。

今回、なぜ補助金が増額なのか。必要になったのか、何でこの時期に補助金が必要になったか、確認させてください。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

今回の補正につきましては、3つの団体から社会福祉資金を目的といたしますご厚意の寄附を受けし、その目的が、亀山市社会福祉協議会の活動支援に対しますことから、地域団体支援事業の

社会福祉協議会補助金として社会福祉協議会に交付しようとするものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

意味はわかったんやけどさ、そうやけども、この中に寄附金でいただいておりますのは13万円ですね、補正予算書で出てくるのは。残り11万1,000円を一般財源からも補填されていますけれども、なぜ一般財源から補填もして24万1,000円にされたのか、それを説明してください。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

財源内訳の一般財源の11万1,000円は、平成25年3月、平成24年度でございますが、平成25年3月に1団体から寄附金を受納したものを、平成24年度での最終補正に間に合わないため、一旦平成24年度歳入として受け入れたものを、今回平成25年度歳出として、ご厚意の目的に沿って社会福祉協議会へ補助金として一般財源で同額を支出するものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

わかりました。要は、25年3月にもろたのと両方の寄附金を合わせて、24万1,000円の補助金を社会福祉協議会へというのはわかりました。

同じく民生費の第4目総合福祉センター管理費、施設管理費、定期点検委託料126万円の増額について確認をさせていただきます。

なぜこの時期に定期点検委託料が必要になったんですか。私は、新しいシステムを導入されて、その定期点検が必要になったので増額されるのかと思うんですけども、説明してください。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

定期点検委託料の126万円につきましては、亀山温泉白鳥の湯の男子浴槽及び女子浴槽、並びに露天風呂へのろ過循環配管の洗浄作業に要する経費を補正予算で計上いたしましたものでございます。

施設の経年劣化に伴いまして、温泉水の成分であります炭酸カルシウム、マンガン等が配管内に付着し、剥離した際に黒い塊、スラグとなって温泉の浴槽に混入する度合いが今年度に入って特に多くなり、その対応に急を要しますことから、翌年度に実施する予定を前倒して洗浄作業を実施するものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

配管内部にひっついたやつが風呂の中に入ってくるんではないかと言われました。僕は、サンドフィルターから、いわゆるフィルターからあと、距離が短いのかと思ったけど、そこによけたまってきた掃除された。それで1年前倒しということで一応理解させていただきます。

でも、2回目としてね、もうちょっと市民にわかりよく、定期点検委託料じゃなくて、補修費か何か、項目が違うものでもよかったんと違うのかなと。何か本当に新しいものをつくって、定期点検委託料になったのかなと思ったんですけども、今後来年の分を前倒してこういう補正でやれるの、その辺最後に確認します。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

補正予算の名称につきましては、議員おっしゃられるとおり、これからもう少し適切な名称となりますように心がけたいと思います。

さらには、今回の洗浄作業につきましては、前倒しでさせていただきましたが、場合によってはいろんな場合に応じてまた補正ということもあろうかと思っております。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

お風呂に入られる方が、これは本来浮遊物があるとかいうんじゃないくて、きれいなお風呂に入れるように気張って管理してやってください。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡武男議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時57分 休憩）

（午前11時07分 再開）

○議長（宮崎勝郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 西川憲行議員。

○1番（西川憲行君登壇）

ぽぷらの西川でございます。よろしくお願いします。

本日は、まず亀山市一般会計補正予算（第4号）について質疑をさせていただきます。

今回の補正予算（第4号）については、当初予算では概算とされていた地方交付税、繰越金について細かい確定数字が出てきた中で、3月までの25年度の歳入予算が確定した補正予算と言えらると思います。そう考えますと、非常に大切な補正予算だと思いますので、この最終的な本年度の亀山市の歳入について、現在の亀山市の置かれている財政状況も明らかになって考えられる、そう思いましたので、まず質問させていただきたいと思っております。

ただ、この補正予算書だけでは、財政調整基金の残高など一般会計以外の分がわかりにくいところもありますので、ちょっとボードに沿って、今の亀山市の財政状況について質問をしていきたいなあと考えています。

その中で、まず第1番、地方交付税なんですけれども、これを見ていただくと、当初予算10億

3,000万円の予算が上がっています。そして、地方交付税が確定した中で、今回補正予算として2億1,666万円の増額補正があります。この2億1,666万円の補正について、どのような内容で増額になったのかという説明をお願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、普通交付税でございますが、現在わかっている範囲で今回補正予算をさせていただいたところですので、その点をご理解をいただきたいというふうに思います。

本年度の普通交付税の交付額が10億4,666万円と決定をいたしましたので、当初予算計上額8億3,000万円との差額2億1,666万円を増額補正するものであります。この要因であります。当初予算におきましては、普通交付税は前年度の算定資料を基準として、その時点で把握した変更点を加味して試算を行い、計上をいたすものでございまして、本年度は、基準財政需要額の算定値の積算根拠となる各費目の単位費用において、前年度に比較して、社会福祉費、保健衛生費、高齢者保健福祉費における単位費用が大幅に増額をされました。

例えば、社会福祉費では2,300万円、保健衛生費では6,100万円、高齢者保健福祉費では4,900万円増額されたほか、地域振興費の人口急増補正係数の増加による需要額の増が4,600万円、地域の元気づくり推進費が新設をされ、3,100万円など大きな変更がございまして、これらが基準財政需要額の増加の要因となり、当初見込みより普通交付税の決定額が増となったところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川憲行議員。

○1番（西川憲行君登壇）

今の説明にありましたように、地方交付税がいろいろな科目の中で増額されてきたというふうになっています。この表は、当初予算があって、この補正前というのは、今年度の第1次から第3次までの補正があった中で今の確定している予算です。そして、今回の補正です。今回の補正は1億8,800万円、その内訳は、歳入の内訳についてはここに載っていて、一般財源から5,800万円繰り入れされているわけですが、私、今の説明の中でちょっと疑問に思ったのが、地方交付税というのは、一般財源化するときに基本的に何にでも使える、国庫支出金等とは違って、目的が限定されていないと伺っていたと思うのですが、今の説明ですと、多くの細目に分かれていて、それぞれに増額補正があったということでございますけれども、その辺の地方交付税のあり方というものについても今後また考えていただきたいと思います。そしてまた、その当初の交付税の算定をしたときに、昨年度の実績に基づいて算定されたと伺いました。これについては、今言ったように一般財源として使い道がいろいろ使えるのにもかかわらず、この算定がこれだけ多くの金額がずれていた、この辺の算定の仕方、もっと細部にわたっての算定ができなかったのか、あるいは算定における段取りが悪かったのかということについてはいかがでしょうか。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

当初予算の算出が甘いのではないかというご質問であろうというふうに思いますけれども、本年度の当初予算編成におきましては、国が策定する地方財政計画や交付税算定に係る変更点など、市の予算編成に大きく影響を及ぼす事項の決定時期が国の政権交代により例年よりおくれたことから、先ほど上げさせていただいた算定上で大きく変更された点については、当初予算での普通交付税額の試算に反映することができませんでした。

また、地方公務員の給与削減による交付税の減額につきましては、不確定ながら本年1月15日の国と地方との協議の場において、地方公務員の給与削減要請がありましたので、基準財政需要額の減額要素の一つとして判断をいたし、当初予算に反映いたしたところでございます。そのことから、普通交付税と予算計上の額の決定額に差が生じたところでございます。

なお、本年度につきましては、県内他市町におきましても同様の状況でございまして、ほとんどの市町において、普通交付税の決定額が当初予算計上額を上回っているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川憲行議員。

○1番（西川憲行君登壇）

今の話ですと、国の制度の変更という部分があるということでございます。今国会で政府のほうの判断では、地方財源の一つである法人住民税なども今後地方交付税化して財源に充てていくという方針もありました。その中で、交付税の算定については今後も影響が出てくると思うのですが、亀山市の場合、この法人住民税が変更になった場合、どのような影響が出て、今後どのように対応されるのか、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今年度は、税制改正がいろんな面でされることが予測されていまして、先週いろんなことが国会のほうで決定をしたというふうに聞いておりますけれども、まだ具体的な指示がうちのほうへおりてきておりません。しかし、来年度予算においては、国の動向がうちの財政状況に影響を及ぼすだろうというふうに考えていますので、今後国からの通達文書や国の税制改正の動きを注視しがてら、平成26年度予算の編成に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川憲行議員。

○1番（西川憲行君登壇）

交付税の算定についてはいろいろな要因があることもわかりました。そしてまた、国の制度が今後も変わっていくので、来年度予算に向けて新たな情報を取り入れながら来年度予算に反映していただくとということで理解させていただきまします。また、財政状況もよかったと。それから、公務員の給与削減についての要請があったけれども、交付税自体は多かったというお答えだったと思います。

それで次に、通告とはちょっと順番が変わりますけれども、繰越金についてお伺いしたいと思います。

繰越金は、ここなんですけれども、当初予算5,000万円が計上されております。それから、

1次から3次までの補正予算の中で1億6,300万円になってきております。そして、今回の補正ではその倍近い3億3,426万1,000円の増額で、合計が4億9,771万8,000円という数字が上がってきているわけですが、この繰越金、当初予算5,000万円でしたけれども、だんだんと繰越金を会計の中に入れていきます。そして、今回3億3,000万円という大きな金額が入ってくるわけですが、これだけの金額がずれてくるということにおいては、当初のところでもう少し多目に見る、あるいは1次から2次において、早い段階で補正予算を組んで、この一般会計のほうに入れることはできなかったのでしょうか。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成24年度決算に伴い、本年度の一般財源として使用できる前年度繰越金は4億9,771万8,000円と確定をいたしておるところでございます。平成25年度当初予算におきまして、前年度繰越金は5,000万円を計上しております。

その後の補正予算第1号、これは6月議会でございますが、241万9,000円を、補正予算第2号、これは9月議会では5,289万7,000円を、災害復旧に係る補正予算第3号、これは11月でございますが、5,814万1,000円をそれぞれの補正予算に必要な一般財源として計上をいたしまして、今回の補正予算第4号、12月議会が残額の全額となる3億3,426万1,000円を計上したものでございます。5,000万円、当初の計上が少ないんじゃないかという議論だというふうに思いますけれども、当初予算を上げる段階では、なかなか繰越金の額がわからないこともございまして、毎年5,000万円ほどを計上いたしておるものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川憲行議員。

○1番（西川憲行君登壇）

当初、繰越金の残高がわからないという説明でございました。去年の12月議会の補正予算を見ると、確かに4,991万2,000円、この12月議会では補正が上がっています。今回とは大きく2億8,434万9,000円差が出ているわけでありまして。その差が出てくる中で、今回の出てきた4億9,771万8,000円の金額がいつ確定していて、それがその前の11月では5,800万円もの金額が使えるわけですから、確定して使えるようになったのはいつなのか、教えていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成24年度につきましては、前年度繰越金は7億818万6,000円であり、当初予算で5,000万円、補正予算第1号で1,312万円、補正予算第2号で3億6,260万6,000円、補正予算第3号で2億3,254万8,000円、補正予算第5号で4,991万2,000円をそれぞれ計上いたしました。昨年度は、9月議会の補正予算第2号では、市税を2億2,000万円減額しましたことから、繰越金を3億6,260万6,000円計上する必要がございました。

また、11月臨時会での災害復旧費に係る補正予算第3号でも2億3,254万8,000円を計

上いたしたため、12月議会での前年度繰越金の残額は、議員おっしゃられるように4,991万2,000円となったところでございます。

それに対しまして、平成25年度予算での前年度繰越金として計上できる額は昨年度に比べて約2億1,000万円減少しておりますが、9月議会の補正予算第2号で、市税が2億300万円の今年度は増額、11月臨時会での災害復旧費に係る補正予算第3号では5,814万1,000円の計上と、昨年よりは随分少なくなったことから、前年度繰越金の残額は3億3,426万1,000円となっており、昨年度より約2億8,000万円の増となったものでございます。今回の繰越金の確定は、こういう補正予算を終えて12月で確定となったところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川憲行議員。

○1番（西川憲行君登壇）

今の説明で、昨年度と比べて今年度、残高が多く出ているという理由はよくわかりました。ただ、その残高が出てくる中で、いろいろな要因が加味されているということでございますので、2億円近い市税が入ったということ、それから災害被害も少なく、昨年度よりは支出の部分も押さえられたという点が大きいということで理解させていただきます。

それでは、次に繰入金なんですけれども、この段ですけれども、財調ほか含めて、基金からの繰り入れを当初16億円予定していたんですけれども、今回の補正で最終的に4億9,000万、約5億円近いお金を繰入金から出さないと、一般会計に入れられないということです。

それで、今のお話ですと、地方交付税の増額、それから繰越金が残っているということで、2億1,600万円、3億3,400万円ということで、約5億5,000万円が歳入としてはふえてると。そして、その分の4億9,600万円が財調からの繰り入れをやめて、繰り入れないということでございますけれども、財調も1回、2億300万円の繰り入れをやめているんですよね、補正予算第2号で。ということは、これ当初予算との差は6億9,500万円出てきます。これだけの金額を当初予算から、財調から繰り入れずに、こんだけの予算が余ってくると言ったら変ですけれども、財政的に大分余裕が出てきているということでよろしいんですか。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今年度に限って申しますと、当初予算より9月補正で市税が増額になって2億300万、交付税が当初よりこの12月補正で上げさせていただきますけど約2億、そういうことで、今年度については、当初予算と比べると確かに議員おっしゃられるようになっておりますが、中期財政見通しと比較をいたしますと、今後ますます償却資産等で市税の減収が予測されております。今年1年に限っては、プラス・マイナス・ゼロみたいな感じの予算編成に現在のところなっておりますけれども、こういうことがずっと続くとは限らないということで、少し中期財政見通しの状況で確認をしがてら、財政運営をしていく必要があるだろうと今のところ考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川憲行議員。

○1番（西川憲行君登壇）

今、ちょっと中期財政見通しの話も出てきましたけれども、これ、大分見積もりが変わってくると思うんですよ。24年度末残高、財政調整基金のほうが約39億5,000万ですね。25年度、これでこの補正予算が終わった後の財調の残りが39億9,000万円、ふえているんですよ、約4,000万円。この辺について、今言われたように今後厳しくなってくるとはいえ、ことし1年間、財調は基金取り崩しを行っていない、あるいは逆に積み上げているわけですよ。その中で、本年についてはそれだけの余裕があったというお答えでありました。

ということは、今回その中で、先ほども出てきましたけれども、国のほうから地方公務員の給与減額の話も出ていました。この補正予算においては、職員の給与のほうも補正予算のほうで上がっていて、一般職員だけで6,700万円で、ほかの職員給与も充てますと、1億219万8,000円この補正予算書には載っています。これちょっと正確な数字ではないかもしれないですけど、約1億円が給与分として減額も、この補正予算に上がっているところです。

そんな中で、この6月議会においては、給与を下げるという条例も通されております。ただ、今回の25年度の予算を最終的に見ますと、先ほども言ったように、この表を見てもらってわかるんですけども、4億9,600万円が財調から繰り入れをやめていると。その中で、こちら、繰越金4億9,700万円繰り越していると。これプラマイゼロにほぼ近いわけですけども、職員給与の減額も1億円あると。これだけの余裕があって、職員給与の引き下げは本当に必要だったのかなあ、そんなふうに感じます。

今、亀山市の置かれている財政状況、本当に一体どれぐらい余裕があって、余裕がないのか、あるのか、市民に対してわかりやすい市政、開かれた市政という意味では、数字が羅列されていると市民にはわかりにくいと思うんですけども、その点についてお伺いしたい。財政的にいかなものなのか、明確な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今回の補正予算後における平成25年度末の財政調整基金残高見込みは39億8,700万円となり、前年度末残高の39億5,700万円とほぼ同額であり、中期財政見通しの額31億8,100万円と比較しますと、8億600万円上回っていることになります。

この数字だけ申しますと、議員が申されるように、単年度では財政的に余裕ができたとも言えますが、あくまで中期財政見通しでお示しするように、平成27年度からは厳しい財政運営を迫られることになっておりますので、中期的には財政的に余裕ができたという考えは持っていないところであります。ちなみに、償却資産を一つとりますと、平成26年度では、新たな設備投資が各企業からされていないとなりますと、7億円の償却資産の税収の減額が今の時点で見込まれております。そんなこともありまして、将来的にはなかなか余裕がないというような状況でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川憲行議員。

○1番（西川憲行君登壇）

今の説明で言うと、今年度に関しては余裕が出てきたと。それから、中期的にはまだまだ厳しい財政状況が続いていると。端的に言うとなんという話だと思います。ただ、今回も見ておきますと、

当初予算、約209億4,500万円、今回の補正予算が決定した中で214億と、約5億2,000万円増額されてきているわけです。そうすると、当初予算よりも5億円以上のお金が中間の期中で補正予算を組むことでふえていると。これでは多分、市民に対しては何でふえてきたのかなあというのがわからない。ふえるということは、歳入がそれだけあるんだと。そして、それに見合った支出が本来あって、歳入がふえるのであればわかるんですけども、今回の場合は、そのふえた5億円とほぼ同額の4億9,000万円が財調に戻されているということは、財調から本来取り崩す予定だった中期財政見通しが変わってきているということだと思います。

であるならば、27年度以降は当然交付税の金額も変わったり、歳入の見込みも変わってくるので、今言われたように厳しい財政状況は変わらないというのはわかるんですけども、今現在のところは、それだけ5億円使わなくても回っている亀山市なわけです。私が疑問に思うのは、この予算自体が、市長が時々言われる身の丈に合った予算であるのか、そして、今回市職員の給与を減額してまでそれだけの歳出を抑える必要があったのか、この辺について最後に市長から答弁いただきたいと思いますので、お願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

西川議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど財務部長からお答えをさせていただきました。現在の亀山市が置かれた行財政の状況というのは、確かに今年度単体で見ますと、議員ご指摘のような状況がございます。

しかしながら、中・長期的にはさらに不透明な状況が想定されておるという中にあるわけがございます。そういう意味で、特にご懸念の財政の状況と行財政改革等々の整合性とか、今、中期財政見通しに基金が残るということで見通しとのずれが生じてきておる。それならば、そのところはもっと余裕がある対応ができるのではないかと、このようなご趣旨だろうというふうに思っておりますが、予算総額につきましては、中期財政見通しでお示しをさせていただいておるところでございますので、例えばこの4回の補正予算総額につきましても、重要な視点の一つだというふうに私は考えております。しかし、財政運営におきましては、その予算総額よりも一般財源がどれだけ必要になってくるのかについてより重要視をしたいというふうに考えておりますし、そのことが大変重要であるというふうに考えておるところでございます。

したがって、例えば今回の補正予算につきましても、神辺地区のコミュニティセンターの改築事業等々におきまして、地域材使用による3,000万円の県補助金を確保すると。あるいは、その中で、消防救急無線デジタル化整備事業も充当率及び交付税措置率のより高い市債に変更するなど、一般財源の使用の抑制に努めてきておるということでございます。これによりまして、財政調整基金が見通しと変わらないということは、ある意味厳しい中で、将来への財源が担保されるということで、上方修正されておるというふうには考えておるものでございますけれども、あくまで一般財源をどうするのかと、その使用の抑制に努める必要が今後もあろうかというふうに思っております。

その関連で、職員給与の削減にもお触れを賜りました。今回のこの判断というのは、確かに市職員にとっては厳しい局面を強いることになりました。大変心苦しく思っておるところでございます

が、今後の市民サービスへの影響や市の行財政運営等々を考えると、本市にとりましては最善の判断であったというふうにも考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、現実と中・長期のさまざまな行財政の状況の変化、国のさまざまな法律や制度、財政運営の計画が変わりつつございますので、しっかりとその点を注視して適切な行財政運営をしていかななくてはならない局面であると、このように考えておるところであります。

○議長（宮崎勝郎君）

西川憲行議員。

○1番（西川憲行君登壇）

市長の言われるように、国の影響であつたりとか、いろいろな諸条件の中でことし財政状況が好転したと、ある意味上向いた、一時的ですね。そして、中・長期についてはまだまだ予断は許されない状況であると、その点についてはよくわかりました。ただ、この中期財政見通しを見た中では、結局27年度には財調はゼロになるんです。枯渇するんだとずうっと言われ続けています。ただ、その枯渇状況が延びただけであつて、枯渇するのに変わりがないとするならば、今後市長が目指すべき亀山市の姿がこの補正予算の中から見えてくるのか、こないのかということだと思ふんですよ。要は、補正予算を組む中で、新たに出てくる財源を充てて、今しなければいけない緊急的な事業をするための補正予算だと先ほど財務部長もおっしゃられました。というならば、この緊急的な補正予算を組む中で、今市長が言われたように、県の補助金の活用であつたりとか、そういうのも大事になってきます。それをしていく中で、財政を好転させていくというお話もよくわかりました。ただ、27年度以降枯渇するに当たって、このような今の補正予算の組み方で、本当に27年以降も亀山市は何とか回っていくのか、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ご案内の、合併特例によります一本算定等も26年度から段階的に廃止されてまいります。

いずれにいたしましても、国の地方財政計画なんかの変化等々もしっかり見きわめて、税制改正も含めしっかり見きわめていかなくはなりませんけれども、まだまだ不透明な要素があると。したがって、大変厳しい状況を中期財政見通しでお示ししておるところでございますが、それを改善できるようにさまざまな変化に対応しながら、それぞれの局面で最善の判断をしていくということに尽きようかと思っております。

現時点では不透明感がたくさん存在をしておりますので、種々の状況によってこの中期財政見通しを本当にいい方向へ転換できるように、行財政運営を努力していくことに尽きようかというふうに現時点では考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

西川憲行議員。

○1番（西川憲行君登壇）

将来的なことでするので、不透明なのは十分理解しております。ただ、ことしのような補正予算でいい好転が出ていって、行財政改革本部長も市長がされておられますので、今後財政改革をされて、27年度以降も亀山市の財政状況がよくなっていくように努力されることをお願いいたしまして、

私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

西川憲行議員の質疑は終わりました。

次に、18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

通告に従い、質疑をします。

まず、議案第90号から議案第96号までの指定管理者の指定についてであります。

この議案は、来年度から3年間もしくは5年間にわたり地区コミュニティセンター等や文化会館など、公の施設を指定管理者に管理させるため、議会の議決を求めるというものであります。そこで、まず指定管理者制度を導入した意義、メリットについてお聞きしたい。

○議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

当市におきましては、多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用し、行政サービスの質の向上や経費の削減を図ることを目的として、指定管理者制度を平成18年度から導入してきたところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

今言われたとおりやと思うんですけども、総務省が平成22年12月28日に都道府県知事、議長、それから指定都市の市長と議長宛てに出した通知、指定管理者制度の運用についてというのがあります。この通知にはこう書かれています。この制度が住民サービスを効果的・効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義がある、こう書いてあります。つまり、民間事業者等から幅広く求める、こういうことなんですね。

ところが、今回出されている中の19カ所の地区コミュニティセンターなど、それから4カ所の公設の学童保育所、それから亀山市勤労文化会館は幅広く事業者を求めるところか非公募とし、現在の指定管理者がそのまま指定されることになっているわけです。私たち議員団は、以前から指定管理者制度になじまないものは外すべきだというふうに言っていました。つまり、あなた方が非公募というふうにしたことで、この制度になじまないということを認めたのではないかというふうに思っております。

そこで、非公募で構わないということは、総務省のいう指定管理者制度の意義もないということになりますが、なぜ非公募にしてまでこの制度にこだわるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、指定管理者制度を統括いたしております私のほうからご答弁を申し上げます。

指定管理者制度は、平成15年、2003年の地方自治法改正に伴い導入された制度で、議員お

っしゃられるように、体育館や公園など地方公共団体が住民の福祉を増進する目的で設置した公の施設の管理運営を、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人団体に包括的に代行させることができる制度でございます。

このことから、指定管理者に管理を代行させますと、随契でございまして、例えば仕様書に定める金額以内の修繕であれば指定管理者の裁量において実施することができますし、施設の利用、または使用の許可などの行政処分についても指定管理者が行うことができます。このようなことから、業務委託と比べて施設を管理する指定管理者は、業務を効率的かつ迅速に実施することができ、利用者の安全性の確保や利便性の向上を図ることができるものと考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

地区コミュニティセンターなどの指定管理者を、非公募にしたという理由でございますけれども、地区コミュニティ組織が指定管理者として地区コミュニティセンターの管理運営を行うことで、自主的に文化、スポーツなどの地域における多様な活動を展開し、地域住民の皆様の活動拠点施設として多くの方が利用しやすく、地区コミュニティセンターの効用を高めていただいておりますことから、地区コミュニティセンター、それから鈴鹿馬子唄会館とともに条例の設置目的に沿うものと考えておりますことから、非公募といたしたところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

亀山市勤労文化会館は、労働者の福利増進及び文化の向上に資する施設であり、前回の指定管理者の選定時と同様、労働者福祉に精通している団体、亀山地区労働福祉協議会に管理を任せることで本市の労働者のニーズを把握し、施設の設置目的を効果的・効率的に達成することができるとともに、現行の安定した施設管理の実績も考慮し、亀山市指定管理者選定委員会の審査を経て、非公募といたしたところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

市内4カ所の公設学童保育所につきましては、地域との協働により行ってきた事業でございまして、地域の方により組織される運営委員会が管理する地域密着型の施設であり、それぞれの運営委員会により管理いただくのが児童の放課後の健全育成を支えるためには最も適しているものと判断し、亀山市公の施設の指定管理の指定の手續等に関する条例第2条、ただし書きの規定により、指定管理者として非公募により指定するものでございます。

公設の学童保育所は、これまでも指定管理者制度により利用料金を自主財源とすることで、管理者の裁量をもって独自に創意工夫を凝らした運営を行い、放課後児童の健全育成に取り組んでいたことから、公設の学童保育所を管理するには現在のところ適した制度であるということを確認しており、今後もその方式を継続してまいりたいとするものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

答弁いただきました。

1つは、最適な団体だから非公募でいいんだということですね。これが一つだろうと思います。それからもう1つは、それでもなおかつ指定管理にするのは、指定管理者制度のほうが裁量権が大きいんだというような答弁がありましたけれども、これは別に、業務委託にしてもそれだけの裁量権を持たせばいいだけのことであって、指定管理者制度にしなければならない問題ではないんです。

指定管理者制度というのは先ほど言いましたように、民間も入れて競争する中で、よりよいものができるから指定管理をするんですよ。それは公募によってやるんです。それが指定管理の意義なんですよ。だから、非公募にするということ自体も指定管理者制度は必要ないということですよ。そのところがどうもわかりません。

確認しておきたいんですけれども、今後こういう形で指定管理者制度で続けられるということは、将来にわたって民間に任せるという選択肢を持ちたいということですか。そうだとすれば大問題ですけれども、確認のためにお伺いしておきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

先ほども各部門から随意契約による指定管理者の答弁をさせていただきましたけれども、その施設ごとにいろんな状況があろうかと思えますけれども、それにあわせて今後もやっていきたいと。指定管理者で多くの公募をすることでサービスの向上を図るところと、地域と一緒にあって、密着をして、市の方針に基づいてやっていくところと、その差が少しあるだろうというふうに思っています。

先ほど議員申されましたが、施設の利用料金の収受については、委託ではできないふうになっておりますので、その点をご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

要するに、幾つか問題があるんですけれども、やはり基本は、指定管理者制度にする意義ですわね。これに沿うのか沿わないのかということが私は一番大事なポイントだろうと思います。

地区コミュニティセンターと学童を取り上げますけれども、これはどういう問題が出てくるかというと、5年間という限定で、学童の場合であればそれから先どうなるのかという不安が常につきまとうという問題があります。そういう意味でいくと、大事にしなければならない児童、保護者との信頼関係をちゃんとつくっていくという意味で、5年で一旦切られる、それから先はまたわからないという不安定な要素というのを持ち続けるというのが指定管理者制度になるわけですね。だから、その点はやはりこういうところにはなじまない。もちろん地区コミュニティセンターも同様であります。だから、私はこれは直営に戻して業務委託すべきだというふうに思います。

業務委託という点では、市営の斎場の管理運営が民間の業者に業務委託をされているわけですね、現在。この問題こそ、指定管理にしても複数の業者の競争が予想される施設だと。この斎場が指定

管理ではなく業務委託で、競争相手を必要としないというのか、競争するというような性格のものではないところが、地区コミュニティセンターや学童保育所は指定管理、これはやっぱり理解できません、私には。業務委託にかえるという考えはないのか、全国的にも見てもそういうところはたくさんありますよ。そういう考えはないのか、再度お伺いしておきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

非公募にした理由の中でもご答弁申し上げましたけれども、地域の活動拠点といった施設の位置づけがございまして、地域が行っておる協議会にしる、コミュニティにしる、そういったところが拠点施設をうまく活用しながら、地域のそういったセンターが持つ目的を達成できる、そういった指定管理者であるということで、将来もこのまま大きく変わらん限り、続けてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

だから、指定管理の相手をかえる必要がないのであれば、指定管理にする必要はないというんですよ。毎回非公募で、もう相手は決まっているわけですよ。それをなぜ指定管理にしなきゃなんのかということを行っているわけですよ。それは業務委託でいいのではないかと。その中でどうすればうまく回るのかということを考えるべきやないかということですよ。

一つだけ例を挙げておきますけど、民主党政権時代の枝野行政刷新相という当時の大臣ですけれども、こういうふうに国会で発言していました。指定管理者制度は、コスト削減を主たる機能としている。学童保育は大部分が人件費、必然的に人員不足や処遇低下につながるため制度としてはなじまない。これ、当時の枝野行政刷新相の発言であります。私はこのとおりだと思います。

時間がないので次に移っていきますけれども、都市公園についてお聞きしたいと思います。

市内84カ所の都市公園が指定されていますが、この中で料金を取っているところはあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

公園につきましては、現在は取っておりませんが、来年度から亀山公園の野外ステージを含んで今度84公園になります。来年度の部分については、これが一部取る部分が存在するというふうになります。

○議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

まず、取っていないということですかね。やっぱり料金収入がないという中で、工夫をするというのは、民間の力が発揮のしようがないんじゃないかというふうに私は思います。だから、公募しても手を挙げるところが1つしか出てこないというのは、そういうところにあるんじゃないかとい

うふうに思います。これも指定管理する理由がわかりません。

収入があって、それをうまく使えばいろんな意味でサービスも向上させられるし、いろんなメリットがあるのやというならわかりますけれども、その辺がない中で指定管理にして、果たしてそれが妥当なのかどうかと、これもよく理解できません。

次に、西野公園、東野公園の指定管理についてお伺いしたいと思います。

この2つの公園はともに、今言いました84カ所の都市公園の中に含まれて一括で管理されています。ところが、この公園と同じ場所にある体育館などの運動施設は別の業者が指定管理することになっています。

利用した人はわかりますけれども、公園部分と運動施設というのは一体のものなんですね。わざわざ分けて別々の業者に指定管理させる理由はありませんし、一体的な管理もできないだろうというふうに思いますが、これを一体的に管理すべきだというふうに私は考えますけれども、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

西野公園と東野公園などにおける都市公園と運動施設などの管理につきましては、都市公園は樹木の剪定や除草作業、遊具の修繕や施設点検などが管理の主体でございます。また、運動施設のほうにつきましては、スポーツ施設の管理やスポーツ利用の指導など、各施設における専門性の視点からの管理運営がメインということになってまいります。したがって、市内の都市公園と運動施設について、おのおのの利用目的ごとに一体的に管理することが効率的・効果的な管理運営となるものというふうに考えております。

運動施設のほうの利用者が、都市公園の施設を利用する機会も確かに多いというふうに考えておりますけれども、都市公園内は、散歩やジョギングとか、家族での休暇を楽しむなどさまざまな用途で利用をされております。したがって、都市公園については、さまざまな方が多種多様な利用形態でいつでも利用できる空間としての、特定の利用者じゃなく、多目的な利用者の目線に立ったきめ細かな管理運営を行うことが必要でございます。

現在の指定管理においても、効果的な管理運営が行われているというふうに考えておりますので、指定管理制度で管理している都市公園施設は、確かに先ほどもありましたけど、西野公園、東野公園だけでなく市内の84公園全てをやっておるわけでございまして、これらを一体的に管理する必要があるということから、現在は都市公園施設と、それから運動施設の2つに区分をしている、そういうものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

だから、西野公園と東野公園を除いて、他の都市公園は一体的に管理すればいいんですよ。私が言っているのは、この西野と東野については、運動施設と密接な関係があるということを言っているわけですね。西野公園を利用されるとわかりますけれども、いろんな利用のされ方をしています。体育館とか野球場の施設だけを使う人もいれば、先ほど言いましたけれども、答弁に出ました

けど、ジョギングをする人、それから体育館と球場の間の公園を使ってサッカーをしている団体もあるわけですね。冬になると、駅伝の練習も周囲をずうっと使ってやっています。

そういうふうに考えると、公園部分も、スポーツをする人から見れば運動施設の一環なんですよ、これね。だから、単に剪定をするとかそんな問題ではなくして、そういう立場から見てどういう公園であるべきなのかということが出てこようかと思うんですよ。

例えば、そういう人がこの公園を使って、使いにくい部分があったときに、言っていく先は公園を管理している指定管理者、運動施設を管理しているところではないわけですね。そんな意見が果たして運動施設を管理しているところに反映されていくのかどうか、そういうことが、結局分けてやるがためにばらばらになるわけですね。そういう問題が私は出てくるんだろうと思います。だから、これは一体的に管理するほうがメリットがあるし、分けて管理するほうはデメリットではないのかというふうに思うんですけれども、その点もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

要するに、公園ごとにするという方法もあると、そういう方法もあるということは私どもも理解をしておりますけれども、現在としましては、先ほども申し上げたとおり、たくさんの公園を一体的に管理するというのを考えて、こういうふうに区分をしておるものだとということでございます。

また、都市公園施設と運動施設の指定管理者における連携でございますけれども、これは、2カ月に1回の頻度におきまして、定期的に連携協議会を実施しております。さらに、両施設における共通の課題などについて各指定管理者が連携して課題解決に向け取り組むなど、連携を密にすることで利用者へのサービス向上につながっているというふうに考えておるものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

今答弁された、2カ月に1回協議会をすること自体が、これが一体的に管理をしなきゃならない根拠ですよ。あなた方が別々でやっているがためにこの協議会が要るんでしょう。一体的に管理したら、こんな協議会要りませんよ。別々に管理をしても、うまく回るんなら協議会要りませんよ。うまく回らないから協議会が要るんでしょう、これ。あなた方自身が、一体的な管理でないがための問題点として答えられたということです。これは見直しをしてください。

それから、次に移りますけれども、総務省の通知を見ますと、指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定に当たっても、指定管理者において労働法令の遵守や雇用労働条件への適切な配慮がなされるよう留意することということで、総務省の通知が行っております。

そこで、今指定管理者制度のもとで働いている労働者の賃金、労働条件はどのような形で定められているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

指定管理者施設で勤務する方の賃金、労働条件につきましては、当市におきましては、業務仕様

書及び基本協定書において記載するよう取り決めをしております。これらが遵守されているかについては、担当室による管理業務の実施状況の調査、モニタリングの際に確認することといたしておりますのでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

この問題は、以前に議会の中で、ぜひこれは仕様書の中にでもうたってほしいということで、仕様書に基本的な考え方だけうたってもらっています。ただ、この間ずっと、この日本の社会の中で、格差社会であるとかワーキングプアであるとかというような問題が随分大きな問題となってきました。特に市の施設、民間の業者が指定管理をするとはいえ、市の施設で働く労働者ということになりますので、これは市の姿勢が問われるのではないかなというふうに思います。

もう1つ、これは民主党政権時代の、なかなかいいことを言っていますよ、当時の大臣、片山総務大臣ですね。この通知を出した翌月の1月5日の記者会見で、指定管理者制度についてこんなことを言っていますね。

指定管理者制度がコストカット、経費の節減を目的として、結果として官製ワーキングプアというものを随分生んでしまっているということがありますので、それに対する懸念も示して、少し見直してもらいたいなあという気持ちもあってお出ししたわけです。

自治体は、地元の企業の皆さんに対しては正規社員をふやしてくださいということをよく働きかけるのですよ、当然ですよ。やはり正規雇用をふやしてくださいということを働きかけるのですけれども、当の自治体が、みずから内部では非正規化をどんどん進めて、なおかつアウトソースを、いわゆる外部に委託するということを通じて、官製ワーキングプアを大量につくってしまったという、そのやはり自覚と反省は必要だろうと私は思います。

私はこれは、元鳥取県の知事だけあって非常に的確な指摘だというふうに思います。

具体的に先ほど答弁されましたけれども、じゃあ、そこで働いている労働者の賃金、労働条件がきちっと守られているかどうかの確認をどのようにされているのか、具体的にお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

指定管理者の業務仕様書で定める労働者の賃金及び労働条件に関する事項といたしましては、人員配置、組織等に関する事項ということで、職員の配置及び勤務体制について定めておりまして、労働関係各法や最低賃金法を遵守し、常に良好な労働条件を構築するよう努めることとしております。

また、管理業務が管理運営の基準等に適合して実施されているかを確認するということで、モニタリング調査と言っておりますけれども、実施状況の調査を行うこととしておりまして、その際に仕様書及び事業計画書どおりの人員が配置されているか、資格の有無などについて出勤簿等において確認を行っております。

このモニタリング調査につきましては、まず運用指針の中で、指定管理者選定時の評価基準によ

りモニタリング調査を行っておりますので、このため現在の評価表における労働関係としましては、選定時に提案のあった組織体制として職員の資格状況、職員配置数、市内在住者の優先雇用、職員研修、高齢者及び障がい者等の雇用などについて、出勤簿などの書類及び聞き取り調査により確認を行っておりますが、仕様書の中でそういった労働条件についてうたっておりますので、時給、単価等について最低賃金を上回っているかどうかとか、労働基準法に基づくいわゆる三六協定も締結されているかどうかということについても聞き取りを行っているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

確認が大事やと思うんですよ。仕様書どおりやっていますというだけのことで困るんで、聞き取りではなくして、例えば賃金でも賃金台帳を出してもらったらいんですよ。そこで確認すればいい。それから、労働時間もきちっと守られているのかどうか、これも職員の労働時間をちゃんと記したのがありますよね、記録が。そういうものをきちっと出してもらえばいい。やっぱりそこまでやって初めてきちっとそれが守られているという確認ができるんだらうというふうに思います。単に聞き取りだけでは私は不十分だろうと、これはきちっとぜひやっていただきたいと思います。

それから、仕様書に書かれたことについては評価するんですけども、例えばもうちょっと進んで、自治体によっては、そこで働いている労働者の報酬額の下限、これ以下にはならない、いわゆる最低賃金と違いますよ。最低賃金とは別に、これ以下にはならないというような下限の報酬額を明記しているという自治体もありますし、それから一定の賃金水準、例えば時間給であれば900円から1,000円というような幅を持たせて、この範囲で定めなさいよというようなことをしている自治体もあるんですね。だから、ここまできちっとやらすということですね。そのことによって、今言ったようなワーキングプアをつくらないことが私は大事だろうと思いますので、そのことはぜひ今後検討もいただきたいというふうに思います。

最後に、再度片山総務大臣の言葉を紹介したいと思うんですけども、こういうふうに言っています。

指定管理者制度の一番の狙いは、行政サービスの質を向上したい、住民の皆さんの満足度を高めたいということなんです。ところが、そっちのほうよりもむしろ外注することによって、コストをいかにカットするかというところに力点が置かれてきたような印象を持っております。特に私などが懸念していますのは、本来指定管理になじまないような施設についてまで指定管理の波が押し寄せて、洗われてしまっているという、そういうことを懸念していたものですから、改めてその誤解を解いたり、本来の趣旨、目的を理解していただくために通知を出したわけですね。あれを出せば、じっくり読んでいただければ、はっと気づいていただけるのではないかなと思いますけどもねという、これは記者会見の言葉です。

はっと気づくかどうかはわかりませんが、この言葉をじっくりちょっとかみしめていただいて、ぜひこの指定管理者制度の見直しを図っていただきたいと思うんですけど、市長、最後に一言答弁を求めたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをいたします。

今、ご紹介いただきました時の大臣の発言については、同感というか一理ある、感じるところがございます。また、現実の亀山市の、この18年度以降の指定管理者制度の運用につきましても、今触れていただきました利用者の皆さんのサービス向上等々につきまして、やっぱりそこを優先しながら、当然コストの縮減という視点もございませうけれども、そのバランスの中で適切に運用がなされてきたと思っております。

今後につきましても、きょう少し課題のご提示もございましたけれども、亀山市の指定管理者制度が本当に本来の目的に沿って適切に運用されるよう、その運用に努めてまいりたいというふうに思っておりますし、課題につきましても、今後の中でさまざま検討していくものがあるかというふうにも思っております。現時点では、そのような思いで前へ進めていきたいというふうに考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

きょう、幾つか問題になるかなあと思うところを指摘させていただきました。

非公募でやるのであれば、やっぱりこれはもう指定管理をする意義がないんだろうというふうに私は思いますので、これはぜひ考え直していただく必要があるんじゃないかというふうに思いますし、それから西野公園、東野公園については、あれは運動施設と一体のものだという立場で、単に剪定をするとかというようなものだけで終わるものではないかというふうに思いますので、その点はぜひ見直しをしていただきたいと思いますし、それから、最後に言いました働く人の賃金、労働条件、この点については聞き取りで済まらずに、きちっとそれが担保されているのかどうかということを書類で確認をいただきたい。そこまでやって、初めてこういう制度が生きてくるんだろうということをお願いしまして、質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

18番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午後 0時11分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（宮崎勝郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

森 美和子です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、順次質疑をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議案第82号平成25年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について、お伺いをしたいと思い

ます。

まず1点目、第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、民間保育所補助費の増額補正についてお伺いしたいと思います。

今回の補正額、997万7,000円の増額となっておりますが、まずその財源についてお伺いをしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

このたびの保育士等処遇改善臨時特例事業につきましては、待機児童の早期解消のために、保育の量的拡大を図る中で、保育士等の確保が課題となっており、その人材確保対策を推進する一環として、保育士等の処遇改善に取り組む民間保育所に補助金を交付することにより、保育士等の確保を進めることを目的に実施する子育て支援に関する特別対策事業でございます。

内容としましては、市内私立保育所の職員を対象に、各保育所から提出された職員処遇改善計画書に基づき、基本給、手当、一時金などの改善を図るもので、平成24年度の賃金水準と比較して改善されていることが求められております。その財源は、国が県に対して交付する子育て支援対策臨時特例交付金により、県が設置いたしました安心こども基金を活用するもので、県の補助率10割となっております。

○議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

今ご説明があったように、これは県のほうで基金を積み立てている安心こども基金の保育士等処遇改善事業費補助金ということで、全て100%、県からおりてくるということで確認をさせていただきました。

先ほどセンター長がご答弁されていましたが、この安心こども基金は待機児童の対策ということで、国において平成20年から始まったもので、保育所の整備や認定こども園、保育ママ、保育の質の向上のための研修などに使えると、私も認識をさせていただいております。

今、少し触れられましたが、この民間保育所に使われていくということですが、これは全て、今亀山市にある民間保育所に配分をされるのか、全て計画書が各園から上がってきているのか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

この事業は、県の安心こども基金を活用して行うものでございますが、補助金のもととなっております国・県の要領等により、民間保育所に限定されているものでございます。亀山市におきましては、民間保育所5園がございますので、こちらの処遇改善を行うものです。

この事業につきましては、各園からその対象職員の数であるとか、対象の勤務年数であるとか、そういったものの聞き取り調査も行っておりましてございます。

○議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

5園から出ているということで理解をさせていただいてよろしいですね。わかりました。

これは、賃金アップにつながっていくため、先ほどセンター長もおっしゃった基本給を上げていくとかということになりますと、この補助金を使えるのが、単年度だけで済まないんじゃないかと。それは、各園が今後努力をしていくものなのか、ボーナス的なものであれば、一時的なものなので、今回いただくということで、それは現場の保育士さんにとってはありがたいことですが、単年度だけなのかどうかということの確認をさせていただきたいと思います。

もし単年度であれば、大きな意味での補助金の目的である処遇改善には余りつながらないのではないかと思います。県の考えを聞いておられるのであれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

この補助金は、職員の処遇改善を行うための費用を、各保育所からの申請に基づき、保育所運営費とは別に各保育所に交付することになります。職員の平均勤続年数に応じて交付金の加算率が決定され、使途は職員の賃金改善に要する経費に限定をしておりますので、それぞれの園に応じて、一時金であったり、給与の上乗せであったり、ボーナスであったりというような扱いは、園によって異なるところでございます。

これは1年限りなのかということでございますが、単年度というふうに県のほうからは聞いております。ただ、来年度の当該事業の実施につきましては、ことしはこのようなありますけれども、この後、どうなるのかということにつきましては、未定であるということで伺っております。市といたしましても、現時点では単年度の事業というふうにとらえているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

単年度であるならば、あんまり処遇改善にはつながらないのではないかとと思うんですが、県がそういう形で言われているということですので、理解をさせていただきました。

ちょっと先ほど触れられたかもしれませんが、今回、民間となっておりますが、この補助金の名称には民間とは記載をされておりませんので、公立の保育士にもそれが適用できるのかなと思っただけですが、その点1点と、それからこの公立の保育士の処遇も、かなり今課題があらうかと思いますが、そこら辺について少し教えていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

この保育士等処遇改善臨時特例事業につきましては、民間保育所ということで、要綱等に記載されておりますので、民間に限定をしているところでございます。

なお、公立の保育所につきましては、そのような賃金改善につきましても、今後検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

民間だけしか使えないということで理解をさせていただきました。それでも、公立の保育士の正規・非正規の問題とか、さまざまな課題もあろうかと思いますが、そのことを申し添えて、ここでは議論できませんので、次に移らせていただきます。

第3款民生費、第2項児童福祉費、第3目保育所費の障がい児支援事業の減額補正についてお伺いをしたいと思います。

今回の補正額は1,304万8,000円の減額となっておりますが、副市長の説明では、加配保育士の配置基準が変わるとありましたが、具体的にお伺いをしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

障がい児にかかわる職員に対する臨時雇いの賃金が減額になった理由はということでございますが、今年度当初から、これまでの障がい加配の配置見直しを進め、適正な配置に努めてまいったところでございますが、また今年度、幼稚園児童との支援の一元化を図るということを目的に、その配置基準の見直しを行いました。本年9月より、保育所の3歳以上の児童に加配が必要になった場合に、幼稚園と同様に、保育士ではなく介助員を配置することといたしましたことから、それらの賃金について減額を行うものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

ゼロ歳から2歳までは今までどおりの加配の保育士ということと、それから3歳以上の子供たちについては、幼稚園と同じということで理解をさせていただきました。

私はずっとこの保育所の障がい児に対しては、亀山市は1対1の手厚い配置をされておりますが、保育園では介助員ではなく、加配の保育士しか置けないというふうに言われてまいりましたが、これは制度が変わったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

これまで、加配保育士でないといけないというようなことで進めてきたが、なぜ変わったのかと聞いていただいているかと思いますが、この加配保育士の制度は、過去の県の補助事業等で、障がいのある子供たちに対して適切な対応をするために、県の制度による補助金に基づいた加配保育士が配置をされておりましたが、その制度がなくなりました。その当時から、特別支援教育に対して手厚い支援が各市町で行われるようになり、亀山市におきましても、障がいのある児童に対して、加配保育士であるとか介助員等の手厚い支援がなされてまいりました。

今回、これまでの加配保育士が、本当に加配保育士を置かなければならないのかというようなことを調べました結果、特別に加配保育士を置かなければならないといった法的な縛りはないという

ことを県のほうと確認をいたしましたので、今年度、幼稚園の支援体制とそろえまして、3歳時以上は介助員、これは学級の担任が1学級を指導しておりますので、その指示に基づいて、介助員は担任の指示によって適切な対応をする。それから、ゼロ歳から2歳までの子供につきましては、これまでとおり加配保育士による手厚い支援を行うということで、このような基準の見直しを行ったものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

県の事業がなくなったので、結局はもともと法的な縛りというのはなかったということで理解はさせていただきましたが、県の事業のときに、障がいのある子供たちに適切な対応をするということで、加配の保育士ということでつけられたというような説明をされました。そうすると、もう今後はそれは大丈夫なののでしょうか、ここら辺の部分。適切な対応が介助員さんでできるのか、そういった適切な対応をするために加配の保育士を置いたのに、介助員さんでいいのかどうかの確認と、介助員さんの、もう9月からそれが行われているということで今お話がありましたが、研修をされてそこに配置をされたのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

加配保育士にかわって、介助員が適切であるかというご質問でございますが、介助員に対しましては、今後も引き続き適切な支援ができるよう、研修を充実させてまいりたいと思っておりますし、これまでの幼稚園の介助員につきましても、適切な対応がなされてきたものというふうに認識しております。

なお、今年度新たに1名介助員を配置したわけですが、急な配置でございましたので、園長による指導ということで、研修を行っております。年が明けまして、次年度には4月早々に、教育委員会とも連携をさせていただきまして、介助員を含んだ適切な対応ができる研修を実施する予定でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

適切な対応をしていただけるということで、理解をさせていただきます。

今、1名とおっしゃったんですけど、今までは保育士さんを置かれていたということですね、加配の保育士さん。その加配の保育士さんがどうなっていくのかということが、少し気になるんですけど、非常に保育士不足と言われていて、全国的な中で、潜在保育士を探索という新聞記事もよく目にしますが、この今までの加配保育士さん、これまた見直しが今後されていくのであれば、この加配の保育士さんはどうなっていくのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

現在、加配保育士は配置しております数が１７名、介助員の数が９月から１名ということで配置をしております。来年度から、加配保育士が介助員にかわるということで、どうなるのかということでございますが、現在の加配保育士を含めた非常勤の職員につきましては、平成２６年度の任用希望調査や、個別面談を実施いたしまして、職員の意思を踏まえた上で、来年度の任用について判断をしてまいりたいと考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員。

○８番（森 美和子君登壇）

ぜひ適切な対応をお願いしたいと思います。

それから、トラブルは、１名ですので、最後に９月からの移行の中でのトラブルというのはいないのかどうかということだけ、確認をさせてください。

○議長（宮崎勝郎君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

新たな介助員の任用ということで、今年度は１名、時間を分けておりますので、正確に言いますと１日を半日ずつに分けた２名ということになるわけですが、今のところ、きちんと対応していただいているということで、トラブルはございません。

○議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員。

○８番（森 美和子君登壇）

本当にこの保育士に関してだけではないんですけど、登録制度みたいなものを今後も考えていつて、急な対応がきちっとできるようなことも考えていつてはどうかということは申し添えておきたいと思います。

次に移ります。

第７款商工費、第１項商工費、第３目観光費、国民宿舍関ロッジ管理費の増額補正についてお伺いします。

これは、午前中に片岡議員も質疑をされておりますが、重ならないような形で私も聞かせていただきたいと思います。

今回の補正額、８４６万６,０００円の増額となっております。教民のほうに資料も提出をされておりますので、見せていただいた中で、何項目かに分けて書いてありました。

この修繕料の１２０万円のうちの１００万円については、突発的な故障等発生 of 修繕対応費とありますが、この突発的な故障の事前なのか事後なのか、起こったからこれが計上されているのか、起こるのを見越してなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

修繕料のうちの１００万円の突発的な故障等への対応でございますけれども、こちらは本年度残期間におきまして、施設に突発的な故障等が発生した際に、迅速に修繕に対応するための経費を確

保させていただきたいというものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

残期間というのは、3月までということで理解させていただいてよろしいですね。わかりました。

それと、次の指定管理料の119万1,000円の増額について、これは片岡議員もおっしゃっていたんですけど、なぜこの修繕工事が指定管理料になるのかということが少し理解できません。

関ロジジというのは、かなり指定管理に移行するまでに、議会の中でも議論になっておりまして、私もあの当時の議事録を出してちょっと読んでみたんです。その中で、この時代の変化などによって集客率も落ち込んでおると。それから赤字経営になってきたことから、民間活力の導入という方法を亀山市はとったと。この指定管理者に移行するための条例制定時にもさまざまな議論があって、ここまで参りました。

特にこの指定管理料に関しては、当時の議論の中で、年間480万円の根拠とか、それから黒字の場合は戻してもらえるのかとか、当然税金を投入しているわけですから、そういった議論を経て今日に至っております。

当時、指定管理者を選定するときに、1年後に施行をする条例を提案されていて、指定管理者が決まらなかったらどうなるんやという議論もありました。そうなれば、改めて検討するという答弁だったんですけど、ことしの7月1日から条例施行というのが、次のスタートというのが決まっていて、それに間に合わすのが目的になって、本来すべき双方の確認というのは、お渡しするときには、その確認はきちっとできているのが普通じゃないかなと思うんですけど、要は7月1日というところがあることによって、何かこういう後から後から修繕ということが出てくるのではないかという、何かそういうことが非常に危惧されるところなんですけど、そういったことはないんでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

今回の指定管理料の増額補正でございますが、本年7月1日に指定管理への移行が行われる際、移行の直前まで関ロジジの耐震工事を実施しておりまして、7月10日のオープニングセレモニーに向けて、十分な施設の確認が行えないままの移行となってしまったところでございます。

そんな状況のもと、施設オープンに際しまして、指定管理者による緊急の修繕対応が行われまして、それでこのオープン前後に実施された修繕工事のうち、施設の不備が原因で、本来市で実施すべきであったと認められるものにつきまして、基本協定第30条に基づいて、本年度指定管理料を変更するということによって、市で負担しようとしたものでございます。

それで、今後につきましては、修繕工事に対しまして、このような形で市が負担するというようなことはないものと考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

今後はこういった形で計上はしないということで、今言っていただきましたので、本当にお粗末な話だなというふうに感じますので、ぜひこういうことがないようにお願いしておきます。

次の業務委託料の157万5,000円の増額についてお伺いしたいんですけど、これは素人の私の目から見ても、かなり老朽化が進んでいて、さまざまなものが厳しい状況にあるということわかります。

そういう中で、今回こうやって業務委託料として計上されておりますが、大変な欠陥があった場合、どうしていくのか。お金の面で、上限を決めているのか、もう天井なしで、これもやらなあかん、あれもやらなあかんということが見つければ全てやっていくのか、そこら辺の確認をさせていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

今回行う予定であります劣化度調査によって、多額の費用を要する改修の必要性が生じた場合、幾ら以上まで対応する上限を決めているのかということでございますが、基本的には上限のほうは、現在では定めておりません。基本的には、現在、平成30年3月までの指定管理者制度による運営を行っていくところでございまして、この間の運営継続に向けた改修・修繕を行っていくと考えているところでございます。

ただ、万が一、余りにも高額な改修工事の必要性が判明した場合には、その必要経費と関ロジの施設の設置目的、必要性等を考慮して、以後の施設のあり方について検討をさせていただくことになろうかなと考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

検討していくということだったんですけど、協定書を読ませていただくと、この18条のところに、本施設の改造、増築、改築、大規模修繕については、市が費用を負担すると書いてありますので、当然そういうふうになっていくんだろうと思いますけど、どこまでも出すというところは、市民の理解は得られないんじゃないかと思いますので、そこら辺はしっかりと対処をお願いして、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

8番 森 美和子議員の質疑は終わりました。

次に、17番 前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

通告に従い、質疑をさせていただきます。緑風会の前田 稔でございます。久しぶりの質疑でございまして、この前、いつ質疑をしたか覚えてないほど以前になるかと思っておりますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

まず議案第82号平成25年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について、この中で、歳入の第10款地方交付税についてお聞きしたいと思います。

午前中にも、西川議員からそのことについて質問がありましたけれども、重複するところもござ

いますけれどもお答えいただきたいと思いますが、まずこの地方交付税が2億1,666万円増額したのはなぜか。その内訳をできたらお願いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

本年度の普通交付税の交付額が10億4,666万円と決定いたしましたので、当初予算計上額8億3,000万円との差額2億1,666万円を増額補正するものでございます。

この要因につきましては、基準財政需要額の算定時の積算根拠となる各費目の単位費用において、前年度に比較して社会福祉費、保健衛生費、高齢者保健衛生費における単位費用が大幅に増額、例えば社会福祉費ですと2億3,000万円、これは障害者自立支援給付費負担金などが増額されました。保健衛生費の6,100万円では、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金等を活用した国庫補助事業の一般財源化や、予防接種法に基づく定期接種に係る公費負担の範囲の見直しをされたことでございます。

高齢者保健福祉費の4,900万円につきましては、介護給付費負担金、後期高齢者医療給付費負担金などを見直されたため、4,900万円増額をされました。

このほかには、地域振興費の人口急増補正係数の増加による需要額の増が4,600万円、地域の元気づくり推進費の新設がされて3,100万円などが基準財政需要額の増加の大きな要因となり、当初見込みより普通交付税の決定額が増となったところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

かなりの部分で増額をしておるということですね。社会保障や高齢者保健医療、それから人口だとか、地域元気づくりというもので、多く増額になったということなんですが、それでは、減したのものもあるのではないかなと思うんですが、減額になったものについてお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

減額でございますが、都市計画費が単位費用が少し落ちたということと、その他の土木費、または小学校費で児童数とか学級数で見ていただく単位費用が減になりました。それは小・中学校同じでございます。その他の教育費でも、幼稚園の幼児数とか人口等が減額となりました。また、清掃費でも減額となったところです。

大きくは、林野水産行政費というものが大きく減額をされましたし、徴税费についても、今回、単位費用が大きく減額をされたところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

人口については、減額しているんですね。さっき増かなと思いましたが、減額ということで、都

市計画や教育費の小学校やそういうものは人数によって減額になっておるという話だったんですけども、給与分とか人件費についてはどうなのか、教えていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

給与費については、今回、平成24年度までの亀山市の行財政改革、要するに行革の推進、職員費の削減とか、そういうことの評価として、今回、3,100万円ほど交付税をいただくことになったと。それは、国が全体で3,000億と言っていますので、亀山市はその分の、いろんな各市の状況と亀山市を照らし合わせて3,100万円ほどの交付税となったところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

ちょっと確認なんですけれども、そうすると給与とか人件費についての単位計算とか、先ほどちょっと午前中にも質疑があったときに、7.8%の、国からの要請で削減をしていると。そういう要請があって、その分減ったというふうな答弁があったと思うんですけれども、その算出方法は、24年度の給与分で算出されているのか。そこから7.8%削減して申請をしているのか、交付税を受けるときにね。その辺のところを確認したいんですが。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

交付税の件でございますが、本年1月15日に国と地方との協議の場において、地方公務員の給与削減要請がありましたので、それを基準財政需要額の減額要素として、要するに交付税の総額を国が落とすと。今までは全国で分ける額を、もう国のほうは給与削減額の分だけ、もとを下げるよということを言われていましたので、そのもとを下げた分を、うちに入ってくる全体の交付税を試算したときに、その分は下がるだろうという試算で、今回、歳入の交付税で減額を行っているところでございます。

今回の6月に条例を出しました給与削減についてのことは、それを直接反映したものではございません。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

実は、私も腑に落ちないんですけれども、これは6月に給与削減の条例が出てきたときにセットで、元気づくり事業資金というのが説明をされたんですよ、3,100万円の。そのときに聞いた話では、今回の25年度の給与削減をしないと、この元気づくり事業資金がもらえないんだというふうに受けとめたんですよ。そういう事前説明をしたときに、多分市民部長ではなかったかなと思うんですが、もし違ったら総務部長かなというふうに思うんですけれども、そういう覚えはございませんか。

○議長（宮崎勝郎君）

答弁を求めます。

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

今回の地域の元気づくり推進費 3,100 万円でございますけれども、これにつきましては、今回の給与削減ではなしに、これまでの、例えば職員数の削減だとか、給与水準などによりまして、こういった行革努力に基づいて、今回、新たに算定をされたといった費目でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員。

○17 番（前田 稔君登壇）

実は、ひょっとしたらそう言ったのではないかという、これは新藤総務相が発言をしておるんですけれども、1 月 22 日なんですけど、地方公務員給与の削減問題で、新藤義孝総務相は、22 日、全国知事会など地方六団体の代表と都内で面会し、新藤氏は地方公務員給与を、平成 25 年度限りで国と同じく平均 7.8%削減する見返りに、地域活性化のため、地域の元気づくり事業を新設し、資金を地方交付税として新たに配分する案を提示というように、こう言われていたんですね。私も、新藤大臣がこんなことを言っておるよという言い方で、25 年度の給与を削減せんと、この元気づくり事業はもらえやんのじゃないかというふうに聞いた覚えがあるんですね。

私だけではないと思うんですけれども、聞き取りのときにそうだったと思うんですけれども、そうではないような、そういうふうには言っていないということなんで、言った、言わんの話で、これは議事録とってないのでわかりませんので、あれなんですけれども、そういうこともあって、今回これを聞いておるわけなんですけれども、当初から、この問題については、亀山市はそういう形で削減に踏み切ったわけなんですけれども、他の自治体では、この問題については、今まで行財政改革をやってきて、人件費も減らしてきたということで、もう給与削減はしないという自治体もあったし、近隣の鈴鹿、四日市なんかは、交付税の算定結果を見てから考えるんだということで、そういう対応をされてきましたよね。

どうも亀山市は、当初から 7.8%削減ありきで考えていたのではないかなというふうに思うんですけれども、その辺のことについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

答弁を求めます。

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

本年の 7 月 1 日から市職員の給与でございますけれども、平均で 2.61%の給与減額支給措置を行ったと、この理由でございますけれども、これにつきましては、まずは国家公務員の給与を減額する法律の趣旨を踏まえるといったことや、国の要請に応じたといったこともございます。

また、一方でこれまでの国と地方の関係、いわゆる国公準拠で給与を進めてまいりましたこと、さらには本市の財政状況や、本市の給与支給状況等を勘案し、決定をいたしましたものでございます。

今回の地方交付税増額というような形になってございまして、この額が確定した後でも、減額というのはそれでもよかったのではないかなというような趣旨だというふうに思っておりますけれども、先ほどもご答弁を申し上げましたとおり、国の要請、また職員組合とも丁寧な交渉を重ねて、

地方交付税の減収相当額とほぼ同額で、国の削減額のおおむね2分の1の削減といったもので、職員組合とも妥結をいたしたといったことから、本年7月1日から給与減額を行っているという状況でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

組合との交渉というのは、6月の定例会のときにやっておるわけで、もっと初めからやっておったわけではないわけで、やっぱりそういう意味ではもう少し、この地方交付税の増額も見て、もう少し大人の対応ができなかったのかなあというふうに、一時的な削減であって、今まで17年から20年までですかね、5%の人員削減とか、そういうことをやってきて、その成果で今回も元気づくりの3,100万円がもらえるわけで、25年度の給与削減とは全く関係ないということですよ。

ただ、22年度以降、そういう人員削減とか給与の削減ということは全然、行財政改革大綱にも載ってないし、続けておられないんですよ。どうしてか、それはわかりませんが、一般質問のほうでまたそれは聞かせていただきますけれども、そういう形の中で、職員に対しての心証も悪いし、当初から削減ありきではなかったのかなと思います。

これだけ交付税もふえてきておるので、もう少し考えればよかったのではないかというふうに思わせていただきます。

それから退職手当についてですけれども、この退職手当が1億6,666万3,000円、これが増額になったことについて伺いしたいと思います。その理由についてお願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

今回の退職手当の補正でございます。主な要因といたしましては、今年度の勸奨の退職者が7人ふえたといったことございまして、退職手当の総額は1億6,700万円といったところでございます。

今年度の退職手当の額につきましては、これまで過去5年間を比較いたしますと、今年度が特に多いということはありません。また、人数にしても、7人というのは平均といったところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

勸奨退職ということなんですけれども、これ以前にも何人かの議員が質問されたのではないかと思いますけれども、勸奨退職というのは、普通、企業でいうとリストラとか、業績が悪いから減らすとか、事業所を統廃合するとか、人を減らすためには希望を募って、退職金を上乘せしてというのに使われるわけなんですけれども、市でいう勸奨退職というのはどういうものなのか、答弁をいただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

職員の退職勧奨制度につきましては、職員の適正な定員管理と、新陳代謝による組織の活性化を図るために、毎年実施の是非を判断した上で実施をしているものでございます。

例年の勧奨退職の理由といたしましては、体調不良による退職だとか、第二の人生設計を熟慮の上で願いを提出されるといったことが大半に上げられるものでございます。

職員退職勧奨制度の具体的な内容といたしましては、まず対象者につきましては当該年度の3月31日におきまして、勤続年数が20年以上、かつ45歳以上の者でございます。

募集につきましては、例年、6月の初めから1カ月の期間を設けまして、庁内掲示板等で職員に周知をいたしております。

また、退職手当につきましては、自己都合で退職した場合より手厚くしておるという状況でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

20年以上、45歳以上、それから6月に希望をとるということですね。どれだけかと言われませんが、自己都合より手厚くというのは、どれぐらいのことを指しているんですか。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

この自己都合の退職手当と勧奨制度による退職手当との、退職手当の比較でございますけれども、もちろん勤続年数とか職歴によって違ってまいりますけれども、例えば35年勤続した場合で約500万円程度の差が生じていると。500万円ほど、勧奨制度での退職手当が高いということでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

その自己都合というのがよくわからないんですけれども、先ほど言われました人生設計、それから体調不良によって休職をしておるという方は、これも全部自己都合になるのか、勧奨になるのか、どちらになるんですか。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたように、20年以上、かつ45歳以上の者で、この6月の募集期間に退職願を提出された方が対象になるというものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

よくわかりませんが、４５歳以上でしたか、２０年以上、その人たちは自己都合であっても勧奨退職になるというふうで理解させてもらったらよろしいんですか。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

自己都合であってもということでございますけれども、先ほどの期間内で、年齢と勤続年数が合っておれば勧奨にのっていけるというものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員。

○１７番（前田 稔君登壇）

先ほどの期間と、年齢と勤続年数によって、どんな理由があっても、長期休んでおっても勧奨退職になるということによろしいですね。

普通、一般企業では考えられないようなことなんですけれども、亀山市としてはそれでいいのかどうかという見解もお聞きしたいと思うんですけれども。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

本市におきましては、この６月のときに職員退職勧奨実施要領というのを定めまして、全職員に周知をいたしてございます。

この要領に基づきまして、これまでに退職願を受理しなかったといった例はございません。願いが提出された場合につきましては、その理由等について面接を行っておりまして、まずは職員の意思を尊重しているという状況でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員。

○１７番（前田 稔君登壇）

今、勧奨退職の実施要領と言いましたね。それはいつできたんですか。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

実施要領につきましては、毎年度策定をしてございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員。

○１７番（前田 稔君登壇）

これからも今までどおりやっていくというようなことで、改善をしていくということは余り考えてないということだというふうに受けとめさせていただきました。

それでは、次に３つ目の、議案第９０号の指定管理者の指定についてということでお伺いしたいと思いますけれども、この指定する期間を３年に設定したことについてお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

指定期間につきましては、過去、平成１８年度から平成２０年度までの３年間、地区コミュニティセンター１８施設を、平成２１年度から平成２５年度までの５年間、地区コミュニティセンター１８施設及び鈴鹿馬子唄会館を地域の活動拠点施設として、地区コミュニティ組織を指定管理者に指定してまいったところでございます。

今回、指定期間を平成２６年度から平成２８年度までの３カ年といたしましたのは、現在、第１次総合計画後期基本計画におきまして、地域コミュニティの仕組みづくりの支援を進めており、また地域におきましても、新たな組織として協議会への移行の途上にございます。したがって、今後の地区コミュニティ組織のあり方など、変化が想定されますことから、第１次亀山市総合計画後期基本計画の終了時期といたしましたものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員。

○１７番（前田 稔君登壇）

第１次総合計画の後期基本計画の終了時期が２８年度であるから、この２６年から２８年の３年間としたということですね。

今、コミュニティから地域まちづくり協議会というような形で変わっていつているときですよ。幾つか変わったところもありますよね。そういうところについて、今後、いつコミュニティから地域まちづくり協議会に変わっていくかというのは不透明な部分があって、例えばその２６年から２８年の間に地域まちづくり協議会に変わって、そして今まで契約しておったコミュニティがなくなった場合は、どういう手続になるんですか。

○議長（宮崎勝郎君）

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

３年間の指定期間中に、地域コミュニティ組織の名称等が変更となった場合、これは川崎にしても昼生にしてもそうですけれども、基本協定に基づき、変更事項等の報告を求め、指定管理者としての権利・義務が引き継がれたことの確認を行うということとしております。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員。

○１７番（前田 稔君登壇）

確認を行うだけで、コミュニティがなくなっておっても、まちづくり協議会に変わっておっても、何も書類上変更はしないということによろしいんですか。

○議長（宮崎勝郎君）

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたように、基本協定書の中には、一応そういった文言を、今回入れさせていただくのと、地域に関しましてはそういった確認書をうちのほうへ提出をいただくということといたしております。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

確認するじゃなくて、確認書というのがあるんですね。その確認書にいろいろ名前が変わったとか、役員が変わったとか、全部変わったことを書いて、確認書を出せばいいわけですね。そうすると、いつでも随時できるということですね。

○議長（宮崎勝郎君）

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

協議会への移行というのは、地域によって今までのコミュニティという組織が協議会という組織に変わると。これについては、地域において総会なり、それから地域のそういった意思決定がなされると。その結果でございますので、それによって協議会の内容も含めて、確認書の中で一応市としては確認をさせていただくということでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

もうひとつよくわからないんですが、28年で一応切ったということで、3年間にしたというんですけれども、総合計画の後期基本計画がそこで終わるからというのはわかるんですけれども、今の確認書を出せばいつでもできるというんでしたら、別に期間は5年でもよかったんじゃないかなと思うんですけど、何かその違いってありますか。

○議長（宮崎勝郎君）

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

最初にご答弁させていただいたように、組織のあり方というのは、組織自体の変化があると。その中で、市といたしましては、そういった協議会に対して支援を、人的支援なり金銭支援とか、そういったことも含めて、今後、そういった組織のあり方というのを、その時点からうちも見直す必要があるということで、3年間、その今過渡期であるという位置づけをしておるところであります。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

だんだん深みにはまっていくような感じがするんですけれども、質問を変えますけれども、例えば指定管理料が28年の後期基本計画が終わった時点で変わるとか、そういう意図があるのかどうか、確認しておきます。

○議長（宮崎勝郎君）

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

指定管理につきましては、一切この3年間は変わりません。ただ、議員が申されるように、その

名前が変わった場合については、そういった確認をするということで、指定管理の内容については、一切この３年間というのは変わるものではございません。

３年後につきましては、地域のそういった協議会のあり方によって、先ほども言うたように、支援とか、そういうようなものも含めて、指定管理の中でそういったことがうまく地域が動けるような形に、また仕様とかも今後検討していくことと思っております。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員。

○１７番（前田 稔君登壇）

指定管理料が変わる可能性があるのかどうかということを聞いておるんですけども、仕様どうのこのじゃなしにね。仕様もそこに入るといことですか、指定管理料の中にね。指定管理料について、変えようという気はあるのかどうか、変わるということがあるのかどうかということだけ確認したい。

○議長（宮崎勝郎君）

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

組織が変わることによって、将来ですね、今、指定管理をお願いしておる内容が変わる可能性もあるということについて、またその指定管理の中身も、それによって変更するということも検討に入れなあかんということでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員。

○１７番（前田 稔君登壇）

禅問答みたいでよくわかりませんので、また、委員会等でしっかりと質問をしていただきたいと思います。私はこれで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

１７番 前田 稔議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後 ２時０１分 休憩）

（午後 ２時１２分 再開）

○議長（宮崎勝郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、２０番 竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

それでは、通告に従いまして、議案質疑をさせていただきますので、答弁につきましても順次よろしく願いをいたします。

まず最初に、議案第８８号平成２５年度亀山市病院事業会計補正予算（第２号）について、２点質疑をさせていただきます。

最初に、予算補正の考え方についてお尋ねをいたしたいと思います。

今回の補正予算（案）の説明では、職員人件費に係る補正ということで、これは6月定例会での臨時特例に基づく給与改定がございましたが、その人件費削減の補正をとのことでございました。歳出では、1,380万減額されるわけですが、歳入側も合わせなきゃいけませんので、歳入側の補正としては医業外収益である他会計補助金で今回同額の減額を行っております。人件費の減額補正の部分、歳入ではなぜ他会計補助金の減額で整合を図るのか、まず確認をさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員の質疑に対する答弁を求めます。

松井医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

今回の減額補正につきましては、収益的支出におきまして、臨時特例に基づく給与改定に伴い、給与費1,380万円の減額を、他の会計と同様に行うものでございます。一方、収益的収入におきましては、補正を行う科目を、入院収益等の医業収益といたしますには、残り約半期という、期間的にも、診療動向からの患者数的にも比較的不確定要素が大きく、依然として厳しい状況であるとの認識はありますものの、現時点での確実な収益見込みが難しい状況でございます。こうしたことから、給与費減額分を他会計補助金にて減額するものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今の答弁ですと、医業収益の見込みは少しわかりづらいんで、医業外収益である他会計補助金で調整をしたというふうなことであったと思います。そうなりますと、この他会計補助金とはどんな性格のものかを確認したいと思います。

私の認識では、病院事業、要するに医業収支、医業外収支ですね。医業と医業外がありますので、それを足し算をしたのが病院事業会計になるわけですが、病院事業の収支の差額の部分、要するに赤字になる部分ですね。収支が合わなくなる部分を他会計補助金で補填をしていくもの、ですから全体的な視点で収支を見るものというふうに理解をしておりました。

今回の補正で人件費の減額の、収入側の減額対象として、ここの他会計補助金のみを使われたということになると、他会計補助金自体は人件費の補正の減をしたのかというふうに見てしまう危険性があると思うんです。

公立病院の改革プランも、既に3年は終わりましたけれども、その一番根本的な部分というのは、60%ということですね。60床経営の中で2億円以内の他会計補助金は認めるんだというか、認めたくないんですけども、認めないと病院経営はできないというふうに、他会計補助金の額としても2億円以内というものはやむを得ないんだというふうな認め方をしているんです。そうすると、他会計補助金というのはどのようなものなのか、どのように認識をされているのかを確認したいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

松井医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

他会計補助金の認識ということでございますが、他会計補助金につきましては、単に人件費だけ

に対する補助といったものではなく、給与費や材料費、経費、減価償却費等の医業費用と、企業債利息等の医業外費用などに必要となります収益的支出に対し、入院、外来収益等の医業収益と、繰り出し基準に基づく一般会計負担金などの医業外収益による収益的収入が不足する額が繰り入れとなるものと認識をしております。

なお、補助金の額につきましては、平成20年11月に決められました「医療センターの今後の方向性について」におきまして、2億円を限度とし、現在まで繰り入れをいただいております。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今、他会計補助金、医業収益と医業外収益、これは他会計負担金も医業外収益に入っておりますけれども、その辺を見繕って、最終的に足らず前というんですかね。収支不足する部分が他会計補助金の意味だろうと思うんです。やはり私は、人件費のためだけの補助金ではないというふうなことだと思います。

そうすると、さまざまなファクターが加味して、病院事業全体の収支の補填をする、そのような性格の原資ですよ。収入になりますけれども、この原資を単純に人件費補正に相対する部分として、そこを補正したということが非常に疑問に思うんです。収支の足らず前はさまざまなファクターがある。例えば60床経営だと、ひょっとしたら人件費が余分に要っているのかもしれないし、例えば設備費は高いかもしれない。それを一々細かく割り出せと言われても、出れば一番欲しいところですけども、多分そういうものも多目に見ながら、やっぱり2億円以内で経営をなささいというふうなことが決められている。

そうすると、収支を補填していく他会計補助金を減額するという危険性をどこまで感じておられるんだろうかと、要するに収支に影響するんですかね。頭から1億7,000万でしたか、もらっているわけですので、補助金という名目で。それを下げるとすることは、医業収益が上がって稼げるということの裏返しになるんですね。そうすると、最初の答弁であと半年やって、なかなか収益が見づらいというふうにおっしゃったのであれば、逆に医業収益のほうで補正をある程度しておいてもよかったのではないかと。そのことが担保されてくる、原資をね。収入の原資を担保していく、そういう考え方はお持ちでなかったのかどうか、改めて確認をさせてほしいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

松井医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

医業収益を減額補正できなかったのかというご質問かと思いますが、先ほどもご答弁申し上げましたように、減額補正を行う科目を医業収益といたしますには、収益見込みにおきまして、今後の診療動向や患者数など、不確定な要素が多くございますし、現時点での詳細な収益の予測が難しい状況ということでございます。こうしたことにより、今回の補正におきましては、給与費減額分を他会計補助金にて減額計上いたしたところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ちょっと答弁がずれているというか、見込みが不明という意味が、いいほうに見込みが不明ならいいんですよね。収益が増収するという見込み不明であれば、1,300万収益側でカバーできますという答弁だったらいいんですよ。それが逆の意味で、見込みが不明だということが、減額側へもシフトする可能性があるよという見込み不明であった場合、頭から1,380万はじかれているわけですよね、今回の補正で。

そういう意味からいけば、やはり収益見込みが厳しいという意味は、両方とれるわけですけど、私は決して楽観視側じゃなくて、聞かんのに申しわけないですけど、下がる側の危険性もあるんじゃないかと。そんな印象があれば、何もこの12月に慌てて補正する必要はなかったんだと。これは事業会計ですので、一般会計ではありませんので、やはり事業収支が明確になる時期、もうちょっとおくらせてでもよかったんじゃないかというふうな印象を持つんですが、収支がある程度出そろうといいますか、そういう見込みが立つ3月あたりで補正をするというような考え方は一切なかったのかどうか。やはりこの12月定例会で補正をする必要性があったのかどうか、改めて確認をしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

松井医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

今回の減額補正でございますが、一般会計におきまして、臨時特例に基づく給与改定に伴う職員人件費補正を、本12月議会に提出しておりますことから、病院事業会計の減額補正も、この提出時期の整合を図るべきであると判断をいたしまして、今回、ご提案をさせていただいたものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今回、全ての会計が6月の人件費削減によって一斉に12月でやられたので、この12月に行ったということで、その確認をさせていただきました。

次に、大きな2点目に、今回の補正で純損失は発生しないのかについてお尋ねをしたいと思います。

先ほども申しましたが、今回の補正は病院の収入側では、他会計補助金を減額したわけですね。そうすると、先ほども申しましたが、収入がプラスに振れるのか、マイナスに振れるのかによって大きく様子が変わってくると。そういう状況からいけば11月の所管説明の資料を見せていただきました。9月末での医業収益の昨年との比較ということで、若干ふえておりますが、ほぼ同水準で推移しているということでございました。

ただ、これは9月の決算でも質問させていただきましたが、24年度と同水準ということになりますと、収支同水準で24年は1億4,000万の純損失を計上しました。これは、大きな要因の1つは、退職手当が8,000万ぐらいありましたので、これはことしは関係ないと見ても、やっぱり6,000万ぐらいの純損失が出ているということになってしまいます。ですから、24年度の収入の水準で、もし同等の経費が出れば、確実にこれは純損失になってしまうと。さらに1,380万カットされましたので、さらに大きな損失が出る可能性があるかと。

そういうところから見れば、公立病院改革プラン、これも２１年からやっておりますけれども、全て純損失が出ているんです。ただ、初年度だけは黒字で埋めましたけど、単年度で見れば全部赤なんです。純損失が出ている、２億円入れても純損失。

そんな中で、今回、人件費補正で他会計補助の減額をしたことの影響、これによって２５年度は純損失は発生しないのかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

松井医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

１０月末現在、医業収益につきましては昨年度と比較しまして若干の増収傾向にありますものの、今後におきまして、収益につきまして大きな増加を見込むことは難しい状況でございます。

一方、医業費用につきましては、退職給与費の減などにより減少を見込んでおりまして、昨年度よりは収支改善ができるものと考えております。

しかしながら、収益に大きく影響します透析治療につきましては、本年度当初と比較して患者数が減少しておりますし、本年度決算において純損失の発生についても厳しい予測をせざるを得ないものと認識をしております。

このような状況の中、今後も引き続き収支改善に努めてまいりたいと存じております。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

今の答弁を聞いておりますと、決してこれはいい方向に行くような雰囲気ではないと。非常に厳しい状況が続いている。それから、これも９月の定例会でも確認をいたしました、透析の専門のお医者さんがなくなってしまったことの影響は徐々にボディブローが効いてくるみたいですね、ことしも全く同じように効いてきていると。

そういう収益的に余りいい予測ができない中での今回の一番収益に寄与するといえますか、確実にこれはいただいている部分を１，３８０万カットしたということになると、純損失の発生の懸念というのは全くないわけではない、そんな印象を持ちます。

そのときに、例えば１２月定例会で他会計補助金１，３８０万円をカットしたと。これが３月の決算見通しを見る場合、これはやっぱりまずいねと。一旦当初予算どおり補正予算を組んで、当初の数字に戻そうというような動きを考えておられるのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今後、病院事業会計において純損失が発生いたしましても、補助金の増額補正を行うことは現時点では考えてないところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

現時点では考えていないという、これは財務側の答弁でありました。

そうなりますと、この純損失のリスクがある程度考えられる、そんな中で、今定例会は他の会計と同様の措置をされようとしたと。何らかの経営的配慮というものは、全く検討されなかったのかどうか、非常に気になるところです。

1,380万円、確かにこれは原資を、一般会計に引き上げるわけですね。一旦引き上げて、黒字要因になるんですね、一般会計は。でも、その結果純損失を発生させてしまったと。1,380万円以内であればの話ですけど、仮に以内でなくても、5,000万でいえば1,380万を引けば3,200万ぐらいになるわけですので、心配するのは、これ9月定例会でも言いましたけど、運転資金の問題ですね。6億円程度は要るだろうと。これは一旦底を打ってまた戻るんですけど、少なからず、十数億あったお金もぐっと減ってきたと。それが純損失の発生によって、4億近く、多分食い込んでいますので、さらに食い込んでくると。そうすると、一般会計側へは引き上げることによって黒字要因になったとしても、病院事業への影響というのは、純損失をさらに発生させる要因になってしまうと。誰が病院の経営を考えているんですかね、こうなると。

一般会計側から見れば正しい判断ですけれども、亀山市全体から見て病院会計をどう扱うんだということになると、私は非常に判断としてはややこしいというか、何か片一方は正論だという、片一方も横一列でいじったんだとおっしゃる。でも、他会計補助金自体は損失の差なんですね。それを改革プランでも認めている、2億円ぐらい。今、総額抑制されていますので、他会計出資金と他会計補助金を合わせて3億8,000万ぐらいで、総額抑制している。総額抑制するがために、純損失が出ているんです。これ改革プラン以前ですと、丸々出ています。3億とか4億ね、出している。それをやってはだめということで、今病院側が配慮している。その結果、経営的に影響を受けようとしたときに、どなたがこの経営的な配慮をしようとしたのか。今回の補正によって、さらに経営リスクを抱えるということに関して、誰も議論せずに、単純に一般会計の人件費補正に病院も合わせろという判断をされたのかどうか、確認をしたいと思います。これを最後の確認にさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

竹井議員のご質問にお答えをいたします。

今回、このような判断をさせていただきました。一方で、事業会計の病院の経営健全化に向けたさまざまな取り組みと収支改善に向けた努力をいたしておるところでございまして、これからの時期、年度末に向けて、これは最善の努力をさせていただくということがまず基本にございます。

それから、いまして触れていただきました純損失のリスクの考え方でございますけれども、お触れいただきましたように、平成20年度までは毎年その3億、4億の純損失が出てきた。それを一般会計から繰り入れて帳消しにするという状況が続いてまいりました。それこそ、自治体病院としての経営、あるいは会計上のある意味リスクではないのかという判断を当時いたしました。したがって、改革プランにおきまして、3億、4億という青天井の状態を、一定の上限2億までを繰り入れるということで、ルール化をして運用を今日までいたしてまいったところでございます。しかし、これは2億まで出すよということではなく、できる限り、この一般会計からの繰り入れをゼロに近いところへ努力していくと。しかし、その動きの中で、先ほどの経営上のリスク、あるいは

中・長期上の財務上のリスク、ここをやっぱり変えていく必要があるという判断の中で運用をいたしてまいったところでございます。

なかなか課題はございますけれども、議員のご指摘は、今回、少し特殊な事情で、臨時特例に基づく職員給与ということで、一般会計とあわせて、最終的にこの12月議会へ補正を提示させていただいたところでございますけれども、医療センターの経営健全化につきましては、ご指摘の部分も含めて、今後も最善の努力をいたしてまいりたいと、こういう経営判断をさせていただいたところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

議案質疑ですので、意見を述べちゃまずいと思うんですが、やはり病院の経営の、9月も確認しましたけれども、好転してないんですね、病院経営自体が。そんな中で、どうやって判断をしていくのか。

だから、純損失を発生させてもいいよとは私は思わないんです。ある程度しようがないと思いますけれども、何億にも積み上がってきたということは、変えられてないんですね、経営自体がね。そういうリスクを抱えながら。

それともう1つ気になったのは、全て他会計補助金でいじろうとしたことが気になるんですね。やっぱり経営的配慮を考えれば、医業収益をちょっといじっておけばよかった。そっち側でまず補正をしておいて、3月でさらにもう一度補正をかければよかったんじゃないかという思いもあるんです。それは、人件費のためだけの他会計補助金じゃないということを私は感じましたので、これ以上言うと一般質問になりますので、また改めて一般質問はあしたありますので、少しその辺を議論させてほしいと思います。

次に、大きな2点目に入らせていただきます。

次に、議案第97号 鈴鹿亀山地区広域連合の処理する事務の変更及び鈴鹿亀山地区広域連合規約の変更に関する協議について、2点質疑をさせていただきます。

まず最初に、変更協議の手続についてお尋ねをいたしたいと思います。

提出議案の背景と趣旨を読ませていただきますと、今回、鈴鹿亀山地区広域行政圏計画というのがございますが、これが国の要綱が廃止になったということで、前期5カ年を検証して、今後継続しないということで、25年をもって廃止をします。この廃止をするがために、地方自治法の手続により、今回この議案が提出されるということでございました。

この事務の変更と規約の変更についての協議についての議案が出ておりますが、変更協議を認めることへの議会の手続が必要なんだということがあわせて書いてあります。

改めて、規約変更に関しての手続について、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

鈴鹿亀山地区広域行政圏計画の廃止に伴いまして、鈴鹿亀山地区広域連合が処理をする事務の内容を変更するためには、広域連合規約を変更する必要があるとございます。規約を変更しようとするとき

は、地方自治法第291条の3第1項に基づきまして、関係地方公共団体の協議により、変更内容を定め、都道府県知事の許可を受ける必要がございます。また、地方自治法第291条の11に基づき、関係地方公共団体の協議については、議会の議決を経なければならないというふうに規定をされてございます。

このことから、広域行政圏計画の廃止に伴う広域連合規約の変更について、今後、鈴鹿市と、議案書にもつけさせていただきました別紙協議書でございますけれども、この協議を進めるため、今回、協議についての議案を提案させていただいたところでございます。

なお、議決後の手続といたしましては、両市による規約の変更に関する協議書を三重県に提出し、県知事の許可を得、その後、地方自治法第291条の4第3項に基づき、広域連合の長は速やかにこれを公表しなければならないというふうに規定をされてございますので、広域連合において公表されることで、規約の変更に関する一連の手続が完了するといったものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

変更する、廃止が行われるんで、その結果、規約を変更しなきゃいけないので、今回、その協議をこの議会に提出をされた。その後、議決を経るということで、議決を経るというところが非常に微妙なところで、関係する地方公共団体というのは、当然亀山市と鈴鹿市の2市しかありませんので、こうなってくる。そうすると、それぞれの議会の議決というふうになっておりますので、例えばどちらかが嫌だと、広域行政圏計画はもっとやってほしいというふうに否決をした場合は協議に入れないのかどうか。そういう場合の手続はどうなっていくのかということを確認させていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

広域連合規約を変更するために、亀山市と鈴鹿市が協議を行うには、それぞれ議会における協議についての議決が必要でございます。このことから、仮にどちらか一方でも否決をされた場合につきましては、協議を進めることができず、広域連合の規約の変更はできないといったこととなります。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

どちらかが仮に否決をすると協議に入れないということは確認をさせていただきました。

それと、先ほど県のほうへの提出ということも報告がありましたが、今回、両方で協議してもいいという議決をやったという場合に、広域連合議会も今はありますけれども、広域連合議会の中では、全くこの変更手続とか、規約改正については議論されないものかどうか。もう一気にこのまま議決をもって、了承しましたよということによって県知事へ行くのかどうか。広域連合議会は別物というふうな印象を持っておりますので、ここでの議論というのは全く必要ないのかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

広域連合規約の変更につきましては、三重県知事の許可を受けるものでございまして、広域連合での議決の必要はございません。

なお、地方自治法第291条の7第1項によりまして作成が義務づけられております広域計画というのがございますが、これにつきましては広域行政圏計画を廃止したことに伴いまして、事業内容が変更となってまいりますので、これにつきましては地方自治法第291条の7第3項の規定によりまして、広域連合議会での議決が必要となるものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

広域連合での議論はないということで確認をさせていただきます。

次に、2点目に広域市町村圏計画の廃止の理由についてお尋ねをしたいと思います。これは、今回出された説明では、国の要綱が廃止になったので、この手続に入るということはわかっておりますけれども、広域行政圏計画自体が平成20年度にスタートして29年度まで、10年間の計画期間になっております。ようやく前期が終わって、形でいえば後期の1年目ぐらいのポジションに来ておるんですけれども、なぜ計画期間がまだ4年程度残す中で、要綱が廃止になった時期とちょうど重なるぐらいに計画もつくられているんですけれども、なぜ残期間がある中で慌てて廃止をしていくのか、その理由について確認をしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

現在の鈴鹿亀山地区広域圏計画につきましては、平成20年度から29年度までの10カ年を計画期間として策定をされまして、24年度で前期の5カ年が終了したというところでございます。

その中で、本計画の策定根拠となります国の広域行政圏計画策定要綱、これが当初の役割は終わったということで、21年3月で廃止をされました。このことによりまして、国の要綱に基づいて策定している本計画につきましては、その根拠を失った状態となっているところでございます。

また、全国の広域行政団体においては、国の要綱の廃止に伴いまして、広域行政圏計画の策定団体は減少の傾向にございます。また、県内の広域連合に限れば、8広域連合中、計画を策定しているのはこの鈴鹿亀山地区広域連合のみとなっておりましてございます。

このような昨今の国及び他の広域連合等の動向を勘案しまして、この前期5カ年の効果についての検証の結果、25年度をもって本計画を廃止することとなったところでございます。

一方で、地方自治法で策定が義務づけられております広域にわたり処理することが適当であると認められる事務に関しての総合的な計画でございまして、広域連合が持っております広域計画、これも策定をされておまして、これまで2つの計画を持つという構図になってございましたが、広域行政圏計画の今回の廃止によりまして、今後の鈴鹿亀山地区の広域行政につきましては、法定の広域計画に基づきまして、介護保険事業、消費者行政を主とする事業等を、これまでどおり広域連合

が推進していくこととなってまいります。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

20年から24年が5カ年、これで25年に入ってやめようみたいな議論になっているんですけど、じゃあ何で、21年にこれが決まっているということは、多分20年度ですよ。ちょうどつくった時期に要綱が廃止になっていると。その間にはどんな議論になっていたのかなと。要は、もううまくこれは動いてないからやめようということなのかなと。

ちょうど私は多分広域連合のときの副議長をやっているときだったと、できたのはね。いろいろ聞いていくと、それぞれの総合計画を持ち合って、それぞれがやって、調整機能って余りないんですね。広域連合自体にはね。ただ、気になるのは、広域でこういうのを取り組むという姿勢を持つこと、広域で一緒にやるんだという姿勢を持つことというのは決して悪いことではなくて、その延長線上に広域連合ができ上がってきていると。だから、広域連合があって、広域の市町村計画があるわけじゃなくて、私が議員になったころからこれはありますので、少なからずこれがベースになり、鈴鹿と亀山の圏域というものが一体化されながら、今後もさまざまな広域行政というのは必要になってくるんじゃないかなと。

そういう懸念から、このなくなることの怖さというんですかね。今、部長がおっしゃいましたけれども、広域連合の広域計画があるんで、これをもってすれば、今後はそれで取り組めばいいんだということですけども、これは残念ながら介護保険と消費者行政しかない。これも合併後に、広域連合をつくるときに、介護保険だけでは少しつながりが弱いということで、両市にまたがる消費者行政も一個入れて、介護だけではない、ちょっと広域連合の力強さを持たせるということで、これも入ってきました。

ですから、うまく動いていない計画であっても、計画があることによって両市のつながりというものを担保してきたようなものがなくなるということになると、そういう意味でこの質疑をさせてもらった。本当に今後、広域連合だけでいいのかなというふうに思える。

そうなりますと、たまたま総務省の要綱廃止のところ辺の資料を見ますと、定住自立圏構想みたいなものが、新たな措置として使えますよというふうなことが書いてあるんですけども、この定住自立圏構想という、新たな広域連携としてのこういうものについては、今回の廃止の段階で協議されてきたのかどうか、確認させていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

定住自立圏構想に基づきます圏域の形成に当たりましては、中心市となる要件に昼夜間人口比率が1以上であることとなってございまして、現在、鈴鹿市の昼間の人口の夜間人口に対する割合が1を切っておりまして、中心市としての要件を満たしていない状況から、定住自立圏構想についての協議といったものは行っていないという状況でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

昼夜間人口比率というのも確かに書いてあって、数字をつかめてなかったのも、鈴鹿市のほうが1を超えていないということで、この定住自立圏の構想自体が取り組めないんで、これは理解をさせていただきました。

先ほども申しましたが、今後広域的な連携というものは決して避けられないというか、隣接した市の中で広域的な動きというものもさらに重要になるんじゃないかと。そんな視点からいけば、先ほどの広域連合の2事業だけだと、今でも動いているものなので、そういうものだけで今後両市は対応していくのか。広域連合の副連合長は櫻井市長ですので、連合長同士の話し合いの中で、新しい取り組みの連携ですよね。新たな連携への模索というものの議論というのは、今後開始をされていく気持ちがあるのかどうか。ここが一番気になる場所ですので、副連合長として確認したいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

本市と鈴鹿市におきまして、広域的な連携という視点では、今までもそうございましたけれども、今後においても、いつも私は機軸の関係であると、このように申し上げてまいりましたが、今後につきましても、同様の思いを持たせていただいております。

この広域圏計画の廃止後におきましても、自治法で定められております広域連合に策定が義務づけられております広域計画を基本として、当然介護保険事業、消費者行政を主とする事業等をこれまでどおり広域連合として推進をしてまいりたいと考えております。

また、今議員少し、今後の新たな連携とか協議等について、市長の思いはということでございましたが、今後、そういう必要性が生じた場合につきましては、これまでと同様に、連絡調整をしっかりと密にさせていただいて、展開をいたしてまいりたいと思います。

それからもう1点、県と市町の地域づくり連携・協働協議会が平成21年度に設置をされました。その中で、例えば地域防災について、鈴鹿亀山というこの県の防災総合事務所の単位における調整会議が既に設置をされてまいりました。今後もさまざまな検討課題を協議していきたいと思っておりますが、例えばこの両圏域における情報発信と物産振興について、それから救急医療の適正利用に関する取り組みにつきましても、従来以上に鈴鹿市さんとは非常に連携を密にしておりますので、そういう積み重ねの中から、また未来へしっかりとこの2市が連携強化できるような方向へ、やっぱり意を配していきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ぜひ前向きな取り組みを期待して、終わらせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

20番 竹井道男議員の質疑は終了いたしました。

次に、22番 櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、通告に従い、質疑をさせていただきたいと思います。

議案第81号亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部改正でございますけれども、通告させていただきましたように、条例等の一部改正は、今般の消費税率の5%から8%に改正されることによりますが、改正項目27案件を一括提案した根拠をお教え願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

議案の調整を行っております企画総務部、私のほうよりご答弁をさせていただきます。

今回、提案の一括改正条例につきましては、消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴いまして、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

これらの条例を改正する目的は、消費税の課税対象となる公共料金等について、消費税率の引き上げに伴い、消費税による負担を適正に転嫁した金額とするものでございまして、各条例の改正動機が共通しておるところでございます。このことから、消費税の課税対象となる27の条例に定める市の施設の使用料等の額を、消費税率の引き上げに応じた額に改正することにつきまして、一体的に審議をしていただくため、議会ともご相談の上、改正条例を一括して提案したものでございます。

なお、旧亀山市においてでございますが、平成9年4月から消費税率が3%から5%に引き上げられた際におきましても、今回と同様に条例改正を一括して提案をしているといった状況でもございます。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、この間5%に上げたときは、一括提案したと。初めての消費税が3%に上げたときは、恐らく合併前ですので、旧亀山市、旧関町、いろいろ取り扱いは違うと思うんですけども、先ほども税制改正による一体的な改革で共通議案であるということですので、市長にお尋ねしたいんですけども、それを了としたのか。今の企画総務部長の答弁を了としたのか、そこら辺をお教え願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

了といたしたものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

一括上程することによって、議会の審議、亀山市議会には総務委員会、産業建設常任委員会、それから教育民生常任委員会、各委員会がございます。一括上程することによって、各委員会の審議

ではなく、総務委員会の恐らく付託案件になると思うんですけれども、確かに消費税が上がることによって、まず提案理由の中に、中段ですけれども、消費税は最終的に消費者に負担を求めることを予定している税であるため、消費税の増税分を料金額に適正に転嫁しない場合、本来サービス等の利用者に転嫁すべき消費税を住民全体に転嫁することとなり、結果的に住民間に不公平が生じてしまうことにつながります。このため云々と書いてあります。

そうすると、市民の不公平感が生じると。当然そうやったら、議会でも各27項目、議会にも一本の議案として、一つの委員会で審議するのは、議会に対する不公平ではないでしょうか。その点、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の条例等の一部改正につきましては、今議員も触れていただいたような国の消費税法及び地方税法の一部改正によって関係する条例について、所要の改正を行うということでございます。また、この消費税率の引き上げに伴って、消費税による負担を適正に転嫁した金額とするものであり、各条例の改正動機が共通をしておるということでございます。

このことから、その課税対象となります27の条例に定める市の施設の使用料等の額を、消費税率の引き上げに応じた額に改正することにつきまして、一体的に審議をいただくため、これは議会とご相談の上、改正条例を一括して提案をさせていただいたものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

議会と相談したら、議会も数の原理で、そりゃあ賛成、反対もあるかわからんですけれども、議会というのは、本会議でいろんな形で審議して、是非を問うと。でも、各委員会においては、その必要性を審議すると、詳細についてはですな。

確かに、私が前年度、議長をさせていただいたときに、そのような相談はございました。私は、そのときに担当の企画総務部長に、この議案について12月に一括審議したいという相談を受けましたけれども、私は11月8日に退任予定でしたので、12月議会については後任者にご相談いただきたいということでお断りをさせていただきました。そのような中で、いみじくも一本でこの議案が出てきたと。

今、市長は一体的にと言いましたけれども、27本の中に、確かに各施設の使用料、それから企業会計、水道、下水、それから病院会計等とありますな。この27項目、各所管委員会がございまずな。その1から27まで、どこに所属するのか、そのことをお教え願いたい。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

27本の条例を一括提案させていただいてございますけれども、担当室によりまして各常任委員会が決められてございますので、担当室を申し上げたいというふうに思います。

1番につきましては契約管財室ですので、総務委員会でございます。

それから、2番から15番までにつきましては、教育民生委員会でございます。

それから、16番から23番につきましては、建設部と環境産業部でございますので、産業建設委員会でございます。

それから24番につきましては教育民生委員会。

25番、26番につきましては産業建設委員会。

27番につきましては、教育民生委員会になるものというふうに考えてございます。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

そうでしょう。結局、総務委員会に所管するのは1番だけなんです。教育民生委員会が2番から15番、24、27、これが教育民生委員会。産業建設委員会には16から23、25、26、この3つの委員会でしょう。1番だけが総務委員会、あとは皆教育民生と産業建設に振り分けられるんですよ。それを何で、消費税率が5%から8%に上がるのに総務の委員会に入っておる。おかしいやないですか。明らかに、意図的に、その議会の審議を振り分けず、一本にまとめることによって、そういうふうに議案を上げたのと違うんですか、市長。今の答弁、どう思われますか。

総務委員会にはただ1番の、亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例、行政財産の目的外使用に係る使用料に乗ずる率の改正、これ1つですよ。ほかのは、今も答弁があったような状況です。

これが、議会審議に値する、確かに議長とも相談されたと思うんですけども、それが市長として議会を軽視した、または議会審議を軽減というとおかしいけれども、一本化することによって各委員会での議論をある程度押さえようという意図的な気持ちでこれを提案されたと思うんですけども、今の振り分けでどういうふうに市長は思われるか、一遍お聞きしたい。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員も長く議会人として活動されておられますので、今、少し触れていただいた、何か意図的に執行部がどうこうで、議会軽視ではないかと。そういう思いで提案申し上げておるわけではございません。あくまで二元代表制の議会の議論を尊重し、そして議会と執行部は、それぞれの立場の中で協議をし、また議会のスムーズな議論や進行を、本当に私どもも協力もさせていただいて、審議をいただくという姿勢で臨んでおりますので、特段、議員がおっしゃるような意図を持って一括にしたということではないことをご理解いただきたいと存じます。

そもそも、先ほど申し上げましたように、今回は法改正に伴います条例の改正でございまして、消費税は最終的には消費者に負担を求めることを予定している税であると、ご案内のとおりでございます。この消費税の増税分を料金額に適正に転嫁しない場合、本来サービス等の利用者に転嫁すべき消費税を住民全体に転嫁することになるという中で、結果的には住民間に不公平が生じることになります。したがって、今回の消費税の引き上げに対する私どもの亀山市としての基本方針として、消費税の課税対象となる公共サービス等の料金額につきましては、消費税を適正に転嫁した金額とする必要があると、このように判断をいたしまして、課税対象となる27本の条例の額を

消費税率の引き上げに応じた額に改正することにつきまして、一括的にご審議いただくため、議会との協議の上で改正条例を一括して提案させていただいたということでございまして、深いご審議を賜りたいというふうに考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

意味がわからん。そうすると、最終日のときに、私は反対せざるを得ん場合が出てくる。というのは、基本的にね、企業会計、水道料金、下水道料金、それから病院、これは消費税は転嫁せんならん。これは当然だと思う。だけど、公共施設については、あなたが今言われたことは、不平等が生じると。何が不平等ができるのかな、これをせんと市民に。

年に１００回使う人、年に１回使う人、全然使わん人。全然使わん人に対して、この税率に従わんと不平等が生じるというふうに市長は理解していると、そういうふうに受けてよろしいかな。

これは、私から言うたら、せっかく市民の金で、市民の公共施設を建てて、そして市民の人がいつとんだけでも使えるという状況にしたのが公共の施設であると。

ここに一応文化会館以下ですが、北部ふれあい交流センター、馬子唄会館、いろいろ資料を持ってきました。確かに市民の料金と市外の人料金の区分表があります。ちなみに、亀山市文化会館条例の備考欄に、営利を目的として利用する場合の料金は、基本料金の１００％に相当する額を当該基本料金に加算することと。２に、営利を目的としないが、入場料等を徴収して利用する場合には、料金の５０％、それから準備もしくは原状回復のために利用する、また練習のために舞台を利用する場合は３０％、こういうような、これは市外料金ですよ。書いてあります、これが。

ほかに見ますと、今回の改正の中で、何かわけのわからん１０円上げたり、市営斎場なんかでもこれに書いてあるんです。わかりにくいこの表をようつくつてもろうたと思うんやけれども、私はこれを見たときに、ぐるっと回ってゼロ円と書いてあるもんで、何でやといったときに、このわかりにくい資料をようつくつたものだと思っておるけれども、聡明な市長さん以下は、この表で十分理解できるかわかりませんが、私はわからん、この表では。

それで、それも注意しましたけれども、例えば関宿散策拠点施設使用料を見たら、７００円が７１０円。７００円でよろしいやないか、別に。何で１０円上げるの。そうすると、９０円のつりを用意しておかんならんがな。１００円玉で今まで済んだことが。

それから、まちなみ文化センター５００円を５１０円。それから多目的スポーツも２００円もありますけれども、６時から９時３０分まで４００円が４１０円。確かに市外の人を使うのは構へんよ、上げたらええのやで。だけど、市民と市外の人が利用する料金とは、当然市外の人が利用するのにはこの８％を掛けてもええと思う。だけど、市民が使う利用料については、この８％掛けんでも、現在どおりの料金でよろしいやないかな。

そして、８％に上がったけれども、現行の使用料でいくと。それで、不平等のないように、市民の皆さんはそこで身体ともに鍛えていただきたいというのが正と違うかな。市長の判断と違うかな。そして、そういうようなことを審議するのが議会であると思う。そういうふうに思われませんか。

だから、市民の皆さんが不平等を感じると。不平等って何も感じへんよ。健康な人がよりようけ使うてもらうのに、ちょっとでも低額で、４１０円で１０円余分に持っていかなども、百円玉４つ

持っていけばそれで済むんですよ。例えば500円持っていったと。90円おつりをもろうたと、子供が。帰ってくるときにこけて90円落としたと。そんなとき、どないなるんやな。そういうようなことを考えんだかな。わしだったらそう考えるな。余分なお金を持たさんでもええわけ。

だから、市民の皆さんが使うのに、不平等を考えるという考えを改めてもらわねばならんためには、こういうふうに各委員会に、もう一遍言いますけれども、総務委員会は1だけ、教民は2から15、24、27、産建は16から23、25、26と、こういうふうに分けて、各委員会でこの料金体系でよろしいやろうかと。そして、もう一遍言いますよ。水道、下水道、病院については8%でやってくださいと。内税ではできやんと。そういうふうに理解を求めたらええと思うけれども、市長はあくまでも、あれかな。そんな考えは一つもないんかな。

確かに議会に相談したら、議長さんが了解してもらうた。あなたのよく言う市民目線で、市民が安心して安全で楽しく過ごせるまちというんやったら、こんな使用料の料金は据え置いてもええやないか。

わし、聞きましたで。まんじゅう屋さんが、まんじゅう1個100円やと。消費税8%に上がったと。幾らにしようかと。やっぱり値上げするわけにはいかんやろうと。10%になってもいかんやろうと。だから、こういうようなことを審議するために、当然、私は分けてほしかったと思います。分けやんというんやったら、あなたが市民に不平等を生じるって、何も不平等とは考えられませんか。

これとこれとこれだけは消費税の8%転嫁については、直していかんなんらんという議案を出してくるのが本当やないか、わしは議会に対する姿勢じゃないかと。また、市民に対する姿勢じゃないかと思うけれども、そういうようなことは一切ないんかな、もう一遍確認したい。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、議員のご質問をお聞きいたしておりますと、個々の消費税そもそもの議論とか、あるいは個々の公共サービスの料金についての、議員ご自身の思いというのはお持ちであろうかというふうに感じさせていただきました。

しかし、今回、本当に亀山市議会、議会体として、私どもは一括で先ほど申し上げた今回の消費税法の改正に伴う公共料金の適正な転嫁につきまして、基本的な方針を、先ほど申し上げたとおりでございますが、それに伴って、この亀山市議会の全体のご議論をお願いしておるところでございます。議員のお考えというのは、先ほど、十分じゃないかわかりませんが、感じさせていただいたものでございます。

いずれにいたしましても、今のこれも含めて、市議会で、公の場で、今回の条例案についてご議論いただいておりますものというふうに考えておりますし、私どもも丁寧な説明をさせていただきたいと、このように思うところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

こうやって一括で上げることが、丁寧な説明かな。わしは丁寧な説明やったら、こうやって広森

部長が言われたような形で分けて、丁寧に議会で審議してやってもらうのが、丁寧な行政ですよ、また議会運営ですよ。私はそう思う。

こんなことを言っておっても、あなたと意見が全然違うから、自分だけよかったらええならと、そういうものではあかん。それで、まず提案理由が気に入らん、私は。市民の不公平が生じてしまうという、この部分が本当に気に入らん。何も市民の皆さんはそんなこと思ってはらへん。やっぱり施設の使用料はなるべくなら安いほうがええ、私はそう思う。

それで、当然3つ目も用意したけど、10%になったらまた上げるのかということになったら、同じように上げてくるやろうと思うけれども、できたら、あなたがそのときにお見えになったら、今度は分けていただきたい、そうやってつけ加えておきますわ。

それから次にお聞きしたい。

議案第82号平成25年度亀山市一般会計補正予算（第4号）、これは補正額1億8,880万4,000円により、補正後一般会計予算総額214億6,991万7,000円となりましたが、当初209億4,510万よりも5億2,481万7,000円の増額になった。その要因についてお教え願いたい、簡潔に。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

増額の要因でございますが、平成25年6月の補正予算（第1号）におきましては、7月から企業会計を廃止し、指定管理による運営を開始しました国民宿舎関ロッジの管理費として6,250万円を計上いたすとともに、コミュニティ助成事業として、田村自治会の集会施設改築に伴う補助金を増額、1,500万円にするなど、歳入歳出それぞれ1億224万6,000円を増額したものです。

9月の補正予算（第2号）におきましては、川崎白木線の舗装事業3,650万円や、北山川維持修繕事業1,500万円に係る経費を計上するなど、歳入歳出それぞれ9,020万6,000円を増額いたしました。

11月の補正予算（第3号）におきましては、9月に発生しました道路や農業用施設の災害復旧のため、歳入歳出それぞれ1億4,356万1,000円を増額しております。

そして、今回ご審議いただきます内容でございますが、臨時特例に基づく給与改定に伴う職員人件費の減や退職者の増加による退職手当の増、そのほか神辺地区コミュニティセンター改築事業などにより、歳入歳出それぞれ1億8,880万4,000円を増額したものでございます。

以上により、平成25年度一般会計当初予算209億4,510万円に補正予算額5億2,481万7,000円を追加した214億6,991万7,000円となったところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

長々のご丁寧にありがとうございました。

それで、私の計算が間違っておるかかわかんけれども、平成25年4月から9月までの工事、設計業務、物品。工事52件、設計6件、物品13件、これで予定価格18億6,897万9,000

円。落札金額が16億5,987万1,428円、この差、入札差金が2億910万7,572円があるわけです。それから、繰越金が3億3,426万1,000円、これ差し引きすると1億2,000万ぐらいあるんですけども、これは9月の決算のときに3億3,000万の繰越金が確定したと。それらを含めて5億2,000万ぐらいの増額になっておるんですけども、そこへ今回財調に4億9,971万8,000円を繰り入れると、こうなってますな。

これ、西川議員もちょっと聞かはったけれども、ほかの議員も聞かはったけど、予算が差金で、この9月の時点で2億900万、2億強の残額が出ておる。その中で、9月にまだ3億の繰り越しが確定したと。いろんな事業ができると思うんですよ。25年度当初の積み残しの事業が。それを何で12月に持ってこんだか。それまでいろんなことを考えなんだか。そこら辺はなかったのかな。

この差金、組み替えもしとると思うけれども、要は5億2,000万も増額してあるのもおかしいと思うけれども、その中に4億9,000万の財調へ繰り入れるのは、どういうふうな根拠なんや。金が余ったでかな。

これはいろいろ人件費の削減とか、職員給与の削減とか、そういうようなことも含めて、この4億9,000万も含まれているのかどうか、一遍確認したい。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、先ほど議員申された入札差金が今回の繰入金に影響しておるのかということでございますが、入札差金については影響していないというふうに思っておるところでございます。

今回、4億9,000万円ほど繰り入れをなくしたという主な要因は、1つは9月の段階で市税収入が2億300万ふえたということが1点。それと、2点目に、交付税が2億数千万、この12月議会に上げさせていただきましたが、交付税が当初予算で予定しておったよりもふえてきたと。それと、もう1つは、前年度繰越金が9億数千万あって、その2分の1を財政調整基金へ積み立てるとなっていましたので、4億数千万、今年度はございましたが、それを6月補正、9月補正、11月補正、12月補正で、繰越金を使ってきた残りの分というか、その残額を今回歳入に入れ込んで、それと給与削減額とか、または市債を変更したとか、いろんな理由がございまして、それをトータル的に見ました結果として、4億何がしの繰越金を繰り入れやんでもええようにいたしましたというところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

上田君が困ったような声で言うと、わしもどういうふうに聞いていったかわからんけど、基本的に9月に3億3,000万の繰り越しが確定したと。そのときに、24年度の決算が確定したでしょう、決算のときに。当初は5,000万で、これが3億3,000万になったんやで。それで、市長は身の丈に合うたということをよう言わはるけれども、わしが聞いたやつは、亀山市で市長が言うておる身の丈に合うた予算が、大体178億と聞いたけど、間違いなかったかな。亀山市の身の丈に合うた予算は178億という答弁を、就任間なしに言われたと思うけれども、間違いはないかな。ちょっと確認したいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当時の中期財政見通しをお示しする段階で、当時の一般会計、平成20年度の規模が大体240億に近かったわけですので、少し税収が減っていく、あるいは合併特例債の償還がふえていく、こういう流れが当時見えておりましたので、少し膨らんだ総額をやっぱり180億程度へ、身の丈に合わせてという表現を使わせていただいたのは記憶をいたしております。

その後、さまざまに、例えば国の子ども手当が10億ぐらい乗ってきたりとか、いろんな要素が当然入っていますので、若干の増減はあろうかと思いますが、いずれにいたしましても、午前中も西川議員のご質問の中で、私は少し触れさせていただきましたが、その予算総額も重要な視点の一つではあると考えておりますが、財政運営におきましては、その予算総額よりも一般財源がどれだけその中に組み込まれておるか、ということについてはより重要視していきたいと思っております。

いずれにいたしましても、今後を考えますときに、一般財源のことを考えて、いかに適切に行財政運営をしていくかということが問われておると。その中で、身の丈に合った持続可能な財政基盤を確立していかなければならないという考え方は、現在も変わっていないところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

身の丈に合うたというけど、市民要望というのは、それぞれみんな思ってみえる、地区地区でね。確かに財調も、39億何がしの財調を持っておると。午前中にも、設備投資が今後見込まれる予定がないもんで、7億から10億ぐらい減額になっているというような答弁もありましたけれども、それを克服するのは、やっぱり市長を初め執行部、行政の皆さん方の努力だと私は思っています。だけど、市民は、細かいことでも、やっぱり行政が何とかやってくれと。自分の自力ではできやんという形で思っておるわけですね。

だから、確かに当初予算を組むのに、膨大な金を組んでおいた、ある程度一定の金を組んだと。だけど、結局最後には使わんと、次へ送ったというような行政運営では困るんですね。確かに差し引くと5億2,000万ですけども、財調へ入れる金が4億9,000万円だったら、差し引いたら2,700万です、わずかこの差が2,700万ですよ。最初はすばめておいて、真ん中で膨らませておいて、またすばめると。こんなことを財政がやっておったら、市民要望はどうなっていくんですか。市民というのは、市民の皆さん方は、ちょっとでも地域をようしたい、いろんな形で持っていきたいと思ってみえるんやで、例えば財調を出したら、単年度では赤字になるかわかりませんよ。だけど、市民から出てきたいろんな要望はかなえていくと。やっぱり9月なり12月に補正して、ちょっとでもかなえていくというのが行政の立場やないですか。残った金をそのまま返すと。余ったで繰り入れると。もとの金に戻すという財政運営では困るとわしは思うけれども、このままでやられるのかな、市長。もう時間がないで申しわけないけど。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

いずれにいたしましても、限られた財源、それから体制、その中で、市民要望については従来もそのバランスをとりながら展開をしてきておりますし、今後につきましても、そういう行財政運営をしていくと、このことに尽きようかと思っておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

２２番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後 ３時３０分 休憩）

（午後 ３時４０分 再開）

○議長（宮崎勝郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、７番 福沢美由紀議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

通告に従い、順次質疑をいたします。

最初に、議長、お断りをいたしますが、この要旨にあります議案８１号の１番と２番の順番を入れかえさせていただきたいので、よろしくお願いいたします。

議案第８１号亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部改正について、始めたいと思います。

この議案は、平成２６年４月１日から消費税が５％から８％に引き上げられることに伴い、２７条例にわたり、市の施設の使用料などの額について、消費税相当分の引き上げに応じた額に改めるというものであります。地区コミュニティの使用料や、文化会館の利用料や、運動施設の利用料金から上下水道の使用料金、また医療センターの利用料、個室料など、さまざまな生活に関するものについて値上げの提案がされております。

まずお聞きしたいのは、今回の条例によって値上がりする額の影響額、これをお伺いしたいと思います。

２４年度決算をベースに、一体幾らぐらいの値上がりになるのかということをお伺いします。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

消費増税に伴う一般会計への影響額につきましては、平成２５年度当初予算ベースで試算いたしますと、歳入におきましては指定管理に係る利用料金を除いた使用料収入などで約１００万円の増となり、一方、歳出におきましては、２億円程度の増となるものでございます。

また、歳入における地方消費税交付金につきましては、現行の１％、５億１，１００万円から１．７％に引き上げられるため、増加するものと見込んでおりますが、基準財政収入額に算入されますことから、地方交付税との関係も含め、一般会計の影響額については、現時点では不透明なところ

がございます。

○議長（宮崎勝郎君）

高士上下水道局長。

○上下水道局長（高士和也君登壇）

それでは、上下水道局におきまして、企業会計としての水道事業、工業用水道事業及び特別会計の公共下水道事業、農業集落排水事業について、現在の５％から８％に改正された場合における消費税納税額の影響額について、ご答弁申し上げます。

それぞれの事業につきましては、先ほど議員申されたとおり、平成２４年度の決算数値をもとに、５％から８％に置きかえた場合、２６年の４月１日以降、納税額がどのようになるかを申し上げます。

他会計も同じような算出方法でございますので、水道事業につきまして、少し細かい部分も含めましてご説明を申し上げます。

水道事業の主な課税収入は、水道料金でございます。平成２４年度の給水収益は１１億３７９万円で、５％から８％に消費税が変わりますと１１億３，５３２万円で約３，１５３万円、給水収益は増加いたします。

また、それ以外の受託工事収益や給水加入金など約１１１万円、消費税分が増加をいたします。合計で３，２６５万円、課税収入が増加をいたします。

一方、課税支出といたしまして、主に占めます建設改良費の工事請負費３億７，０７５万円で約１，０６０万円。営業費用で主に占めます北中勢水道から給水を受けています受水費３億１，１７１万円で、課税支出が約９００万円。動力費、主に電気代でございますが、６，９８５万円で約２００万円。合計いたしますと、２，２６２万円、課税支出が増加をいたします。その収支の差し引きとしまして１，００３万円となり、その金額が消費税の増額分となり、納税額となります。

ほかの工業用水道事業につきましては、平成２４年度決算は約２５７万円の納税でございます。これを８％に置きかえますと、納税額は約４１２万円となり、約１５５万円、納税額がふえることになります。

特別会計の公共下水道事業につきましては、平成２４年度決算は約１０９万円の納税でございます。これも８％に置きかえますと、納税額は約１７５万円となり、６６万円、納税額がふえることとなります。

次に、農業集落排水事業につきましては、平成２４年度決算は約４１５万円の還付でございます。これを８％に置きかえますと、還付額が約６６４万円となり、約２４９万円還付額がふえることとなります。以上でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

松井医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

医療センターにおける消費税につきましては、消費税法及び地方税法に基づき、毎年納税をいたしております。

平成２４年度決算ベースで試算をいたしますと、２４年度では医療相談収益が５，０５０万円ほどございまして、これが８％になりますと、収入が約５，２００万円になります。これに対する消

費税といたしましては、約１２４万円の納税を行っておりまして、８％の消費税で試算いたしますと、約２００万円の納税額になり、約７６万円、納税額がふえるものと試算をいたしております。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

るるどれだけふえるかということをお願いしたいんですけど、それでちょっとお聞きしたいのは、この市民から集めた消費税増税分について、亀山市は全部納税するのでしょうか、それぞれお答えください。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

国や地方公共団体の一般会計に係る事業活動は、公共性が強いものでありますことから消費税法上、特例が設けられており、納税の義務はないところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

高土上下水道局長。

○上下水道局長（高土和也君登壇）

先ほども申し上げましたが、上下水道局においての企業会計、水道事業並びに工業用水道事業及び特別会計の公共下水道事業、農業集落排水事業につきましては、それぞれ納税をいたしております。

なお、先ほども申し上げましたように、農業集落排水事業につきましては、主に売り上げが使用料でございますので、それに比べ、工事請負費や維持管理費の差額がふえることとなりますことから、還付という形にはなります。

○議長（宮崎勝郎君）

松井医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

先ほど納税額１２０万円ほど申しましたけれども、これにつきましては、仕入れ税額控除というのがございまして、患者負担といいますのが約２４０万円、それから仕入れ税額控除を差し引きまして１２０万円、納税をしていると、こういう制度になっております。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

２７、条例が各ありましたけれども、そのうち皆さんから集めた消費税分について、国に消費税を納税するものと納税しないものがあることがわかりました。

今回、私ども日本共産党としては、消費税そのものについて反対をしておる立場ですので、先ほどからお聞きもしませんでしたけれども、２億円、実は全体の中から出るものもあるんだとか、そういうこともあるんですけど、その分についても、私たちはかかることに対しては反対をする立場であります。

行ったり来たりしますけれども、この議案を一括にした理由についてということに戻りたいんで

すけれども、まず消費税を国へ納税するものと納税しないものを、ばらばらに混在するものを一括に議論するということ自体が、私は乱暴ではないかという気はいたしました。これについて、先ほどから櫻井議員も議論をされておったわけですが、やはり別々にするという道もあったのではないかなあという思いがまだするわけですが、もう一度ご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

先ほど櫻井議員にもお答えを申し上げましたとおり、今回提案する一括改正条例につきましては、消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴いまして、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

これらの条例を改正する目的は、消費税の課税対象となる公共料金等について、消費税率の引き上げに伴い、消費税による負担を適正に転嫁した金額とするものでございまして、各条例の改正動機が共通しておりますことから、一体的に審議をいただくために、改正条例を一括して提案をいたしましたものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

以前もそうされたということもありましたし、今回もこういう思いで一括に出したんだということとは何度もお聞きしたわけなんですけれども、やはりどんどんと議論はしやすく、よくはしていかなくてはいけないと思いますので、例えば以前に市道の認定についての条例などは、例えば一本一本をばらばらにしないで、一括で上程されていた時代があったということを聞きます。それで、やっぱり一本一本それぞれに事情が違うから、それぞれに審議がしたいということで、今はそれぞれに条例提案がされております。そのような経緯があったこともありますので、今後、ぜひともこれは再考していただきたいということを申し述べておきたいと思います。

そして、この条例全体のことに戻るんですけれども、先ほどお聞きしたように、国に全部納税するわけではなくて、消費税分を徴収したけれども、市の分になるということがあるわけですね。

この消費税そのものに対して、私たちが反対しているのは、税の大原則の応能負担、その人の能力で負担するという税の原則に反している、あるいは生計費非課税という原則に反していることで、格差が広がるんじゃないかという心配をして反対をしているわけなんですけれども、この国の制度がこうやって市におりてきたときに、市民の生活がどうなるのか、市内の景気がどう変わるのかということを見きわめるということも、市の大事な仕事ではないかと思うんです。

そういうこともしないで、すぐさま税率転嫁をするということがどうなのかなという思いがするんですが、しばらく様子を見るとか、しないとかいう考えがなかったのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

消費税引き上げに伴う市財政への影響については、先ほどもご答弁申し上げたとおり、歳入の増に比べ歳出の増が大幅にふえることになります。消費税増税により、それを財源として地方に配分されている地方消費税交付金の増も見込まれるものではありませんが、地方交付税との関係もあり、これは地方交付税が上乗せをされていないという、現時点ではそういうこともございますので、トータル的な歳入と歳出のバランスが崩れるんじゃないかというようなことも、現在のところ不透明ではございますが、考えていることもあると。

そんな中で、消費税を国のほうからも転嫁しなさいと。できるだけ転嫁しなさいというような文書もいただいております。亀山市の今後の税の動向が大変苦しい状況になっていくというのがわかっておりますので、そういうことも踏まえて、今回、消費税を転嫁させていただくことといたしたものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

支出が大変だからということもありますが、今回の増税で、市民生活は増税だけで大変になるわけではなくて、やっぱり年金が下がったり、医療費の負担がまた上がることが言われていたり、介護についてもいろんな不安要素が言われているという中での市民生活になってくることはわかっているわけですね。

そんな中で、前回も3%から5%に上がったときに、中小企業さんが転嫁できなくて倒産をしていったり、自殺の事案があったりしたことは、この亀山、鈴鹿でも相談があったことです。景気も冷え込んだという事実もありますので、例えば体育館を使用した人が、亀山市の2億円ぐらいの大変に支出がある分を、あるからといって、数十円ずつ、数十円ずつ転嫁していくということが、私は財政を全部見る上で、本当にそれが正しいのかどうかということには、疑問を感じるものです。

やっぱり市の一番大事な仕事として、市民生活を守るという意味からいって、これは転嫁すべきではないということを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

これについても、次の質疑なんですけれども、議案第82号平成25年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について、先ほどから議論になっていました第18款繰入金、第1項の基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金についてです。

非常に重なっておるんですけれども、同じようなことは聞かないように、割愛をしていきたいと思うんですが、午前中からの議論、午後の先ほどの議論を聞いておりますと、この財政調整基金を繰り出さずに済んだ、余ったというか、余分になったお金について、やっぱりこれからの財政を考えて、こうやって積んでいくという考え方もある中、先ほど櫻井議員も言っていました、市民サービスに回すという考えがあるのではないかということもまた1つなんだと思います。

先ほど市長の答弁の中でも、バランスという言葉がありました。確かに私も、ためていくばかりではいけないだろうし、使って、もう最後が不安になっていくというのもしないんだと思います。そこが、どういうバランスで使っていくのか、ためていくのかというところが、皆さんの大事な仕事になってくるんだと思います。

ただ、じゃあいつ使うのかということなんですけれども、やはり今回の交付税、思ったよりもたくさん来たというとき。こういうときというのは、私は使うときなんではないかなという思いがい

たします。全額をとということではなくても、こういうことがあったときには、例えばそのうちの何分の1か、例えば1億円分だけでも、今回こういうことがあったからどうですかと。皆さん、本当は当初予算でやりたかったけれどもできなかった例えば少額の修繕とか、そういうものはありませんかということをご各部に申し上げて、出していただく。そこで、優先順位をつけて、少しでも市民サービスが向上するように何かしていくという考えはあるんだと思うんですけども、もう一度、そこについてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

財政調整基金繰入金の減額を行わず、緊急的に実施すべき事業はなかったのかとのご質問と理解をいたしますが、従来より申し上げておりますとおり、当初予算時に見込めない制度変更や、本年度中に緊急に実施しなければならない事業について、予算補正をお願いすることといたしております。また、今回提案いたしました内容につきましても、そういう意味で精査を行ったところでございます。

全然補正予算で途中での事業を見てなかったということはございません。災害についても見てきましたし、緊急性で、どうしてもという事業については、きちっと予算をつけてきたというふうに思っていますので、その点をご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

もちろん、今までも補正予算を組んでもらっていますので、当初予算でできないもの、また緊急を要するものをやってきていただいたことは理解をした上で申し上げたわけです。

やはり前年度で黒字になった分の半分については、今年度で少し使っていかれて、その残りが3億何がしかあったということなんですけれども、そこは今年度使ってもいい分として捉えられているお金でありますし、それだけではなくて、今回、思ったよりたくさん交付税が来たということは、今までどおり毎回毎回補正予算というのを、何か緊急なことがあったら補正予算を組むというルーチンワークとして今までどおりあるんだけれども、特に今回、こういうことでということで、特別大サービス期間ではないんですけども、こういうことがあったからちょっと考えて、ひねって、少額で効果の出る修繕とかそういうのを出してくれということは、私はあっていいと思うんです。

本当に市民の皆さんは、財政が厳しい、厳しいという話しか聞かされておられませんので、ぜひとも、そういう意味で絞るだけではなくて、効果のある使い方、出し方というのをしていくことで、また来年度の予算も楽になっていくこともあるかもしれませんので、ぜひご再考を、こういうことがたびたびあるかどうかはわかりませんが、私は考えていただきたいなということを申し上げて、中期財政見通しについてもお伺いする予定でしたけれども、大分午前中にも議論がございましたので、これについては割愛させていただきます。

今の私の考えを申し述べたんですけども、特に答弁が変わってくるとも思えませんので、私が申し述べて、これで質疑を終わりたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

7 番 福沢美由紀君の質疑は終わりました。

次に、11 番 伊藤彦太郎議員。

○11 番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして、議案質疑をさせていただきます。

今回、議案第 81 号の亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部改正について、通告をさせていただいております。

これにつきまして、まず理由についてということで通告をさせていただいておりますけれども、これについては、先ほど櫻井議員と福沢議員からも質疑がありまして、特に福沢議員の質疑と重なるところがありまして、その答弁をもとに質疑をさせていただきたいんですけれども、先ほど福沢議員への答弁の中で、今回、消費税が増税ということで、その分、会計の中で、特に企業会計は当然国に納税しなければならない、一方で一般会計の分は納税しなくてもいいんだという、この辺は確かに以前から言われていることで、割と知られてない部分ではあるんですけれども、その辺は確認させていただいておった感じなんですけれども、一般会計の中で、標準財政収入額に計上される云々の話がありましたけれども、ちょっと不透明と言われておったんですけれども、今回の増分が、この辺が基準財政収入額として行くかどうか不透明やということではあったんですけど、従来の消費税 5% 分も、一応課税はされておったと思うんですけれども、この辺は標準財政収入額に組み入れられておったのかどうか、その辺のことをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

現在も消費税の交付金を国のほうからいただいております、現行の 1% でございますが、地方消費税、これが 5 億 1,100 万円ほどいただいております。これは、基準財政収入額に算入されているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○11 番（伊藤彦太郎君登壇）

そうしますと、まだ確かに不透明だなというような感じ、全額計上されているような感じでもないような雰囲気ですので、その中で、先ほどもちらっと話が出てはおったんですけれども、今回、国に納めるものもあれば、国に納めないものもある。従来もそうですけれども、今後、増分が見込まれるわけなんですけれども、この増分に関しては、市の一般会計の中に残ることになると思うんですけれども、これは一体どこに充当されるのか、この辺も確認させていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

一般会計におきましては、消費税をいただきますが、支払うことはございません。その消費税については、一般管理費、当然管理費に充当させていただいております。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

その辺の話で、ちょっとこの消費税に関する話をさせていただきたいんですけども、今回、亀山市の行政財産の目的外使用に係るというような話ではあるんですけども、この使用料の増分に関して、一応法的にも課税すべきものとなっていますし、ただ、先ほど一括するのはどうやという話の中で、一般会計に残る分に関して一緒にしてもええのかとかいう、そんな話もありました。これに関しては、確かに一般会計には残るんですけども、一方で、本来、あくまでも目的外使用に係るということで、その施設が本来果たすべき役割とはちょっと違うような、そういうイメージの話ではあるんですね。

言い方は乱暴かもしれませんが、なくても済んでいくような部分がある、そういう行政サービスのものに係るものなので、割と民間と競合するものがあるので、民業圧迫にもなりかねないので、やはり消費税は転嫁すべきやと、こういう考え方もあるというふうに聞きまして、そういう意味では、本来国には行かないけれども、地方で持っておいてもいいという話ではあるんですけども、ただ、そういう性格のものではあるんですけども、そこで今回の理由についてという質疑に入らせていただくんですけども、今回、あくまでも消費税の増税分に関する増加だというような、そういう理由になっているんですね。もちろんそういう使用料、手数料もあるんですけども、一方で、一般会計に入ってくるような、そういうものというのは、先ほど一般管理費と言われたような、どちらかというところ経費分に算入されている。そういう意味では、以前から受益者分担の見直しとか言われていますもんで、どちらかといえば消費税の増税分だけではなくて、むしろこの受益者分担の見直しとか、その辺の話に絡むべきものでもあるんじゃないのかなと思うんですけども、ちょっとそこでお聞きしたいんですけども、今回、一回こういう形で消費税増税分を転嫁するという、この辺の話もわからんでもないんですけども、ただ受益者分担の見直しを進めているという、この市の財政の方向の中では、そのときに一括して、そういうふうなことをすると、こういうことも考えられなかったのかと思うんですけども、その点はどうなんでしょうか。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

亀山市行財政改革大綱に基づき、受益者負担の適正化を進めるため、その土台となる基準の素案を今定例会の総務委員会資料として提出させていただいたところでございます。

この基準におきましては、施設の維持管理に係る原価を算出し、それが現在の料金と比較して適正であるか否かを判断し、他市の状況との比較や政策的な判断により、整理をいたしたいとするものでありまして、今般の消費税率の引き上げによる料金改正と、受益者負担の適正化とは別の性質のものと切り離して考えてございます。

このことから、今回の条例改正については、消費税率の引き上げに伴う改正だけにいたしましたところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

その辺は言うている意味はようわかるんですけども、もちろんそういうふうな側面はあると思います。実際、今進めていってもらっていると。

ただ、先ほどちょっと充当する部分というのもお聞きさせていただきました、一般管理費と。一般的に、消費税というものが今回増額される、これは社会保障に充てられるとか言われておるんですね。やはり財源としては社会保障に充てられる。でも、これは一般管理費に充てられるという、地方で使っていいよと言いながら、本来の消費税増税の趣旨には合っていない使い方をするような状況になってしまっている。この辺のことを考えると、理由として、消費税増税にばかり言うのではなくて、やはり受益者負担の見直しの一環ということももうちょっと言ってもいいのではないかなと思うんですけど、その辺のお考えをもう一度確認させていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員おっしゃられるように、土台の部分として、まず消費税をどうするのかということを整理した上で、料金が定まってまいります。それに、先ほど私が申し上げたとおり、その費用にどれくらいお金がかかっているのか、維持管理について。それを、本当に市民に全て転嫁をすべきなのかどうか。他市の状況もあるでしょうし、政策的には少し安くしてでも、やっぱり市民サービスを提供する必要があるんだろうというものもあるでしょうから、そこら辺の判断は次の段階ですべきなんだろうと。

今回は、消費税そのものを間接税として転嫁をする。それを、一括してどうするのかという基本的な考え方のもとに、今回条例を提案させていただいております。まずはそれをやった後に、受益者負担について、行革大綱の実施計画にも上がっておりますし、上がっていないものもございます。それも含めて、やはりきちっと判断をしていく必要があるだろうと。それが、歳入改革の一つにつながるだろうという考えのもと、今、検討をいたしておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

そのほかの細かい話にもなってきますので、その辺はまた委員会のほうで、所轄の委員会ですので、確認させていただきたいと思います。

それから続きまして、もう1つの項目で、指定管理に対する影響についてということで通告させていただいております。

ちょっとお聞きしたいんですけども、今回の使用料増ということにはなるんですけども、これによって市の指定管理というものに対して何らかの影響が発生するのかどうか、この点を確認させていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今年度、更新手続を行っております施設の平成26年度以降の指定管理料につきましては、消費税率を8%として算出していると確認をしており、特に影響はないものと考えております。

なお、平成27年10月に予定されています消費税率10%への引き上げについては、見込んでいないところであります。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それほど大きな感じではないというような、まだその辺が把握できてないというような感じではあると思いますけれども、その上でちょっと確認させていただきたいんですけれども、この指定管理者も当然納税の義務者になるということではあるんですけれども、この指定管理者にとって、この使用料ですね。これが売り上げになるのかどうか、その点を確認させていただきたいと思います。売り上げとしていいのかどうか。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

各施設において料金改正をされた場合、売り上げにつながるというふうに理解していますし、今まで1,050円やったのが1,080円になりますから、それが収入増になって、売り上げにつながるというふうに考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それで、もう1つ確認させていただきたいんですけれども、もう1つ消費税に絡む話で、指定管理料そのものに対する消費税というのもあると思います。この指定管理料自体も、指定管理者にとっては売り上げというふうになっておるのかどうか、これは指定管理者の中ではどういうふうに扱われておるのか、ちょっとその点、確認させていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

事業者にとりましても、指定管理料は収入につながりますので、当然指定管理料も5%から8%になりますので、収入増につながるんだろうというふうに考えております。

しかし、事業者にとりましても、電気料とか、いろんなもので事業者として支払いもふえてまいりますので、支払いもふえるだろうというふうに考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ちょっと意地の悪い質問になってしまったかなと思ったんですけれども、売り上げになるらしいです、指定管理料自体も。

何でお聞きしたかといいますと、先ほど答弁される中で、経費の増加ということを言われたんですね。それで指定管理料もふやすんやと、こういう話だったんですけれども、先ほど来から言っている話ともちょっと重なってくるんですけれども、あくまでも、消費税というのは国に対して、施

設使用者が指定管理者を通じて払うというような形になっておるんですね。先ほど経費増云々と言ったんですけれども、あくまでも指定管理料に対する消費税というのは、市が指定管理者に払うんやけれども、その指定管理者が全部もらうわけじゃなくて、消費税分は、売り上げ原価を引くんですけど、基本的に国に行くんですよ。言ってみれば、使用料に対する消費税というのは、市民が指定管理者を通じて国に納めるものであって、指定管理料の消費税というのは、市が指定管理者を通じて国に納めるものであるというふうになっておる。ですので、こういう違いがあるんですけれども、これ、ただ一見すると、人によっては二重払いになっておらへんのかというふうな誤解を与えるケースもあるのかなというふうにふと思ったんですね。

一応こういうふうな感じではないんですけれども、ただいろいろちょっと回りくどいことを言っただけなんですけれども、やはり税金というのは、その分野の抑制の役目があるというふうによ言われておるんですね。今回の消費税の増税というの、私はある意味、消費抑制やと思っておるんです。国側に消費の抑制をするという意図があるのかどうかというのは別にしまして、結果的に国の方向が消費を抑制するというような方向になっておる。

一方で、今回、消費税がふえるといっても人件費はふえないんですよ。なぜか、人件費は消費じゃないからです。

要は、今回のこの議案の話で明らかになってきたのが、委託とか指定管理というのは、やはり市にとっての消費行為になるんですね、消費行動に。人件費で、自前でやる分に関しては消費税はかからない、税金はかからないという話になりますので、つまり今のこの雰囲気というのは、国の施策として、指定管理とか委託料よりも、とにかく自前、直営でやれとは言わんけれども、やるような方向になってきつつあるのではないかな。そういうふうな感じの雰囲気になっておるんじゃないのかなというふうに感じるんですけれども、今回の条例は、あくまでもこれは使用料の値上げに関するものなんですけれども、その辺を示唆するものなのかなというふうに感じるんですね。その点について、今回の条例がそういうふうなきっかけになっていくのではないかなと思うんですけど、その辺につきまして、見解があれば、市長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

少し触れていただいた国の意図というか、このところは現時点で私の段階で定かではございません。

それから、少し議員がご意見の中で、人件費には消費税は課税されませんので、消費税が課税される指定管理や業務委託と、例えば単純に比較をいたしますと、直営のほうが安価になるのではないかなというふうなご趣旨なのかなというふうに思っておりますが、そういう傾向もあるのかもわかりませんが、一方で指定管理によって、市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、民間の能力の活用により市民サービスの向上を図っておるところでありまして、例えば議員ご指摘のコストの縮減という観点も大事ではありますが、これだけではなくて、サービスの向上も重要視をいたしておりますので、利用者サービスへの影響についての費用対効果の研究、検証も今後必要であろうかというふうに考えておるところであります。

いずれにいたしましても、引き続き指定管理者制度によって施設管理は進めていきたいというふうに考えておりますが、国の意図するところがどこなのかというのは、少し把握しかねる状況でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

余りこれ以上言うと、それこそ指定管理のあり方ということになってしまいますので、ちょっと議案質疑の趣旨から外れてしまいますので、この程度でおさめさせていただきますけれども、どちらにしても、今回の話としては、受益者分担の見直しということも切り離せないという部分ですので、その辺はもうちょっと、これも含めてもうちょっとPRというか、市民への周知の部分では考えていただきたいということだけ申し上げて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

１１番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

以上で、日程第２に掲げた上程各案に対する質疑を終結いたします。

続いて、ただいま議題となっております議案第７８号から議案第９７号までの２０件については、お手元に配付いたしてあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託いたします。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

議案第８０号 亀山市火災予防条例の一部改正について

議案第８１号 亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部改正について

議案第９７号 鈴鹿亀山地区広域連合の処理する事務の変更及び鈴鹿亀山地区広域連合規約の変更に関する協議について

教育民生委員会

議案第７８号 亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第９０号 指定管理者の指定について

議案第９１号 指定管理者の指定について

議案第９２号 指定管理者の指定について

議案第９３号 指定管理者の指定について

議案第９４号 指定管理者の指定について

産業建設委員会

議案第 79 号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

議案第 95 号 指定管理者の指定について

議案第 96 号 指定管理者の指定について

予算決算委員会

議案第 82 号 平成 25 年度亀山市一般会計補正予算（第 4 号）について

議案第 83 号 平成 25 年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 84 号 平成 25 年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 85 号 平成 25 年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 86 号 平成 25 年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 87 号 平成 25 年度亀山市水道事業会計補正予算（第 2 号）について

議案第 88 号 平成 25 年度亀山市病院事業会計補正予算（第 2 号）について

議案第 89 号 平成 25 年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について

○議長（宮崎勝郎君）

次に、お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

あす 10 日は午前 10 時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さんでした。

（午後 4 時 26 分 散会）

平成25年12月10日

亀山市議会定例会会議録（第3号）

●議事日程（第3号）

平成25年12月10日（火）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1 番	西 川 憲 行 君	2 番	高 島 真 君
3 番	新 秀 隆 君	4 番	尾 崎 邦 洋 君
5 番	中 崎 孝 彦 君	6 番	豊 田 恵 理 君
7 番	福 沢 美由紀 君	8 番	森 美和子 君
9 番	鈴 木 達 夫 君	10 番	岡 本 公 秀 君
11 番	伊 藤 彦太郎 君	12 番	前 田 耕 一 君
13 番	中 村 嘉 孝 君	14 番	宮 崎 勝 郎 君
15 番	片 岡 武 男 君	16 番	宮 村 和 典 君
17 番	前 田 稔 君	18 番	服 部 孝 規 君
19 番	小 坂 直 親 君	20 番	竹 井 道 男 君
21 番	大 井 捷 夫 君	22 番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	安 田 正 君
企画総務部長	広 森 繁 君	財 務 部 長	上 田 寿 男 君
財 務 部 参 事	神 山 光 弘 君	市民文化部長	梅 本 公 宏 君
健康福祉部長	伊 藤 誠 一 君	環境産業部長	稲 垣 勝 也 君
建 設 部 長	三 谷 久 夫 君	医療センター 事 務 局 長	松 井 元 郎 君
危機管理局長	西 口 昌 利 君	文化振興局長	広 森 洋 子 君
関 支 所 長	坂 口 一 郎 君	子ども総合 セ ン タ ー 長	若 林 喜美代 君
上下水道局長	高 士 和 也 君	会 計 管 理 者 (兼)出納室長	西 口 美由紀 君
消 防 長	渥 美 正 行 君	消 防 次 長	服 部 和 也 君
教育委員会委員長	肥 田 岩 男 君	教 育 長	伊 藤 ふじ子 君
教 育 次 長	石 井 敏 行 君	監 査 委 員	渡 部 満 君

監査委員事務局長 栗田恵吾君

選挙管理委員会
事務局 長

井上友市君

●事務局職員

事務局 長 浦野光雄

書記 渡邊靖文

書記 山川美香

書記 高野利人

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（宮崎勝郎君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

2番 高島 真議員。

○2番（高島 真君登壇）

おはようございます。

一般質問の1番目ということで、やらさせていただきます。

気持ちいい新年を迎えるために、よろしくお願いいたします。

私は今回は通学路の整備について、前回と引き続きですが、それと鳥獣被害について、そして教育行政について質問させていただきます。

ちょっと順番のほうで鳥獣被害についてから始まって、通学路の整備、教育行政についてと、ちょっと順番が入れかわりますが、その辺ご了承ください。よろしくお願いいたします。

それでは、始めさせていただきます。近年、鳥獣被害とは、すごく被害額が増加をしてきていると思います。この間も新幹線の中で本を読んでいたら、農作物被害が、この日本の中で約200億以上出ているのではないかと論文もございました。その中で、一体この亀山市において農業と林業の被害額というのを一からちょっとやりたいと思うんですけども、基本的に農業と林業の被害額を答弁いただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

2番 高島 真議員の質問に対する答弁を求めます。

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

おはようございます。

農業と林業の被害ということでございますけれども、農作物被害につきましては、鹿、イノシシによる水稻被害、猿による野菜や果樹への被害が多く、農業共済や駆除依頼時の農家の方や代表の方々に聞き取り調査をした結果でございますけれども、22年度においては430万円余り、23年度は540万円余り、24年度については470万円程度となっております。

一方、森林被害につきましては、農業被害と同様深刻化しております。特に鹿による杉、ヒノキの枝・葉、樹皮及び間伐後の下草の食害による影響が著しく、その被害額として森林組合による調査から、２２年度４４０万、２３年度４５０万、２４年度４８０万円でございます。

なお、農産物、森林の獣害被害につきましては、全てを把握してないことから、実際の被害はこれを上回るものと考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

高島 真議員。

○２番（高島 真君登壇）

２２年４３０万円、プラス林業を合わせると約８７０万円、年々１，０００万円前後の被害が出ておると。林業に関しては、まだまだわからない部分もありますので、それ以上行くのではないかという感じでございますが、この亀山市において毎年１，０００万円、１，０００万円、１，０００万円被害があると。それと人的被害、小学校とか通学路にも猿とかイノシシが、今イノシシでも昼間寝ておらんと、昼間出てくるような状況になっておると。

そこで私が聞きたいのは、部局として、この被害は多いのか少ないのかという認識をどう持たれておるのかというのをお聞きしたいのですが。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

被害は多いのか少ないのかということでございますけれども、今を取り巻く農林業や、また捕獲を担っていただいています猟友会等、高齢化や担い手不足など、それぞれに適正な活動ができないということから、鳥獣の個体数の増加が著しいということで、被害が増加しているということでございます。被害は多いということでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

高島 真議員。

○２番（高島 真君登壇）

被害は多いとご答弁いただきましたけれども、基本的に私は鹿じゃないので余りわからないんですが、鹿に関して、２年目から繁殖能力を持って子供を産んだりとかそういうことが実態であると。基本的には、どんどんふえていくんじゃないかなあと私は思います。

それとイノシシの柵、鹿の柵はまた違うもので、鹿はジャンプすると、僕の背丈の１８０ちょっとを飛び越していくといういろんな対策の中で、２５年度の一体幾ら亀山市はお金を使うて、そして来年２５年度の予算はどういうふうに組んでいくのかご答弁いただきたいのですが。

○議長（宮崎勝郎君）

年度が違います。来年度は２６年度。

○２番（高島 真君登壇）

済みません、間違えました。２６年度です。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

対策費についてでございますけれども、平成24年度決算でございますけれども、有害鳥獣駆除委託料や獣害被害防止対策事業費補助金など1,609万4,000円の対策費とさせていただいております。それに加え、国や市の補助金を活用して亀山市鳥獣被害防止対策推進会議でも鳥獣対策を行っており、平成24年度捕獲のおりの購入や講師謝礼金など155万8,000円の事業費とし、24年度獣害対策費総計として1,765万2,000円でございます。

それと、新年度26年度の予算のことでございますけれども、国のほうの鳥獣の絡み等十分見据えながら対策を講じていきたいと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

対策費で1,700万余り、それと被害が1,000万、足せば2,700万のお金が、これはちょっと莫大なお金になるんじゃないかなあと。そうしたら、今後やはり行政としてはどうしていくのか、どうしたらいいのかということを考えなければならない。被害があるで、もう出して、出して、出してと。それは、出して、出して、出してでことが済めばいいんですけども、出すばかりではない。ほかに何か考えなければならないのかなあと。やはりとったからこれで1頭につき幾ら払いますよというのでは全然進歩がない。私はいろいろ本とか読んでいますと、やはりとった人にもある程度の利益が出て、亀山市にとってそれが有利に動かなければならないと思います。本を読んでいますと、「鹿肉は食べて解決」という題名の論文が載ってまして、そこで鹿肉のよさ、高たんぱく、鉄分豊富で低カロリー、私の体にはぴったしの肉かなあと思っていてまして、先日そのC o C o 壺番屋のカレーで、C o C o シカカレーというのがありまして、それを私いただきました。亀山のお茶の葉をかけて食べるんですが、非常においしい。何ら遜色はないんですけども、やはりそういう事業としてそれをやるにすれば、食肉加工所とかいろんな問題がまたそれに付随して出てくると思いますけれども、そこをそういう関係者なり何なりと市が連携、パイプ役をしながらやっていくつもりはないのか、ご答弁ください。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

鹿肉の利用ということでございますけれども、私どもとしては従来の獣害対策費用としての計上等は当然やるべきものはやるという中で、今後の対策として、今、議員申された鹿、イノシシの肉を利用した事業として、今後広域的な観点からも含めて、さまざまな面から研究をさせていただきたいと考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

高島 真議員。

○2番（高島 真君登壇）

ご答弁いただきましたので、これはこれでよろしくお願いします。

続きまして、通学路の整備について、私は前回もその通学路に関して、危ない点、危険な点とかいろいろ指摘をさせていただきました。私の頭の中にある通学路の観点としましては、最短距離で行ける。なおかつ、安全に子供は通学ができるという考えを持っておるんですけども、まずその

教育長に、そういう僕の考え方がまず間違えではないのかどうなのか聞きたいんですけども。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

通学路につきましては、各保護者の方々、それから学校関係者で、実際に子供たちが通るという道で、安全ということを第一に考えて決定してもらっております。

○議長（宮崎勝郎君）

高島 真議員。

○２番（高島 真君登壇）

安全になおかつ快適に通学、安全最短距離で快適に行くのが僕は通学路やと思っています。基本的に通学路というのは、子供専用の道であると言っても過言ではないと。市道、車の通る中にありますけれども、やはり子供は優先に行けるような道が基本で、通学をしていくというのが私の頭の中にはございます。

そこで、通学路について、今年度の、昨年でもことしでもよろしいけれども、今年度の要望件数と内容、そしてもう一つ、要望に対する改善の状況を一括して答弁願います。

○議長（宮崎勝郎君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

おはようございます。

今年度の要望件数、内容、それと要望に対する改善の内容、改善の状況ということでございます。

今年度のＰＴＡからの通学路に関する要望についてでございますが、市に対する要望は減速標識の設置、通学安全灯の設置、道路の排水対策など２８件、県に対する要望は、歩道、ガードレールの設置、歩道橋の改修、減速を促す標識の設置など２９件、警察に対する要望は、信号機、一時停止、横断歩道の設置など３０件、合計８７件あり、関係機関に進達しているところでございます。要望に対する改善の状況でございます。早急に改善することができるものが、市では１０件、県で６件、警察で３件、その内容といたしましては、カーブミラー、通学安全灯の設置、樹木の剪定による視野確保、外則線、区画線、横断歩道、一時停止線などの新設や塗りかえなどでございます。

また、継続要望として上がっていた信号機の設置が、本年度決定したところもでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

高島 真議員。

○２番（高島 真君登壇）

２８件、２９件、３０件、警察、県、市などありますけれども、そこで私は、改善はどのようにしたのか、信号機１つつけたからいいのじゃなくて、どこをどのようにしたか、８７件のうち、何件市として消化をしたわけでしょうか。教えてください。

○議長（宮崎勝郎君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

要望に対する改善の状況でございますが、市で１０件、３６％でございます。県で６件、２１％、

警察で3件、10%でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

高島 真議員。

○2番（高島 真君登壇）

言われておったということで、30%、10%、みんなが言うて、みんな通るなんて基本的には私は思っていないけれども、そこの中で、もしこうやってしたら、ちょこっとはいいかなあという、完璧な要望に応えられへんけど、これやったら改善で、ちょっとの間これで我慢しておいてという場合の改善されなかった場合、要望が出ておって、あ、これはちょっと無理やったなあという場合の対応などはどういうふうにされておるわけですかね。

○議長（宮崎勝郎君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

改善がされなかった場合の対応でございます。必要な措置が講じられるまでは、当該学校に対しまして、生徒、児童への安全指導の徹底及び教職員などによる登下校時の指導を指示しているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

高島 真議員。

○2番（高島 真君登壇）

僕はできるところ、何でこれできへんのかなあと。まあ、今後における危険箇所の対応と対策についてというところで触れようかなと思うておったんですけども、まず1点目に、安楽川の左岸における舗装をしてないところ何十メートルかあるんですけども、基本的に僕は、それはいろいろ聞いていますと、県とか国の絡みがあるでできません。これはこうやでできません。通学路にはまあまあという話がありました。しかしながら、安全に子供が快適に行こうと思えば、その道しかない。それを何でできやんのかなあと聞きますと、あそこは県のもの、国のものということで、市道ではない。片や右岸の306号からこっちは、市道認定されて、アスファルトの道がある。片や違う中学校に行けば、カラー舗装の道を通る学生がおる。片やこっちは、でこぼこな道で、水たまりができて、きょうなんて雨降ってびたびたのところを走っていかなあかんわけ。そういう子供だけでも平等に行けるようにしなければ僕は絶対だめだと。僕らは毎朝車で舗装の道を通っていきます。片や僕らの野登のほうは、高低差100メートルおりてきて、学校へ行く。舗装もされていないただ唯一のところなの。そこをしない。それは、県によろ話をしに行かんのか、何でかなあと。行ってこれを何とかしてください。それか、これを市道認定してくださいということもある。だけど、教育委員会さんのほうに聞くと、それは建設のほうです所以说います。だけど、それはPTAから上がってきておる要望でもある。それをスルーして、こっちに回しておいてという、あなたたちの責任でせなあかん話ですよ、それは。絶対に責任を持つてするまで言わないと、してくれない。僕は、だからこの通学路の問題をするまで言おうと思う。教育長、そうと違いますか。あなたたちが要望をもらったら、その要望を解決するまでかかる。それはいろんな問題はあるでしょう。学校の中、外、PTAのこと、いろんなこと、教育委員会には問題がある。だけど、その中の一つに通学路の問題がある。そこをPTAの要望で上がってきたやつを建設にスルーをする。それで

僕が聞けば、それは建設の話やで、進達しております。それは違う。するまで言い続けるのが教育委員会、あなた責任者と違うんですか。僕はそう思う。あんたがおかしいと言われりゃそれまでですけれども、責任を持って通学路を整備する、ある程度の整備をする、ある程度平等に子供が通える、快適に通って、なおかつ安全に行かそうという教育長の願いはないんですか。答弁願います。

○議長（宮崎勝郎君）

答弁求めます。

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

今、議員のご指摘いただいております中部中学校の通学路のことでございますけれども、教育委員会といたしましては、その箇所につきまして関係部署で現場確認を当然させていただいております。その後、河川管理者である三重県へ改善要望を出しておりますが、河川管理用でございますため、従来通り舗装は予定していないという返事をいただいているところでございます。

教育委員会といたしましては、中部中学校に対し、当該通学路を通行する生徒へ十分に注意を払うように促すことを指示いたしまして、日常の管理につきましては、関係部署と協議させていただいているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

安楽川の堤防の舗装の件でございますので、ご答弁させていただきます。

安楽川の堤防の舗装につきましては、河川管理者であります三重県から河川管理用であるため、従来通り舗装は予定をしていないということでございます。なお、管理上支障となるようなでこぼことか、いろいろそういうようなのがありましたら、その都度碎石敷きなどの日常管理で対応していくというふうに伺っておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

高島 真議員。

○2番（高島 真君登壇）

それは、管理者である三重県なり国なりがそれをするつもりがないと。だけど、そこをここが通学路やで何とかしてくれというのが教育、僕は教育長が嫌いやで言うておるのと違うんですよ、教育長が好きやで言うておるんですよ、基本的に。あなたが、教育長という立場でそこに座っておられるから僕は言うんですよ。伊藤先生には言うてない。伊藤教育長に言うておるんですよ。教育長だから、子供の前面、先生の矢面に立つ立場でおられるわけです。そうしたらそこで、今建設の方にするまで頼みに行くと。それを管轄しておるのが肥田教育委員長でしょう。その辺はどう思うておるんですか。一言、答えがないと言われたらそれまでなんですけれども、その子供の通学路をどう思うておるのか。まずそこだけしか僕は今問題にしないんですけれども、そこを一体、教育委員会として、これをせいよという、何とかそれは難しいと思う。県のほうも難しいと思う。だけど、そこを何とかと行くのが教育長、教育委員長の仕事と違うんですか。それを責任持ってしなければならぬ。子供は毎日自転車を通うわけですよ、僕らみたいに、車でふふんと来るわけと違うんです。それを考えてみたことありますか。決して嫌いやで言うてんの違うんですよ、誤解されたらあ

れなんですけど。ほんまにこれは教育長、教育委員長の責任で、市長なり、建設部局なりを説得しに行く。一緒に行ってくれ、頼みに行ってくれと。先ほど、現地まで見に行ったでいいて、見に行ったら何とかするのが普通なんや。その辺、教育委員長、何かこれしたいんやて思うたら答弁願いたいんですけど、なかったらなかったでよろしいですけど。

○議長（宮崎勝郎君）

肥田教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

議員おっしゃるとおりでございまして、ただ役所のシステムがございまして、難しい部分も確かにあるんです。だけど、粘り強く要望していきたいと思っています。

○議長（宮崎勝郎君）

高島 真議員。

○2番（高島 真君登壇）

粘り強く、私も粘り強く行く覚悟でございます。

それでは、その問題に対して、市長、市長は一言でいいです。どういう、やっていこうという気持ちがあるのか、こんなん県やで、何言うたってあかへんはと思うのか、せめて市道認定してまで、そこまでも踏み込んでそこを改善しようという、今違うんです、堤防でね。そこを市道認定してまでやっていこうという気概はあるのか。市道にして、それか、お願いして、せめて平らに、せめてコンクリートだけでも打ってやろうと、何十メートルの話ですので、そういう気概はないのか、一遍、一言だけでよろしいですので教えてください。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

高島議員のご質問でございますが、この案件、直接私どもも認識をさせていただいておりまして、県のほうに、当然教育委員会と私どもの建設部、これ以外にもさまざまな県道にかかわる通学路の改善要望は出させていただいておるところでございまして、しかしながら県の今の考え方というのは、今申し上げたような考え方に基づいております。しかしながら、市といたしましても、県に対して引き続いて、粘り強くということになるかわかりませんが、しっかりと要請をいたしてまいりたいというふうに思っておりますので、引き続いてご理解、ご支援のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

高島 真議員。

○2番（高島 真君登壇）

諦めないという言葉をお聞きしましたので、これはこれまでにしときます。

そして、通学路のことばかりになりますけれども、野登小学校、私のうちから西に行く道ですね。基本的に歩道があって、いい感じだなあと。歩いて行くのにはそこそこだなあとと思うんですけども、夏の草刈りをしてもろうています。確かに、しておるかしておらんかと言うたら、してもろうています。しかし、これはタイミングの問題でして、夏休みに刈られても、誰も使わんのですよ、

基本的に。だから、6月、7月に草が伸びてきて、思いっ切り、小学校の子やで、1メートル二、三十というところで草が伸びてきて、1メートルの幅で50センチ、50センチ田んぼから田んぼというか、歩道側から出る。その中で、50センチ出たら10センチ、20センチしかない。そして、上から中学生の子が自転車でその歩道に来る。そしたら、子供はというと、外に出てしまう。自転車が怖いから車道に出るという現象がある。せめて6月、7月、それで9月の登校時にはきれいに刈れるように、私も、おまえも行ってこいと言われて二、三回行ったんですけども、これではまずいなあと。刈ってもらってないと僕は言いませんよ、刈ってもらって、よくしてもらってある。そのところをタイミング的なところをちょっと考えてもらえないですかという話なんですけれども、答弁のほうお願いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

県道の草刈りの時期でございますけれども、この草刈りの時期につきましては、県においては全体的な発注スケジュールというのはございますけれども、問い合わせをしましたところ、できる限り地域のその実情に合わせて計画をしていただけないかというふうなことで伺っております。

○議長（宮崎勝郎君）

高島 真議員。

○2番（高島 真君登壇）

そういうことの実情を私はここでまず訴えようと。それと以前も僕言いましたゴルフ場から亀田に下がってくる、あれ、ずうっとそのままですやん。すぐしますわ、すぐしますわって、僕いつも言うんですよ。年に200日以上はその道を行き帰りするわけなんです。それを何かしますわ、こうしますわというのは聞いたことあるんですけども、いつするのか、一体何が原因なのか、僕は名阪渡っていく橋を広げてくれと言うてない。そんな莫大なお金がかかることはやってくれとは言いません。ただ、子供の安全を守るためにどういう仕組みで、どう考えているのかというのをご答弁願います。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

ご質問の亀田小川線の対策でございますが、6月の議会でもご答弁をさせていただきましたが、今年度中に注意喚起などの対策、それから看板を設置するというような対応を図らせていただくというふうに考えております。注意喚起等はいろいろ協議をして、どういうふうにするかというのが、警察とかその辺の関係もございまして、それを整えた上でやるということで、今年度中には看板の設置も全部させていただくということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

高島 真議員。

○2番（高島 真君登壇）

今年度中にといいますが、その間に事故が起こらないことを願うばかりです。

次に行きます。それと全般的に歩道のない箇所、辺法寺にもあります。やはり、何回も一緒のこ

となんですけれども、まず子供の安全を一番に考えるべき。それで、教育委員会は責任を持ってPTAから上がってきたやつを、スルーしないで、それを見届けるまで食らいつくというのかな、お願いをしながらやらなければ僕は解決しないと思う。何でもふふん、はい、進達しときますと、それだけで終わっておるんです、基本的に。みんなどんな思いで要望を書くんですか、ただのアンケートじゃない。要望を書くわけですから、ようわかっておってくださいね。それで、辺法寺の中において、まだまだ歩道をつくってほしいという要望もございます。いろいろな要望がありますので、その辺は一度素直な気持ちで考えたらいいんです、子供の。僕らのことで少々道がでこぼこやろうがあれやろうが、まあまあいいかと、大人のことでと思う。子供のことは唯一考えてほしいなと、弱者のことを考えてほしいなということで、この項の質問を終わらせていただきます。

続きまして、教育行政についてお伺いさせていただきたいと思います。

教育委員会にちょっとお聞きしますけれども、教育委員会、これは法律で書かれておることですね。教育委員会みずからが教育的視点から、点検、評価を行い、その教育的効果について検証するとともに、地域住民に対する説明責任を果たし、その活動を充実させていくことが求められる。平成19年6月地方教育行政の組織及び運営に関する法律、昭和31年法律第162号の一部が改正され、平成20年4月1日施行、各教育委員会は、毎年その教育行政の事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表することが規定された。その中で、教育委員会は全校の点検、評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用する、図るものであると書いてありますけれども、一体、僕ずうっとそれ探しておるんですけれども、ここにあるんやと言われりゃあそうなんですけれども、一体それはどこにあるのでしょうか。一遍教えてください。

○議長（宮崎勝郎君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

管理執行状況に対する評価がどこにあるのかというご質問でございます。

教育委員会におきましては、毎年教育委員会、8月定例会におきまして施策評価シート、事務事業評価シート及び各種計画成果報告書などにより、教育委員会の事務に係る点検及び評価として諮っているところでございます。

現在、市の行政評価の中で、施策評価及び事務事業評価を行っておりますので、これを教育委員会に関する事務の点検評価報告書とし、亀山市議会に提出させていただくとともに、市のホームページにおいて公表いたしているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

高島 真議員。

○2番（高島 真君登壇）

次長の言われました、それとこれとは違う次元の話やと僕は思う。これが、その成果報告書というのはここに書かれている話とは全く違うもので、その中で教育委員会というのは独立した組織がある。その中で、もう一度聞きますよ。それがあなたたちの都合のいい解釈であって、法律を都合のいい解釈をしておるだけであって、それが全然違う話と違いますか。僕それを言われるんやろうなあと思うておったんです。そのとおりだったんですね、全然違う、そんなことと。その評価

を第三者的に持っていったって評価をしなければならなくて書いてあることと、その評価の事業というのはあなたたちがこれで、何というか目標を掲げてと違うんですよ、基本的に。僕聞き取りのときも言うた。それは絶対違うんやと言いましたけれども、法に定めるところによると書いてあることを勝手に解釈して、それをこれを当てはめようなんて、てんでおかしい話で、あなたたちは別の組織であって、それを市の行政と一緒に紛れ込ますなんてそんなことは絶対あってはならんことで、それは基本的に自分が何したんやて、教育委員会はまた評価もあるやろうし、一生懸命やったらやったという評価が出るかわかりませんが、そこはちょっと解釈の違いで済まされる問題と違いますけど、もう一度答弁お願いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

評価の仕方が違うということでございますが、教育委員会活動の事務の点検評価につきましては、市の行政評価の中で、外部評価委員による外部評価を実施いただいておりますので、これによりまして教育委員会の事務に関する評価といたしております。それを教育委員会におきましては、市の行政点検評価報告といたしまして、市議会へ報告をしておるということでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

高島 真議員。

○2番（高島 真君登壇）

これは通学路の問題ともう一回します。時間的にまだまだあると言えはるんですけども、もっと深く掘り下げてやりたいので、やります。

そうしたらちょっと戻りまして、原点に戻りましてちょっと教育長にお伺いします。

教育をめぐる課題がますます複雑・多様化する中、子供たちの置かれている状況は日に日に変化をしています。

子供たちの学力、体力、社会性、規範意識に課題が見られ、その背景として、家庭や地域の教育力が低下しているように思います。そこで、亀山市教育委員会は亀山市の教育をめぐる課題について、どのように考えて、どのような評価を行っているのか、まずお聞きいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

教育を取り巻く問題や課題についてでございますけれども、学校におけるいじめや体罰など、依然として社会問題となっております。

また、最近では土曜授業のあり方について、検討が積極的に行われている状況でございます。亀山市といたしましても学校教育、教育研究、生涯学習など、各教育分野におきましてさまざまな課題があると私も認識しているところでございます。そのような中、次世代を担う子供の健全な育成を図っていく上で、教育委員会を初め、学校、家庭や地域も含めた社会全体が一体となった取り組みを進めていくことが、今後ますます重要になるものと考えております。いずれにいたしましても、教育委員会事務局といたしましては、現在取り組んでおります事務事業を着実に推進していくとともに、その時々直に面いたします課題に対しましては、速やかにかつ的確に対応してまいりたいと

考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

高島 真議員。

○2番（高島 真君登壇）

速やかに一体となってやっていこうと、そこで学校の中のこと、通学路のこと、いろいろリンクしてくるんですけれども、そうしたら教育委員長にお伺いさせていただきます。教育委員会での、教育委員会活動の評価はどのような議論が行われて、どのような結論に達していくのかということをお聞かせ願います。

○議長（宮崎勝郎君）

肥田教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

現在、国におきましてはさまざまな教育改革の審議が進められております。

また、三重県におきましては、学力向上の取り組みや子供たちが安心して学べる環境づくり、地域に開かれた学校づくり等の施策が推進されております。このような国や県の動向や施策を見きわめまして、本市教育委員会におきましては、市の各種施策との整合性を図りつつ、亀山市学校教育ビジョン及び亀山市生涯学習計画に掲げる施策を着実に推進しているところでございます。そのような中、教育委員会では毎月開催しております定例会、随時開催します臨時会、さらには教育委員会協議会を開催しまして、教育委員会が所管します事務事業につきまして協議や委員相互の意見交換を実施するとともに、課題等には速やかに対応をしているところでございます。

また、教育行政の推進に当たりましては、教育委員と事務局とがそれぞれの役割を的確に果たし、互いの情報共有と連携を図ることも欠かすことのできないものと考えているところでございます。今後につきましても、教育委員会の会議がより充実したものとなりますよう努めてまいりたいと存じているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

高島 真議員。

○2番（高島 真君登壇）

答弁いただきました。教育委員長の言われておるのもわかる。それは、ただ単なる現状報告であって、評価なり何なりとは私は違うと思う。次長が、先ほど言われましたそういうことでやっておんのやで、もうええのやという、そういう話ではないので、次回またやる。しかし、ちょっとこの中で確認しておきたいのは、亀山市の教育はさらなる発展をしなければなりません。教育委員会みずから教育委員会活動の点検や評価報告書を製作し、複数の外部有識者から評価をいただくことが私は必要だと思います。教育長としてはどのように、このままでいいのか、このまま評価報告書でいいのか、私は全然違うと思っておりますので、それは次回なんですけど、もっともっと活発に議論して、もっともっとしていくべきやと、伊藤教育長がリーダーシップをとってやっていくべきと私は考えますが、いかように考えておられますかね。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

先ほど議員のほうからご説明いただきました、平成20年4月に地教行法が変わりまして、こういう評価、点検ということが新たに出てきたときに、当時亀山市の教育委員会といたしましては、市長部局と多分相談されたんだと思いますが、現在のような評価システムをとってきた経緯があると聞いております。他市の状況を見ておりますと、こういう亀山市のような評価のやり方をしているところもございますけれども、どちらかといいますと議員がおっしゃるようなケースといいますか、教育委員会において点検及び評価報告書を作成しているケースが多いということがわかってまいりました。

また、包括的な教育行政の推進等を市民の皆様に対しましてわかりやすく説明を行うという観点からも、今後、点検及び評価の方法について前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

高島 真議員。

○2番（高島 真君登壇）

わかりましたと言うていいのか、前向きに検討するということであります。学校教育ビジョンに上げられた政策の進捗状況を含め教育委員会活動の点検や評価とかをしながら充実を深めていく必要が私はあると思います。26年度からでも実施していただくようお願いして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

2番 高島 真議員の質問を終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時49分 休憩）

（午前10時59分 再開）

○議長（宮崎勝郎君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

おはようございます。

本日は2点ほど質問いたします。

まず1点目でございますが、平成26年度の予算編成、基本方針ということについて、予算編成の考え方と目指す方向性についてということで、我が国の経済はいろいろ2008年ですか、リーマンショック以降、景気後退が進んで失業率は依然として高く、いろいろ現在アベノミクス等々で自民党が頑張ってみえるわけでございますけど、なかなか回復基調というのも足踏み状態になっているのではないかなあと、そのようにも考えます。こういった中、当亀山市も年々税収が落ち込んでいるのが今の状況でございまして、限られた財源の中で諸施策を実施していくために、行財政を取り巻く厳しい状況を十分認識して、従来にも増して施策の厳選を徹底して事業の必要性を十分精査する、そういった必要があると考えているところでもございます。しかしながら、コスト削減やら事業の廃止等々そういうことばかりに重点を置いておけば、どうしてもなかなか市の発展にもつ

ならないといえますか、活性化にもつながらないなど。そういうことで、いろいろその辺のバランスが大変難しいとそのようにも考えます。現在、来年度予算編成に向かいまして着々と、12月に入りまして作業が行われて、ほぼ大枠はできていると想定しておるところでございますが、前段が少し長くなりましたんですが、現時点での平成26年度の予算編成を大きく捉えて市長のお考えと、目指す方向性につきまして市長にお尋ねいたしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中村議員のご質問にお答えをいたします。

予算編成の考え方、方向性を問うということでございました。

昨今の経済情勢は、景気が緩やかに回復しつつあるとされているところでありますが、平成26年度当初予算に向けては市税収入の一定の減少が見込まれ、また社会保障と税の一体改革に基づく消費税率の引き上げは、歳入歳出の両面に影響を及ぼすものと見込んでおります。このような中で平成26年度の予算編成の考え方でございますが、平成26年度予算編成におきましては、平成26年度行政経営の重点方針を踏まえ、創意工夫を図りながら第1次総合計画の実現に向けて後期基本計画を着実に進めていくことといたしております。

また、持続可能な行財政構造の構築、維持を図るため、暮らしの質の向上にかかわる施策や事業を優先するなど、選択と集中による限られた財源の有効かつ適切な活用を図るとともに、平成27年度以降の財源不足を踏まえ、歳入に見合った歳出の実現に向け、歳入の確保及び歳出の削減に取り組むことといたしております。

つきましては、職員一人一人が深刻な本市の財政状況に危機感を持ち、各部局の英知を結集して重点事項として掲げた第一次総合計画後期基本計画の着実な推進、行財政改革大綱の強力かつ着実な実践、中期財政見通しとの整合、基金の有効活用による財源確保の4点を重視し、バランスのある予算として作業を進めているところでございます。また、これら重点事項のほかにも基本的事項にも取り組むこととし、議決機関、監査委員の意見や指摘事項等につきましても、その趣旨を十分検討の上、対処方法を明確にし、的確に対応することといたしてございます。

さらに、標準予算におけます経常経費の削減につきましても、削減目標を定めて臨んでまいっておるところでございます。こうした考え方をもとに、平成26年度の予算編成にしっかりと取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

○議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

丁寧にありがとうございました。

確かにその総合計画に基づいて、後期基本計画、それを着実に推進するということで、確かに本年度と、総合計画があるんで、そんなに極端な差はないということで理解させていただきました。将来の亀山市を見据えた安定的かつ持続可能な健全財政を目指すということでございます。

そこで、次に全体予算の大きなポイントでございますが、それと新規事業の予算配分、今の時点

でわかる範囲で結構ですので、どれほどあるのかお尋ねいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

現在、標準予算の要求を受けたところでございまして、政策予算、各特別会計及び各企業会計については12月末の予算要求といたしておりますことから、平成26年度一般会計の予算総額は、現在のところ把握しきれていない状況でございます。今後、本格的な予算編成作業に入っておりますが、中期財政見通しでお示ししている平成26年度の予算額201億9,300万円を基準として市税収入はもちろんのこと、国・県の動向も十分注視しながら予算編成を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

次に、予算規模の概要でございますけれども、先ほどこちょっとお触れになって、重なるかわかりませんが、現時点では予算総額についてはまだまだ把握しにくいということでございますが、本年度に比べて、次年度、平成26年でございますけど、予算の規模ですが、その概要について教えていただきたい。どれぐらいのものを考えてみえるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

先ほども申し上げましたけれども、まだ政策予算とか、その各企業会計の予算が出てまいりませんので、総額については現在のところお示しをできないと。しかしながら、中期財政見通しでは201億9,300万というような基準というのを持っていますので、それに国・県の動向がことしは随分税なんかの動きがあるように思っていますので、そこら辺も見据えて予算編成を進めていくということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ちょっと質問がダブったようであれでしたんですけど、昨年の予算に比べ、どれぐらいのつもりかなということを聞いたかったつもりでございます。

次に、財源の配分とシーリングということで、少し尋ねたいと思います。

大変厳しい財政状況のもとに、中・長期的な展望のもとで全ての事業を一旦ゼロベースに見直すということも必要だと考えておりますが、また歳出全体の徹底した洗い直しも必要だし、また行革大綱にもいろいろ行政評価とか、事業仕分けをツールとしながら事業を行うとともに、各部でシーリングを実施すると記入してございました。ここ2年ほど見させていただいておるんですが、シーリングはほとんどやってみえないと、そういうことでございますが、来年度、26年度は、例えばマイナス何%のシーリングを行うのか、それとも全くそういうことは考えていないのか、その辺に

についてお尋ねしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成26年度の予算編成における標準予算の目標額は、議員おっしゃられるように一律に削減するものではなく、平成25年度で終了する事業費の削減や、決算額による事業費の精査に加え、平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴う事業費の増加分を事業の見直しや、一室一事務改善などの取り組みにより圧縮吸収することを目標に、各部室単位に設定をいたしました。このことで財政構造の硬直化を招く大きな要因となる標準予算のうち、経常的な経費については、前年度に対して約1億9,000万円の削減を目標として、部を基本単位として目標達成に取り組むこととしたしております。

○議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

はい、わかりました。なかなか経済の成長しておる高度成長期のようにはいきません。自然的に税金がどんどん入るような、そういった状況じゃございませんので大変難しいと思います。そういった余裕のあった時代と、特に当市におきましても財政状況というのは大変厳しいと。そういった状況下で、一律にカット方式というのも難しいと、そのようにも思います。シーリングにおいては、各部署の優先順位というのもあるだろうし、小さなセクションまでなかなか難しいと、そのように考えます。先ほど言われましたんですけど、標準予算におきまして、特に経常経費につきましては、削減目標を設定されると言ってみえました。1億9,000万ですか、そういった大変金額も高いんですけど、そういった削減目標を設定することは非常に大切なことだと、そのように僕も思いました。

次に、平成26年度の税収見込みということでございます。例年こういった時期には、特に亀山市は財政が厳しいので、主要な当市内の事業所に対して決算見込み額等の調査も当然されているだろうとそのようにも思いますが、例えばその税収の中にも個人市民税も法人市民税もございます。特に固定資産税、そういうような償却資産等も大きいわけでございますけど、この平成24年度の一般会計決算では、実質単年度収支が18億円の赤字、そしてまた基礎的財政収支も10億円の赤字になったということは、市税収入の前年比の14億円という大幅な財源不足の中、財調に依存した決算でございました。本年度も大変厳しいと考えますが、平成26年、次年度でございますけど、税収の見込みはどのように予測してみえるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成26年度予算の編成につきましては、予算編成要領に基づき行っているものでございます。市税収入については、制度改正や経済情勢の動向を見きわめ、企業の設備投資の状況など、現在、情報収集を行っているところでございます。平成26年度の市税収入の見通しでございますが、法人市民税と固定資産税の償却資産については、各事業所に対し昨年は50社でしたが、今年度は1

17社を対象に調査を行っているところでございます。そのことから、現時点でわかる範囲内での予測になりますが、平成25年度当初予算と比較いたしますと、主要な税目のうち、個人市民税につきましては、復興市民税が年額500円引き上げられることとなりますことから、また引き続き景気が緩やかに回復しつつあり、個人所得の伸びも見込まれますことから、増加傾向と予測をいたしております。法人市民税につきましても、景気が緩やかに回復しつつあるため、今年度より増加傾向になると予測をいたしております。

しかし、固定資産税の償却資産において新たな設備投資が行われないといたしますと、現有の減価償却が進むことから、減収が見込まれます。このことから、全体で数億円程度の減収を予測しているところであります。今後、調査結果や国の税制改正の動向に注視し、的確に税収見込みを立てていきたいと考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

昨年の50社から117社を調査したということで、えらい頑張ってみえるんだなあと思いました。

また、次年度は償却資産についてはちょっとあれですが、法人市民税では少しふえる可能性もあると、そのように聞いておるんですが、全体的では厳しいような、そのように理解させていただきました。平成24年度の決算でわかりますように、その市税、国保とも大幅な減少となっております。また、滞納繰越も増加しまして、それに外国人や市外の方の滞納もどんどんふえておると。そういうことも皆さんご承知のとおりでございまして、こういった大変厳しい状況下の中で、本年も収納対策にいろいろ頑張ってみえと。いろんな手段でやってみえと思いますが、来年は特にこういった状況下ですので、収納対策等にどういった強化策を考えてみえるのか、ありましたらお尋ねしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

収納対策や滞納対策の強化につきましては、本年度新たな取り組みとして文書催告を送付する際に、受け取った人に目にとまりやすいように、黄色の封筒を使用することを10月から試験的に取り組んだところでございます。その結果、多くの方が封筒の中身を見ていただき、納付や納付相談につなげることができましたことから、平成26年度におきましても、さらにもう1色追加し、送付文書の内容により封筒の色を使い分けることで、送付した文書を見ていただけるようにしたいと考えているところでございます。

また、そのほか亀山市は、議員おっしゃられましたように外国人の滞納者が多いことから、本年4月から納税室にポルトガル語とスペイン語が話せる外国人通訳者1名を配置しております。その活用につきましては、窓口や電話での対応、文書や電話での催告、市内滞納者への夜間訪問など、納税室員と連携を図りながら行っているところでございます。ことし11月に行いました県外徴収では、通訳も同行いたし外国人宅の訪問を行いました。7件訪問をいたしまして、そのうち4名の方と会うことができ、4名全てから納税誓約をとることができました。また、うち1名からは一部

納付をいただいたところでもございます。このように外国人の転出先へのアプローチも効果があることから、平成26年度も通訳を同行の上、県外徴収を強化していきたいと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

いろいろ努力されて、封筒の色を変えられたりとか、理解させていただきました。

確かに滞納の累計額が14億近くあると理解しておるんですが、こういった滞納額を解消するのも非常に大事なことだと思います。

先ほど、ちょっとお触れにならなかったんですけど、いろんな収納対策で滞納処分判定委員会、あと利用されているのは三重県の地方税の管理回収機構、こういった等も利用されながらやってみると、先般もそのようにお答えを聞いておるところでございますけど、なかなかこういった対策も重要なことなんですけど、とにかく年々増加する収入未済額の解消に対して、収納対策のプロジェクトといいますか収納対策本部、やはりこういったような滞納がふえる中でプロジェクトチームのようなものをつくって、本格的に滞納を回収していかなければどうにもならないと、そのように考えるところでもございますけど、そういった特殊な対策といいますか、この判定委員会やその回収機構もよろしいんですけど、何かそういうふうに考えてみえるのでしたらお尋ねしたいと思いますが。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員おっしゃられるように、収入未済額の解消を図るための庁内の体制といたしましては、滞納の重複事案の確認、対策検討を行う滞納整理機動班会議、平成24年度から新たに私債権の適切な管理を行うために設置した私債権対策会議、また弁護士の方や税理士の方にも入っていただき、滞納処分や三重地方税管理回収機構への移管等の検討、方針決定を行う滞納処分等判定委員会により庁内連携を図りながら取り組んでいるところでございます。

また、三重地方税管理回収機構での業務を経験した職員により滞納処分等の事務の指導も行っており、庁内体制が確立していると現在のところ考えているところでございます。このことから、議員ご指摘のような収納対策本部のような専門部署の設置は現在のところ考えてないところでございます。

また、平成26年度からは県下一斉に個人住民税の特別徴収を行っていない事業主に対し、特別徴収義務者の指定を行ってまいりますことから、普通徴収から特別徴収に変更になる納税者がふえ、現年分の税收アップが見込まれます。また、個人住民税の滞納分につきましては、三重県総務部税收確保課内にあります個人住民税特別滞納整理班に職員1名を派遣するように検討をいたしてありまして、現在、県職員と連携してできるように県税当局と協議を行っているところでございます。このように新たなことも踏まえながら、税收対策には一層努力をしていきたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。いろいろ頑張ってみえるということで、いろんな対策をされているというのは理解させていただきました。確かに収納対策というのは大変難しいと思います。そういった中、以前にも言ったんですけど、方法はいろいろ今言われたほかにも、例えば口座振替の加入促進、これもやってみえると思います。特別徴収の推進、特に今言われましたね。やっぱり普通徴収から特徴に変えたら、必ず100%入りますんで、これもいいことだと思います。あと差し押さえもやってみると。それで公売もやってみると、これも決算のときお尋ねしました。インターネットの公売等はまだやってみえないのかわかりませんが、ほかにも財産の換価を含め、滞納市税の充当を行う等、そういうことは大変重要だと思います。こういったことは、市のほうでも言ってみえるのは十分わかっておりますが、当市にとって収納率の向上と滞納対策というのは急務でございます。こういったことを強く認識されておるとは思うんですけど、今後、今以上に対策を前向きに検討されまして収納に力を入れていただきたいと思います。

次に、基本的方針の中で、これも書かれておりましたんですが、経常収支比率85%以下を目指す、そういった表現がございました。具体的にどのように、年々85%は上がっておりますので、どのように思ってみえるのか、どういった取り組みをイメージされてみえるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員おっしゃられますように、平成24年度決算における経常収支比率は市税収入の大幅な減収などにより93.5%まで上昇しており、財政構造の硬直化を改善するためには、経常経費のさらなる削減が必要となっております。平成26年度予算編成方針におきましては、後期基本計画及び行財政改革大綱の目標である経常収支比率85%以下を目指し、経常的定型的な事業について各部・室で削減に取り組むことといたしております。具体的には、先ほども申しましたけれども、前年度に対して経常経費の約1億9,000万円を削減設定して取り組むこととともに、一室1事務改善により、事務の改善を行い経費の削減を行っているところであります。さらに、先ほども申し上げましたが、市税など収納対策を強化し、一般財源の確保に努めることで比率の上昇を抑制してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。なかなか85%をどんどん下げていくというのも物理的に難しい問題だと思います。頑張ってもらいたいと思います。

次に、標準予算と政策予算ということでございますけど、標準予算の規模が毎年膨らむ要素が大きいのはご承知のとおりでございますけど、本年度は確か4分6くらいだったと思うんですけど、来年度、26年度は標準予算と政策予算の比率は4分6か、7、3か、その辺のところをどのように考えてみえるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

先ほどもご答弁させていただいたとおり、現在、標準予算の要求を受けたところでございまして、平成26年度の予算総額は把握しきれていない状況でございます。今後、本格的な予算編成作業に入ってまいります。平成25年度当初予算の標準予算額が173億円でありましたので、中期財政見通しとの整合を図り、平成26年度の標準予算額はそれよりも削減する方向で進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。年々政策予算も減っていくというのは理解できます。確かに本年度もその政策予算が年々減っていく、そういったのは仕方ないかなとも思います。後期基本計画の具現化は必要であります。厳しい状況下、政策的経費につきましては、選択と集中によりまして、市長は絶えずそうやって言うてみえるんですが、めり張りのきいた予算編成が必要だと思います。歳出の規模を歳入に見合った規模にする。よく均衡財政とよく言われますが、よくテレビとか新聞等々でプライマリーバランスと、そういったことを確立すべきと、そのようにも絶えず出ておるわけでございますけど、確かにそのようにも考えます。

次に、社会保障と税の一体改革による国の制度改革による影響についてという題でございます。

これについてお尋ねしたいんですが、こういった社会保障と税の一体改革、この問題につきましても大変問題の多い改革であると新聞等々にも報道されております。予算編成要領の中で、この新たな制度改革の情報収集に努め、的確に予算に反映しなさいと、そういったような項目がございました。ことしの8月に、確か社会保障制度国民会議の報告書が出たと聞いております。その中で、いろいろ多岐にわたっておりまして、消費税、当然消費税が先なんですけど、あと子育てや年金、医療等々関連法案が出されたそうでございます。そういった中で、新しく制度が改正された中で、当市への影響と、こういった改正されたことが来年度予算にどのように反映されるのか、そういった状況について伺いたします。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員ご指摘の社会保障制度国民会議の審議の結果等を踏まえた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律、いわゆる社会保障改革プログラム法が先週の12月5日に成立をいたしました。この中では、少子化対策、医療制度、介護保険制度、公的年金制度の改革の進め方が明らかにされております。

本市の当初予算編成への影響でございますが、これまでも取り組んでおりました子供・子育て支援の充実につきましては、引き続き予算計上していくものと考えておりますが、医療、介護保険制度の改革については、例えば国民健康保険料の軽減措置の拡充など、現在議論されている平成26年度税制改正と関連している部分もあり、予測が難しいところでございます。今後も引き続き情報

収集に努めまして、可能な限り当初予算に的確に反映してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。今のところ子育て支援の関係以外、それほど影響がないというか、まだまだ情報が来ないと、そのように理解させていただきました。いろいろ当市の財政でございますけど、財調も近い将来枯渇するような懸念もあると、そういったこともある中で、市民のニーズも多岐にわたっております。限られた財源の中で市民の満足度を高めると、そういったためにも、事業の選択と集中をしっかりといただきまして、最大の成果を生み出すように切に要望する次第でございます。

それでは、次に行きます。

大きな2番目の道路行政、国道25号の整備ということでございます。この質問に関しましては、これは加太地区の話なんですけど、関の新所から伊賀までの約10キロぐらいの区間の国道でございますが、この国道25号というのは、昔は1級国道とも言われまして、東海道、伊勢別街道、大和街道の分岐点に当たって、現在でも伊勢道やら国道1号、名阪国道、国道25号等、広域な交通網の結節点と、交通の要衝に位置しているところでもございます。この国道25号も根幹的な路線として利便性も高く、その利用度も高いわけでございます。現在は、国道といいましても県管理になっております。そういった中、平成17年に確か10年ほど前でございますけど、お伺いしたときは、この路線の延長約10キロ、その中で改良済みの延長が2.4キロですか、改良率が22.9%と大変低い状況でございました。その後10年近くたっておるわけでございますけど、現在の改良済み延長と改良率についてお尋ねしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

亀山市内の鈴鹿建設事務所が管理をいたします国道25号でございますが、これは関町の新所から加太北在家まで約10.5キロの延長がございます。そのうち、改良済み区間の累計延長は約2.7キロでございまして、改良率としましては25.2%でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

なかなか改良済み延長が2.7キロで、改良率が25.2%ですか、そのような答えだと思います。10年たちまして、なかなか解消されていないと、そういった状況でございます。確かにここ数年、この加太地区の民家の密集といいますか、民家のある部分につきましては、毎年少しずつではございますけど改良整備されまして、特に名阪国道の板屋インターの周辺も信号等々きれいにやっていただきまして、ありがたくは思っておるわけでございます。少し、ほんの少しと言ったらおかしいんですけど、徐々にはきれいにさせていただいて、舗装もし、新しくトンネルまでの道の計画も進んでおります。その辺のところは一生懸命やっていただいておりますと思うんですけど、今回

ちょっとお尋ねしたいのは、全く整備されていない北在家から伊賀市までの区間、そこについて今回お尋ねしたいと思います。

この写真を、ちょっと写りが悪いんですけど、この写真を見てもらいまして一目瞭然だと思うんですけど、これが国道25号線、旧1級国道、大昔は1級国道1号線でした、今県管理になっておるわけですが、この右側、こっちですね。これが、亀山市の北在家から伊賀市までの道路でございまして、その向こうが、伊賀市の同じ25号線でございます。ここはガードレールもない舗装もしていないということで、この日は天気なんですけど、特に雨の日とか雪の日というのは、少し間違えると谷底に落ちていくような、そういった状況でございます。全てこの部分ということじゃないんですが、こういったところも二、三カ所ございます。こういった区域は危険箇所が多くて舗装されていない部分も結構あるわけでございます。

なぜこんな質問を今回もう一回、これで2回目ですか、するかといいますと、特にことは台風が全国的にも多かったわけでございます。確か台風18号でしたか、特にこのゲリラ豪雨で雨の雨量が多く、特に加太地区はかなりの量が降ったわけでございます。このゲリラ豪雨のために加太地区は20数カ所災害を受けまして、今一生懸命災害の復旧をやっているところでございますけど、かなりの、過去、例に見ないほどの災害の場所が多かったということでございまして、その際、その名阪国道が通行どめになりました。これはすぐに通行どめになるわけですが、名阪国道だけならよかったんですが、25号線も、ご承知のとおり新聞にも載りましたんですけど、2カ所道路が欠落しまして完全に寸断されました。そういった中で、その2カ所が決壊した状況の中で、一時といいますか、加太地区は陸の孤島のような状況になったわけでございます。不幸中の幸いといいますか、全く寸断された状況の中で、急病の方等々が出なかったものの、もし不測の事態が起こった場合にはどうにもならない状況でございました。そういった中、この東の亀山市の方面には全く行けないということで、何か救急でも出れば伊賀市のほうへ何とか行かなければならないといった中で、そういった唯一の道路がこんな状況では、なかなか危なくて通れないと、そういうことでございます。せめて舗装とガードレールだけでもしていただくようお願いしたいと。これは確かに県管理ですので、市長に、市がやるわけではございませんので、県のほうへ要望していかないとということで、我々も自治会を通しまして再三要望をしているわけではございますけれども、なかなかやってくれない、そういうのが現状でございます。このことについて、どうお考えかお尋ねしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

県が管理をしております国道25号の未改良区間につきましては、交通混乱などの問題もございまして、抜本的な整備がおくれているというような状況でございます。これにつきましては、引き続き県に対しまして早期の整備を要望してまいっております。

また、カーブなどで危険な箇所につきましては、その都度鈴鹿建設事務所において現地確認をしまして検討していくというふうに伺っております。

○議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

確かにこの10キロの間には年間の予算も決まっておるようすだし、年々ふやしていただけるとありがたい。県の予算の話ですけど、ふやしていただければと思うんですが、この名阪国道及びこの25号の整備に関しましては、年に一度名阪国道及び国道25号整備促進期成同盟会、そういった組織がございまして、年に1回その総会が開催されておるわけでございます。私もことしから、その中の会員の方が20数名当市の市長や伊賀市の市長等々いろいろ建設部等々が20数名のメンバーでございますけど、このメンバーにも入れていただきましたが、ことしもその総会の際に、うちの市長も出席していただきまして、そのときにもいろいろこの道路は大変厳しい危ない道路だと。それで、夜中、特に暗いとき通れば命がけの道路であるんで、何とかしてほしいと、市長からも強くあのときも言っていただいたところでございますけど、なかなか1回の会議ですので、らちが明かないと言ったらおかしいんですけど、前に進んでいかない、それが現状でございます。特に私もその会議の中で、やはり当亀山市のほうは道が悪いんで、質問するのは亀山市のほうばかりでございまして、伊賀市のほうは全部きれいにできているので、伊賀市から見えている方は、なかなか道路に対して質問がなかったようなことを覚えております。そういった中でも、特に台風が年々想定外の台風が来るわけでございます。地球規模でも、とにかく異常気象といえますか、普通の台風じゃない、普通のゲリラ豪雨じゃないようなのがこのごろ起こってきております。来年もこんな状況がひょっとすると続くんじゃないかとそのようにも考えます。もう何と言いますか、台風でも以前と全く違って、もうすごい雨で日本各地でも大変な死者も出ておりますので、こういった中、市民の安心・安全、そういった安全を守るといった観点からもどのようにお考えになってみえるのかお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

国道25号につきましては、加太地区にとりましては大変重要な道であるというふうに深く認識をしております。先ほど議員も申されたとおり、改良に向けた要望などにつきましては、名阪国道及び国道25号整備促進期成同盟会を通しまして、直接県のほうへ要望をいたしておるところでございます。

また、県の担当部署も地域のほうへ来ていただきまして、直接さまざまな地域のご意見もご要望も聞かせていただいているところでございます。現在、加太北在家におきまして、用地測量などを進めていただいておりますことから、引き続きの事業進捗をお願いいたしてまいりたいというふうに存じます。

○議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。なかなか、あそこの部分は、一般の方がたくさん通るわけじゃないんで、通る台数というのは限られております。特に碎石のダンプが通ったりするもので、一般の方は、そういったときには余り通らないわけでございますけど、特に名阪の集中工事等々には何台も通るわけでございますが、せめてこの部分というか、こういうところの舗装、簡易舗装でも結構ですし、

ガードレール、それだけでも何とかお願いしたいなあという考えでございます。

最後に、市長にお尋ねしたいんですけど、これまで十数年ぐらいろいろ要望もしておるわけですが、こういうふうな状況が続いております。県のほうへいろいろ要望をしていただいておりますんですけど、今後も特に要望をしていっていただきたいと思います。過去これまでにどのような要望をしていただいたのか、それについて少しお尋ねしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員のご指摘いただいております国道25号、これは本当に加太地区にとりましては大変重要な道路であると。また、名阪と合わさって並行して走っております関係上、本市にとりまして大変重要な道であるというふうに考えておるところでございます。この改良に向けた要望等につきましては、本当に長い歴史がございますけれども、現状としては、先ほどの改良率は25%程度ということでございます。しかしながら、名阪国道及び国道25号整備促進期成同盟会を通じて、今後も県の方へしっかりと要望してまいりたいと思っておりますし、この期成同盟会以外にもさまざまな場面の道路関係に関します要望の局面とか、協議の場面がございますので、その機会を通じまして今後も適切に要望してまいりたいと思います。

また、この秋の台風被害につきましては、これは緊急の対応をお願いするということで県土整備部長に直接お願いもさせていただいて展開いたしてまいりました。

いずれにいたしましても、期成同盟会も議会の皆様、地域の皆様、経済界の皆様にも参画をいただいておりますので、地域の力を結集して、今後も引き続いてしっかりと要望活動を展開してまいりますので、今後ともご協力のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。確かにここ二、三年、県の建設部と地元の自治会等々と話し合う機会も新しくできましたし、少しずつ前へ進んでおるのは事実でございます。とにかく加太地区というのは、この名阪国道とこの25号の二本しかございません。林道はあるんですけど、大雨が降りますと、すぐとまってしまいます。そういった状況の中で、なかなかこういう部分がございまして、ざというときに困りますので、これまで以上に県へ強く要望していただくようお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

13番 中村嘉孝議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時47分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（宮崎勝郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、20番 竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。答弁についても、よろしくお願いいたします。

最初に、平成26年度行政経営方針・予算編成について、大きく3点質問をさせていただきます。

最初に、消費税8%の影響について、ちょっと細かく2点お尋ねをしたいと思います。

1点目に、歳入への影響ということでお尋ねをしたいと思います。

通告で、地方消費税交付金の影響について通告をしておりましたが、きのうの質問の答弁の中で、現在の1%から1.7%になるわけですが、3億5,000万程度の増額の試算はできるけれども、基準財政需要額に算入されて、少しわからない点があるというふうな答弁がありましたので、それでそのところは理解をさせていただきましたので、1点ほど、この項では質問させていただきます。

地方交付税の影響について確認をしたいと思います。

新聞の記事等を見ますと、地方交付税は企業業績の回復もあって、地方税収の増加も見込まれると。先ほどの答弁では、亀山市は償却資産のほうが減るんでということでございましたが、全般的には地方税の収入も見込まれるということで、交付税自体の伸びは余り見込めないんじゃないかということであったり、それから何か新たに産業振興の成果を交付税に加算するようなものを入れるということがなければ減額ですので、それであったり、今まで特別加算というか、別枠加算というんですか、そういうものももうやめたらどうだというふうなこともあって、要するに総じて景気回復がやはり効いているのかなあというふうな気がします。

そういう意味からいくと、来年の地方交付税、新たな交付税制度の導入の議論もされておりますが、今の段階でどういうふうな見解を持っておられるのか。従来どおり入ってくるものなのか。やはりこういうものが議論があれば、亀山市としては少し影響を受けてくるのか、確認をしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

20番 竹井道男議員の質問に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成26年度の交付税制度の見通しでございますが、現在、国で検討が進められているところですが、総務省の地方交付税の概算要求を見てみますと、平成25年度に比べまして3,000億円減、約1.8%の減でございます16兆8,000億円となっているところでございます。これは、議員おっしゃられたように、景気回復に伴う法人関連の地方税収がふえる見込みとのことでありますが、政府の経済財政諮問会議において議論されております平成26年度予算編成の基本方針案では、地方交付税の一般会計からの別枠加算の見直しが書かれており、地方交付税総額で約1兆円減額の可能性も考えられるところでございます。

このような中で、議員ご質問の平成26年度における地方交付税の見込みにつきましては、地方消費税交付金と同様に、現時点では予測が難しい状況でございまして、引き続き国の動向を的確に捉え、新年度予算に反映をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

新聞記事でしか私もよくわからないんで、ただ余り多くもらえる方向ではないなあということは確認をさせてもらったので、またこれは3月の予算ではっきりしますので、その段階でもう一度確認をしたいと思います。

次に2点目に、歳出への影響ということで確認をさせていただきたいと思います。

これもきのうの答弁がございまして、一般会計への影響額について確認をしようと思いましたが、2億円程度というふうな答弁がありましたので、確認はさせていただきました。

ただ、ここでもう1点確認したかったのは、先ほども言いましたが、地方消費税交付金、これも増額にはなるものの、これはちょっといろいろな背景がありますけれども、増額になりそうだとということとともに、地方交付税は減額になるんじゃないかなあというふうなこと。それから、景気回復による税収増というものも、法人市民税とか個人市民税は仮にちょっとあっても、一番大きな償却資産に関しては大きな減額になってくると。そういうふうになると、そのことも加味しながら、消費税が上がって、片一方では何か税収がふえるのかなあというふうな期待感もありながら、逆に経費増も絡んでくると。そうすると、今から予算の措置はされますけれども、歳入歳出を比較した場合に、逆転することはないのかと。要するに、入りよりも出が多くなってしまうと、消費税によって。ということは、その分だけは従来の予算よりも余分に支出が出るわけですので、少し余裕がまたなくなると。そういうことからいけば、これから編成作業に入られますけれども、そういう逆転現象というのは起きないのかどうか。やっぱりそこはきちっと交付税か何かでも担保されながら、少なくともプラ・マイ・ゼロでないと大変なことになるので、消費税が上がったときの影響について、今の段階でわかることがあれば確認をしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

一般会計ベースで申し上げますと、歳入で固定資産の償却資産で減額予想をいたしております。税収は少し下がるだろうと。歳出では、消費税の関係で約2億円ぐらい、一般会計で増となってまいります。それに、午前中にもご答弁させていただいたんですけれども、消費税交付金が上乘せされますが、それは交付税の基準財政収入額に見込まれることが予測されますので、消費税交付金がふえても、その分が歳入として計算をされますと、交付税がその分が下げられてまいります。そんなことを全体として考えますと、来年度予算は今年度より少し苦しくなるんだろうというふうに現在のところ予測をいたしておるところでございまして、どちらにしましても、予算編成方針の中で重点的事項として位置づけておりますように、この中期財政見通しを基本として、先ほど私が申しましたことを、よく国の動向も見きわめた上で予算編成をしていく必要があるんだろうというふうに考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

景気回復の基調があるものの、まだ賃金は上がっていませんので、来年の春闘とかで上がれば、それは再来年のほうの税としてはね返ってきますけれども、法人市民税は上がるかもしれない。

ただ、亀山はやはり当初の不交付団体のときの投資と、その後また数千億投資が、シャープ、液晶関係の投資が、その償却資産税も入ってきていましたけれども、これが切れた瞬間、それはよそのまちにそういうのがなければ交付税もふえますけれども、亀山市のほうで、そこが少し高どまりの中で税収増になったというところから見れば、その辺がもしなくなるとなると、幾ら景気が回復しても新たな投資を生んでくれない限りは、なかなか7億円も入るような投資というのは、数千億ですので、見込めないとする、少し税収増というものの難しさというんですかね、消費税による景気のよさみたいなことが来ていますけれども、やっぱりこれ、ちょっと難しいのかというふうな感じは持たせてもらいます。これもまだ不確定要素ですので、予算段階で具体的にどうなってくるのか、確認をさせてほしいと思います。

次に大きな2点目に、これも午前中、ちょっと議論がございましたが、中期財政見通しとの整合についてお尋ねをしたいと思います。

26年度の中期財政見通しは201億9,300万、約202億で設定がされております。25年度の予算のときでも中期財政見通し217億4,500万が、現実には209億円、約210億円と、少し低目の設定がされておりました。26年度は、後期基本計画の第1次実施計画最終年度ということで、政策予算も組み込まれた予算になっておりますけれども、今の消費税増税の影響というのも若干不透明というような中で、中期財政見通しを、答弁ではここを基準にというふうなこともおっしゃっておられましたが、私としては下回る、要するに201億を下回るような予算ということを考えておられるのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

先ほども申し上げましたとおり、平成26年度は、全体的に歳入歳出を差し引きいたしますと、今年度よりも予算が歳入も減ってくるだろうと、プライマリーバランスがマイナスになるだろうというふうに予測をしていますので、今年度予算と比べまして、来年度は少し低いような予算編成をしていく必要があるだろうと、今のところ考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

後期の最後の年ですので、そんな大きく政策予算の圧縮はできませんので、一気に大きく下がるということは想像しておりませんけれども、やはり中期財政見通しを上限とするぐらいの気持ちでないと、27年度以降はこれから政策予算が組み込まれてくると。財源も少ない中で、やはり26年度は最終年度でありますけれども、少し財政的な余力は残しておく必要があるのではないかと思います。

それと同時に、このままもし景気がうまく回復すれば、27年10月から10%になると。3%でもこういう動きがある中で、さらにまた2%、またさらに動きがあるとなると、ますます27年以降は不透明になってくると。そうすると、企業業績の回復も本物かどうか、まだわからないわけ

ですね。株価だけは確かに1万5,000円台とか、ずうっと水準、円安も100円を超えていますけれども、これは輸出産業が潤っておるだけで、決して全てが潤うわけではないというところから見れば、この辺の見積もりもどう見きわめていくのかということも入ってくると。

それと、きのう市長の答弁がございましたが、一般財源の規模が重要だというふうな答弁がありました。私もそれは一緒だと思うんですね。幾ら借金や、補助金や、交付金で着膨れしても、結局100%の交付ならいいですけれども、5割、3割というものに一般財源を投入していても、そこに常に国や県の金があっても、一般財源を投資しなきゃならないという動きも出てくると。さらに、幾ら優位な起債であってもお返しをしなきゃならない。起債というのは借りるわけですので、決して自主財源ではない。

そういう意味からいくと、今、25年度同等ぐらいというか、中期財政を下回るのかなあというふうな印象を持ちますけれども、やはり財政規模の圧縮という問題ですね。これから27年度以降をつくられていくわけですが、財政規模の圧縮という問題がないと、ただ経常経費を1億9,000万減らすような、そんなやわい話では回っていかないんじゃないかと思うんですね。200億を切るような思い切った財政圧縮というものも視野に入れていかないと、なかなかこの27年以降、消費税も10%になったときに、景気が回復しない場合、法人税も入ってこないわけですので、その辺を含めて、今の段階で27年の話をしてちょっと申しわけないですが、やっぱり26年度の予算編成というものは、少なからず27年以降にも影響を及ぼしますので、消費税が上がってくるだろうというファクターの中で、財政規模の圧縮ということについては考えておられるのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成27年度以降、どうなっていくんだという話でございますが、1つは合併算定がえのお金が8億数千万、今いただいていますけれども、それが5年で段階的にゼロになっていくということであります。そうしますと、それは交付税の見込みとしてその分は見ていただけませんので、その分は丸っぽ下がっていくということもございます。議員おっしゃられたように、今後、不確定な要素も多いと。大きく亀山市の税収が伸びる要素はなかなか少ない状況にあります。

そんなことを考えますと、市長が申し上げたとおり、歳入に見合った歳出、入るをはかりて出づるをなすというような言葉もございますが、やはり税収がどれぐらい入ってくるのかを見きわめて財政運営をしていかないと、これからなかなかやっていけないことが起こってまいります。一時的に足りない分は財政調整基金から取り崩して、それでやはり資金運営をやっていく必要があるんだろうというふうに思います。

そういう意味も踏まえまして、平成26年までは主要事業計画が明らかにされておりますけど、27年度以降は今後策定をする予定でありますが、そのことも含めて、標準予算、政策予算も含めて、全般的に削減をする必要があるんだろうと、私は財務当局として、そんなふうに考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

26年度には27年度以降の中期財政見通しも出てくるわけですので、またその段階で議論をしたいと思います。

それから次に大きな3点目に、行政経営の重点方針についての中から、地域医療再生への取り組み強化についてお尋ねをいたします。

26年度行政経営の重点方針の中で、今回、地域医療再生への取り組み強化というのが初めて明記をされました。現在、地域医療再構築プラン2期目の策定中とも聞いておりますので、このことを受けて明記されておるのかなあというふうにも思いますが、あわせて医療センターもきのう質疑をさせていただきましたが、大変経営の厳しい状況も続いている。この重点方針にいう地域医療再生取り組み強化というのは、具体的にどのようなことを考えておられるのか、確認をさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

竹井議員のご質問にお答えをいたします。

この地域医療の再生につきましては、本市における優先度の高い、非常に重要な政策課題というふうに認識をいたしておりまして、今般、平成26年度の行政経営の重点方針に掲げたところでございます。

その具体的取り組みでございますけれども、平成22年度からスタートいたしてまいりました地域医療再構築プランも本年度が最終年度となりまして、現在プランの評価を行っておるところでございますが、個々の具体的な取り組みはそれぞれできてはおりますものの、なかなか地域医療の再生にまでは至っていない現状であるというふうに、まずこれは率直に認識をいたしておるところであります。

そこで、来年度以降に向けた新たな取り組みを行うために、この評価を受けて、そして今後の第2次の地域医療再構築プランを策定するよう指示をいたしまして、その策定にかかわるため、庁内に横断的なプロジェクトチームを編成いたし、現在その作業に取り組んでいるところでございます。

具体的なことにつきましては、今取りまとめの作業中でございますけれども、この再構築プランの案が取りまとめ次第、議会、並びに市民の皆様にお示しをさせていただきたいと考えておるものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今現在も2期目の再構築プランの策定中ということで、そのことが重点だということだと思えます。

ただ、9月定例会でも行政改革に絡めながらこの再構築プランの確認をさせていただきました。ほとんどの項目は済みなんです、やったという。ただ、再構築プランの、特に医療センター側もやったとは書いてあっても、じゃあそのことによって損失が出なかったのかということ、去年は1億4,000万円も出てしまったと。さらに今回確認しても、はっきりと言われませんが、決して出

ないわけではなさそうな答弁でもあったような気がするんです。

そうすると、やはり地域医療再構築プランは、櫻井市長になられて、全体的な視点でつくられたプランだと思いますけれども、やはり根幹をなすのは、まず地域医療では医療センターの経営改善が一番重要なことではなかったのかなあと。それに絡めて救急医療なんかもついてくるわけですので、医療センターが機能していないときには、救急だって受け入れていなかった時期も1年ぐらいあったり、外来も1年間全く診なかったりと、そういうふうな厳しい状況からようやく脱却はしつつあるものの、お金は入れざるを得ないと。

そうなると、私の印象からいけば、重点施策というか、重点方針なんで、やっぱり一番の重点は、さらにもっと重点でいえば、医療センターの今の赤字経営をどう脱却していくのか、そんなような取り組み強化なのかなあというふうな印象を持ったんで、そのような視点はないのかどうか、改めて確認をさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

現在、策定作業を進めております再構築プランにつきまして、第2次プランの特徴的な部分を申し上げますと、まず医療センターに関しまして、入院病床を持つ公立病院であります医療センターと医師会との連携によりまして、在宅医療に積極的に取り組むことによりまして、保健・福祉・医療を適切に組み合わせた地域包括ケアシステムが大きく前進し、これによりまして、医療機関と在宅の切れ目のない支援を行っていく体制ができると考えております。また、そのことが医療センターの経営の健全化や保健福祉のネットワーク化につながるものと考え、現在検討を進めておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今、答弁の中で、少し具体的な取り組みの検討もしているということでございましたので、全くやっていないことではない。また、これも3月には多分示されると思いますので、医療センターをどうするんだというポイントからこの議論は進めていかないと、羅列的に並べても、みんなやった、やったで終わってしまうんですね。じゃなくて、そのことが、ベクトルとよく言いますけれども、ベクトルがやはり経営をどう改善していくんだ、どう赤字を減らすんだ。1億、2億減れば、その分また原資として使えるんですね、これ。そここのところの議論が、やっぱり一番重点ではないかなあというような印象を持ちました。これは、改めて再構築プランが出た段階、また3月に医療センターの予算も出てまいりますので、その辺でもう一度議論させてほしいと思います。

それから、次の大きな2点目に入らせていただきます。

子ども・子育て支援について、まず1点目、子ども・子育て支援法による市の責務についてお尋ねをしたいと思います。

6月定例会で、子ども・子育て会議の条例が制定をされまして、多くの議員の方から質疑がございました。この条例の制定の背景となりました子ども・子育て支援法の第3条には、市町村等の責務というのが規定をされております。

この質問をする上で、まずこの子ども・子育て支援法による市の責務とはどのようなことを指しているのか、確認をさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

市の責務についてでございますが、子ども・子育て支援法の第3条によりまして、子供の健やかな成長のために適切な環境がひとしく確保されるよう、子供及びその保護者に、必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業計画を計画的に行うこと。また、それにかかわって、関係機関との連絡調整、便宜の提供を行うこと。また、子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保することなどとなっております。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今おっしゃいました責務の中でも、子ども・子育て支援給付と支援事業というふうな答弁でございますけど、ちょっとここも具体的に、支援給付と支援事業、どのようなことを指しているのか、確認をさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

子ども・子育て支援給付と地域子ども・子育て支援事業はどのようなことを言うのかということでございますが、まず子ども・子育て支援給付には施設型給付と地域型保育給付があり、また児童手当も含まれてまいります。そのうち、施設型給付は幼稚園、保育所、それから現在亀山市にはございませんが、認定こども園を通じた共通の給付ということで、これまで文科省、厚労省のそれぞれの体系で行われてきた給付を一本化するものでございます。また、そこには19人以下の小規模保育や事業所内保育への給付も入ってございます。

一方、地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として実施するもので、その中には一時預かりやファミリーサポートセンター事業、放課後児童クラブなど、ほとんどは従来からあるものでございますが、特に病児・病後児の保育といった現在ないものも含めまして、13の事業が法律で定められておるものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

支援給付が、今回、文科省、厚労省、一体化をして共通給付になったと。これは今までないことです。その延長線上で認定こども園の議論も始まってくるということと、それから支援事業は、病児・病後児は以前から議論がされておりますけれども、それにこの中には放課後児童クラブも入っているということで、従来の事業をそのまま継続して、また新たなものがあるということで確認をさせていただきます。

それと3回目に、先ほども社会保障と税の一体改革の話が出ましたが、この資料、ちょっと古い

かもしれませんが、この資料からいくと、8%へアップした場合、3.8兆円の財源の中から7,000億円程度はこういう子ども・子育て支援給付絡みに使うというふうな資料もありますけれども、この辺が確認をされているのかということと、あわせて新たなこういうものの財源をもとに、そういう国の支援みたいなものが始まってくるような情報は捉えておられるのか、確認をさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

議員おっしゃいましたように、社会保障と税の一体改革大綱によりまして、子ども・子育て支援にかかわりましては0.7兆円を閣議決定されておるところでございますが、この事業に関しまして、必要とされる合計1兆円程度の財源については、政府はその他の財源を含めて確保を目指すということで、まだ詳しいことはわかっておりません。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

先ほどの答弁も、先週決まったばかりですので、また予算段階で新たなものが始まれば、また確認をさせていただこうと思います。

次に2点目に、子ども・子育て会議の位置づけと子供施策への関与についてお尋ねをしたいと思っています。

これも6月定例会の条例制定で、子ども・子育て会議が設置を、これ設置の条例でしたので、設置がされました。この子ども・子育て会議は、どこまでこの施策に関与しているのかを確認したいと思っています。

支援法の第77条には、市町村等における合議制の機関、子ども・子育て会議のことです。それから、支援法第61条で子ども・子育ての支援事業計画の項がある、これは今多分策定中だと思うんです。この2つのところから見ますと、子ども・子育て会議は、施策の実施状況を調査する、審議すること。それと、事業計画を定め、変更しようとするときは意見を聞くというふうになっております。ということは、今策定中の子ども・子育て支援事業計画については、当然意見を聞くということになるし、それ以外に施策の実施状況、でき上がれば、多分この施策の状況調査や審議も入ってくるんじゃないかなあというふうな予測をするんですが、この子ども・子育て会議とはどういう位置づけで、どのような役割を持つものなのか、確認をさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

亀山市では、これまでに子ども・子育て会議を2回開催し、市の子育て施策の現状やニーズ調査の結果等について、熱心にご議論いただいている最中でございます。

なお、会議の内容につきましては、市のホームページで公表しておりますので、ぜひごらんをいただきたいと存じます。

亀山市もそうでございますが、条例によりまして子ども・子育て会議を設置した場合、自治体が

教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際のほか、市町村計画を策定、変更する際にもこの会議の意見を聞かなければならないと、議員おっしゃるとおりでございます。また、同会議におきましては、自治体の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項や当該施策の実施状況について、調査・審議することとされているところでございます。ですので、この会議は非常に重要な役割を担っているというふうに考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今も答弁ありましたが、非常に重要な会議だというふうな、多分こういう会議は初めてだと思うんですね。まちづくり基本条例の検証委員会がありますけれども、それに近いような位置づけの会議になってくると。そうなりますと、やはり委員の構成は非常に重要ではないかなあというふうに思うんです。これも、条例で15人以内というふうな組織構成になっておりますが、具体的にどのような方たちがこの会議に参加をされているのか、確認をさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

委員は全員で15名でございますが、その内訳といたしまして、同会議の会長に就任いただいております皇學館大学の田口教授含めて学識経験者が2人、民間の幼稚園、保育所の代表者がそれぞれ1人、亀山市の学童保育連絡協議会の指導員が1人、子育て支援「かめのこ」の代表者が1人、小・中学校長会の代表が1人、幼稚園と保育所の保護者代表がそれぞれ1人、亀山商工会議所と連合三重亀山地域協議会からそれぞれ1人、民生委員・児童委員の主任児童委員が1人、PTA連合会からも1人、そして公立幼稚園と保育所から園長が1人ずつ入っていただいております。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今お聞きすると、条例には保護者、学識経験者、それから子ども・子育て支援に関する事業に従事する者というふうに、あとは職員等、その他必要ということですので、この会議は、提供する側と提供される側が混在をする会議になるわけですね。当然これ、幼稚園、保育園、民間、学童、それとそれをお使いになるというか、保護者の方が入ってくると。

そうすると、私がちょっと気にしたのは、それぞれの立場から委員が出席をされるわけです。そうすると、1つの政策について、それぞれが同じ方向を向けばいいですけども、全く違う視点になってくるという懸念もあると。ただ、この計画をつくる上で意見を聞くとなっているね。意見を聞くということがどれぐらいの幅なのか、私はちょっとわかりませんけれども、つくるではないです。つくるではないけど、意見を聞くわけです。そうなったときにさまざまな、特に提供側と提供される側を含めて、「利害」という言葉はちょっときついですけれども、それぞれの利害がやはり対立する場面はないんだろうかというふうに思うんです。そうすると、そういう意見調整ですね、そういうことも、この子ども・子育て支援会議の中では意見調整を図られながら、そのことをもっ

て意見を聞くというふうにされるのか、確認をしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

この会議が取り扱う内容は、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に関するもののほか、子ども・子育て支援にかかわる施策の総合的かつ計画的な推進についての調査・審議など、非常に広範にわたるため、委員の選定に当たりましては、地域の子供や子育て家庭の実情を十分に踏まえる立場に立って発言できる、見識ある人を慎重に選んだものでございます。しかし、今後、会議の中で、議員おっしゃるように、委員からのさまざまな意見に対して調整が必要になる場面もあるかと思っておりますので、会議の進行を取り仕切る会長とは十分意思疎通を図ってまいりたいと存じております。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

これから、まだ2回しかやっておりますけれども、要は計画ができた後の進捗を含めて、この会議はずうっと見ていくということからいけば、それはまた今後、私としても注視しながら、やっぱりそれぞれ立場の違いというものをどうコントロールしながら、それが亀山の子ども・子育てにどう一本化していくのか、非常にこれ重要な会議ですので、また今後、見ながら議論をさせていただこうと思います。

次に3点目に、今策定中の子ども・子育て支援事業計画を2カ年で作るというふうに聞いておりますが、これができ上がった後、現在、特に子育て応援プランとか、教育ビジョンとかあるわけですが、その辺との整合をどのように考えておられるのか、確認をさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

子育て応援プランの根拠法であります次世代育成支援対策推進法は、平成26年度末までの時限法で、平成27年度以降は、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画にその役割が移り、現在の計画にかわるものとなります。

また、この計画は、地域福祉計画や学校教育ビジョンなど、子供の福祉、または教育に関する事項を定める計画と調和が保たれるものにすることというふうに定められているものでございます。このため、子ども・子育て会議や子ども輝きプロジェクトの中で、子育て応援プランの進捗状況のほか、保・幼・小・中の連携や、幼保一元化の検討を行うなど、教育委員会と連携を図っているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

子育て応援プランからこの事業計画の次の代替といいますか、これが新たな軸となるということで確認をさせていただきました。

次に4点目に、放課後健全育成事業について、2点お尋ねをしたいと思います。

まず1点目に、子ども・子育て会議での関与についてお尋ねをいたします。

この支援法の第3条市町村の責務、先ほども申されましたが、子ども・子育て事業を行うと。これには従来型でほとんど入っているよという答弁があつて、59条には、放課後児童健全育成事業、すなわち学童保育のことですが、これも当然事業としては入ってまいります。それから、6月の定例会で少しこの学童保育の議論がございまして、その中で市長の答弁では、子ども・子育て会議で、この問題も含め、放課後の対策について整理していきたいとも答弁がされております。

今回、子ども・子育て会議が設置をされたことで、子供への支援施策は全てここにある意味中心的な会議となってくる。そうなりますと、放課後健全育成事業も1個含まれておりますけれども、この子ども・子育て事業の計画をつくる段階で、放課後健全育成事業についてもどのように議論をされていくのか、確認したいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

新制度では、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育所については、市町村が行う地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけられましたので、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、放課後児童クラブの現在の利用状況や今後の利用規模を把握した上で、計画の中にその必要量の見込みを推計して、提供体制の確保内容や実施時期について、実態に合った記載ができるよう、子ども・子育て会議の中で今後議論していく予定でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今後、この支援法に位置づけられているんで、事業計画作成の中でも議論するということで確認をさせていただきました。

次に2点目に、これも一番大きく今議論になっておりますけれども、公設・民設、要するに学童保育所の公設・民設の議論についてお尋ねをしたいと思います。

今回質問をする、これも何遍か私も質問しておりますが、改めて厚労省のホームページで見たと、放課後児童健全育成事業という解説がありました。これを読むと、当然ご存じでしょうが、保護者が労働等により昼間家庭にいない、おおむね10歳未満の児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図るというふうに書いてあります。

これまで学童保育所の設置、今も施設設置のことも議論されるというふうに答弁されましたが、学童保育設置における公設・民設の議論についても、今回のこの子ども・子育て支援事業計画策定の中で議論されていかれるのでしょうか。放課後児童健全育成事業も事業の一つでありますので、施設のあり方について議論をされていくのかどうか、改めて確認をさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

先ほど言わせていただきましたとおり、子ども・子育て関連三法の成立によりまして、放課後児童クラブの設備・運営につきまして、厚生労働省で定める基準を踏まえて、市町村が条例で基準を定めることということになっております。

その内容は、放課後児童クラブの質の確保を図る観点から、職員の資格、員数、施設、開所日数、時間などについて基準を設けることとされております。この施設の基準につきましては、専用室や静養スペースの確保、面積基準などを含みますので、今後は施設のあり方についての議論も行っていきたいと思っております。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今の答弁の中で、ここまで私も調べていなかったもので、少し答弁としては前向きに出たのかと思いますが、これまで施設の議論をやると、国のほうはそこまでは限定していないんだと、要するに公なのか民なのか。そんなような議論がずうっとあったように思うんですけど、ただ、今のご答弁ですと、新たな厚労省の基準としては条例で定めるというふうなことが今後起きてくるということですので、これはまた条例が制定される段階で具体的な議論になるのかもしれませんが、それまで待てませんので、2回目に入らせていただきます。

放課後児童健全育成事業、先ほども申しました厚労省の解説を見ると、先ほどは実施場所は児童館等というふうに言いましたが、正確には児童館、学校の余裕教室、学校敷地内専用施設、その他というふうになっております。

公設・民設の議論は、私も何回か行ってきましたが、平成20年9月の質問で、新たな学童保育所の設置は民設民営を基本としているが、地域の方々が熱心に協議、検討をされた結果、設置場所が例えば公有地にしかない場合などのケースも考えられ、それぞれのケースに応じたご相談をさせていただきたいというような答弁があり、これは井田川小学校の増設のときの議論ですので、一応小学校の中に敷地を確保して、第2くれよんくらぶが開設になったというふうな経緯もあります。

ただ、これは9月に大きく議論になりましたが、南小の問題であったり、それから西小の施設が老朽化というか、耐震性がないということも含めて、この両方の学区の学童保育所の問題というのは、今はちょっと解決の方策は提示されつつあるというふうには聞いておりますが、この件も現実には何が問題かという、やっぱり公設・民設という議論なんですよね。これがあるからこそ、非常に難しい議論になってしまったと。でも、これ厚労省がいう学校の敷地内というふうにぽんと来れば、そういう一つの解決方策もあった。西小はちょっと難しいかもしれませんが、そういう方策もあったのではないかと。だから、今、民設といっている問題は、厚労省は、余裕教室はなかなかないんで、学校敷地内ということも言っているわけですよね。でも、そのことは余り議論をされてこなかったと。

そうすると、今回条例でいろんな運用面も含めて定めていくとなると、やはりその議論も非常に重要なポイントになってくると。どこにつくるかという問題が最初に起きてくると。必要性は誰もが感じているけれども、運用する人も出るけれども、どこに置くんだというところでこの問題が随分難しい側面を持ってきているということになると、公設・民設という議論は、この会議の中でやっていく必要があるんじゃないかなあというふうに思うんです。

教育民生委員会の政策提言、これは私も同じ委員でしたので、提言がされております。これは、学童保育所の施設は公設を基本とし、まだ民設の場合には学校からの距離、建物の耐震性、それから子供が生活する、これは放課後の子供の生活を確保するわけですので、そういうところの基準を定めて適合したものとするということというふうに、この当時はこういう提言はしております。それから、今後改築が予定される小学校の敷地内にスペースを確保すると、やはり厚労省の基準とほぼ似通った提言になっていると。

そうなってくると、改めてもう一度これから議論されるということではありますが、こういう施設のあり方についても、この中で公設・民設、学校敷地内みたいなものもありますけれども、そういうふうな議論も、場所なり、誰がするのかという問題もあわせて議論されようと考えておられるのか、確認をしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

児童福祉法第6条の2第2項では、放課後児童健全育成事業とは、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して、適切な遊び、また生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業と規定されており、保護者が児童を安心して預けられるよう、環境を整備し、安全面に配慮していくべきものというふうに考えております。

また、同法第21条の10におきまして、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うと規定をされておりますので、児童館等の児童厚生施設がそれぞれの学校区にないという亀山市の実情に応じて、現在の方式により設置に向けて進めてきたところでございます。

今後でございますが、先ごろの報道で、文部科学省は放課後子ども教室と放課後児童クラブとの連携強化策を検討するため、中央教育審議会の分科会にワーキンググループを設置し、それらの一体的運営を推進する方策等について議論をされるというふうに伺っております。放課後児童クラブは、放課後児童の重要な拠点の一つに位置づけておりますので、これら国の動きも注視しながら、必要に応じて子ども・子育て会議の中で、設置方式や場所等に関する議論も行っていく必要があるというふうに考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

議論をするということでは確認をさせていただきましたが、議論の方向性をどうするのかという議論だと思うんですね。これは、委員の中には学童保育の指導員の方も入っていらっしゃるし、いま一度、しつこいようですが聞かせてもらおうと思います。

厚労省の資料をたまたま探し出しました。学童保育所の設置の施設の状況です。民設民営の割合が17%、これ全国の資料です。それから、公設民営が42、公設公営が40。すなわち、民営ということや公営ということは今議論しておりませんので、公設というところから見れば8割を占めています、公設が。もうこれ、子ども・子育て会議があろうがなかろうが、その支援法があろうがなかろうが、既に全国的にはもう8割が公設になっている。

それから、実施場所も同じ資料に載ってまして、余裕教室や敷地内の専用施設が51%、民設が2割、当然民設は17しかありませんので同じ数字になりますけれども、児童館とかあるんで、亀山市は児童館が1カ所しかありませんから、これはちょっと難しいですが、要するに公設とか、学校敷地内みたいなところでほぼ多くの事業をやられてきたと。それがいつの間にか、川崎小学校で民間施設を探した瞬間、亀山市は民設というふうに言い出したと。これは何遍も質問しましたが、どこにも記録はないんですね。あくまでも答弁によってそれは確保されていると。

そのときに言いましたけれども、一般質問の答弁は絶対だということはどこにもないはずですよ。それだったら本当に言います。一般質問の答弁をきちっと検証しないと、あのとき言ったからそれが方針なんだということがこの民設の根拠になっているんです。しつこいようですが、この施設の議論もされるということだし、国のほうの状況も、学校敷地内ということも書いてあるし、それから全国の状況を見ても、公設ということも書いてあると。そうなれば、そこを軸に議論はすべきであって、公だ、民だという議論はやっぱり後じゃないかと。先に公から入っていかないと、何で民なんだということになるんで、私としては、学童保育所の施設のあり方は熱心に、やっぱり重要な議論ですので、ぜひ進めていただきたい。

これはもう答弁要りません。これから議論されますもんね、余り私が言っても、それは委員の方が議論されることですので。ただ、全国の状況や厚労省の指針が、放課後子ども教室、これもちょっと質問しようと思ったんですけど、ちょっと質問がばらけるので聞かなかったんですけど、今一体的な運用もやるんじゃないかというふうなこともありました。やっぱりいろんな意味で、放課後の子供のありようというものが議論されるし、その場を確保していく、安全・安心を確保するということでは、ぜひ議論を進めていただきたいということを申し添えたいと思います。

最後に5点目に、子ども総合センターの役割についてお尋ねをしたいと思います。

今回の子ども・子育て支援事業計画をつくることによって、子ども総合センターの役割に変化が出てくるのかということです。

支援法の第6条では子供を18まで定義をしております、これは亀山市も一応ゼロから18という幅広い子供を対象とした事業をしております。そういうことからいけば、十分整合は図られているなあというふうに思います。

それから、子育て応援プランの計画の後押しをされながら、新たな子ども・子育て支援事業計画に移行していくということも答弁がございました。

ただ、この新たな事業計画策定後に、ちょっと視点も、例えば文科省と厚労省を一体としたような認定こども園の運用なんかも始まってまいります、子ども総合センターの役割にも変化が出てくるのかどうか、従来型でそのまま行けるものなのか、新たな視点を入れてこの役割に変化が出るのか、確認をさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

平成27年度から始まる予定の子ども・子育て新制度は、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況、その他の事情により、社会的な支援の必要性が高い子供やその家族を含めて、全ての子供や子育て家庭を対象とするものです。したがって、支援を要する子供に対して、関連する諸制度との連

携を図り、適切な保護や援助の措置を講じることにより、子供の最善の利益が実現されるとともに、一人一人の子供の健やかな育ちをひとしく保障することを目指しております。そのため、今後は子ども総合センターの内部での連携強化はもちろんのこと、子供施策に関連する教育委員会を初めとした部署などとの枠組みを超えた連携も、一層重要になってくるものと認識しているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今回のこの支援法によって、新たな仕組みが、当然財源は8%という消費税アップのこともありますがけれども、これによって亀山市も子ども・子育て会議という新たなものをつくって、ひとつ動こうとしております。そういう意味からいくと、子どもセンターの役割も非常に重要な位置を持ってきたのじゃないかなあというふうに思います。

2回目に、認定こども園の話もありました。ちょっとこの子どもセンターの役割の中でずれると思われるかもしれませんが、認定こども園の議論も何遍かやっております、20年の9月、21年6月、21年9月の3回ほど質問させていただきました。そのときは、教育委員会が答弁をしました。これも幼稚園の派生というふうなことから教育委員会が答弁をしております。ただ、今回の子ども・子育て支援事業計画では、認定こども園が当然入ってまいりますし、文科省、厚労省を一体とした新たな連携としての認定こども園の議論になってくると。そういう意味からいって、6月の定例会で子ども総合センターの質問をしたときに、企画総務部長から子ども総合センターの所管の一つという答弁もありました。だから、ちょっと変わったんですね。この条例ができたことによって、これまで教育委員会が答弁していたものが、総合センター側へ入ってきたような印象を受けます。そうすると、今も答弁ございました教育とのつながりというのは、ますます重要になってくるというふうに思うんです。

ただ、これは教育長の9月の答弁の中で、放課後の問題がちょっと議論されたときに、学校での放課後の扱いというのが、ぱっとはしよると、学校と放課後とは縦分けをしていく必要があるというふうな答弁がありました。ちょっと縦分けという捉え方がさまざまあるかと思いますが、ちょっとわかりづらい答弁であったと思うんです。ただ、今の時代は、やはり放課後であっても、子供という視点からいけば、学校生活であろうが、放課後の生活であろうが、一体的に捉えていくような時代になってきたと。そういうふうに見れば、確かに学童保育所は所管は福祉ですけども、やっぱりそこは一体的に見ていく。認定こども園なんかは一体的に運用しようとしているわけですので、そう思うと、子ども・子育て支援の計画をつくった後の福祉と教育との連携は、さらに私は強化されていく必要があるし、もっともっと一体的な運用が必要と考えますが、先ほど強化というふうに答弁されましたが、改めてもっともっと一体的に、さらに強化していくというふうな考え方があるのかどうか、確認させていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

子ども・子育て新制度におきましては、幼稚園や保育所等への給付の一本化や認定こども園制度

の改善などが図られることから、今以上に就学前の教育と保育の緊密な連携が求められるというふうに考えております。

また、放課後児童クラブと放課後子ども教室についても、国において一体的な運営などの方策が検討されるとのことですので、その面におきましても、さらに連携の強化が必要になってくるものと考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ますますこれからの子ども・子育て会議の位置づけを注視しながら、また折につけ議論させていただこうと思います。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

20番 竹井道男議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時56分 休憩）

（午後 2時07分 再開）

○議長（宮崎勝郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 西川憲行議員。

○1番（西川憲行君登壇）

ポプラの西川憲行でございます。

通告とはちょっと順番を変えて、4番目に書いてあります小・中学校の土曜日授業から入らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、なぜこれからというのと、12月定例会冒頭の教育行政現況報告の中で、教育委員長のほうから報告があったわけですが、土曜日授業については、設置者の主体的判断で取り組みが可能であることをより明確にするための規則改正が提起されたというふうに報告されました。ここでのいう設置者とは、地方公共団体の長である亀山市の市長というふうに読み取れるわけですが、それで間違いはないのでしょうか、ご答弁をお願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

西川憲行議員の質問に対する答弁を求めます。

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

設置者というのは、市長を意味するのかということでございます。

設置者という言葉についてでございますが、設置者とは地方公共団体等を意味し、市内小・中学校の場合、亀山市となります。

現況報告作成時におきましては、ことし9月30日に文部科学省の土曜授業に関する検討チーム最終まとめの表記を原文のまま引用させていただいたものでありまして、その後、先月29日、つ

まり議会開会後に公布されました学校教育法施行規則の一部改正におきまして、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、土曜日等に授業を実施することが可能であるとされ、亀山市教育委員会の主体的判断で実施が可能であることが明らかになったところでございます。

議員ご指摘の設置者という言葉につきましては、市民の皆様には余り聞きなれない言葉であったかと存じますので、実施の判断は教育委員会であることをこの場で明確にさせていただきたいと思っております。何とぞご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

西川憲行議員。

○1番（西川憲行君登壇）

今の説明であったとおり、確かに省令のほうの変更については、地方公共団体の教育委員会というふうに明記されています。これですと、市民の方に不正確に伝わるということですので、やはり正確な言葉を引用していただきたいなあというのをまず1つ。

そして、これは教育行政の現況報告ということで、教育委員長が最初に報告されましたので、できれば教育委員長に訂正をしていただくように答弁していただければよかったかなあと感じるところであります。

それで、土曜日授業が今後どうなっていくのかという点についてお聞きしていきたいと思っております。

まずこの規則では、土曜日にこれから教育委員会の自主裁量の中で学校そのものを開くことができるというふうになっていくということでございます。でも、今、教職員は一応県の職員ということで、県に所属しています。ということは、その職員の待遇とか、いろんな問題も出てきます。今、県が考えているこの土曜日授業というものは、どのように方向性が定められているのか、わかる範囲でお答えいただきたいと思っております。

○議長（宮崎勝郎君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

国の方向性につきましては、土曜日授業に関する検討チームの最終まとめが出されております。

県の考え方、方針でございますが、県教育委員会としましては、国の動きに呼応する形で、先月、公立小・中学校における土曜日の授業についての素案を発表し、県内各市町の教育委員会に対して、教育課程内における土曜授業の実施を来年度から実施するよう働きかけられているところであります。

その意義といたしましては、土曜授業を実施することは、家庭や地域住民等の参画・協力を得やすいことや、多様な取り組みを推進することができ、子供たちのコミュニケーション能力や規範意識等の醸成、さらに家庭や地域に開かれた学校づくりにおいても有効であると。また、子供たちの学力向上につながる学習活動の充実を図ることができるなどとされております。

○議長（宮崎勝郎君）

西川憲行議員。

○1番（西川憲行君登壇）

今の答弁で、県は来年度からもう早速やっていくんだという方向性だということがはっきりとわかりました。

また、次に聞こうかなあと思っていましたその目的、効果についても今ご説明をいただきまして、子供たちのために、コミュニケーション能力を上げる、学力を上げるというような答弁が含まれておりました。

では、この中で本当に学力が上がるのか、あるいは今の制度ではなぜだめなのか、その点については教育委員会としてどのように考えて、また亀山市としても県の方針に従って、来年度から土曜日授業を行っていくお考えなのかどうか、お聞かせください。

○議長（宮崎勝郎君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

亀山市として、土曜日授業を行う必要性をどう考えているかということでございますが、市教育委員会といたしまして、先月、臨時的教育委員会を開催し、第1回目の協議をしたところでございます。

委員会におきましては、その意義や目的をできるだけ明確にしていくことや、各地域・各学校の実情を勘案していくこと、保護者等の関係者の声を聞くことなどの意見が出されました。

そこで、関係者との話し合いを重ねつつ、保護者や地域住民などの方々がかかわりやすい土曜ならではの時間の使い方も視野に入れた授業の可能性について、現在検討しているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川憲行議員。

○1番（西川憲行君登壇）

現在検討しているという答弁でございましたので、それでは、もし本当に4月からするとすると、大至急準備をしていかないかと。保護者や関係の方々との話し合い、協力、また周知が必要になってくると思います。

そんな中で、亀山市は今現在、独自の政策としてふるさと先生、また先生以外にも学校の関係者として雇い入れている方々がいらっしゃると思います。この人たちの待遇といいますか、ふるさと先生の方向性が変わっていくのかどうか。あるいはまた、その地域の方々への周知はどのようにしていくのか、教育委員会としてはどこまで準備ができているのか、お聞かせください。

○議長（宮崎勝郎君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

ふるさと先生などの市独自の政策は変わるのかということでございますが、現在のところ、土曜授業導入に伴いましての市独自の政策が変わることは考えてはございません。

○議長（宮崎勝郎君）

西川憲行議員。

○1番（西川憲行君登壇）

周知については。

○議長（宮崎勝郎君）

教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

この件につきましては、7月に行われました県の教育長会議で、当時、そのとき国から土曜授業についての中間まとめが出された時点で、県教委から提案がなされております。

先ほど設置者という言葉をご説明させていただきましたけれども、県教委がやりなさいというものでもないし、設置者はいわゆるそれぞれの市町の教育委員会ですので、そこで判断をするべきこととはなっておりますけれども、現実問題として、例えば亀山市がやって、お隣の市はやらないとか、いろいろそれについても課題があるかと思っておりますので、県教委といたしましては、先ほどの答弁で申し上げましたように、素案をまず出しておりまして、それについて各市町で検討してほしいということで、今進められております。

そして、今後の予定でございますが、12月末に臨時の教育長会が開催されることになっております。そのときに、さらに県教委のほうから詳しい案が出てくるというふうに聞いておりますが、亀山市といたしましては、このことを受けまして、関係者の方々のご意見を聞くという会議も2回ほど持っておりますし、先ほど申し上げましたように、まず臨時の教育委員会を開きまして、それぞれの教育委員さん方のご意見を伺ったところでございます。準備はしつつも、まだそれぞれの市町の動向、県全体の動きということも加味して動いていかなければならない状況かと現在考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川憲行議員。

○1番（西川憲行君登壇）

県の動向もある、また隣の市町との兼ね合いもある中で検討していくということでございますけれども、そうすると、全体的に亀山市の意向としてやるやらないではなく、県の意向、また鈴鹿、四日市、津など、近隣市町村との歩調を合わせるという言い方は合わないかもしれないですけども、その中で、みんながやっていくんだったら一緒になってやらなきゃいけないし、亀山だけが独自の判断でやらない、やるということも決められないということで、教育委員会の中で今後会議を重ね、関係者との話し合いを含めてやっていくということだというふうに理解させていただきます。

その中で、その関係者の中で一番になるのは子供であり、保護者でありますし、また当事者という意味でいえば、学校で教育を担う先生方になってくるのかなあというふうな気もしますので、でも今の答弁であれば、その関係者の意見よりも県、あるいはよその市の意向が決定に大きなウェートを占めるというふうにも聞こえますので、本当に亀山市としてはどうしたいのかということをもう一回、教育長、亀山市として、あるいは教育長としてはどうしたいんだというのがあればどうか、あってほしいのですけれども、聞かせてください。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

まずその前に、県が示しております素案について少し紹介をさせていただきますと、土曜授業というのは、回数のことをまずご説明させていただきますと、素案の中では上限月2回というふうに

示されております、県の素案ですけれども。ですから、毎週土曜、必ず土曜授業をやるというものではございません。それは子供のいろいろな体力的なこと、今までの学校5日制のことも鑑みてということでございます。

ですから、そういう条件の中で、亀山市としてやるとすればどうしていくかということについては、また教育委員会の中でも議論させていただきますし、先ほど申し上げました関係者の方々のご意見も待つところではございます。

そういった含みもございますので、今こうであるということは非常に申し上げにくいところもございまして、ご容赦願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

西川憲行議員。

○1番（西川憲行君登壇）

なかなか歯切れの悪い答弁だったように思うんですけど、月2回であるとか、今の現段階で示されているものが出てきたということで、できるだけ関係者の方と本当に深い協議を重ねて、どの方法がいいのか、どんなやり方がいいのか検討をしっかりとしながらも、ただ時間も余りないわけですので、早急な結論を出していただきたいなあと思います。

そして、そのまま次の質問に行かせていただきますが、中学校の給食についてです。

今現在、中学校の給食というのは、大きくは2つです。デリバリー方式とセンター方式。亀山中、中部中がデリバリー方式、関中学校が、小学校も含めましてセンター方式という、大きくは2通りです。ただ、亀山中学校と中部中学校においては弁当も選択できますので、本当なら3通りあるのかなあというふうに考えています。

もともと中学校、亀山中学校と中部中学校は弁当給食で、ミルク給食という給食形態でしたんですが、これをデリバリー給食に変更した目的、あるいはなぜミルク給食のままでは不十分だったのかという点についてお聞かせください。

○議長（宮崎勝郎君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

なぜミルク給食だけでは不十分だったのかということでございますが、中学校給食につきまして、合併後、旧市町間の不均衡を調整することなどを目的に、学校給食検討委員会が設置されまして、平成19年6月、学校給食検討委員会から教育長へ、亀山市における中学校給食実施に関する意見書が提出されました。その意見書の中の基本的な方針の中で、旧亀山市の2つの中学校におきまして、朝食の欠食や弁当を持参できない生徒がいる実態を踏まえ、栄養バランスがとれた、おいしく安全な給食を早く実施するため、実施までの期間が短期間で初期投資の少ないデリバリー方式を採用することや、自分の食事を自分で管理する主体性を身につけることが期待されるため、家庭からの持参弁当との選択方式とすることなどの提言をいただきました。このような経緯から、亀山中学校と中部中学校においてはデリバリー方式を採用し、家庭からの持参弁当との選択制にいたしました。また、関中学校においては、現行のセンター方式を維持することとしたところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川憲行議員。

○1番（西川憲行君登壇）

今の答弁で、デリバリー方式が導入された経緯というものが非常によくわかりました。

それで、先ほどの答弁の中にあったのが、おいしく安全に、そして初期投資がなく、安価に導入できる方法としてデリバリーを選択されたと。

その安価という部分について、今ちょっと表を作成させていただきましたので、ごらんいただきたいと思うんですけれども、まず生徒数ですね。これ生徒、職員が喫食をされる最大人数がこの一番左に書いてあります。亀山中学校、中部中を足すと1,151人、そして現在の喫食率は、中部と亀山中ではちょっと違うんですけれども約35%ぐらいで、409人が喫食するような計算になります。関のほうは中学校と小学校を足して589人が喫食しています。

喫食数というのは年間187日あるということでございますので、それで計算をしていきますと、24年度の決算額から見ますと、亀山中と中部中に出しているこのデリバリー給食、亀山市が支出しているお金というのが4,850万ぐらいですね。そして、関小学校も含めて、関の3校に出しているのが1,740万ぐらいと。ここで差がちょっと出てきますけれども、喫食人数に対して、この予算額を見る限りでは、若干デリバリーのほうが高いのかなという感じがします。

年間喫食数を、この掛け算ですね、人数掛ける日数でいくと、デリバリーのほうが7万6,483食、こちらのほうが11万143食、こちらのほうが多くなっています。当然小学校の分が入っているんでね、中学校だけだと3万6,000ですね。これ、約倍以上ありますね、この差が大きい。そして、1食当たりの単価ですけれども、634円に対して158円、差が476円出ているという計算になります。

市の負担額は、1人当たり、この409人を割ったら幾らになるか、11万8,558円です。こちらは2万9,000円。こちらにおいては、もう4倍ぐらい差が出てくるということです。これが現実導入したときに安いのかどうかということがまず1点ですね。

それで、保護者の負担割合は、1食当たりといいますか、これ1食当たりで出なかったのが年額です。中学校の場合、月4,400円ですので、4万8,400円。こちらは、単純に1食250円を食数で、187日間ふるに食べたときはこんな金額になりますよという概算です。

これを見る限り、どうしても気になるのが1人当たりの年額ですね。16万5,308円に対して、こちらは7万7,946円、ここでも倍以上の開きが出ているんです。

これについて、このデリバリーを採用した時点で、この数値というのは多分試算されていると思うんですよ。喫食数がふえてくると単価は下がりますよという説明なんですけれども、でも喫食数がふえれば、当然市の補助金がふえます。補助率が、人数がその分ふえるわけですから、当然単価が若干下がっても、ここはふえてくるわけですね。ということは、市の負担がふえてくる。そして、保護者負担というのは何人ふえようが当然変わらないわけですよ、250円という金額は。

そうして見ると、先ほど市町の不均衡を是正するためと言われましたけれども、これ不均衡が全然正されていない数字だと思うんですよ。これについて、どういうふうに現状をお考えなのか。

また、現在市長が進められている給食のかめやまっ子給食、亀山コロッケ、こちらは小学校、中学校は食べられるんです。こちらには当然入ってこない。この辺の不均衡がこの数字でも明らかです。どのように考えてみえるのですか、答弁をお願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

不均衡をどのように考えているかということでございます。

議員が提示をされました資料だけを拝見いたしますと、行政負担金額に大きな差があると存じます。ところが、センター方式、デリバリー方式と弁当の併用、それぞれの方式にはメリット・デメリットがあります。

センター方式は、給食をみんなで準備し、同じものを食べ、みんなで片づけをすることを通して、食育の一斉指導の効果が高まったり、地産地消の地域の活性化につながりやすくなったりします。一方、調理室の場所の確保や多額の建設費用が必要となります。

デリバリー方式については、弁当箱で配送されるため、準備や片づけの時間も大幅に短縮されます。また、市の管理栄養士が栄養バランスや安心・安全な食材等に配慮した献立の給食を食べることができます。ランニングコストがセンター方式に比べ高くなりますが、初期投資が少なく済んでいるというメリットがあります。

○議長（宮崎勝郎君）

西川憲行議員。

○1番（西川憲行君登壇）

今、説明ありましたように、初期投資がない分、ランニングコストが高くなって仕方がないよという話なんですけれども、実際にこれだけ差があったら、その初期投資を何年で埋められるんですか。

例えばこの分、1,151食、喫食数にしても倍になるわけですね。この分だけのセンターを、あるいはこのセンターを改築して、この分も含むようなことを試算して、実際にこの金額の差を埋めていけば、あるいは一緒にすることによってこのコストも下がるかもしれないと。そういうことが計算されたことがありますか。それを計算した上で実際に建ててみて、あるいはここを改築してみて、つくってみたらこれぐらいの金額におさまるんだよ。そうなれば、この今出ている差額分で十分、あるいはこの合計数でその初期投資分も埋めていくことができるのかもしれないと、そんなふうに考えたことはないのかなあと私は疑問に思ったわけなんですけれども、この件については多分試算されていないのだろうというふうに伺いましたので、また試算していただいて、本当にデリバリーが有効なんだと。今後もこれを続けていけば、10年、20年続けていってもデリバリーのほうが有利なんだよという話をまた聞かせていただければありがたいなあと考えています。

ただ、今現在、子供たちが受けている不公平感というのはそういう数字ではなくて、やはり先ほど答弁の中にありましたように、食育、みんなで同じものを食べる大切さであったり、教育の中で献立を栄養士が考えて、安心・安全、栄養バランスのとれた食事ができるというところに尽きるのではないのかなあと感じますので、これが26年度、27年度、検討委員会でまた検討されると伺っています。ぜひしっかりとした試算を、これは私が勝手につくった試算表ですので、数字的には正確かもしれないけれども、今言われたように、初期投資の分も入っていないよ、これも抜けているよ。だから、もっと現実には変わってくる数字があるのかもしれないので、それも出していただいて、それで給食の検討委員会の中で検討を重ね、一番いい方法を出していただきたいなあと考えています。

ます。

その意見も踏まえて、教育長は、この今の方式の中で、本来であればどれが一番いいんだろうというふうに考えてみえるのか、お聞かせください。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

先ほど次長がご答弁させていただきましたように、それぞれの手法にメリット・デメリットがあるわけですので、27年度に給食検討委員会を開かせていただく準備を今させていただいておりますので、そこで出されました意見を検討させていただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

西川憲行議員。

○1番（西川憲行君登壇）

何か教育長、きょう、歯切れが悪いんじゃないでしょうか。

検討委員会で検討された意見を尊重する、それは当たり前ですよ。今の現段階で、教育長は子供たちの給食形態としてどれがいいのか、はっきりおっしゃっていただけたらよかったのかなあと感じます。

それでは、次の質問に移ります。

次は、学童保育所の現状と方向性についてということでございます。

南小学校の学童保育所、先ほど竹井議員の質問の中にもありましたけれども、学童保育所、今現在、いろんなことが話題になっています。南小学校の学童保育について、現状と今後について、ちょっとご説明をお願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

亀山南小学校の学童保育所の現状と方向性ということでございますが、これまで亀山南小学校区学童保育所設立準備委員会の方々と協議を重ねてまいりましたが、来年度、新たな学童保育所について、小学校敷地内の既存の施設の一部を利用し、開設をする方向で現在話を進めているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川憲行議員。

○1番（西川憲行君登壇）

南小学校が小学校の敷地内での学童保育所の設置と。これは極めていい方向に進んでいて、本当に全部、全ての学校の敷地内で、先ほども言われていましたけれども、全国では8割が学校施設を利用している中で、これは当然の結果だろうなあと考えています。

それでは、西小学校の学童保育所、現在耐震性の問題と、それから来年3月には契約が切れるということで、私も3月に質問させていただきましたけれども、西小学校の方向性についてご説明をお願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

亀山西小学校におきましては、保護者や関係者の合意を得まして、新年度に向けて新たな場所へ移る準備を現在進めているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川憲行議員。

○1番（西川憲行君登壇）

新たな場所へ移る準備を現在進めてみえるということでございます。

新たな場所、これ、もう当然敷地内ではない、学校施設は使わないということです。なぜ南小学校ができて西小学校はできないのか、単純な疑問です。これについてはいかがでしょうか。

○議長（宮崎勝郎君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

亀山南小学校の場合は、児童数が比較的少ないこと、設立準備委員会による学童保育所利用の意向調査結果によりますと、10人程度であるということ。さらには、祖父母等の協力を得やすいという地域性を加味いたしまして、今後の利用数が大きくふえることはないものと見込んでおります。これらの事情について、学校側にもご理解をいただきまして、今回、学校敷地内の既存の施設の一部を利用して設置する方向で協議を行っているものでございます。

一方、亀山西小学校におきましては、児童数も大変多うございまして、例えば定員40名程度の児童を預かることのできる空き教室やスペースもないことから、学校敷地内の設置は困難であると判断しているものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川憲行議員。

○1番（西川憲行君登壇）

物理的に不可能であるというお答えだと思います。

でも、さっき冒頭に、僕、なぜ質問を変えたのかというと、設置者とは誰やという説明の中で、設置者とは亀山市であると。結局小・中学校に対する権限を持っているのは本来亀山市。そして、さっき、南小学校には学校に説明をして、協力を得ましたというような話がありました。

結局、教育委員会と、それから子どもセンターの間でそういうやりとりがなされなければ、物事が決まらないという現実なんですよ。でも、この上に立っておられるのは市長なんですよ。市長がこうするんだ、この方向なんだと示されれば、多分教育委員会、学校サイドも、それから子どもセンター、福祉関係のほうも同じ方向に向かっていく、そんなふうに僕は感じるんですけども、なぜそれがなされないのか。部局が違うからという競合の中で、一つの方角に向かって、子供たちをこんなふうによくしていこうよという話が出ないのかなあというのがすごい疑問なんですよ。

先ほどありました子ども・子育て支援法、あれももとを正せば児童福祉法から出ているわけですね。児童福祉法に関していえば、第2条に、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負っている。だから、その責任はあるんだと。児童の福祉を

保障するために、全ての児童に関して、法令の施行に当たっては常に尊重しなければいけないと出ているんですよ、この第2条ね。

それで、もう1つ大事なのは第1条ですよ。児童が心身ともに健やか生まれ、かつ育成されるよう努めなければならない。全ての国民がと出ています。

つまり、市には責任があるんですよ。そして、第1条の第2項には、全て児童はひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。全ての児童はひとしくその生活を保障されなければいけないとなっています。市長、お願いします。西小学校も施設内、あるいは公設、そっちの方向に何とかならないでしょうか。ご答弁をお願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

西川議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど竹井議員のご質問のやりとりの中でも、少し執行部がお答えさせていただきました。新たな子ども・子育て支援法に基づきます教育委員会と、いわゆる健康福祉部、それぞれのセクションが、幼保一元にいたしましても、それから放課後の子ども対策につきましても、従来の厚生労働省、あるいは文部科学省という縦割りを超えて連携をしていくという必要性が今後一層求められるというふうに考えております。その意味で、子ども・子育て会議におきまして、さまざまな従来からの課題や、あるいは設置時期なんかの違いとか、いろんな要素が多分ある。しかし、今後につきまして、そういう中で整理をしていくということで、現在その作業を進めておるところでございます。

その中で、今、西小の学校内への設置ができないのか、市長は判断せよというようなお問い合わせでございましたけれども、これも、議員も西小学校の学童保育の今日に至る経過、あるいは今日の状況、さまざまな運営委員会の皆さんや関係機関の皆さんのご理解を得て、今日この局面を迎えておるところでございまして、先ほどセンター長が申し上げました、そういう事情で南小学校と状況は違いますけれども、本当に西小の学童に通われる皆様方の、保護者も含め多くの皆さんが本当に適切に、これからも新たな拠点の中で健全育成事業が展開できますよう、私どももしっかりとサポートをしていきたいというふうに考えておるものでございます。

その違いにつきましては、議員も十分ご理解いただいておりますというふうに考えておるところでございまして、ぜひ今の局面につきましては、深いご理解を賜りたいというふうに存じます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川憲行議員。

○1番（西川憲行君登壇）

市長のご答弁の中で、西小もしてあげるよということとは言えないというのはもう重々わかりました。しかし、今言われた中に、しっかりとサポートをしていく、支援をしていく、それから不平等がないように、西小学校についてもできるだけやっていただくんだという思いは感じましたので、できる限り西小の学童についても、他の学童も含めて、亀山の子供たち全体が本当にひとしく保護されて、愛護される、そんな亀山市をつくらせていただくようお願いをさせていただきます。

それでもう1点、ちょっと先ほど竹井議員の質問の中でやりとりがありました。今後の方向性については、子ども・子育て会議で話し合うということがセンター長の答弁の中にあったかと思うん

ですけれども、この話し合った結果がどの程度の強制力を持つのかというのが、私、非常に疑問なんですけれども、この中で、例えば今の西小の話であって、学童保育所はやっぱり公設にしなきゃいけないよというような結論が出たら、どの程度の強制力があるんですか、ちょっと教えていただきたい。

○議長（宮崎勝郎君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

子ども・子育て会議の議論につきましては、その議論の中でしっかりと皆さんに話し合っていただし、その結果、事務局といたしまして、必要なものを十分に尊重する方向で検討していきたいというふうに思っております。

○議長（宮崎勝郎君）

西川憲行議員。

○1番（西川憲行君登壇）

子ども・子育て会議の意見は尊重されるというお答えでした。

そうしたら、我々がここで市長、お願いしますと言うよりも、子ども・子育て会議で皆さんが話し合って決定したほうが強制力があるのかなあというふうにも感じてしまいますけれども、それでも子供たちにどのような方向性が示されるか、多くの方が議論をして、一番いい方法を選んでいただける。そして、それが今言われたように、その意見が尊重されて、学校生活、子供たちの環境がよくなるという方向であれば、私はいいのかなあと思いますので、ぜひいい話し合いをしていただいて、子供たちが過ごしやすい環境、学びやすい環境を整えていただくことをお願いしたいと思います。

それでは、通告では本来1番だったんですけれども、観光政策というものについてお伺いをしていきたいなあと考えています。

観光政策ということで、今現在、亀山市が行っている観光政策についてですけれども、どのような目的を持って、どのような取り組みをなされて、そしてどのような効果が出ているのか、ちょっと簡単にご答弁をお願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

亀山市における観光政策の目的と取り組みということでございますが、亀山市における観光政策は、平成21年に策定いたしました亀山市観光振興ビジョンに基づき、まちづくり観光の考え方を基本に進めているところでございます。

まちづくり観光の考え方は、亀山市にあるさまざまな地域資源を、多様な方々が主体となって磨き上げ、それを生かした交流を促進することによって地域産業の振興や伝統文化の保存・継承といったまちづくりに結びつけ、さらに魅力的な亀山市をつくり上げていこうというものでございます。

具体的な取り組みといたしましては、まずは地域資源を磨き上げることが重要と考えておりまして、関宿、亀山城跡に代表される歴史資源の保全・整備、石水溪に代表される自然資源の保全、活用などに取り組んでいるところでございます。市内には、このほかにも観光施設や伝統文化などの

さまざまな地域資源があり、これら地域資源の磨き上げには、行政だけでなく、地域や市民団体などのさまざまな方々が主体となって推進されていくことが大切であり、活動団体の支援などを行っております。

また、特に観光政策を進めるに当たっては、亀山市観光協会と連携して実施しているところであり、運営を支援し、観光PRやイベント開催、体験型モデルツアーの開催なども連携して進めているところでございます。

そのほか、市の魅力発信ということで、シティプロモーション事業として、インターネットを活用した3本のウェブ動画の発信、あるいは新幹線の駅を利用したデジタルサイネージ（電子看板）での観光PRなどを行っております。

それら取り組みを行ったことによる効果でございますが、亀山市を代表する観光資源として関宿がございまして、関宿に関しましては、長年にわたる行政、市民等が一体となった地域資源の磨き上げ、この結果により、全国的にも注目される生活感のある観光地となっております。

また、市内で地域資源の保全や活用に取り組まれている団体は70を超え、亀山みそ焼きうどん本舗の活動による市のブランド力アップや、鹿伏兎山脈グループによるジネンジョ栽培を生かした農地保全、そのほかさまざまな効果が生まれているところでございます。

また、ウェブ動画の配信につきましては、平成24年度には熊野古道の動画視聴も含めた数字でございますが、7カ月間で24万回の視聴があったところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

西川憲行議員。

○1番（西川憲行君登壇）

丁寧にご説明いただきまして、ありがとうございます。

確かに今やってみえる事業がめじろ押し、いっぱいある。そして効果も、関宿が全国的に注目される町並みになってきたよと。これは、非常に大きな財産だろうと私も考えています。ただ、現在やってみえるのは、観光協会に委託していることがかなり多い。それから、70団体がある中で、かなりの部分が民が力を出してきてやっていると、そんなふうに感じています。

それで、先ほどの答弁の中にありました産業振興も観光政策の一つとして捉えているんだというお言葉がありました。

それでは、その観光政策を行うことで、市内にどんな産業が生まれているのか。市内で、観光客をターゲットにしているような企業体は一体何社あるのか。また、あるいはその累計販売額などがわかるというか、把握しているかどうか教えていただきたい。

○議長（宮崎勝郎君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

観光政策によってどのような産業が生まれているかということでございますが、観光に関する産業といたしましては、ドライブインであるとか、飲食業であるとか、ホテル業とか、そういったところが主であろうかと思ひまして、そういったところも盛んになっておるかと思ひます。

例えば数字的なものをつかんでおるかということもございましたけれども、どれぐらい販売が上がっておるかということはつかんでおりませんが、販売額につきましては、つかんでおる数字とし

ては19年の商業統計がございまして、この数字で土産品小売業というのがございまして、この年間販売額につきましては、市内で8事業所、販売額は11億1,700万円でございまして、県下では伊勢市、四日市市に次いで3番目ということでございます。

それから、事業の数ですけれども、市のほうで観光協会の会員さんとか、そういったところで把握しておる数としては60社ほどであろうと思っております。

○議長（宮崎勝郎君）

西川憲行議員。

○1番（西川憲行君登壇）

今、重要な数字ですよ。販売額で、土産小売業11億円。

きのうからも財政の話も出ています。その中で、やっぱり産業振興、市税収入、そういうのが大きなところですよ。観光客をふやす、あるいはこういう観光客相手の会社をふやすことで、今8社と言われましたけれども、その売り上げ11億、またこれもふやしていけばいいのかなあというふうに考えます。

そんな中で、ことし三重県伊勢市では、伊勢神宮の遷宮という20年に1度の大イベントがあったわけです。伊勢市は、ことしの観光客数は例年の倍以上、1,300万とも1,400万人とも言われています。

亀山は、交通の要衝という立地的要件が非常に大きい。そんな中で、伊勢に行くためには当然亀山市を、大阪から来ても、名古屋方面から来ても、亀山市を車だったら通ってくれるわけですよ、電車は別ですけど。そんな意味では、ことしの観光政策としては非常に大きなPRタイムだったんではないかなあというふうに感じています。

そんな中で、亀山市として、政策としてこの伊勢神宮の遷宮というのをチャンスと捉えて、何かやられたことはあるのでしょうか。

○議長（宮崎勝郎君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

伊勢神宮の遷宮に合わせて、市内に立ち寄っていただくようなPRは行ったのかということでございますが、本年10月の伊勢神宮遷宮に合わせ、増加するであろう三重県への来訪者が亀山市に立ち寄っていただくよう、PR活動を実施いたしました。

9月1日から30日の1カ月間は、東京、名古屋、新大阪の各駅新幹線通路の合計58面の電子看板で亀山市のPR映像の上映を行い、8月にはイオンモールナゴヤドーム店における三重県フェア開催時において、また9月には東名阪自動車道の亀山サービスエリアにおける三重県との合同により、さらに11月には横浜市での東海道ウオークイベントにおいて、それぞれ亀山市の観光PRを行ったところです。

ただ、現実といたしまして、伊勢神宮の遷宮による観光客が亀山市でふえたかと申しますと、現実としまして、関宿なんかも余りふえていないというのが現実でございます。聞いておりますと、やはり伊勢のほうが非常に混雑をしておるという中で、観光バスとかがなかなか時間的に余裕がない中で、関のほうへ寄っていただくということは難しいようでございます。11月の観光駐車場の駐車台数を見ておりましても、バスのほうは前年よりも若干減っております。ただし、乗用車のほ

うが若干ふえておるということで、そういった個人客の方には若干の効果が出ておるのかなあと考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

西川憲行議員。

○1番（西川憲行君登壇）

今の答弁を聞いておりますと、いろいろな施策というか、観光客増加のための努力をされているように感じました。

ただ、伊勢神宮の遷宮において、遷宮をチャンスとしてやるという意味においては、今言われたように、東京駅、名古屋駅、大阪駅ではなく、伊勢市駅、伊勢で、帰りに亀山に寄ってくださいとやったほうが効果的なかなあというふうに私は感じました。そういう意味では、やっぱりもっと、せつかく観光協会、商業者とは密接な関係があってやってみえるわけですから、そういった本当に現場で、実践でやってみえる方ともっと会議なり、意見交換なりをされて、観光で、亀山に来てもらうためにはこんなPRがしてほしい。また、亀山に来てもらって何をするというのをはっきりと出すためには、意見を交換してもらったほうがいいのかなあと。市はどこまでできる、何ができるというのをしっかりと示すべきではないのかなあというふうに考えています。

本日4つの質問をさせていただきました。でもこれ、大きな件名というのは、亀山市の将来像についてという通告をさせていただいています。これ何かというと、観光政策一つとってもですけれども、将来の亀山市のあるべき姿はどうなっていくんだと。観光政策において言われるように、まちづくり観光なんだと、亀山のまちづくりもしていくんだと。観光政策として呼び込むことによって、産業政策にもつなげていくんだというふうな意味合いで観光政策があるんだというのであれば、今後の観光政策はどうなっていくんだと。その辺について、トップの市長からご意見をいただきたいと思いますので、お願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

亀山市の観光政策をどのように位置づけて、今後どうするのかというご質問でございました。

先ほど来より答弁をいたしてまいりましたけれども、議員もご案内のように、亀山市の観光振興の考え方は、まちづくり観光という考え方を基本といたしております。

かつて全国で進められたような、観光目的としてまちづくりを進めるというよりは、すばらしいまちづくりこそが結果として多くの来訪者を引きつけ、地域観光につながるという考え方に立っておるところであります。それは、地域が主体となり、自然、歴史・文化、産業などの地域資源を生かすことで交流を促進し、活力あるまちを実現する活動そのものを亀山市の観光と捉えております。この基本的な考え方は、今後も原点に据えていきたいと思っています。

それらを通じて、誰もが本市の地域資源を再発見し、磨き上げることで、他都市とは違う、こういう価値に対する愛着と誇りが生み出され、新たな地域文化の創造や人材育成の原動力につなげることができればと考えるものでございます。その意味からも、観光を総合的なまちづくりとして認識をしておるものでございまして、現在、後期基本計画における戦略プロジェクトの一つとしてまち磨きプロジェクト、それから基本施策として、まちづくり観光としてこれをしっかり政策体系の

中に位置づけ、現在、各事業を横断的に展開しておるところであります。

○議長（宮崎勝郎君）

西川憲行議員。

○1番（西川憲行君登壇）

まちづくり観光という言葉が出てまいりました。観光政策においてもまちづくりと絡めていくんだと。そして、まちを磨いていく。それから、民間の方々、いろんな方々の力もかりていく。これ、言葉的に聞いていると、すごくいいなあと感じるんですけども、でも実際、芯のところは何をするんだというのはちょっとわかりづらいと思うんですよ。

きょうの質問の中にありました中学校給食においては、結局デリバリーあり、センター方式あり、自校方式あり、お弁当もありと、形態が幾つもあるわけですね。これ最初は、教育次長の答弁の中には、市町の不均衡を是正するためにデリバリーを始めましたよと。この不均衡という言葉があります。昨日来、市長の答弁の中で不平等にしないという、消費税の話のときに不平等感をなくすためという話もありました。現実には不平等、不均衡があるのはいた仕方ないことですけども、今後、学童保育所に至っても公設・民設、分かれています。それで、亀山市の方向性というものが一つ一つにおいて、今の現状維持なのか、新たな方法で統一していくのか。民設・公設、2つあるのを公設に絞っていくのか。あるいは、市長が言われるように民設民営が基本だからといって、全部民設に逆に変えていくのか。ある方向性があると思うんです。あるいは、もう今できているものはそのままで行くのかという方向性がある。それを一貫して、全ての分野においての一貫性がなければ、最終的な亀山市の将来像というのがなかなか浮かんではこないのではないかなあと、そんなふうに考えています。

そういう意味では、市長の言われる、将来のことはちょっとわからないよ、いろんな方の話を聞かないとわかんないよというのは非常によくわかるんですよ。けども、将来のことがわからないのはみんな一緒なんですよ。それで、みんなの意見を聞いていけば、結局はどこへ行くかわからなくなってしまう、そういうことだと思うんですよ。そのためにリーダーがあって、市長が方向性を決めて、こうやっていくんだというところで、はっきりとみんなの行く方向を示すことで、ばらばらな意識が一つにまとまって、一人一人の小さな力が一つにまとまって大きな力になっていく、そんなふうに感じました。

そういう意味では、市長の答弁は、僕としてはもう一歩進んで、今後亀山市の目指す方向、観光政策において、どこまで産業と連携していくんだとか、亀山市が、例えば今の11億円のお金がどれぐらいを目指していくんだとかいうのが、本当に具体的に聞けるとうれいなあと思いますので、もう一回、今後そういった、今2通り、3通りあるルールを統一していくのか、あるいは現状維持でそのまま磨いていくのか、その辺についてもご答弁をお願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

幾つかの内容のご質問でございましたが、まずは観光について少し、基本的にどうしていくのかと、一本の筋を申し上げたいと思います。

確かに総合的なまちづくりでわかりにくいと。しかし、これは地域経済への波及効果も生み出し

ていこうということ、それから来訪する皆さんの満足度、それからここに住む私たち市民の定住環境の質も担保していくと、そういうことをやっぱり総合的に考えるという視点が行政としては、政治としては大変重要であろうという考え方に立っておるところでございます。

それから、給食の話を、3通りの方式を一本に確定をさせよということでございますが、さまざまな要素や、その積み重ねや、現状がある。こういうものを本当に適切に、最適に組み合わせて提供していくということに尽きようかというふうに思っておるところであります。

したがって、少しわかりにくいということのご指摘なのかわかりませんが、給食のあり方につきましては、今後、教育委員会の中で適切に検討もなされていくというふうに考えておるところでございます、その点はまた見守っていただきたいというふうに考えております。

○1番（西川憲行君登壇）

ありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長（宮崎勝郎君）

1番 西川憲行議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 3時05分 休憩）

（午後 3時15分 再開）

○議長（宮崎勝郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

通告に従い、質問に入ります。

まず、11月29日に文化会館の前で発生した水道管の破損事故についてであります。

ちょうど29日の朝、文化会館の前を通り、水が大きく噴き上げている現場を私は目撃いたしました。その後、上下水道局長から電話があって、事故の様子、それから現在の対応というのをお聞きしました。昼からは、東町商店街や西町で給水車の広報、給水車による給水作業の現場で職員から話を聞いたり、市民の方ともお話をいたしました。

たまたま私が通ったということは、質問をせいということなのかなというふうに思いまして、質問させていただくことになりました。

まず、この事故ですけれども、どんな工事で事故が起きたのか、そしてその原因は何だったのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

このたびは市発注工事におきまして、水道管の破損事故を起こしまして、広範囲にわたり濁水が発生をしたということで、多くの水道利用者の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことをこの場をお借りしておわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

ご質問の水道管の破損事故でございますが、これは文化会館前で実施をいたしております市道文化会館線舗装工事で発生したものでございます。当工事は、文化会館前の歩道を交通バリアフリー構想に基づいて歩道の改修、延長約300メートルほどございますが、これを行っているものでございます。

事故の当日は、既設の歩道のタイルブロックと、その下にある基礎コンクリートの取り壊しに破碎機を使用しておりました。取り壊し作業を行っておりましてところ、基礎コンクリートの下にありました水道管を誤って破碎機で破損をさせたというものでございます。今回破損をさせてしまいました水道というのは、30年前に埋設をされたダクタイル鋳鉄管というもので、口径は150ミリの管になってございます。

この事故の原因ですが、工事の内容が歩道の既設舗装を取り壊す作業であったことで、水道管に対する認識が低かったということ、また水道管は埋設時に竜川を横断するに当たりまして、その川を上越しするということで、非常に浅い深さで埋設をされておりましたが、その詳細を把握できていなかったと、そういうことが原因であるというふうに考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

今回の事故は、水道局が発注したものではなくして、歩道のバリアフリー化ということでの工事だということであります。

こういう道路工事をする場合には、水道管とかいろんな埋設物がどこにあるのかということをおらかじめきちっと把握してやらないと、やっぱりこういう事故が起きるんだろうというふうに思います。

そこで、今ちょっと答弁で触れられましたけれども、水道管の位置が、いわゆる浅い位置にあったとかいうようなことなんですけれども、そういう水道管の位置について、市と業者がどんな認識を持っていたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

市職員と請負業者の認識はというご質問でございます。

先ほども答弁をさせていただいた内容と同じようなことになりますが、両者ともに歩道の既設舗装を取り壊すという作業でございましたので、既設の水道管には影響を与えないというふうな考えでおったものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

両者とも、歩道部分であるということと、そんな浅い位置に水道管があるとは思わなかったという認識であったということなんです。

皆さん方にちょっと資料を手元にお渡ししましたけれども、この資料の地図が文化会館周辺の、いわゆる水道の配管図の地図なんです。ちょうど文化会館の前を150ミリという非常に太い管が

通っております。今回、この管を破損したということであります。

これを見ますと、いわゆる歩道部分を見ますと、管は走ってないですね。この１５０ミリの水道管については車道部分にありますし、それから文化会館に引き込まれている５０ミリの管も、これも敷地の中にあります。だから、これを見る限り歩道の下には管がないという認識になろうかと思えます。一般的に言うてもそうですね。水道管というのは車道の下に埋設するもので、こんな歩道のところにはまずないものだというのが一般的な認識だと思います。

ただし、この一番下にも注意書きを書いていますけれども、この資料は現場と一致しないことがありますということがうたってありますね。こういう資料をもとにさっき言われたような認識だったんだろうというふうに思います。

私はこれをお伺いしたときに、前日にもこのここにありますが５０ミリの管、これは文化会館に引き込んである管ですけれども、これを破損させているんですね。これも、実はこの図面と違いました、歩道しか工事していませんので、歩道の工事中に文化会館へ引き込んであるこの５０ミリの管を破損したと、こういうことが前日にあったんです。そうすると、当然この図面は疑ってかからざるを得ないだろうと。だから、水道管についても本当に歩道の下はないのかどうかということは、やっぱり疑問として感じてもらわなきゃならないんだろうと思います。

そこで、やっぱりそういう場合は、念のために、当日現場のほうへ市職員が立ち会うとかいうことが要ったのではないかと思うんですけれども、そのことはされたのか。この点の前日の事故との関係でどんなふうな対応をされたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

２８日の事故でございますが、文化会館前の引き込み管の破損でございます。これにつきましては、２８日の１１時ごろに、７５ミリでしたんですけれども、文化会館への給水管を破損させたものでございます。作業的には、バックホウとアイヨンの併用で作業を行ってございましたが、バックホウでタイルブロックの殻を除去するときにひっかけてめくってしまったというものでございます。復旧については１２時半には完了しまして、１３時ごろには通水を行って、１４時半ごろには濁りがないことを確認したということで作業を完了しました。２９日以降の作業もございますので、十分注意を促しまして、現場監督にも注意をしたものでございます。

こういう注意を払って施工するよう指示はしておりますけれども、今回歩道の工事であったということから、既設の水道管も本管のほうには影響はないというふうな認識をまだ持っておりましたもので、当日の現場では、その場では立ち会いとか、そういうことは行っていないということでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

この図面に対して、１つ事故が発生した時点で、信用できないなというふうに判断すべきではなかったかというふうに思いますし、そういう意味でいくと、今度そういう工事をするときには、やっぱり立ち会っていく必要があるんじゃないかかったのかということを思います。

確かに、一義的には業者のほうがちっと図面をもらっても、それを頭から信用するわけじゃありませんので、それを考慮した上でやらなきゃならんということはあるんですけども、やっぱりそういう問題もあるんだろうと思います。

私も、20年ほど前ですけども、津市の水道局で8年ほど仕事をしていました。よく現場へ行くと、地下は掘ってみやんとわからんというようなことを、当時も言っておりました。それぐらい地下の埋設管というのは、持っている資料と合わないことが多かったということがあります。

例えば、古い時代に水道管を布設したような場合ですと、それ以降、水道管を工事するようなことがないと、そのままの当時布設した状況の図面しか残っていない。例えば、その道が拡幅をされるというようなことになってくると、道から1メートルのところに水道管を入れましたよという当時の図面であっても、道が拡幅されると、3メートルも中に今度は入った形に実際にはなってしまうようなことがあったり、それから逆の場合もあるかと思うんですけども、そういうことで掘ってみないとわからないという問題も出てきます。どうも亀山市の台帳を見てみますと、必ずしも現場と一致するような台帳には整備をされていないという問題があるかと思っています。

私も、業者のほうから前に話をお伺いしたことがあるんですけども、台帳と違うんで、現場行って非常に困るんだということを言ってみえました。何とかその台帳の整備はできないのかということで、当時話を聞きましたので、当時の部長さんに、台帳の整備を早急にやる必要があるんじゃないかということも話をさせていただきました。

こういう台帳の整備をきちっとやるということが、まず事故を防ぐ大きなことになるんだろうと思うんですけども、今どんなふうに台帳の整備が現状としてなっているのか、また今後どういうふうに整備されていくのかについて、お聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

高士上下水道局長。

○上下水道局長（高士和也君登壇）

今回の事故は、議員が申されますように、配水管図の位置の違いも大きな要因の一つとなっております。こういったことから、正確な位置を確認できるよう、平成17年度からは配水管改良工事や公共・農集に伴います配水管移設工事において、識別マーカ―を管の周りに設置をしております。このようなことから、専用の探知機において正確な位置は確認が可能となっておりますところでございます。それ以前の配水管は、上水道配水管図をもとに、現地立ち会いや試掘調査が中心になるものと考えておりまして、その試掘調査等で配水管図との差がございましたら、配水管図を修正を加えていくといったようなことが、今現在やられておることとございます。

市の水道管の総延長につきましては約360キロに及ぶことから、全部修正をかけていくということは相当な時間も要します。日々地道な作業が重要であり、そういったことを継続していくことが、再発防止にもつながっていくものと考えておりますので、配水管図の修正などを小まめに行っていきたいというふうには考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

直していただくと必要があるんですけど、今のままで進んでいくと、本当にまた起こると思

うんですよ、同じようなことがね。だから、もっとやっぱり抜本的な手だてが要るんじゃないか。

例えば津市の水道局のときもありましたけれども、水道に40年勤めたとか、もう退職されたとか、そういう現場を熟知した方が見えるんですよ。そういう方に聞くと、ああ、あの道の水道管は大体深さこのぐらいのところにあるよとかいうようなことを、要するに知識として頭の中で持ってみえるんですよ。少なくともそういうものだけでも、まずずっと拾って台帳を修正していくというようなことですね。そんなことは、すぐにできるんじゃないかなというふうに思います。

そういうようなことで、やはり優先順位を決めて、例えば人口密集地とか、いろんな優先順位を決めながら、重点的に先にこの地域を取り組もうというような、全部市内を一斉にかかることはできませんので、特に今回のような主要なところの、しかも飲食店という、水が断たれたり、濁ったりすると影響が物すごく大きな地域については優先的にやるとか、そういう優先順位をつけながらやっていくというような、過去のそういう知識を持った方のものを全部台帳に落とし込んでいくという作業は、そんなに私は難しくないんじゃないかというふうに思いますので、そういうことをぜひやっていただいて、できるだけこういうことが起こらないように、やっぱり対処していただく必要があるんじゃないかと思います。

もう1つは、給水車を見かけたんですけれども、こういう水道管が破損しますと、通常の流れと違う流れが水道管の中で起こるわけですね。そのことによって、いわゆる管の中についておるさびが剥がれるわけですね。そのことによって濁りが出るというようなことが起こるわけなんですけれども、この濁りが出たというようなことで、給水車が出ましたけれども、それから一部管の取りかえをせんならん地域については、断水もしております。こういうような給水車の対応というのはどうだったのか、状況をお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

高士上下水道局長。

○上下水道局長（高士和也君登壇）

給水車の対応でございますが、今回の事故は9時30分ごろ発生をいたしました。破損部の修復は2時間程度で復旧を終えておりますが、水道水の濁りなどの除去に時間を要したところです。

また、影響を受けました地域は、東町、南野町、御幸町、東御幸町など広範囲にわたることや、昼どきでもあり、旧1号線沿いの飲食店への影響が大きかったものと考えております。

給水活動につきましては、当初、市が所有しております給水車3台と、業者からお借りいたしましたダンプに市の給水タンクを載せ、計4台で対応しておりましたが、飲食店等での給水時間が長くかかったことから、急遽給水地点をふやすといったことで、鈴鹿市の給水車もお借りし、対応してまいりました。給水活動で使用いたしました水道水は約3トン、3立米であり、水量としては市の所有しています給水車で十分に確保できたものとは考えておりますが、給水地点を一カ所でもふやすといった作業に追われたところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

家庭なんかの場合ですと、時間帯でポリの容器とかでためておけば何とかあったんでしょうけれども、営業をやってみえるところは、ただ給水車で水をもらえば済むという話ではないみたいで

ね。こういう問題も出てきているのではないかなというふうに思いますし、私が感じたのは、西小学校区の半分ぐらいのエリアですよね。そんな中で、5台も給水車を出さなければ対応できなかったということを考えると、もっと広域的な、例えば南海トラフのような大きな地震が来たときに、果たして市の対応はどうなるのかということをこのとき感じたわけです。

例えば、給水車を20台用意しておっても、道路が寸断をされるとか、阪神・淡路のときにありましたけれども、浄水場自体がやられるというようなことになると、用意をたくさんしておればいいということでは必ずしもないだろうというふうに思いますけれども、こういう対応が、本当に今の台数でいいのかということは、検討する必要があるかなと思いますし、それから私たち市民の側からいうと、やっぱりしばらくは自前で水は確保せんらんということがわかったんではないかと思います。

たとえ水道に何とかしてくれと言ってもできない場合が起こってくるということもあるんで、その点は自前で何とかするということが大事ではないかなということも感じたわけであります。ぜひ、給水車の台数確保が現状でいいのかどうかも、もっと広い意味での災害の対応ということでは考えてもらう必要があるのではないかなということだけ申し上げておきたいと思います。

次に、この事故で濁り、断水のあった地域には飲食店が多かったということですね。昼の食事の提供をやめた店もあるというふうに聞いています。

この濁りや断水で水道利用者にどんな被害が出たのかということが1点。

それから、そういう被害が出たために営業を取りやめるなどの問題も出ましたので、それに対する損害賠償がどうなるのかということ、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

今回の水道管の破損事故によりまして、断水や濁り水で広範囲にわたり水道利用者の皆さんにはご迷惑をおかけいたしました。連絡をいただいた水道利用者におかれましては、戸別に訪問して謝罪をし、損害状況の聞き取りを行っているところでございます。今後、具体的な損害賠償におきましては、請負業者から誠意を持って対応させていただきますというふうに伺っておりますことから、今回の補償については、請負業者で対応していただくということになるものというふうに考えております。

現時点での補償の請求いただいている件数でございますが、先ほどもございましたが、水を多く使用する飲食店関係等で7件、それから受水槽へ濁りが混入したというケースが2件ございました。その合計、今のところ9件でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

今、請負業者のほうで賠償責任の賠償するというような話がありましたけれども、私は果たして業者だけの責任で済むのかという問題があるかと思います。

一つ例ですけれども、淡路広域水道企業団というところが出している取り扱い、損害賠償ですね。いわゆる第三者、水道以外の第三者による管の破損に対する損害賠償の取扱規程というようなもの

をつくっております。これを見ますと、損害賠償請求の適用範囲及び基準というようなものがちゃんとあってあります。どういう場合に損害賠償を、水道管を破損した原因者にするのかという範囲と基準が明確にされているわけですね。

例えば、露出した水道管を破損したときとか、消火栓等の近辺で水道管が明確なところを破損したとか、そういういろんな基準を設けて、そういう場合には賠償請求を負いますよということをきちっとあってあるんですね。それからもう1つは、立ち会いを受けずに勝手にやったとか、そういうことも入っています。だから一つ一つ、そういう業者にとっても、これを見てこれさえクリアしておれば損害賠償請求を問われないんだというような部分にもとれるんですけれども、こういうようなものが基準として必要なのではないかと。でないと、もうどっちが責任あるんだという話にしかなくなっていかないので、こういうものをやっぱりつくっていく必要があるかと思うんですけれども、その点についてはいかがですか。

○議長（宮崎勝郎君）

高士上下水道局長。

○上下水道局長（高士和也君登壇）

先ほど議員が申されます第三者による水道管破損等に伴う損害賠償金の取扱規程、これにつきましては本市においてはまだ設けてはおりません。

水道の断水や漏水、これは私ども水道施設の管理者がやる工事につきましては、被害を受けられた市民の方への補償や濁りの水に対する補償については、亀山市水道事業給水条例第13条第3項におきまして、給水の制限または停止により損害を生じることがあっても、その責めを負わないと定められております。こういったことから、市の水道事業者において行った工事等での補償というのは、今まで行ったことはございませんが、こういう第三者への水道管破損等に伴う損害賠償といったところの取り扱いにつきましては、近隣市町で毎月1回行っております上水道の実務担当者会議の中で、一遍他市の状況等につきましてもお伺いをしたいというふうに考えておるところでございます。

また、この上水道実務担当者会議では濁った水の減免というのいろいろな議論されておるところでございますので、今後、水道局みずから行った工事でこういったことが発生したことにつきましても、こういった中で踏まえてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

やっぱりおかしいですね。

1つは、業者も責任を持ってやる以上、こういう範囲はきちっと守ってくださいよ、だからそれをきちっと守っていただけないのならば、損害賠償ということになりますよというような、きちっとした基準を示すべきですよ、文書でね。その上で、それに反したら、それは損害賠償の請求をすればいいんですよ。ところが、亀山市はそういうことが一切ないんですよ。こういうことが起こったら、さあどうします。市に責任がどれだけあります、業者に責任がどれだけありますみたいな話になってくるので、ここはきちっと明文化すべきだというふうに思います。

もう1つおかしいのは、利用者の方に対しての問題なんですよ。

この水道法でいうと、清浄にして豊富・低廉な水の供給を図るとというのが水道の目的という、第1条に書いています。ところが、蛇口から出てきたのは、赤さびた濁った水なんですよ。これはこの水道法でいう水の供給には当たりません。

それからもう1つ、濁りをとるために水をほらなきやなりませんね。これも、原因者がつくったことによって蛇口をひねっているわけですよ。この分の水道料金が、わずかかもわかりませんが、水道料金としてかかってくる。その水道料金がまた下水道料金にも同じ量としてかかってくる、こういう問題があるわけですよ。これを一切私どもは責任とりませんって、これで納得できるでしょうか。

私はぜひ知っておいてほしいのは、水道というのは、利用者との間で双務契約という、これ法律上の問題でいうと。つまりどういうことかという、水道の側は水を常時供給しますよという義務を負いますよと。そのかわり利用する人は、料金をきちっと払いますよと、こういう義務を負う。双方が義務があるんです。だから、片方が義務を怠れば、片方の義務はなくなるんです。

だから、今回の場合、水道のほうが一方的に供給を切ったわけですから、料金を払わなくていいということなんですよ、これ。双務契約というのはそういうことですよ。お互いに義務があって、それで成り立つ契約なんです。片方が義務を守らなければ、片方はそれをとめていいんですよ。

だから、あなた方は給水停止をやるでしょう。料金を払わないところに給水停止をするやないですか。これは双務契約だからできるんですよ。水道料金を払わないところには水は送りませんと、これで成り立っているのが、給水の停止なんです。

そうしたら、逆に言うと水が送られてこなかった、それから濁った水しか来なかったとなれば、利用者は料金を払いませんよと言えるわけですよ。これはどういうふうに補償されるんですか。給水条例で損害を負わないとなっているので知りませんで済むんですか。私は済まんと思いますよ、これ。答弁をもう一度。

○議長（宮崎勝郎君）

高土上下水道局長。

○上下水道局長（高土和也君登壇）

今回の事故以外にも、現実としましては、うちの断水、漏水等でこういう赤水といいますか、濁った水を発生させた原因はございます。

先ほども申し上げましたが、濁った水の減免等、これも行っている市町もございます。このことから、この中で減免を行うこと。これはいろいろ減免を行うといいますと、いわゆる集合住宅等の受水槽、これは清掃費等もかかってきますことや、減免の対象者の範囲把握といったこと、これをどうするのかといったこともございますので、そういった点を踏まえまして、今後の方針を探ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

水道というのは、皆口径があるんですよ、13ミリ、20ミリというふうに。そうすると蛇口をひねった場合、最大1時間に何トン出るというのは決まっているんですよ。水圧が決まっていますんで。そうしたら、例えば10分間ほりましたということであれば、何トンというのは計算され

るわけですね。だから、例えば濁りの程度によりますけれども、何分間ほったものとして、その濁った地域については、一律でやるというような方法も、僕は早く処理をするためにはあるんかと思うんですよ。それは、基本には口径によってどれだけの水が出るかということが把握できるわけですから。これは口径によってちゃんと対応できるし、私もそういう対応は津市の時代にやってきました。だから、そういうことは可能やというふうに思います。

それは、どう考えても割に合いませんわ。常時ちゃんとした水を送りますよと言われて、水道使っておって、ひねったら真っ茶っ茶な水が出てきたんですよ。ましてや、洗濯しておる最中に出てきたという人もおりました。だから、白のシャツが汚れてしまったと。こういうことは予測しませんが、普通。あなた方の論法でいったら、あらかじめ水を出して濁りがいないかどうか確認してから水を使えということになるんですよ。そんなもんなんですか、水道って。私たちはひねったらちゃんと使える水が出てくるもんだというふうに思っています。

もしそれができないのであれば、事前に濁りが出ますよという広報をしなきゃならんですよ。これは水道法にも書いていますよ。あらかじめ広報をした上で、とめなさいよと言っています。これは広報もなしですよ、今回は。いきなり濁ったんですよ。管が破損したからね。広報のしようがないですよ、これは。

そういう問題があるんで、やっぱり今のような答弁では私は納得しません。

それで、市長にお伺いしたいんですけれども、今の点と、それから今後の再発防止ということでの考えをお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをいたします。

今回の事故によりまして、多くのユーザーの方々に大変ご迷惑をおかけしたことを、おわびを申し上げます。

また、今、少し議員のご経験も踏まえて課題について、ご指摘を頂戴いたしました。今後につきまして、課題の整理をいたしてまいりたいと思っております。

今回のこの事故を教訓に、今後どのような対策を講じていくのかということであろうというふうに思いますが、まずは、当然、先ほどご指摘いただいた台帳の修正などの精度を上げていくということは、亀山市内360キロの水道管が埋設されておりますので、大変時間がかかることだろうと思っておりますが、この精度を上げていくというのは、大変重要であろうというふうに考えております。

さらに、建設部と上下水道局との連携とか、実務上の連携、あるいは施工業者との事前の立ち会いか、こういうことにつきましても、現場状況もしっかり把握をして、その上で試掘をふやすということもその一つかも知れませんが、水道管の位置を明確にした上で、再発防止に努めていくと、この対策を講じていかなくてはならないと改めて認識をいたしたところでございます。

いずれにいたしましても、今回のこの教訓を受けて、今後、本市として再発防止策を、短期で、あるいは中・長期で、それぞれ講じてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

もちろん先の問題も含めてやらななりませんけれども、当面、今回のこの被害に遭われた方に対する対応をどうするのかということは、早急に決めてもらわなきゃならん。

今、言われたように、給水条例で損害は負わないから知りませんよみたいな話では、これは到底納得できませんので、この点はきちっとやっていただきたいということを申し上げたい。

私、この問題で感じたのは、地方公営企業法では、いわゆる水道事業に管理者の設置という問題について、置く、置かないは条例で決めるんですね。例えば水道事業の管理者を置くこともできますし、置かないこともできる。亀山市の場合は、置かないということですよ。そうするとどうなるかということ、条例の中で、建設部に水道事業の管理者の権限を行う市長の権限に属する事務を処理させると、こうなっているわけです。

おかしい話ですよ、これ。独立した企業経営のやっている水道が市の建設部に対して、私のところは損害をこうむった、それを賠償しなさいよといったときに誰が誰に言うのかといったら、水道事業の責任者である市長が、建設部の責任者である市長に対して物を言うわけですよ。これが、もし医療センターのように院長と市長という別々のトップがおれば違いますけれども、水道の場合には、この組織・機構の建設部長の下に局長がおるんですよ。これはおかしい制度ですよ。独立した経営体が、建設部長という市の一部長の下にいるんですよ。こんな関係でこういう問題が起こったときに、お互いそれぞれ損害賠償を請求するということが起こるんですよ。こんな組織・機構でいいんですか。

だから、事業管理者を置く問題、それからこういう組織・機構の問題。それからもう1つ言うと、職員の体制も私は十分でないと思うんですよ。だから、そういう職員の体制、今後言われたような課題をこなしていこうと思ったら、もっと職員の体制を考えないと対応できていけないと思います。そういう問題も含んでいます。

これについてやっていったら時間がないので、その点についてはぜひ今後検討いただきたいということを申し上げて、次に行きたいと思います。

何度も言うようですが、基本的な責任は、第一義的には業者にあるのかわかりませんが、今回については、いろんなことを見ていくと、市にも責任があるんだと、このことだけは私は申し上げておきたいと思います。

それで次に、受益者負担の適正化に関する基準について、時間がもう本当に半分ぐらいになりましたけれども、やりたいと思います。

この問題については、総務委員会の資料として出されたものであって、まだ素案という段階ですね。素案の段階で出していただいたということは、私は評価したいと思うんです。私たち議員団もまだ十分検討していませんし、私が読んで気づいたところだけを、きょう質問したいと思います。

まず最初に、これが出されてきたんですけれども、私は順番が違うんじゃないかというふうに思います。というのは、まず歳出を見直すことが先ではないか。そのことをやった上で、財政的に大変だから、市民の皆さん、負担をお願いしますよという意味の受益者負担の見直しをやるという、これは順序が逆ではないかと思うんですけど、その点いかがですか。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

行財政改革大綱に掲げる歳出構造の刷新と歳入改革の推進は、優先順位をつけるものではなく、2つを同時に進めることで財源不足を圧縮し、行財政体質の革新を図るものでございまして、議員がおっしゃられるように、歳出構造の刷新を先にしてからというものじゃないというふうに考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

立派ですわ。両方一遍にできるんですか、これ。

1つ言うと、補助金の問題、適正化。これ、何年かかっていますか。できてないですよ、これ。補助金の適正化一つすらできないんですよ、あなた方。それを歳出と歳入を同時にやりますって、できるわけがないじゃないですか、そんなこと。

やっぱり、あれもこれもになっているんじゃないかということは前にも申し上げました、歳出がね。もっと、本当に選択と集中というんだったら、やっぱり切るべきものは切る、見直すものは見直すということをやらないと、これはとてもやないけれども、受益者負担の見直しで負担増になったときに、市民が理解しませんよ、これは。

それから、この歳入改革にこれが盛り込まれたということは、当然歳入がふえるということですね。ということは、受益者負担を引き上げるということですわね、値上げになる。こういうふうに理解してよろしいですか。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

亀山市行財政改革大綱が昨年の秋に見直されました。その中で、議員ご指摘のとおり、政策3の段階で、財政改革の推進と歳入改革の推進において、受益者負担の適正化を位置づけており、主な事業として白鳥の湯入浴料、動物火葬炉使用料、事業系一般廃棄物処理手数料の見直しなどを掲げております。

今回お示しをいたしました受益者負担の適正化に関する基準、素案でございますが、これまで施設の使用に当たっての利用者1人当たりの維持管理経費などコスト計算がなされていないところもございまして、現在の使用料等が適正な金額であるか否かの検証ができていないところでございます。そのため、行財政改革大綱に掲げる受益者負担の適正化を図るに当たり、まずは掲げた主な事業だけではなく、それ以外の料金を見直す土台を整理する必要があると考え、基準の素案を作成いたしましたところでございます。

この基準に基づき、関係する料金の原価を算出し、次にその料金がどのような区分に該当するかの整理を行い、基礎となる料金を算出した上で、他市の状況との比較や政策的な判断などにより、料金を設定するものと考えております。全ての料金について、値上げありきの根拠として作成したものではありません。

○議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

そんなへ理屈は要りません。歳入改革である以上、ふえなきゃ意味ないですよん。歳入が減っても歳入改革ですか、これは。ならないでしょう。ふやすことが前提ですよ、これは。だから、当然そういう初めに歳入増ありき、そのもとでの発想ですよ。

例えば、私が一番思っているのは、税金とこの受益者負担金との関係はどうするんだということで、どう考えるんだということですよ。

私が思っているのは、税金というのは市民が日常仕事やいろんなことをやって、市政を動かすことはできないから、市役所という組織をつくって、そこで市の職員を雇って、そこで仕事をしてもらう、市民にかわって仕事をしてもらう、これが税金を払う理由ですね。だから、基本的には税金でもって市役所は運営されているわけですよ。

そうすると、もう時間がないんでいろいろやりますけれども、コスト計算の中に人件費を入れていますよ。これは、私は二重取りやと思うんですよ。市役所の職員の人件費は、税金で私たちは負担していると思っています。それにまだ1つの手数料の計算式の中に、また人件費を入れるんですよ。こんなことしたら、税金の二重取りやないですか、これ。

だから、こんな人件費を計算のコストに入れるということ自体、私はおかしいと思うんですが、どうですか、人件費。妥当ですか。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

人件費を入れるのはおかしいんじゃないかというご提案というふうに思いますけれども、一例を挙げますと、あいいの温泉の入浴料、今150円取っていますけれども、市としてはシルバー人材センターに委託をしたりして、運営、維持管理をやっている。その場合、市の人件費とは別に委託料とかという形で、その運営をする人件費のお金を取っておるところでございます。そういうことを考えますと、人件費を入れるのが全て悪いというふうには思っていませんし、建物を建てるときは当然インシャルコストがかかりますが、維持管理をするときに、それを利用するのは特定の人だというふうに思っています。その特定の人に維持管理についてのご負担を願うのが、それに関する人件費を入れるのがいけないんだろうかというふうに我々は考えています。

せめて特定の人を利用しますので、その特定の人に維持管理についてはご負担を願いたいというふうに思っています。

一例を紹介いたしますと、地方自治法第227条の手数料のところに、「普通公共団体は、当該普通公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる」というふうに記載があります。手数料というものは、それを利用される方の、特に「特定の者のために」というふうな記載もございまして、それと同じような考え方でそれを利用する特定の人に対しては、維持管理分についてもご負担を願うというような一定の考えを持っておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

答弁が長いので、私の時間がどんどん減っていきます。

都合のいいような例を出さんといってくださいよ。私が言いたいのは、例えば戸籍で住民票をとる。そういう市の職員の給料の問題を言っているわけですよ。あなたが言ったのは、市の職員の人件費じゃないですよ。シルバーに委託しておる、そんな例を出して反論してもうても困ります。

それから特定の市民、これも私は問題だと思いますよ。

例えば、確かに自治法にはそう書いていますけど、特定の市民とは何ですか。例えば公立図書館がありますね。これは入館料は無料ですよ。これは何でかということ、図書館法の17条で、これは取ってはならないとなっている。これはなぜかということ、図書館というのは第1条で設置目的として、国民の教育と文化の発展に寄与するという、こういう目的を掲げておるから設置目的からしたら料金を取るべきではない。つまり料金をかけるがために、利用できない人が出てきては困るということですよ。だから、そういう意味でいくと、図書館というのは無料なんだということが理解できると思うんですよ。

これも考えようによっては、図書館というのは市民全部が利用しませんので、図書館を利用する人って特定の市民ですよ。だから「特定の市民」という言い方は非常に曖昧なんですよ。秘密保護法みたいなものですわ。

だから、特定といえば保育所、幼稚園を考えてもそうですよ。その年齢層の方が全て保育所、幼稚園を利用するかといったら、しませんよ。しない方も見えます。だから、そういう特定というのを一体どういうものを特定というのか。多分市民が全て利用するというのは、私は火葬ぐらいしかないんじゃないかと、これは平等に一生に1回利用しますわ、火葬は。これはもう間違いなく。そういうもの以外は、ほとんどのサービスやものが特定といえば皆特定ですよ。私は、そんなふうに広げていってはいけないんじゃないかと思うんです。

なぜそういうことを言うかということ、さっき図書館の例を出しましたけれども、まず考えなきゃいけないのは、その施設の設置目的ですよ。例えば運動施設。運動施設とは何のために設置されているかということ、やっぱり憲法25条、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。健康維持、健康の保持、こういうことを目的に、運動をするための施設としてつくられているわけです。そうしたら、このことが利用料の額によって、利用できないということをつくってはならんわけですよ。そういう立場で利用料がどうあるべきかを考えなきゃならん。

だから、人件費がどうかということではなくして、設置目的がどんな目的でその施設はつくられたのか、その設置目的に見合った使い方をしていただくためにどういうことが必要か、どんな料金の水準が適正なのかということを考えなきゃならん。

例えば、あなたが言うような、人件費だとかなんとかで算出して額を決めた。ところが、その額にしたら、ばたんと利用者が減った、これでは意味がないわけですよ、運動施設の例で言えばね。運動施設を利用してもらわなきゃならんのです。

もう1つ言うと、地方自治法、私も勉強しました。その中にこういうことがありますよ。使用料、手数料については、額については市民が負担できる水準、それから低所得者の負担が可能な水準ということも、当然その額を決めるに当たっては考慮する必要があるということを書いてある解説文もちゃんとありますよ。だから、幾らでもいいんですよという話にはならんですよ。あなたが勝手に算式を出して、幾らにしますという話ではないです。やっぱり設置目的があって、そこには利用

する市民がいて、その設置目的に合うような利用ができるのか、できないのかを考えた上で、料金は決めるという、このことが全く抜け落ちているんです。その点どうですか。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員がおっしゃられることも、当たっているだろうと私も思っています。しかし、まずはその部分にどれだけ経費がかかっておるのかを見る必要があるんだろうというふうに思っています。

そういう意味で、先ほど言われました図書館や公園など、基礎的で民間で類似サービスの提供のないものは、やはり原則受益者負担はゼロだというふうにここにも示しておりますし、そこら辺について、皆さん方と今回はご議論をしたいという意味で、素案を提出させていただいていますので、今後ともよろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

今回の素案ね。やっぱり財政上の理由から来ていますよね、これ。じゃなくしてやっぱり利用する市民の立場に立った物の見方、考え方、これが欠けておるということだけ申し上げておきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

18番 服部孝規議員の質問は終わりました。

質問の途中でございますが、10分間休憩いたします。

（午後 4時06分 休憩）

（午後 4時14分 再開）

○議長（宮崎勝郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 新 秀隆議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

それでは、通告書に従い、順次質問させていただきます。

まず、今回は大きく2点ありまして、市民の安心・安全対策についてというところで、災害時の市内の孤立地域についてということ、そして2つ目に、平成26年度予算編成について、この2点についてお伺いいたします。

まず初めに、市民の安心・安全について、市内の孤立地域の状況についてということでございますが、午前中にも中村議員のほうからの孤立地域というところで若干加太地域のことでお話がございましたが、同じところの重複する点は割愛させていただきますが、私のほうは孤立というところについても、ソフト面というか情報の運用、こちらに視点を置いてお話しさせていただきたいと思っています。

現在、東日本大震災から、もう2年と9カ月もたってきております。亀山市内におきましては、津波の心配というのはほぼ皆無に等しゅうございますが、やはり山間部の多い地域でございますの

で、災害というのは河川の氾濫とか護岸の浸食における氾濫、そして床上床下浸水等ございます。また、ため池等もございますが、こちらの被害について話を進めていきます。

つきましては、前回の9月議会の真ただ中でございましたが、9月15日の日曜から16日の月曜日、このときは祝日ではございましたが、この2日間にかけて、非常にきつい台風18号による被害が起きました。

今回の状況に応じて、このような状況を案内する災害対策本部の活動状況、そして警報発表状況、避難の状況、また河川水、そして雨量の状況等が皆さんに伝達されました。

そこにおきまして、今回、加太一関の間におきまして、金場トンネルより加太側に行ったところでございますが、こちらのほうで一部河川の増量に伴うことによりまして、道の崩落がありました。それによりまして通行どめを招くことにもなり、また台風のさなかにおきましては雨量が多いもので、国道25号線、通称名阪国道でございますが、こちらが閉鎖、ストップしてしまいました。このことによって、加太地域におきましては、一時的ではございますが、孤立したという形になります。

実際には伊賀方面の旧道がございますが、やはり台風のかげんでいろんな木々の散乱もございます。そういう中で、加太地域におきましてはなかなか身動きがとれないという状況がございました。

さて、こちらにおきまして、まず順次各部門について確認していきたいと思いますが、まず危機管理局の動きといたしまして、孤立の想定される地域の数とか、また今回の情報伝達の手段、プロセスといいますか流れという、こちらについてお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

新 秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

西口危機管理局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

今、議員がおっしゃいましたように、本年9月15、16日の台風18号の本市の接近時でございますが、特に加太地域が名阪国道、それから県管理国道25号、それから市道市場阪東線等が雨量規制によりまして通行どめとなり、一時的に地区外との交通アクセスができなくなりました。

特に、今、議員もおっしゃいましたけれども、県管理国道25号の関町金場地内での道路決壊につきましては、16日の朝判明いたしましたものでございまして、直ちに道路管理者である県に連絡し、県により、さらに通行どめ措置が続いたものでございます。

ご質問でございますが、まずこれの情報伝達でございますが、このことの市民、特に加太地域への広報でございますが、安心メール、ホームページ、それから防災行政無線のほか、自治会長への連絡、沿線住民への回覧等により行ったところでございます。

それと、孤立地域のことをおっしゃいましたけれども、今、加太地域におきましては台風18号時においては、雨量規制による一時的な地区外との交通アクセスができないという状態でございましたが、実は平成17年度に国、内閣府でございますが、孤立集落調査というのを行ってございます。これにつきましては、雨量規制ではなく、主に土砂災害等により地区外との交通アクセスができなくなるおそれがある地域というふうに定義づけられておりまして、その数につきましては、市内では6地域17地区が上げられております。

○議長（宮崎勝郎君）

新 秀隆議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

先ほどご答弁いただきまして、防災無線等、いろいろ駆使していただいて、地域の住人の方に伝達をされたと思います。しかし、実際私どもの耳に届いておるのは、防災無線が聞こえが悪い、暴風雨とかありますと、当然雨戸まで閉めていくということもございます。そして、翌16、17日は確かに晴天ではございましたが、その後、道路の封鎖等はいつになったら解除されるかというような、非常に先の見えない不安な日々が続く、それがひいては怒りが込み上げてくるような口調でお電話をいただいたりとかいうこともございました。

それも、通常名阪国道が動いておりますので、自動車ならいいじゃないかということもあると思うんですが、多数の方の状況を見ますと、名阪国道を走るのはちょっと怖いから旧道しかよう行かないとか、そしてまた逆に加太地域への用事で亀山・関方面から行かれる方も、行ったら通行止め。確かに国交省の派遣により人員が配備されて、ここは行けませんよとか、バリケードのようなものを張られて行けないようにはしてもらっていたんですけど、今回、いろんな情報が流れたということではございましたんですけど、やはり危機の状況によりますが、エリアメールというふうなものも実際には存在するわけなんですけど、今、安心メールとか防災無線、地域におる方だけなんですけど、何回も送るわけにはいかないとは思いますが、今回、エリアメールが発信されなかったということにつきましては、観光で見える方、また亀山地域を通っていかれて、行けないからいろんな道を行かれて、今回ニュースでも出ておりますが、悲惨な状況を招いたということもございますが、その点につきまして、エリアメールが飛ばなかったというのは、何かありましたでしょうか、制約とか。

○議長（宮崎勝郎君）

西口危機管理局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

エリアメールは緊急速報メールのことだと思いますが、その前に、まず防災行政無線が聞き取りにくかったというお話もございますので、今後はその放送回数をふやすなどの対策も講じていきたいというふうに思いますし、今おっしゃった緊急速報メールを利用しなかった理由は特にございませんので、今後は状況に応じて、緊急速報メール等も利用していきたいというふうに考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

新 秀隆議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

せっかくあるものはやっぱり使って、いろんな手段で亀山市以外の住人の方にも伝えられることがあって、そしてそこで命が救われるものなら、それにこしたことはないと思いますので、場合にに応じて活用するというふうな、また防災無線のほうも回数をふやして伝えていく、情報発信をしたいというふうなご答弁いただきまして、ぜひ活用いただきたいと思います。

続きまして、建設部の状況で、やはり現場が悲惨な状況になった。これの現場確認をとって、そしてその後いかに行政の対策本部といいますか、そちらのほうに伝えて、現場の対応、これはタイムリーにできたものなんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

災害時の状況の把握につきましては亀山市地域防災計画に基づきまして、災害対策本部の指揮のもとで、道路とか水路、河川、急傾斜地など危険箇所の巡視を行っておりまして、また市民の皆様からの通報や関係機関からの情報によって、状況に応じて現場の確認をいたしております。

また、被災した現場での対応でございますが、職員によりまして安全を第一に考えまして、状況に応じて通行どめの措置とかバリケードなどの防護を行いまして、また倒木などで道路が封鎖をされているようなところにつきましては、業者のほうに依頼をして除去するなど、迅速な対応に努めておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

新 秀隆議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

わかりました。的確な判断、また情報の伝達によって二次災害を招くことのないよう、お願い申し上げます。

そして次に、環境産業部のほうでコミュニティバスの運用というのがあったと思うんですけど、今回、同じようにこういう通達が流れたわけなんですけど、この情報が同じく住民の方、また市内全域にどのような形で伝達されていたものなんでしょう、お伺いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

バスの運行につきましては、日ごろから運行業務委託事業者と休日でも対応可能な緊急連絡体制をとり、災害発生時に平常運行に支障を来す場合の対応に備えているところでございます。

こうした中で、災害発生時の対応といたしましては、収集した情報を整理して、安全運行の側面はもとより地域の交通特性やバス利用者への影響を考慮し、運行休止や迂回運転などの対応について事業者と協議をし、適切な措置を講じることとしております。

また、利用者への周知につきましては、関係自治会等への情報提供を初め、安心メールや市のホームページを通じて情報配信、バス停、バス車内へのチラシの掲示、さらには状況に応じて同報無線、広報車を利用した情報提供などに努めておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

新 秀隆議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

漏れのないような形で、また間違っずうっとバス停で待ちぼうけするような、そんなことのないよう、また現在もまだ開通しておりませんので、迂回路という形を続けておりますので、その辺が復旧したときには、また迅速な情報伝達のほうを願うものでございます。

最後に、午前中も中村議員のほうからお話が出ておりましたが、今回は確かに緊急車両の要請というのはございませんでした。しかし、こういう事態、緊急車両はどのような形で現場のほうに向かわれる体制をお持ちなんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

災害発生時の孤立化対策としては、亀山市地域防災計画に基づき、災害対策本部の指揮のもと、警察、自衛隊等との関係機関と連携を図りながら、常備、非常備消防のあらゆる消防力を投入し、人命の尊重を第一義として、消防活動を展開するための備えを強化しております。

消防力充実強化プランでは、災害対応力の強化等を掲げ、平素から救助体制及び組織活動力の強化に努めながら、各地域に配置された消防団員の災害対応力はもとより、災害時の心肺蘇生法、AEDの取り扱いなどの救急活動スキルを高めるための訓練を計画的に実施し、地域住民に対しても各種消防訓練や救急講習会への参加をお願いしているところでございます。

また、常備消防では、孤立地域内における傷病者の救急搬送を効率的に実施するため、安全管理及び二次災害防止対策を周知徹底の上で、雨量規制による通行止めであっても、道路管理者と調整の上、現場へ出向するほか、平素から他の迂回路を掌握するなどの備えを講じております。

さらに、災害実態に対応するため、三重県内消防相互応援協定に基づく隣接消防本部への出動要請や、ドクターヘリ、防災ヘリの出動要請について、情勢判断するなど、あらゆる手段を講じて救急救助活動に万全を期することとしております。

○議長（宮崎勝郎君）

新 秀隆議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

早速、近隣または県内の協定のところ、今回の総務の資料にもございましたが、やはりその辺のところ、逆にこちらからもまた、応援に行くということもあると思います。

確かに今回は雨量のことでございまして、制限でとまっておりますので、緊急車両が横を走っていくという形もできたと思うんですが、本当に崖崩れとかが起こった場合には車両が行けないというようなことも想定として考えられますので、やはり常日ごろから近隣地域の消防の広域体制と申していいか、そのような連携を密にとっていただきたいと。そして、安心・安全の、市民の命を守るという観点に立っていただきたいと思います。

最後に、西口危機管理局長のほうからもありました、防災無線が聞こえが非常によろしくないという回数をふやして聞こえるような段階もあると思うんですけど、私、一昨年の6月に提案させていただきました音声自動サービスというのがございますけど、これが既に他市、他県、県内はちょっと把握できていないんですけど、他県のところによっては、やはり電話回線を3本ぐらい引いて、それをダイヤルインという形で電話機を6台設定するとか、そういうふうなことによって、現在、亀山市におきましても、消防署のところには電話をかけると同じ内容を何回も繰り返して伝えるというふうなシステムがあるんですけど、それにつきまして音声自動サービスといいますか、名称はいろいろあるんですけど、そういうふうなことを導入することによって、24時間の繰り返しのアナウンスが流れるとか、そしてまた先ほど冒頭に申しました、非常に元気よく苦情をいただく方への対応においても、市職員の精神的なものもいろいろかわってくると思いますが、そういう内容につきましてもフォローをできると。そして、24時間ですので、常に職員がたくさん張りついているということも削減できると。ひいては、そういうコストの削減にもつながってくるのではないかと。

と思うんですけど、やはりあれから危機管理の状況も大分増してくるような形にもなりましたが、このような音声自動サービス、ここについて今現在も考えがないのかその点について伺いたします。

○議長（宮崎勝郎君）

西口危機管理局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

今、議員がおっしゃいました音声自動応答サービスでございますけれども、これはおっしゃったとおり防災行政無線で放送した内容を電話で再度聞くことができるものというふうに聞いております。

例えば、埼玉県の狭山市で同様のサービスをやられておりますが、狭山市の場合、災害時の緊急放送と平常時のイベントなどの情報を電話で聞くことができるというふうに伺っております。

このサービスにつきましては、メールなどになじみの薄い高齢者などに対する情報伝達手段としては有効かというふうに思われますが、一方では、市民が能動的に電話をかけて情報を得るというようなこともございます。

いずれにいたしましても、本市の防災、減災上の課題でございます災害時の情報通信手段の重層化の中で、さらに研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

新 秀隆議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

では最後に、今回の台風のところではございましたんですけど、安全指導についてという、この部分では最後になりますが、教育委員会のほうにお尋ね申しますが、このたびは日曜と祝日の月曜日にかかったことではございましたが、通常の学校とか施設の中で待機しているときに起こったりとか、登下校時、自宅待機、この辺につきまして、この3パターンでしっかりと教育委員会としての指示、また伝達事項が徹底されているものなんでしょうか、その点について伺いたします。

○議長（宮崎勝郎君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

安全指導でございますが、在宅時でございますが、災害が発生した場合には、学校配信メールや緊急連絡網で保護者へ対応を確実に周知することとしております。

また、在校時においては、災害等の情報を収集するとともに、教職員による通学路の状況及び危険箇所への把握に努め、収集した情報から安全の度合いを見きわめ、下校時刻や下校方法を学校長が決定することとしています。なお、状況に応じて、保護者への引き渡しや教職員の引率による集団下校を行います。また、危険が予測される場合は、状況が回復するまで学校に待機させることとしています。

次に、登下校時におきましては、教職員が現場確認をいたしまして状況把握した上で、保護者や地域の見守り隊の方へ、児童・生徒の安全確保面での協力を依頼させていただきます。

また、教育委員会といたしましては、各学校長に対し、防災マップ作成時や訓練時に、児童・生徒が避難場所やSOSの家を確認できるよう指導しているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

新 秀隆議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございます。

決して間違いのある指示が流れるようなことのないように、そして最後の、音声自動サービス、確かに先ほど言われた狭山市は14万人の人口で、2回線とか6台の電話機という形でありましたが、亀山市はこの規模に合わせるとどうなのかなというところもありますが、金額的にこれでも17万ぐらいですので、ぜひ次の予算の編成の中に組み込んでいただきたいということを願って、次の予算編成のところに移ります。

今回、予算編成の考えにということでございますが、午前中、また午後からもかなり重複されたことが出てきておりますので、内容的には割愛させていただくところもあってお話しさせていただきたいと思います。

今回、消費税の導入につきましていかがということも質問にあったんですけど、財務部長のお答えでも、2億円ぐらいの増にはなる、地方交付税の減になってくるところも伺いましたので、次に財務部、そして企画総務部のそちらの面から、政府の先週5日の臨時閣議の中で、2014年の4月の消費税導入に対して、その直後に5.5兆円規模の経済対策を決定されております。経済対策の骨子といたしましては、復興・防災・安全対策、そして競争力強化策、そして低所得者、子育て世帯支援、最後に女性、若者、高齢者、障がい者向けの施策ということで、いろいろ打ち出しがあり、これについて5.5兆円規模の経済対策が打って出されてきております。そちらについて、亀山市としてこれを受けてどうなのかというところもでございます。

実際には補正予算が明後日の12日に閣議で決定されてきますので、ちょっとアバウトなラインかも知れませんが、今のわかる状況の中でお伺いいたしたく、また9月の予算決算委員会におきましても、委員長のほうから行政の大綱に上げて、基本でございます歳入に見合った歳出の実現に向けて、的確な事業の選択と集中により、持続可能な健全財政に取り組まれないということも既に意見書として上がってきております。

このようなことを踏まえて、亀山市としての対応、または26年度の方角性をお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

国におけます経済対策につきましては、政府のほうでは、去る12月5日に、来年4月の消費税率引き上げによる景気の腰折れを防ぐための経済対策について閣議決定をされまして、国の歳出で5兆5,000億円、事業規模で申し上げますと18兆6,000億円に達したところでございまして、今後本年度の補正予算案として近く閣議決定し、来年の通常国会に提出される見込みでございます。

今回の対策は、先ほど議員が申されましたように好循環のための経済対策といたしまして、競争力の強化策、女性、若者、高齢者、障がい者向け施策、復興・防災・安全対策の加速、低所得者・子育て世帯への影響緩和から成るもので、来年4月の消費税率引き上げにより消費の落ち込みを緩和

するために、公共事業に重点を置きつつ、成長性の高い分野に厚目の予算が配分されることとなったところでございます。

特に家庭への配慮といたしまして、住まい給付金や低所得者への現金給付、また中所得者への児童手当上乗せのほか、老朽化した道路、トンネル、橋などの緊急補修、また学校の耐震化など公共事業への配分もありますことから、これらの経済対策につきましては、本市といたしましてもスピーディーな情報収集に努めまして、その対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

場合によりましては、25年度のこの3月補正、または26年度予算に反映をさせていきたいというふうに考えてございます。

○議長（宮崎勝郎君）

新 秀隆議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

この中で一番多い復興というのは、ちょっとこの辺にはそぐいませんが、防災安全対策につきましては、今回も出てきております国土強靱化基本法、こちらについて、亀山市内のインフラについて道路整備、また橋梁関係、いろいろ今までも資料を提供していただいておりますが、その点につきまして、建設の方向性としていかような考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

ご指摘の防災インフラの安全対策でございますが、建設部の施設としましては橋梁、標識、照明灯などの施設がございます。橋梁の安全対策につきましては、橋梁長寿命化修繕計画、橋梁耐震化補強事業計画に基づき、順次進めていきたいというふうに考えております。

国の重点施策にもあります、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策の取り組みが掲げられておりますので、当市としましても、社会資本整備交付金の防災・安全交付金の予算要求を行っているところでございます。

こんなような状況の中、当市としましても老朽化したインフラの長寿命化など、計画的な維持管理に取り組んでまいりたいというふうに存じております。

○議長（宮崎勝郎君）

新 秀隆議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

時間が少なく、最後のところでございますけど、収益を得るために、観光振興の部門につきまして、先ほど西川議員のほうからもありましたんですけど、市長もおっしゃってありました総合的なまちづくり観光というところで、私のほうからは、資源がなかなか少ない亀山でありますので、その辺を活用できるような地域、自治体間のネットワークについての取り組み、こちらについて最後にお伺いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

観光分野ということで、私のほうからお答えさせていただきます。

自治体間のネットワークを生かした取り組みということでございますが、現在行っておりますのは北勢地域の10市町で加盟しております北伊勢広域観光推進協議会、こういう取り組みでありますとか、日本武尊のゆかりの地を共通テーマとした大阪府の羽曳野市、奈良県の御所市との交流、また10月には歴史まちづくり法に基づく中部の7つの市町で、亀山市でサミットを開催して、観光分野についてもこれから連携していこうと、そういう合意も交わしております。

ほかにも伊賀・甲賀・亀山による広域連携、あるいは鈴鹿山麓を挟んだ三重・滋賀の8市町で構成される鈴鹿山麓無限∞会議、こういった取り組みが始まっておりまして、まだまだ具体的な観光施策というところに至ってないところもありますが、今後、そういった会議で、ぜひ具体的な形で進めていきたいと思っております。

○議長（宮崎勝郎君）

3番 新 秀隆議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定をしておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

次に、お諮りいたします。

質問はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

あす11日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さんでした。

（午後 4時49分 散会）

平成25年12月11日

亀山市議会定例会会議録（第4号）

●議事日程（第4号）

平成25年12月11日（水）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1 番	西 川 憲 行 君	2 番	高 島 真 君
3 番	新 秀 隆 君	4 番	尾 崎 邦 洋 君
5 番	中 崎 孝 彦 君	6 番	豊 田 恵 理 君
7 番	福 沢 美由紀 君	8 番	森 美和子 君
9 番	鈴 木 達 夫 君	10 番	岡 本 公 秀 君
11 番	伊 藤 彦太郎 君	12 番	前 田 耕 一 君
13 番	中 村 嘉 孝 君	14 番	宮 崎 勝 郎 君
15 番	片 岡 武 男 君	16 番	宮 村 和 典 君
17 番	前 田 稔 君	18 番	服 部 孝 規 君
19 番	小 坂 直 親 君	20 番	竹 井 道 男 君
21 番	大 井 捷 夫 君	22 番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	安 田 正 君
企画総務部長	広 森 繁 君	財 務 部 長	上 田 寿 男 君
財 務 部 参 事	神 山 光 弘 君	市民文化部長	梅 本 公 宏 君
健康福祉部長	伊 藤 誠 一 君	環境産業部長	稲 垣 勝 也 君
建 設 部 長	三 谷 久 夫 君	医療センター 事務局 長	松 井 元 郎 君
危機管理局長	西 口 昌 利 君	文化振興局長	広 森 洋 子 君
関 支 所 長	坂 口 一 郎 君	子ども総合 センター 長	若 林 喜美代 君
上下水道局長	高 士 和 也 君	会計管理者 (兼)出納室長	西 口 美由紀 君
消 防 長	渥 美 正 行 君	消 防 次 長	服 部 和 也 君
教育委員会委員長	肥 田 岩 男 君	教 育 長	伊 藤 ふじ子 君
教 育 次 長	石 井 敏 行 君	監 査 委 員	渡 部 満 君

監査委員事務局長 栗田恵吾君

選挙管理委員会
事務局 長

井上友市君

●事務局職員

事務局 長 浦野光雄
書 記 山川美香

書 記 渡邊靖文
書 記 高野利人

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（宮崎勝郎君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

4番 尾崎邦洋議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

おはようございます。

4番、緑風会の尾崎です。

では、通告に従い、質問に入ります。

今回、大きく空き家対策についてと、職員事務改善提案について、最後に人事考課制度についてという3点について行いたいと思います。

それでは、まず最初に空き家対策について、質問させていただきます。

人が住んでいない空き家は、総務省2008年の調査で全国で757万戸あり、今後も増加傾向は続くと見られています。そして同様に、亀山市でも空き家総数が増加傾向にあると感じます。

現在、私の住んでいる自宅を中心にして半径約200メートルの円を描きますと、その円内に12軒の空き家が存在しております。その12軒の住宅の状態はといいますと、今すぐにでも入居して住めるものもあれば、かなり補修費をかけないとだめなものもあり、そのうちの1軒はかなり倒壊しており、全壊寸前まで来ているというものもあります。

通常、空き家はごみの不法投棄のたまり場になったり、放火など犯罪の温床になる心配があるほか、大地震が起きた場合など、倒壊して周辺住民の避難路を塞ぐといった問題も指摘されております。

そこで、今現在、市で行っている空き家情報バンクを活用しながら、空き家の売却や借家として活用していこうとするケースと、維持管理されことなく放置してあるケースに分けて質問させていただきます。

それでは、まず空き家情報バンク活用ケースについてから質問します。

以前にも、議会で空き家情報バンク制度についての質問が出ておりますので、まずこの制度がどのようなものなのか、簡潔にお聞かせください。

○議長（宮崎勝郎君）

尾崎邦洋議員の質問に対する答弁を求めます。

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

おはようございます。

議員ご指摘のとおり、空き家が目立ち始めております。そのような現状を踏まえまして、住生活基本計画に基づく住宅政策の一つとして空き家情報バンク制度を実施、運用しているところでございます。

この制度は、Ｕターンや田舎暮らしを希望する方などに、当市のホームページなどを利用して市内の戸建て空き家の売買または賃貸の情報を提供することにより、市内の空き家の有効活用を行い定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的として行っている制度でございます。

空き家情報バンクの制度の全体的な流れをご説明いたしますと、市内の空き家の所有者で賃貸もしくは売買を希望する方から物件の情報提供を求め、市の空き家情報バンクに登録をしていただき、市のホームページを通じて広く利用者に情報を提供いたします。利用者はホームページの情報を見て気に入った物件があった場合は、空き家情報バンクに利用登録を申請します。市は空き家バンクを利用する要件として、亀山市へ移住もしくは定住し、自治会などにおいて地域住民と協調して生活することができるものであることを確認した上で利用登録を行い、物件の所有者、電話番号、住所などの詳細な情報を利用者に提供いたします。物件の売買や賃貸借に関する交渉や契約に関しては、市は関与しないこととしており、所有者と利用者の当事者間で全て行ってもらうこととなっております。

所有者と利用者との間で直接交渉して契約に至る場合もございますが、賃貸、売買などの不動産仲介をより安心に行うため、宅地建物取引業者に依頼し契約に至るケースも考えられます。そのため、市は社団法人三重県宅地建物取引業協会及び社団法人全日本不動産協会三重県本部の２つの団体と協定を結んでおり、団体から紹介された不動産業者が空き家の登録者と利用者の契約などの仲介を行うこととなります。

これらによりまして、空き家バンク制度における契約及び入居などが円滑に行われているというところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

尾崎邦洋議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

先ほど、空き家情報バンク制度の内容についてお聞きしたんですけれども、利用要件というのは亀山市に移住し定住する方、地域住民と協調して生活することが可能な方とかいうふうになっております。

この空き家バンクに登録する家というのは、実際に今までにも登録された方の中で新品とか古い家とかいろいろあるかと思うんですけれども、今までにこの情報バンクを利用して登録された家の状態ですね。かなり老朽化しているとか、その辺の内容についてちょっとお聞きしたいのと、それと今、亀山市では木造住宅等について耐震診断をやるようにということで、かなりこの辺にも防災の意味から重点的にやっているかと思うんですけれども、情報バンクに登録する場合、市のほう

ではその辺の耐震性とか老朽化の程度、そういった状況について確認されているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

空き家の登録要件につきましては、市内で居住をしていない住宅という以外に特に定めてはございません。そういうことですんで、老朽化とか、それから耐震性がないというような住宅に関しましても、登録物件の対象というふうにはしております。

このような耐震性のないものとか老朽化した住宅に関しましては、解体して新築する場合とか、それから耐震補強などを行う場合のその判断がございますが、それは登録者と利用者の間で、売買もしくは賃貸契約の際に合意をしているものというふうに考えておるものでございます。

したがいまして、利用者の方などに登録物件の詳細情報の中で、耐震性や老朽度について現地を確認していただいた上でご認識していただいていると、そういうような状況でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

尾崎邦洋議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

それでは、この制度ができてから現在までに情報バンクに何件が登録され、何件成約したのか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

空き家情報バンクにつきましては、平成23年3月に要綱を定めまして、同年7月より実施運用をしております。

現在の登録件数でございますが、登録が6件、登録準備中の物件が2件でございます。また、成約件数でございますが、賃貸1件、売買1件の計2件の契約が成立をしているところでございます。

利用問い合わせの状況につきましては、登録物件に対してホームページの閲覧による県内外からの問い合わせが多数ございまして、現在、小野町、加太市場、加太板屋の物件において交渉中でございます。双方の条件が折り合いましたら、順次契約に至っていくものというふうに考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

尾崎邦洋議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

現在まで6件で、準備中が2件ということで、成約件数も2件ということで、私の感じではまだそんなに多く登録されているとは思えないんですけれども、こういった情報バンク制度について、PRはホームページとかその辺でやっているということなんですけれども、もう少し範囲を広げて周知徹底してもらうというようなことは現在考えておられるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

現在は、ホームページが一番PRができていているということで、県内外の方々からも見ていただけますのでホームページが一番効果があるというふうに考えておりまして、それを主体にしております。

それから、あとそういう不動産の関係とか、そういう方にもいろいろ問い合わせをして、それから自治会長さんなんかにもいろいろお聞きをしまして、情報をいただいて、それを積極的に取り上げていただけるように、またここに載せられるようにいろいろ工夫はさせていただいておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

尾崎邦洋議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

その次に移りたいと思いますけれども、維持管理されることなく放置されたままの空き家についてなんですけれども、先ほど私の近隣の状況で、わずか半径約200メートル以内の円の中に12軒もの空き家があるということをお話ししましたが、では亀山市全体で、現在何軒ぐらいの空き家があるのか、そういった調査データがあれば、その軒数についてお聞かせ願いたいと思います。

また、空き家の状態別の数値データ、これは数値データがあつての話なんですけれども、例えば半壊状態の空き家がどれぐらいで、全壊状態がどれだけ、普通の状態が何軒かと、そういった数値があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

全体の数値だけ、ちょっと私のほうでは把握をしておるのがあります。それだけご披露させていただきます。

消防本部の平成23年度に実施した調査によりますと、市内の空き家は340軒ということで、そのうち侵入防止や周囲の燃焼物の除去など改善指導を要したもののというのは25軒でございます。平成25年11月末現在で、その25軒のうち22軒は改善済みということで、残りの3軒については継続して指導をしているところということでございます。

それから、消防本部以外の各担当部署での相談を受けた空き家の相談件数はございまして、それは平成25年度は2件となっております、その内容につきましては、台風が接近するということでその倒壊が危惧されるもの、1件は改善済みでございます。それから、屋根瓦が落下するおそれがあるということで1件ございまして、それは建物の所有者のほうへ対応をお願いしたというところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

尾崎邦洋議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

亀山市全体で340軒ということになっておりますが、こういった数字も今後このまま放っておけば、中には、現在はいいいけれども何年後かには倒壊しそうになるというようなことも考えられる

ので、その辺につきましては十分に管理していただきたいと思います。

では、対策についてお聞きしたいと思いますが、空き家の中には、いつ全壊してもおかしくないという空き家もあります。このような場合に、所有者を探して連絡しようとしても、個人情報取り扱いの壁があり所有者を捜すのが大変な作業となり、ついには放棄したというケースを耳にしたことがあります。実際にこのようなケースに遭った場合、市に相談すれば解決していただけるのか、お聞かせ願いたいと思います。

また、市のほうで相談して解決していただけるとすれば、市の窓口となる部署はどこなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

現在、危険と見られる空き家について、そういうケースで市のほうへ連絡が入りますと、危機管理局、それから建設部、それから消防本部などの関係部署が情報共有を行いまして、現地を調査確認しまして、その関係部署が連携協力をして必要に応じて建物の所有者などへ安全対策などの指導を行っておるというのが今の現状でございます。

窓口はといいますと、今現在、空き家対策の窓口は正確には決めてないんですが、どこでお受けさせていただいても関係部署のほうへ連絡をさせていただいて、連携をとって対応するというふうに考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

尾崎邦洋議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

実際に空き家がふえる理由として、身近なところで私のところもそういうようなのに将来当たるかもわからないんですけど、親が亡くなっても子供たちが別の場所で生計を立てていて家に戻らないケースで空き家になる場合とか、空き家を壊して更地にすると固定資産税がふえるのでそのまま放置しておくというケースも中にはあり、また高額な撤去費用が捻出できないとかいうようなことで、さまざまなことが考えられますが、その中でも私がよく耳にするのは、更地にすれば固定資産税が上がるということなんですけれども、一体どれぐらい固定資産税が高くなるのか。例があれば、わかりやすく例を挙げて教えていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

それでは、現在の住宅の敷地の用に供されている土地につきましては、住宅用地に対する課税標準の特例措置が適用され、固定資産税の課税標準は200平米以下の小規模住宅用地で価格の6分の1の額に、小規模住宅用地以外の200平米を超える一般住宅用地で価格の3分の1の額になります。また、都市計画税の課税標準額は、200平米以下の小規模住宅用地で価格の3分の1の額に、小規模住宅用地以外の200平米を超える一般住宅用地で価格の3分の2に減額されております。

空き家の場合におきましては、この住宅用地の特例が適用されておりますので、取り壊した場合

は特例措置が外れることになります。

具体的に申しますと、市内都市計画区域内で平米2万1,000円の土地をお持ちで約250平米の場合につきましては、固定資産税は1万4,700円、都市計画税は6,300円となり、合計で2万1,000円になります。これが適用を外れますと固定資産税と都市計画税の合計税額は6万2,400円となり、税額の差は4万1,400円と税金がふえることになります。

○議長（宮崎勝郎君）

尾崎邦洋議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

遠くにご子息の方が住んでいて、親が亡くなってというようなケースを考えると、今すぐその家をどうするという計画がない場合、更地にして固定資産税がここで見ても約3倍近く、先ほどの例でいくと2万1,000円の合計のものが6万2,400円という、単純に計算しても金額で4万円ぐらい年間上がるとなると、やっぱり今すぐ利用のあれがなければ建てておこうという方がふえるのではないかなあという気がします。それがいい悪いは別にしまして、そういう状態が出てくる可能性もあり得ると。

そこでお尋ねしたいんですけれども、埼玉県のとくろ市ですね。ここは2010年にとくろ市空き家等の適正管理に関する条例というのを制定して対応しているところがあれば、長崎市のように、条例をつくらずに建築基準法に基づき県の空き家の撤去などを市で指導しているところもあると。また、固定資産税が高くなるのを抑えたり、解体撤去などに補助金を出すなどしている市町もあるということで、それぞれの市に合ったさまざまな対応を考えて実施しているところが現実にあります。

では、とくろ市は今までに放置されたままの空き家の対策について検討されたことがあるのかと、また実施された対策があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

検討したかというお話だと思いますが、この6月の議会でもご答弁を申し上げたんですけれども、平成24年3月から三重県県土整備部との廃屋に関する研究会というのがありまして、それに参加をしております。現在も、各地の事例とか条例とか、問題点の研究とか検討を行っておるとというのが実情でございます。

今までの、先ほども申し上げましたんですけど、対策はというのは個々にご相談いただいたものに対して、当然その持ち主の方、それから管理される方に対して安全対策と、そういうことのご指導はずうっとさせてきていただいた。それは各部署のところ、持てる範囲でやってきたというのが実情でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

尾崎邦洋議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

時間も押し迫っておりますので、最後に市長にお尋ねしたいと思いますが、このような空き家の問題について、どのように考えられているのか、また今後どのように取り組んでいこうかという点について、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

尾崎議員のご質問にお答えをいたします。

今ご指摘いただいております空き家対策につきましては、防災、建築、景観、環境、消防、それから所有権等、多岐にわたる問題がございますので、引き続き、少し部長のほうから答弁させていただきますが、三重県の県土整備部主催の廃屋に関する研究会においてしっかりと研究を行って、市内部におきましても各担当間で協議をしまいたいというふうに考えております。

一方で、国の情勢も少し動いておるところでございますが、国において固定資産税の軽減措置を含む空き家対策措置法案の提出の動きがあると、こういう情報も今私も確認をいたしておるところでございます。これらの措置法が法制化されますと、国や県の支援を受けまして市町村が空き家対策を積極的かつ計画的に行っていける環境が整うのではないかと期待もいたしておるところでございます。

いずれにいたしましても、今後の県との協議、研究あわせ、国の動向を注視しながら、少し触れていたいただいたように、それぞれのまちに合った仕組みというか、これも当然考えていく必要がございますので、条例化に向けて今後もしっかりと検討をしまいたいというふうに考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

尾崎邦洋議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

スピードも大切だと思いますので、できるだけ早くそういった対策について考えていただきたいと思います。

それでは、職員事務改善提案について、質問に入らせていただきます。

職員事務改善提案がスタートして、ことしで約２年たとうとしております。初年度には余り件数も多くなかったと思いましたが、それからまた１年たって現在２年目に入っておりますが、現在の提案数の状況についてお聞きしたいのと、また本年度から「一室一事務改善」という取り組みが始まっていると聞いておりますが、その「一室一事務改善」というのはどのような取り組みなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

職員事務改善提案につきましては、平成２３年度から取り組みを始めたところでございます。その提案件数は、初年度の平成２３年度におきましては９件の提案がございましたが、平成２４年度はゼロ件という結果でございました。

しかしながら、本年度におきましては１２月１日現在で、ごみの減量とか処理費用の低減を中心とした２４件の提案をいただいているところでございます。

一方、本年度からはこれまでの職員事務改善提案に加えまして、「一室一事務改善」の取り組みを重点的に進めているところでございます。本年度は、さらなる事務の改善による経費の削減を掲

げ、医療センターの看護部門まで範囲を拡大し、73室による120の取り組みを全庁で実践されているところでございます。

この取り組みによる経費削減予定額として、平成25年度反映分が約1,700万円、平成26年度反映分が約1,400万円となっており、2年間で約3,100万円の予定でございます。またこの「一室一事務改善」につきましても、職員事務改善提案と同様に庁内グループウェアにおいて見える化を図り、他室の取り組みを参考として全庁に水平展開を図っていただきたいと考えているところでもございます。

○議長（宮崎勝郎君）

尾崎邦洋議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

職員事務改善提案というのがゼロ件の年もあったということをお聞きしましたが、本年度は24件ということで、今までにない件数が出ていると思いますが、あくまでもこれは職員の自発的な提案というか、みずからが進んでやるというのはこういった提案になると思いますので、ぜひともこれは職員の方が大勢参画できるように取り組んでいただきたいと思います。

また、今回の「一室一事務改善」というのは、金額的にはかなり大きい効果を上げられるというふうになっておりますが、あくまでもこれはトップダウンでやっているということで、先ほどの職員事務改善提案とはちょっと趣が違うと思うんですが、このように成果が上がるというか、予想も含めてなんですが、では一体どういう取り組みがなされて、この25年度で1,700万、こういうような内容になったのか、ちょっと二、三例をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

「一室一事務改善」の具体的な取り組みでございますが、例えば納税室におきましては、現在、一斉催告書は税目別に作成し発送いたしているところでございますが、来年度より、固定資産税、これは9月に発送するんですけど、また市県民税は12月ですが、催告書発送時に軽自動車税分を合わせて記載することに変更して、重複滞納者分の用紙代の削減、これ約2万円ぐらいになりますけれども、削減するとともに、軽自動車税の催告を1回から2回に増加することで収納率の確保につなげることといたしております。

また、室単位で発注していた口座振替依頼書を納税室で取りまとめまして、全庁分を一括発注することで単価の削減をいたす予定でございます。そのほかにも、印刷関係では、毎年作成しているパンフレットを庁内で印刷することにより経費を削減しようとしているものもございます。

少し経費の削減額の大きな取り組みを紹介させていただきますと、消防本部でございますが、防火水槽整備事業で新設する耐震性貯水槽について研究をされまして、従来のコンクリート2次製品からFRP製品に変更することで工事費の1基約100万円ほどの削減を図る取り組みをされているところでもございます。

○議長（宮崎勝郎君）

尾崎邦洋議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

パンフレットを庁内で印刷するとか、そういったこともありましたですけど、以前、私がお聞きした中で、たしか井田川小学校だったと思うんですけども、空調工事で2,000万円の予算が1,000万円ということで、1,000万円の減額補正をやったときがありましたが、あれはどういうことかということをお聞きしたときに、いつでも夏場に向かう6月、7月の工事を4月、5月に早めてやったらこういう結果になったということがあったんですけども、こういったことはぜひ水平展開していただいて、その後聞いていても、余りそういうことを実施されたようなことは伺っていないんですけども、ぜひそういうようなことも進めていってほしいと思います。

それでは、次の3番目の質問に変わりたいと思います。

人事考課制度についてなんですけれども、現在、人事考課を行っているということを聞いているんですけども、現在の人事考課の内容はどのようなもので、その人事考課の結果について、どのように活用されているのかについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

本市の人事考課制度につきましては、平成20年の10月1日に試行導入をいたしまして、翌年の4月1日から本格導入をいたしてございまして、本年5年目に入ったところでございます。

制度の内容といたしましては、業務の達成度を評価する実績評価、個人の能力を評価する能力評価及び部下から上司を評価する多面評価に分かれてございます。この中で、業務の達成度を評価する実績評価は、部長級、室長級の管理職を対象に、また個人の能力を評価する能力評価につきましては主幹級以下の職員が対象となっております。また、多面評価につきましては、部長級職員の評価は室長級以下の職員が、室長級職員の評価は主幹級以下の職員がそれぞれ評価を行うこととなっております。

また、導入に当たりましては、人事考課制度の検討委員会を設置いたしまして、職員の代表6人と職員組合側6人の計12人により制度の確立を図ったところでございます。また、活用につきましては、現在のところ、本制度の給与等への反映は行っていない状況にございますけれども、面接を通じまして、考課制度をフィードバックすることによりまして職員の意識改革や、上司と部下のコミュニケーション機会の創出を図っているところでございます。

また、考課結果を人事異動等に活用することで、適正な人員配置に努めているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

尾崎邦洋議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

今回、このような人事考課制度についての質問を行った理由としまして、9月議会の議案質疑の中で、退職手当を除いた年度別の正規職員と非正規職員の人件費の総額と経常的一般財源との伸び率を比較してくださいということで、そのときの数字では、平成22年度から24年度までの3年間の経常的一般財源の伸び率はマイナス10.9%ということをお聞きして、正規職員と非正規職員の人件費の総額の3年間の伸び率はプラス4.4%ということで、一般財源が減る中で人件費は伸びてきているということで、そのときのご答弁では、総人数とか必要人員を確定して、それ

を守っているからというお話もあったんですけども、毎年定期昇給というのがあるもので、人間で抑えてもやっぱり総額としては年々定期昇給がある以上上がっていくということで、今後ますます一般財源が減る中でそこに占めるウエートというのがふえてくるのではないかなというようにことを考えて、この人事考課制度をやっているのであれば、本人にフィードバックして意識改革をやるとか、上司と部下のコミュニケーションをつくるとか、考課結果を人事異動に使われるということ为先ほどお聞きしましたですけど、やっぱりこの人事考課の結果を昇給、昇格、それに退職金、それとか異動などにリンクさせて新しい制度をまず検討して、経常的な一般財源が減少しても、投資的な経費に大きな影響を及ぼすことがないような制度をつくっておくべきだというふうに考えてこういった質問をさせていただきました。

先ほど、現状についてはお聞かせ願ったんですけども、これを例えばどれぐらいの期間でそういったことにリンクさせて、昇給、昇格、退職金等に反映されていくのかというのを、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

先ほどご答弁をさせていただきましたように、この人事考課制度、現在のところ給与には反映をしていないというところでございますけれども、最終的には給与等へ反映をさせていきたいというふうに考えてございますけれども、人事考課制度の検討委員会の中で職員組合側が主張いたします公平・公正性、透明性、客観性及び納得性の4原則と職員組合の関与及び苦情解決システムの2要件を備えることが給与反映の条件といたしているところでございます。

現在、職員組合とはこの4原則、2つの要件につきまして協議を行っている状況でございますので、給与等への反映につきましてはもう少し時間を要するものというふうに考えてございます。

また今後、人事考課制度を活用した給与体系に変更すべきということでご提言をいただいたところでございますけれども、本市におきましては、市職員組合との協議の中でいわゆる係長級の給与、本市では4級ですけれども、主任主査までの給与を生活給として位置づけておりまして、ここまでの給与は保障をしていくという考え方により進めているところでございます。その上で、5级以上、いわゆる主幹級以上の職員の昇任、昇格につきましては、人事考課制度を参考にしながら職員の選考試験委員会の中で厳しく選考を行っている状況にございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、正規職員の退職手当を除きます人件費と非常勤職員の賃金を合わせました額につきましては、22年度から24年度の過去3年間で約4.4%増加をしている状況にもございます。こうした状況を鑑みますと、今後、さらなる人事考課制度の活用を進めながら、職員の適正な人事管理や時間外勤務の削減などに鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（宮崎勝郎君）

尾崎邦洋議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

では、こういった人件費等が大きく一般財源にも影響するというような観点から、市長がどのように、こういった制度についての考え方と、今後どのように人件費について考えておられるのか、

ちょっと最後にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

幾つか人事考課制度を活用した給与体系に変更すべきだというようなご提言を頂戴いたしておるところでございます。

基本的な考え方は、今部長のほうから答弁させていただいたところでございますが、今後の市としての人件費抑制の市長としての考え方について、少し触れさせていただきたいと思います。

まず正規職員の定員管理につきまして、平成17年度に策定いたしました第1期定員適正化計画に基づいて、5年間で5%に当たります23人の職員削減を達成いたしましたところでございます。一方で、平成22年度策定の第2期の定員適正化計画では、これは議会でもいろいろご議論いただきましたが、平成26年度までの5年間で一定率での職員削減は行わず、消防職及び医療職を除きます現状の職員数424人を基本といたして、その定員管理を行っておるという今現状でございます。

この現在の計画につきましては、来年度見直しを行ってまいりますので、財政状況等を勘案するとともに、時間外勤務の削減などにも今現在鋭意取り組んでおるところでございますが、議員ご指摘のような人件費の抑制の観点も取り入れて、この次期計画の策定を行うよう指示いたしてまいりたいというふうに現時点で考えておるところでございます。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

以上で終わります。

○議長（宮崎勝郎君）

4番 尾崎邦洋議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時43分 休憩）

（午前10時53分 再開）

○議長（宮崎勝郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 岡本公秀議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

おはようございます。

本題に入る前に、まず冒頭に一言申し上げます。

今から2,500年前のことですね。中国であの孔子様が弟子たちと一緒に泰山の麓を通行しているときでした。1人のご夫人がお墓の前で大変嘆き悲しんでいると。それで孔子は、そのご夫人に、あなたは一体何を嘆き悲しんでいるんですかとお尋ねしたところ、夫人いわく、私のおじいさんも虎に食われ、私の夫も虎に食われ、今度は私の息子も虎に食われ、それで私は嘆き悲しんでいるんだとお答えをしたわけですね。それで孔子は、あなたは、それではどうしてこういうふうな恐ろしい土地に住んでいるんですか、なぜよそへ引っ越さないんですかと尋ねたところ、この土地にはむやみと税金を取り立てる恐ろしい政治がないからでございますというご返事で、孔子が弟子に

おっしゃるには「苛政は虎よりも猛なり」、ひどい政治は虎よりも恐ろしいんだと。そういうことを昔、2,500年前にこういうやりとりがあって、それが今に伝わって、これは今でも通用する言葉であると私は思っております。

なぜこのようなことを言ったかといいますと、現在、予算の編成作業にかかっておられると思いますので、そういったことを十分認識した上で予算編成に当たっていただきたいと、そういうことでございます。

それでは、本題に入ります。

まず、たばこ税の市税への増額についてということで一般質問を行います。

きのうからいろいろなやりとりがありますが、歳出も減らすように努力をして、それと同時に歳入もふやすように努力をすると、そういう答弁もございました。もちろん無駄な出費は削ることは大切であります、収入をふやすこともやはり同じぐらい大事なことであります。

そこで、私が思うには、税金を徴収する手間もかからん、経費もかからん、一番うまい話というのがたばこ税なんですね、一つは。たばこ税というものはどういうふうに納められるかといいますと、月末ごとにたばこ製造業者、というのは日本たばこ株式会社ですね。それとか外国たばこはそれぞれ代理店があります。フィリップモリスとかラークの会社とか、そういう会社が各市、自治体内でのたばこ小売店というのはようけあるわけですね、50も100も1つの市に。そういうところへ全部たばこを1カ月間売り渡す。その数字による税金分というものを皆向こうが計算して、それを市に申告して納付すると、そういうふうになっているわけですね。で、毎月毎月入ってくると、基本的にはそういう仕組みになっております。ということで、市にとっては全く経費も要らない、納税されないから督促出す必要もない、ただもらうだけと、そういうふうな種類の税金であるということをまず最初にご説明申し上げます。

平成23年度の税制改正により、法人実効税率というものが変更がありまして、その結果、市町村が、収入が減少するということになりました。だから、その穴埋めとして、平成25年、ことしの4月1日より市町村のたばこ税が増額になったんですね、穴埋めの意味で。しかしながら、市町村がこの恩恵にあずかるには、幾ら税金が増額になっても売れなきゃ話にならないということで、少しでもこの恩恵にあずかるためには、市内でのたばこの売り上げをふやすほど潤うわけですね。そういうわけで、売り上げが全く変わらないとか、これが下がっていくようでは法人税の減収分の穴埋めにもならないというか、単なる穴埋めに終わってしまうと、そういう事情があります。

それでお尋ねいたしますが、まず今回の改正により市町村へ配分されるたばこ税の増額された金額と、平成24年度におけるたばこ税の亀山市の収入金額をお示しいただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

岡本公秀議員の質問に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず平成23年度に税改正がされました法人実効税率の引き下げに伴いまして、議員おっしゃられたように今年4月1日から実効税率が30%から25.5%に下げられまして、県たばこ税の一部が市へ移譲されたところでございます。

今年度は、昨年に比べましてその移譲された分が、今見てみますと約3,700万円の増を予定

いたしておるところでございます。それと、たばこ税の平成24年度分が3億5,000万円となっておりまして、議員おっしゃられるように軽自動車税が1億580万円ですから、たばこ税というのがやはり市にとっても安定的な財源の一つになっておるという認識もいたしておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

岡本公秀議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

先ほど答弁にありましたように、金額自体は亀山市の一般会計の200億というような金額から見ると確かに少ないかもしれませんが、取りっぱぐれがないと。そして経費もかからない。必ず毎月毎月きつきと入ってくる点では、非常にありがたい税だと私は考えます。

それで、個別の細かい話になりますと、このたばこが国産の標準的な1個410円のたばこですね。このたばこに関して申し上げますと、今回の税制改正の措置により1個当たり12円88銭が増額されて、合計が105円24銭という金額が入ってくるわけです。すなわち、亀山市内たくさんお店がありますが、そこでこういった410円の標準的なたばこが1個売れると105円24銭が亀山市に黙っておっても入ってくるということです。私はたばこの販売の数というのは、やはり市にとっては無関心でおるということは余りよくないんじゃないかと思うんですよね。

そこで、亀山市としましては、市民というても吸う人だけの話ですけれども、こういったものを市内の店で買っていただくと市への収入が幾らあるんだと。1個当たり105円24銭あるわけですから、そういうことを余りご存じない方が多いと思うんですよね。そういうことをやはり市民の方に対して周知することも必要なんではないかと考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員おっしゃられるように、たばこ税につきましては、たばこの売り渡し等に係る税金でたばこの価格に含まれております。納める方は小売販売業者に製造たばこを売り渡す卸売販売業者等で、毎月分をまとめて翌月末日までに申告し、同時にたばこ税が納められています。

そういうことから、議員おっしゃられるように取りはぐれのない、100%納めていただく税金でございまして、亀山市内でたばこを購入していただくと税収につながることから、市内での購入をお願いしたいというふうに考えておるところでもございます。

○議長（宮崎勝郎君）

岡本公秀議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

市内での購入をお願いしたいと部長はおっしゃいましたが、余りそういうふうな文言を見たことはないんですよね。昔はよくありましたよね。広報の隅っこのほうに小さな字で、たばこは市内で買いましょうとか、そんなことがありましたけど、最近はいろんなそれにまつわる話で、たばこの煙による迷惑とか、そういうことがあるもんでやはりちょっと遠慮しておる、腰が引けておると思うんですけれども、やはりそういうことは当然分煙とかいうことをきちっとやるというのが大前提で、やっていかなきゃならないわけですので、そういうことも念頭に置いて市のほうもやって

いただきたいと。

そこで、ここにあるこの縦長のステッカーですが、これは鈴鹿亀山たばこ組合、鈴鹿と亀山を管轄しておるたばこ組合が組合員に配ったステッカーなんですよ、店頭に張ってくださいという。これは鈴鹿は鈴鹿でまた別のがありまして、これは亀山の分ですけれども、こういうふうな、これは組合として多くの市民の方に、たばこの税金が幾らあって、鈴鹿はもっと大きいですよ、十何億とかいう金額になるんですから。そういうふうなことを多くの方に知っていただいて、ちょっと頭の隅にでも置いていただこうと、そういう意味で市当局のかわりにつくっておるんですよ。やはり組合のほうも、自分たちの職業というものがどのように社会的な意味があるか、やっぱりそういうことも知ってもらわなあかん、そういうことですからこういったものを組合の費用、私たちの費用でつくって組合員に配付しておるわけですが、やはり市のほうもいろいろと各方面に気も使わなあかんかしれませんが、このものに類したようなものをちょっとでもつくってみて、市民に対して3億何千万といえは大きいじゃないですか。私がちょっとタクシー券をふやせと言うたら、なかなかふえないんですけどね。これが4億円までいったら3億6,000万からプラス4,000万でタクシー券を倍にできるでしょう。

そういうふうなことを考えて、こういったものをきょう皆さん方に提示させていただいたんですけれども、こういうふうな広報というものを考えたことはございますか。ご答弁ください。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず先ほど議員申し上げられたとおり、亀山市の税収がどんなものが幾ら入ってきておるかという、市民にお知らせをすることは私としては大切なことなんだろうというふうに考えておるところでございます。

その中で、当市は平成22年7月13日に、三重県の自治体として初めて健康都市連合及び同日本支部に加盟し、健康都市という考え方を取り入れて市民の健康に関する取り組みを強化し、市民と行政が一緒になった健康なまちづくりを進めているところでもございます。また、健康増進法という法律ができて、市民の健康に取り組んでいくということも言われて、議員おっしゃったように分煙というようにすることも随分広まってきておるように思っています。

このことから、先ほども申し上げたとおり、たばこ税は安定的な財源となっておりますが、健康都市連合に加盟し健康施策を推進しているという立場から、ポスター等の作成は現在のところ考えてないところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

岡本公秀議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

健康都市のことは私どもも十分認識しております。もちろんたばこ組合、そういったほうでもやはり今は分煙ということをかなり進めるようにして、それはもう健康に配慮をする、これは第1です。だけど、それでも世の中にはやっぱり吸う人がおるわけですので、やはりそういった方を対象に亀山市で買っていただきたいと、私どもはお願いしておるわけでございます。それが結果的には自分たちに回り回ってくると、そういうことですので、私はきょうこういうふうなことを少しでも

収入をふやすことを考えなあかんと、そういうことを一つの種としてこれを言ったわけですけども、大きくどっと収入があるのが一番ええですよ。固定資産税がいきなり10億円入ってくるとか。だけどなかなかそういうわけにはいかんから、やはり1,000万、2,000万単位の収入でも積み重ねていくということは大事なんですよ。それを思いますと、余り僕らから見ると、市のほうは収入を少しでもふやすということに関して意外とおおような気がしますね。ダボハゼみたい、何でもかんでも食らいつけというんじゃないですよ。だけど、もうちょっと収入の道がないかと模索するとか、そういったことはもうちょっと努力をしていただいてもええかと思うんですよ。

そして自主財源ですね、これも。例えばお国からいただくようなお金やったらお国の風向きでどうなるかわからん、そういうこともあるわけですが、こういう自主財源というものは非常に重要であると、私もそういう認識を持っております。

そういうことに関して、やはり自主財源の充実というものを、財政当局もこういうたばこ税をちょっとでもふやす努力をするか。1割ぐらいはふえると思うんですよ、やはり皆さんたばこを吸う人が市内で買うということをやめたら。勤め先の四日市や鈴鹿や津で買うのをやめてね。それが結果的に自分の日常生活に帰ってくると、そういう認識を持っていただいたらいいと思うんですよ。これは先のことになりますが、昨今、テレビで自動車に関して自動車取得税がなくなって、そのかわりの穴埋めとして軽自動車税を1.5倍に上げるという話があります。

先ほど部長のほうから、軽自動車税が年間亀山で1億7,000万とか、そういう数字が出ておりましたが、自動車取得税というのは県税で、県へ一旦入ってそれが市へ返ってくるんですけど、それがなくなったらもう1銭もならんわけですよ。そのかわり軽自動車税、これは市の財源ですから市へ来ると。だから将来そうになったら、皆さんできれば普通車に乗っても軽自動車に乗ってもええ方やったら、軽自動車に乗ってくださいと市民にお願いするような場面も来るかもしれん。そういうことを、私ニュースを見ながら考えておったんですよ。

そういうことでございますので、市の財政ということを私らも十分考えておりますので、少しでもこういった自主財源が充実するということを望んで、本日の質問をさせていただいたわけでございます。以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

10番 岡本公秀議員の質問は終わりました。

次に、15番 片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

通告に従い、大きい項目1番目の組織改正についてから確認をさせていただきます。今回は順番どおりやらさせていただきます。

私の質問に至ったのは、議会として平成22年度から各議員が所属する所管事務調査を1年間で調査研究、提言をまとめて、市長、教育長宛に提言書の提出を義務化されて、各議員がさまざまな観点から研究テーマを提出し、どのテーマにするか議論をして、議員も妥協するところは妥協してテーマを決定しておりますが、研究テーマ、議論の初代の委員長として、まとめるのには苦勞をしました。私は、まとめて大きく成長できた議員生活の経験であったと思っております。

そんな中で、私の総務委員長のときには、視察報告書は副委員長にまとめていただきましたが、2泊3日で2カ所の視察をした所感として、3行以内でもよいからA4 1枚に各議員が書いて全員

提出してくださいと強要して提出していただきました。これは情報公開請求があっても、議員の感覚、視覚、いわゆる感覚と視覚で見る目が違うということから、視察報告書の提出であり、議員の責務として市民に理解していただくための目的の一つでありました。

本年4月の組織改定で、市民部を総務委員会から教育民生委員会に所管がえをされてしまいました。私は初めから、教育民生委員会に、市民部も所管であれば提出テーマも違うし、視察先も研究テーマに沿った視察と市民部所管の場所とを、予算確保されている議員視察として2泊3日で視察したいところがありました。

総務委員会所管から教育民生委員会に所管が移りましたが、これは議会も代表者会議で決定され、昨年のもので済んでいる事案であります。私が確認したいのは、今後は組織改定をされるのなら研究テーマの調査が終了してから組織改定をしていただきたいのですが、見解をお伺いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡議員の質問に対する答弁を求めます。

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

組織・機構の改正につきましては、業務の効率化を進め市民サービスの拡充を図っていくという観点から、必要に応じて実施をいたすものというふうに考えてございます。

今回、総務委員会資料で提出をさせていただきましたとおり、来年の4月1日には建設部に建築開発室及び営繕住宅室を、消防本部に消防救急室をそれぞれ新たに設置いたす予定で諸準備を進めているところでございます。

議員からは、組織・機構の改正の実施時期についてのご質問でございますが、改正に当たりましては、市民の方々にいかに周知を図って、改正に伴う混乱を必要最小限にとどめることも重要であるというふうに存じております。こうした視点からも、年度当初でございます4月1日に実施しますことが最も肝要であるものというふうに認識をいたしているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

確かに総務委員会の資料、私も見せていただきました。ただ室がふえていって、言うて悪いけれども、役職の室長さんがふえていくのかなと。先ほどの尾崎議員の答弁じゃないけれども、方向性が違うんと違うのかというような感じはしました。

なぜ今回この質問に至ったかは、現在は年に2回の所管事務事業の説明会を開催されておりますが、行政職員の経費はどれだけ必要なんですか。これが1回で済めば、経費はこれだけ削減できますと計算をされましたか。一度試算をしてみてくださいと申し上げておきます。

現在の法律では、市長、議員がともに4月30日までの任期とするには、市長が辞職、議会の解散もなければ4月の統一地方選挙になり、4月の機構改革ということで、1回ということはできません。

国の合併施策で、何のメリットがあったんですか。私は何もよかったとも思っておりません。国債が増加して、国民負担の債務が増加しただけではないのかと。債務を増加させるんなら、公職選挙法も改正して選挙費用、人件費の削減と経済再生をして、孫子の代まで借金を残さないのが政治の

責任と私は思っております。

今から私が今までに組織改定の欠点もあり、改善の必要から、このような問題があったといろいろの発言しますので、頭の隅に残しておいてください。それを今後の参考にもしてください。

私の議員生活の基本は、みんなが住みたい亀山への有言実行なのです。今議会の議案の中で、鈴鹿亀山広域連合で処理する事務の変更と規約変更の協議が提案をされて、竹井議員が質疑をされました。なぜ今までの広域圏計画の策定が必要ではないんですか。良識の府で解散のない参議院で審議もしない国会ですよ。国会が全て国策で決定するんなら、私は地方分権を返上して全て国が決定して押しつけてきたらいいと私は思っております。

そこで私が言いたいのは、行政境も全て川の真ん中か道路の中心で区切られているのかわかりますが、畑でもでこぼこ境界で入り組んでいるのを行政の職員は全て承知されておりますか。鈴鹿市の議長が亀山市の議長に面会を求められて、要請もされました。それは、この場所は亀山市の行政境であり、鈴鹿市も下流から整備するから亀山市も一緒に整備してくださいと議長に要請され、私は議長から呼び出しを受け、この件は片岡君の近くであり尽力してくださいと依頼を受けました。

鈴鹿市の議長にお会いして説明を受け、私は初めて聞く場所でわからないために、安楽川のところから川の中も竹林の中を、竹を分けながら水の中を1人で歩いて現場まで到着し、現場を確認しました。この問題に対して、私は行政境であり広域行政圏計画にはいろいろ記載されている計画に合致するのではないですかと、広域連合議会の一般質問で能褒野の滝と称して写真を示しながら、この境界確定をしてください、大きく崩れていくが下水路を鈴鹿市か亀山市のどちらが整備するのですかと質問をいたしました。このような問題で、広域連合議会で一般質問されたのは片岡さんが初めてですとも言われました。隣の席の鈴鹿の議員さんにも、ここでの質問もありなんですねと言われました。

回答は、広域行政圏の施策に入りますので、鈴鹿市、亀山市で協議しますとなり、後日、田中市長より亀山市の行政圏であり亀山市で実施しますとなり、懸案事項が解決したのであります。

でも、この工事も即実施していれば、橋まで崩落しなかったので工事費も安く済んでいたのと同じですか。また、昨年9月の大雨で補修にどれだけ必要になったのですか。想定外の大雨と言われますが、それなりの対策がされていないからと違いますか。10年も経過しないうちに再補修では、設計当初から十分精査をして実施してくださいと申し上げておきます。

国からの指示と広域圏計画の改定をされて、今後このような問題を迅速に協議して対応できるのですか。誰が対応するのですか。私は本年3月に質問した床下浸水の問題でも、下水路の問題は鈴鹿市との協議が必要ではないのですか。話し合いをして解決策を見出さなければならない問題と違うんですか。

鈴鹿市の畑や家屋の水が亀山市に流れ、亀山市の下水路がオーバーフローして床下浸水をしたのを、どれだけの職員が理解しているのですか。百聞は一見にしかず、現地確認を実行して判断してください。下水路の完備ができないのなら、私が言うようにもとの道路の高さまで戻し、道路を下げて、道路排水として床下浸水防止の対策を早急にしてください。そのためには、他市の組織と協議・調整する組織は必要ではないのですか。広域消防計画も総務省が提案しながら、三重県では4ブロックとか8ブロックが提案でも何も進捗してないのと同様に、絵に描いた餅に時間をかけるのなら、事務部門より現場力の増強を目的でしますと、国が強制的に執行して予算措置をしてくだ

さいと申し上げておきます。

私が委員長の総務委員会で東広島市視察で聞いたことですが、先ほど尾崎議員もちょっと組織のことを言われましたけれども、市長部局から消防部局の総務課長補佐兼消防企画係長に説明を受けました。要は、市長部局から消防へ勤務されているということです。この人事は、消防の人員不足の対策と聞きましたが、視察対応ができるんです。このような組織でも消防が運営できる施策として参考としてくださいと申し上げておきます。

熔融炉の問題も、5万人都市での投資ではなく、25から30万都市を視野に今から計画策定するべきと私は思っております。今後、どのような施策を考えるのですか。

これは昨日、竹井議員が議案質疑でも言われました。鈴鹿市との協議が必要ではないのかと言われた言葉で、市長の答弁も、鈴鹿市との協議、議論集約は今後も継続して、信頼関係の構築をされると私は聞きました。これが経費削減の行政経営、共存共栄で市民負担軽減の施策であると申し上げておきます。

三重県、滋賀県の8市町で「鈴鹿山麓無限∞会議」を立ち上げられ、行政圏全体を魅力ある地域にするための協議と位置づけられました。私は、それよりも行政境で隣接する鈴鹿市、津市との意思疎通を十分に、行政境の諸問題を一刻も早く解決策を提示していただきたいのです。

現在の行政圏計画を廃止しても、市民の皆様の不安は完全に払拭しますと、代替案はこうになりますと早いとこ提示してください。それが行政経営と私は思っておりますが、いかがですか。私の考えを確認されるなら、反問権を兼ねていつでも呼び出してください。今は答弁を求めませんので、この質問はこれで終わります。

大きい項目2番目の学校改築について、お伺いいたします。

教育委員長の教育行政現況報告では、川崎小学校改築事業について、川崎小学校校舎改築基本計画策定委員会におきまして改築基本計画策定に向けて検討を重ねてまいりました。計画の完成に向け取り組んでいるところだと報告されました。本年は何回開催されたのですか。その進捗状況を確認しながら、いろいろ確認させていただきます。

私は9月議会の一般質問で、校舎改築検討委員会も24年度では7回の開催予定が2回しか開催されず、計画が大きく後退するのか、それともこれではだめだと変更してかじを切り直すのか確認をしたかったのですが、全ての答弁が検討いたしますの答弁ばかりでありましたので、再確認をかけて今議会も再度確認させていただきます。

まず一番初めに、西小学校と関中学校は建築して何年後に改築されたのか。また、白川小学校建築後、何年経過しているのか、3点をお伺いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

他校の建築、改築状況でございますが、他校の改築におけます校舎の建築経過年数でございますが、西小学校につきましては昭和38年、39年建築の校舎を41年経過した平成16年に改築工事の着工を、関中学校につきましては、昭和37年建築の校舎を47年経過した平成21年に改築工事の着工を行っております。また、白川小学校につきましては、昭和29年建築の校舎でございますので、59年経過をいたしております。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

西小学校が41年、関中が47年、白川小学校は現在59年ということをお伺いしました。

川崎小学校の沿革ということで、川崎小学校があそこへできたのは昭和21年に現在のところへ建てられております。その中で、昭和42年に体育館がつくられておりました。ところが、その体育館は昭和63年、21年後に屋内運動場という名目になって建てかえられております。その屋内運動場を建てかえられてから、今でもう25年は経過しています。確かに40年はまだたっておりませんけれども、ですけれども、要は第2棟、そこら辺で54年に建てたとか44年に建てられたやつの中でありますけれども、54年に建てられたやつ、3階建て、一番裏ですね。あれは34年しかまだ経過はしておりません。その前の2棟のなんかやったら何年、40年ぐらい、45年か、昭和44年やでもうちょっとになりますけれども、10年早いのがやったら44年か。それやで40年以上で経過しておるということは言えると思いますけれども、その中で現在、管理棟については18年しか経過していませんと。それで、プールもかえられていますけれども、昭和46年につくって42年は経過していますと言われました。

平成22年に図工室、生活科室を新設工事完了というのは、これはあくまでもプレハブです。それで23年、管理棟のトイレも改築されておりますけれども、この耐用年数というのかな。一番初めの体育館を建てて、2回目建てかえるときには21年で建てかえておると。そうやけれども、白川小学校なんかやったら木造でも五十何年ももっておると。僕はまだ、どういう基準で建てかえていくのかわかりませんけれども、質問しませんので、これから改築についていろいろ十分中で議論していただきたいと思っております。

次に入ります。

次は、私が9月議会で確認しましたうちの5項目をまとめて私も説明しますが、答弁はまとめて5項目一緒をお願いしたいと思います。

1点目は、防災拠点として国からの財源確保をする要望は、どのような状況でどのように計画をされているのかの答弁では、計画が進む中で活用できる補助金等につきまして十分調査してまいりますと言われました。その進捗状況であります。

2点目は、これ以上の少人数学級は導入されない設計なのですかと聞きましたら、三重県と亀山市の少人数教育推進事業を視野に入れて考えますと言われているようですが、そうすると教室がようけ要るのとなってくるわけですが、その進捗状況。

それから3点目、木造建築に対する教育委員会の現在の考え方の答弁では、木材利用につきましては検討を行うと言われましたが、その後の進捗状況であります。

4点目は、子供の体力増強策の一貫として、運動場に120メートルを直線で走る場所の確保に対する考え方については、改修を視野に入れていますと言われましたんですけれども、改修することとはできるのかなあと思うんですけれども、その進捗状況。

5点目、資材置き場をどこにするかとの考え方の答弁では、全体配置等が決定した後に検討を行うであります、その後はどうなったのか、以上5点をまとめてよろしく願いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

9月議会からの進捗状況ということでございます。5点まとめてということでございますもので、まとめてご答弁いたします。

川崎小学校改築事業におきましては、現段階におきましても基本計画の策定に取り組んでおるところでございます。具体的な設計はまだ先になりますので、あくまで基本計画策定段階における教育委員会としての考えとしてご理解いただきたいと存じます。

まず防災拠点としての国からの財源確保におきましては、川崎小学校は代表避難所に指定されており、校舎改築におきましても、小学校を防災拠点として考える必要があることは十分に認識しているところです。そのような中、改築内容が文部科学省の交付金メニューである防災機能強化事業等の対象となる場合、その活用をいたしたいと考えております。

次に、少人数学級につきましては、国の基準や県の「みえ少人数教育推進事業」、市の少人数教育推進事業を視野に入れて現在検討を行っており、空間を無駄なく有効的に使用していくことを前提に、必要な空間を確保してまいりたいと考えております。

次に3点目の、木材使用に関してでございますが、これにつきましては、亀山市公共建築物等木材利用方針に基づき木材利用を積極的に行ってまいりたいと考えていますが、その手法につきましては耐久性、コスト面などをしっかり見きわめていく必要があるかと考えております。

次に、グラウンドの整備につきましては、まず第1に、当学校のグラウンドは水はけがよくないため、学校活動や地域活動に極力支障が出ないようにその解消を目指しております。一方、グラウンドは児童の学習空間でもございますもので、体力増強等の効果につきましても勘案いたしまして、設計に反映できればと考えております。

最後に、資材置き場をどこにするかでございますが、これは全体の配置計画、工事計画に関することでございますので、設計段階で検討をするということになると考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

確かに決定しておらんまでに、僕は聞いていろいろ僕の言わんとすることも前に進めてもらうために聞きましたんで、大体の話は、今の中でちょっとあれと思ったんは、材料置き場について、確かに僕が言うておることを考えてくれたらうまいこといくのやろうけれども、まだそこまでいっておらんということで、あとは防災拠点、それをこの前も資料をもろうて原田君に渡したんと一緒に、その中を活用してと言われましたんで、それを気張ってやっていただきたいと。

それから少人数教室、やっぱり空間という僕が言葉を聞くと、空き教室、教室の余分なところをつくってもらえるのやというような判断をしました。それ以上は今は聞きません。

それから、木造はまた後でもちょっと違うことで聞きますんで、それから体力増強については、確かに反映すると言われましたんで、頑張って、あとは十分私も監視していきます。

材料置き場をどこにすると明確には確かに言っていただけませんでした。白川小学校では、地元要望から校庭での材料置き場から別の場所に確保されましたが、川崎小学校も建物保証でもない、用地確保や移転ではなく畑として使用されている場所が現在もあります。駐車場の確保や必要性は

防災避難所としての将来計画から、先行投資してでも用地を確保されるべきと私は思っております。

この提案は、将来計画を大きく左右するものであり、今回は提案としておきますが、教育委員会だけやなしに市長部局のほうも十分に精査をしてくださいとだけ今は申し上げておきます。

視察で感じたよい参考事例を申し上げます。

会派で近江八幡市へ、平成16年には安心で安全なまちづくり、平成17年度に市営火葬炉、さざなみ浄苑かな、ここへ視察に行きました。このときは、対応してくれた方は、亀山市に視察に行きましたけれども、あんな立派なものをなぜもう早から潰して新しいのをするのと言われました。

本年はまちづくり協議会による特色あるまちづくりが目的で、3回目の視察をさせていただきました。今回の視察では、副議長に初めから最後まで対応していただきました。

近江八幡市は人口は8万人、面積177キロ平方メートルありますが、小学校は11校で、人数の多いところは2カ所あります。西小、東小とあるというようにね。普通なら1カ所で、琵琶湖の中の島では、もう人口は少ないですけども島ですので1カ所つくられていると説明がありました。学校は2カ所あっても、コミュニティは1カ所しかつくと、施策を市民も納得して行っているとされておりまして。これが本来のコミュニティ活動ではないのですかと。まちづくり協議会ではなく、公民館活動の一環として、コミュニティは1カ所として拠点活動をしておりまうと言われました。

今1カ所で、学校改築とコミュニティ建設は隣接の場所に設置して、学校は健常者用の避難場所、コミュニティは身体障害がい者のバリアフリーの避難所として新築をされていると聞いてまいりました。一度、完成したら視察してくださいと言われました。会派としても、日帰りでも視察に行こうかとも話してきました。ぜひ来てくださいと言っていました。

亀山市として、防災拠点と公民館活動の一環として考えるなら、近江八幡市の視察を検討するべきではないのですか。この施策が本来の公民館活動の一環であると思うのは私だけなのでしょう。なぜここまで申し上げるかといいますと、避難所運営ゲームで、この前も話ししましたが、体験された行政の職員と議員の方は、身体障がい者専用の避難施設の必要性は十分認識されていると思いますし、私はその必要性を十分認識しているから必要性を訴えているのです。

本年度の防災訓練が11月24日に、市民と来賓も多数参加されて開催をされ、問題点を探し解決するための総合防災訓練として、私も地元行事は総合防災訓練参加として欠席して、最初から閉会まで参加をしました。

白川小学校での防災訓練が始まる前に、地元の方が、ここには活断層があるのはわかっていますかと職員に聞かれていました。そのときに私もおりました。長田県議の挨拶でも、活断層を紹介されました。活断層の上なら、現在の白川小学校も耐震補強ではなく他の場所に移築するべきと私は思いましたが、皆さんはそう思いませんか。断層でざあっとずれたら避難所でもない、どうにもならんことと私は思うからです。白川小学校には、学校敷地内にコミュニティが建設されておりますが、これが地域で助け合う避難活動ができる施設であると私は申し上げているのです。

そこでお伺いしますが、これからの学校とコミュニティについてのこれからはどのようにされるのか。行政側の明快な答弁をお願いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

西口危機管理局長。

○危機管理局長（西口昌利君登壇）

学校及びコミュニティ施設の避難所としての考え方をお尋ねですので、私のほうから答弁申し上げます。

現在、市内の小・中学校14校のうち、亀山中学校と関小学校を除く12校につきましては、各地区の代表避難所に指定をしております。また、コミュニティ施設につきましては、指定避難所とさせていただきます。

それぞれの内容を申し上げますと、指定避難所は各自治会等の1次避難場所から次に避難する公共施設でございまして、代表避難所は各地区の防災拠点となる公共施設でございます。

議員のご質問は、コミュニティ施設をいわゆる福祉避難所としてはどうかとのことでございますが、福祉避難所には、今議員もおっしゃいましたように、高齢者や障がい者、あるいは要介護者等が避難をされ、それらの方々の支援をする専門的な要員が必要であるというふうに考えております。したがって、亀山市の福祉避難所の考え方につきましては、今後、市内の福祉施設と協定を締結して設置したいというふうに考えております。

したがって、現時点でございますが、原則としてコミュニティ施設を福祉避難所的に位置づけることは難しいものというふうに考えております。なお、代表避難所等においては、福祉避難所を設置するまでの間や、設置してからも福祉避難所へ移っていただくまでの間は緊急避難的に要援護者を受け入れる場合もございます。以上でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

今危機管理局長が言われました福祉施設、そういう専門の方が要ると言われましたね。それはわかるの。そこまでできてしまえばいいの。僕らがこの間勉強したとき、そんなん何にもなしでああやってして、ここへ車椅子の方、透析の方、酸素ボンベ、それをどこへ振り分けるかと。そうなったときのことを言うておる。

そうやでそれを、今言われることを愛の里か何かしらんけれども、そういうところとどうしてやられるのかしらんけれども、するならするで早いところそういうところと、協定を結んでもらうてしてあげやんことには、地元として自治会長さんとかその辺が学校へ、こんなもんこと違う、向こうへ行つてと、そんなん言えへんのやで、早いとこそれだけはしてやってください。それだけ要望しておきます。

学校改築最後の質問として、今後のスケジュールを確認しますが、私は西小学校改築でプレハブ校舎に1億円もかけて、運動場がないので西野公園までバス移動に税金を投入するよりも、用地確保して別の場所へ移る、丸々移転等いろいろ提案をしてきました。

児童保育所は学校敷地内とも言いました。これは鈴鹿農協の土地がたまたまあいておったんで、あそこへ現在川崎が入っていますけれども、あそこもいつまでか、農協さんもあのいい場所を貸してくれるとも限らへんので、改築のときは考えてもらえんと思いますんで、これは答弁を求めません。

川崎小学校改築がおくれ、いろいろな応急措置として、給食用のエレベーターがつくられ、それから管理棟にはトイレがなかったんでトイレもつくっていただきましたがために足かせとはなつて

おります。地元で、長田県議との報告会でも、私は現状の計画では体育館と管理棟は残されると説明の中で、この前も話ししましたが、昭和36年ごろに名古屋のテレビ塔横で10階建てぐらいのビルは営業しながら移動していたので、移動はできますと。真ん中で管理棟を残して、レイアウトはどうするのかとも言っております。

市民の中には、その中で、資金がないと中途半端な改築をするなら、40年じゃなしに60年、70年も改造しなくてもよい学校改築にするためにです。10年間と、僕も聞いてびっくりしたわ。10年ぐらい辛抱してでも完璧な改築と言われる方も見えることを理解してやってください。改築については地元説明も十分していただき、理解していただく方策はぜひ認識して対応してやってください。それが税金使用の基本と私は思っております。地元同意が得られる改築計画を提示して、地元説明を教育委員会もしてください。ぜひとも100年安心プラン、誰が訪ねても、校門から玄関へ、玄関から職員室へと。熟年の方が子供と触れ合える場所の学校をつくってくださいとも要望は聞いていますので、誰が尋ねても通じる完璧な学校改築を、現在の学校のように、設計は誰がしたのかと後世に残ることだけはやめてほしいのです。

今後のスケジュール、まだ決まっておらんかしらんけど、現在の段階でどうなのかを確認させていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

今後のスケジュールでございます。

今後のスケジュールについてでございますが、これまでに亀山市立川崎小学校校舎改築基本計画策定委員会を6回開催させていただきまして、基本計画の策定を間もなく終える予定でございます。その後、プロポーザル方式などによって設計業者を選定し、平成26年度から基本設計、詳細設計に取りかかる予定でございます。工事は、現時点におきましては平成28年度から平成30年度まで3カ年を計画しているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

24年度2回が、今年度になってから検討委員会も4回開催されたと、スピードアップされていきますのには理解させていただきました。26年度から設計ということで、28年かから30年に3年間かけてやられると言われました。そうすると、管理棟ももう20年たたんかしらんけれども、考え直すぐらいの時期に来るのかなあと、今私はここでそのことだけを申し上げて、この質問は終わります。

次に移ります。

大きい項目3番目の、みえ森と緑の県民税の活用への質問に移ります。

市長の現況報告の中でも触れられましたが、三重県ではみえ森と緑の県民税を来年度から均等割で1,000円、住民の意思に関係なく強制的に徴収をされるようになります。来年度から、亀山市にもこの税金が使用可能と言われております。その中で、みえ森と緑の県民税の市町への基本配分枠として亀山市には約600万円の配分が計画されていると聞いております。使用目的を三重県

に提出して、確認すれば初めて交付金を受ける仕組みとも聞いております。

私が確認したいのは、特別配分枠として、大規模な公共施設の木造化や水源地保護のための公有林化であります。この計画事業が大きく基本配分枠、年600万以外について、市町からの事業計画申請に基づいて弾力的に配分するとの計画が発表されているのは承知されていると思っております。

そこで、一番初めにお伺いするのは、水源地確保の山林の公有林化をするには、山林を購入しなければなりません。その場所で該当するところが亀山市にあればお伺いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

県民税、みえ森と緑の県民税ということで、少し税のシステムを含めたご答弁をさせていただきます。

平成26年4月から導入されますみえ森と緑の県民税について、県内においては災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、災害に強い森づくり、県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策として進め、財源として県において創設されました。

税の仕組みにつきましては、議員がご所見のとおり、現行の県民均等割に上乗せ、個人では1年間で1,000円、法人につきましては県民税均等割の10%相当、2,000円から8万円を納めていただくシステムでございます。

このみえ森と緑の県民税は、県と市町が施策の役割を分担した中で、市町ごとにみえ森と緑の県民税市町交付金として平成30年度までの5カ年間で配分されるものでございます。この市町配分には基本配分枠と特別配分枠があって、基本配分枠として26年度に632万1,000円を予定しております。また、特別配分枠は計画事業費が大きく基本配分だけでは対応できない場合に、市町の事業申請に基づいて弾力的に配付されることとなっており、単年度では2,000万円を上限とし、5カ年間で3,000万円を限度とした配分となっております。

議員、この特別配分枠を活用して水源地確保のための公有地計画のご質問でございますが、交付金の活用の一つであることは考え方ではありますが、現在のところ市域の水源涵養機能を有する森林面積は、保安林指定や鉱区禁止区域等一定の規制を有することもございますことから、現在のところ購入の計画は考えていないところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

今の答弁を聞いておって、導入の計画を考えてへんと言われたら、もうあと聞けへんのや、僕が聞こうと思っておったことが。

その中で、そんなんやったら時間もあれやけれども、亀山市の現在やられています木造化計画はどのようなものがあるのか、簡単にだけ説明してください。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

現在、市では２３年の２月に亀山市公共建築物等木材利用方針を策定いたしまして、公共建築物の木造化・木質化を推進すること、一層の木材の利用拡大を取り組むこととしております。

この方針で木材の利用の促進及び公共建築物、市が整備する公共建築物はもちろんのこと、特に民間事業者が整備いたします社会福祉施設等、公共性の高いものについて木造利用の促進を図っているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡武男議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

今までから聞いておったもんで、僕がこれを聞いたんは、今までは木造化というコミュニティぐらいとか言われました。僕がここをなぜ聞いたかという、川崎小学校で３年間で３，０００万円、それを使える方法を考えられやんやろうかと思って聞いたん。そうやで、どうなん、その辺の答弁、もう時間ないけど簡単に。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

川崎小学校の大規模施設についてのこの県民税の利用ということでございますけれども、詳細についてはまだ教育委員会のほうで今煮詰めていただいています。そのことを踏まえて、協議して考えていくものと思っております。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡武男議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

今後考えられるのであれば、せっかく県もそういう３年間で３，０００万、それやったらそういうことも利用できて、川崎小学校をモデル事業として、教育委員会と十分協議してください。この質問はこれで終わります。

大きい項目４番目の、通学路の安全対策の質問に移ります。

まず現状の学校通学路の危険箇所は、ＰＴＡ、住民から要望されていますが、昨日も高島議員もありましたけれども、教育委員会としてどこまで把握されているのか。要望がありながら、措置についてどのようにされておるのか、お伺いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

要望に対する措置でございますが、通学路に関する要望につきましては、毎年、ＰＴＡ会長及び地元自治会長の連名により教育委員会へ要望書が提出されます。これをもとに、警察、県及び市道路管理者、市教育委員会、学校、ＰＴＡで合同現場確認を実施し、警察、県、市担当部局等へ必要な対策を要望しているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡武男議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

今の答弁を聞いておって、本当。そうやったら10月31日、名越で、学校、PTA、自治会長、県、警察、そのときに建設のほう、教育委員会も来うへんだ。僕が怒って、来てくれたけどさ。そんな、あんた今答弁と違うやないか。言わんつもりやったけど、そういう答弁するのやったら僕も怒らんとおれへん。僕は、あのときは長田県議が、きょうは初めだけおるで、後は頼みますと言うていったもんで、前の自治会長に聞いて、ちゃんとそういうこともどういいうきさつか聞いておいでから行って、僕も言うてやっておるけれども、きょうは誰も行きません、こっちも誰も行きません、そんなん答弁と違うわ。

そうやったら、教育委員会と道路管理者は、地域要望がなくても現地確認をされているのか、お伺いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

要望のない場合の現地確認でございます。

要望のない通学路についてでございますが、青少年総合支援センターの補導員によります巡回パトロールや、学校教職員による登下校指導等から情報を得たり、地域、学校からの個別情報をいただいたりしたときは現地確認をいたしまして、市、県の道路管理者とも協議して対応しているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

要望がなくても道路管理者は現地確認をされているかというご質問でございますが、道路管理者といたしましては道路パトロールの実施、それから住民の皆さんからの通報などによりまして危険箇所の把握にも努めているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

私が平成15年に議員に初めてなったの1回目の質問、この写真、後でちょっと説明しますが、のぼのの森公園を造成されるときに、なぜ歩道を拡幅しなかったのか。また、用地買収ができて次の公園整備でも拡幅提案をしましたが、国への公園申請面積があり設計変更はできないとありました。

のぼのの森公園の歩道は自転車通行が可能な歩道であります、有効幅員の最低は1.24、自転車1台分、それにガードレール、鉄パイプないんです。最大でも2メートルしかないの。その2メートルというのは、今から写真も示しますが、ここは建物があって、拡幅してもらうときに県に直談判に行った。そのときに、やりますと。地権者が了解してくれておるのやで、やってくださいと言うたら、ようよう土地も買うてくれましたけれども、そのときに僕は県に言うたんは、どうせやるんやったら3.5メートルにしてくれと言うたんやけれども、片岡さん、そんなこと言わんと2メートルにしておいてと。ここより下ののぼのの森公園のところ、あんだけの幅しかあらへんやんかと、ごめんしてやって。

そうやで、ここを今子供さんがようけ、後で言いますけれども、本当にどんだけ生徒が通学して、けさも7時40分から行った、1のつく日やで。そうやけれども、子供さんがこうやって自転車で歩道を通れやんで車道を通っていくの。そうやで、これをどうするのかや。

もう時間がないんであれやけれども、そうやったらこの信号については、平成15年ぐらいのときに、時の校長さんが、車道用の信号はついておるけれども歩行者用の信号がないんで、片岡さん何とかと言われて、そのときは交通課長や、それから署長も絶えず見えまして、署長に、これ校長がこう言うておるけれども、何で歩行者用の信号はついておらへんのかと言ったら、署長は課長さんに、要望書は出ておるのかと。出てますと。出ておったら早うつけなあかんやと、ぽっとつけてくれた。

そんだけ動かんとできていかんというのと一緒に、これ本当に、最後の質問としておきますけれども、1回皆さん、ここを朝、子供がどんだけ通って自転車がどう通っていくか。けさでもそう。この向こうへ子供が歩いてきて、ここがあいておるときやったら子供さん、学生さん、歩道を自転車で通っていく。1回現地確認して、どうされるのか。建設のほうと教育委員会の答弁を求めて、私は終わります。

○議長（宮崎勝郎君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

名越交差点は、4つの歩行者用の信号機及び横断歩道がございます。この交差点をおのおのの方向から約240名の川崎小学校の児童が通行し、中部中学校の生徒も約30名が通行します。また、この交差点から能褒野橋へ向かう県道名越長明寺線沿いにおいては、川崎小学校では田村・東野、長明寺、岩森地区の児童約55名が行きも帰りも通行いたします。また、中部中学校では、能褒野名越地区の生徒約30名が通行しています。いずれも能褒野神社側の自転車及び歩行者専用の標識がある歩道を通行するよう学校で指導しており、時間帯によっては児童・生徒が重なり合うこともございます。

これまでも小学校と中学校が連携し、何度も現場を確認して交通指導等をしてありますが、教育委員会としましては、12月1日に道路交通法の改正がなされたこともあり、自転車で歩道のない路側帯通行をする場合は左側通行すること。特に、中学生に対しましては、歩道で対向する際、自転車をおりて押して歩くなどの交通指導を徹底するよう、各学校に対して重ねて指導いたしましたところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

当該の歩道につきましては、県道ということもございまして、県のほうへまた当然こちらのほうから要望もしてまいりたいと思います。

また、全体的には市内の管理しております道路550キロございますので、毎年PTA、学校関係者の方との合同危険箇所点検を行いまして、意見を聞きながら危険箇所、緊急性の高いところから予算の確保に努めて安全・安心なまちづくりに努めてまいりたい、そういうふう存じております。

○議長（宮崎勝郎君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

今次長の答弁で、自転車押していて、一回現地見てみい。1.2メートルのところを自転車押したら歩く人も通れへんの。そうやで僕は現地確認してから言うてくださいと、以上終わります。ありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

15番 片岡武男議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午後 0時08分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（宮崎勝郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、22番 櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、一般質問を行わせていただきたいと思います。

質問前にまず一言、私も市民の一人として、市長初め市の職員、一言ものを申したいと思いますもんで、気にさわるかわかりませんが、お聞きいただきたいと思います。

きょう、私がこの議場に9時50分に入らせていただきました。当然、朝の挨拶でおはようございますという挨拶をさせてもらいました。その折に、お答えいただいたのは市長さん一人でした。議場に恐らく8人ほどの市幹部職員がお見えになったんですけれども、市長一人がおはようございますというて答えてくれました。

私は家でいつも朝起きるてくるんですわ。女房もおりますし、息子夫婦もおりますし、孫も2人おりますけれども、必ずおはようございますと言うんです。たまたま機嫌が悪いときは返事をせんと。返事をせんだら返事するまで、わしはおはようと言うまで言うんです。声が小さかったら、もっと大きい声でせえと。

ところが、きょうもたまたま尾崎議員が見えましたので、尾崎議員、一遍入ってくれと、そして一遍おはようと言うてみなはれと。どうやったと。やっぱり市長だけやったと。それで次に議長が見えたので、議長、言ってくれと、どんなぐらい挨拶するかと。わしが言うたら8割ぐらい挨拶したと。そうすると、ああそうか、人を見て物を言うのやなと。そういうような姿勢はもうやめてほしい。やはり市民は皆役所へ来やはったときには何らかの用事で来るのですから、まさか毎度おおきに、いらっしゃいませと、そんなことは言うてもらわんでもよろしいです。朝来はったら「おはようございます」、昼から来たら「こんにちは」と。夕方やったら、こんな遅く何でございませうと、挨拶をまずするように、市長、一遍徹底してほしい。それだけちょっと申し述べておきたい。

そして、私も物事というのは礼に始まって礼に終わると武士道じゃないですけども、それが一つの人間の生き方と思っておりますので、そこら辺はやっぱり市長は確かに私におはようございま

すと言われましたけれども、人を見やんと物事は進めていただきたい、そういうふうに思って質問に入りたいと思います。

今回の表題として、選択と集中について。

平成21年2月に亀山市長に就任されました。前回の市長選挙は無投票で就任されました。市民の皆さんから期待も絶大なものであらうと思われまます。市長の経歴は、市議会議員、28歳で多分出られたと思います。市議会議員1期4年、県議会議員4期14年、市長として5年と、市・県議会並びに亀山市長としての行政の面、両方とも、特に政治面では幾多の見識、経験を積まれてきたと思われまますが、今日までの亀山市長の就任後の諸施策をやってみえたと思うんですけれども、その見解をお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私自身、平成21年の2月に市長に就任をいたしまして、直後の3月の定例会でございましたけれども、本市が社会経済情勢の環境変化による大きな転換期に差しかかる中、分権時代にふさわしい自治体経営と持続可能なまちづくりへ挑戦する決意を申し述べさせていただきました。その上で、当時市政に臨む3つの基本理念として、市民に開かれた市政、政策の優先度の転換、協働する力を表明させていただいて、以来、その理念に基づく市政の進展と市民の暮らしの質の向上に向け、全庁一丸となって最善の努力を重ねてまいったところであります。

こうした1期目を顧みますと、ご案内のように平成20年秋のリーマンショックの直後でございましたので、世界的不況の影響などによりまして、本市の液晶産業の集積による強固な市税収入に支えられた行財政運営から、税収構造の変化に適応した行財政運営への転換が急ぎ求められ、私自身激動期の激変緩和が最大の使命であったというふうに考えております。

そのため、その前提となります市民の皆さんとの希望と信頼ということの中で、市政の透明性につながる情報の公開と共有をまずは重点的に進めるとともに、選択と集中による大型事業の見直しとか事業仕分けの実施とか、それから市債発行の抑制など、将来への備えを重視した行財政運営に努めてまいりました。

こうした中で、政策的には環境、健康・医療、次世代育成、ここらは重点的に展開をしたところでございますけれども、とりわけ三重大学との連携による地域医療の再構築、義務教育修了時までの医療費助成制度の創設、木造住宅の耐震化の促進など、市民の暮らしの質を高める施策をまずは優先し推進いたしてまいりました。

また、平成22年でございましたが、本市のまちづくりの9つの基本原則を位置づけ、亀山市まちづくり基本条例の制定など、市民との協働によるまちづくりに向けた基盤づくりを行うことができたものというふうに考えております。

これらを踏まえて、本年2月、2期目の市政を担わせていただくこととなりました。この就任に当たりまして、本市の持続的発展と5万市民のクオリティ・ライフを両立させるための政策公約として、「続・新生亀山モデル」と命名をいたしました2013マニフェストをお示しさせていただ

いて、5つの重点政策と40の施策項目をお約束させていただいたところでございます。また、今後の市政運営の基本方針として、市民に開かれた透明な市政運営と参画協働、並びに行財政改革をさらに進める意思を表明させていただいたところでございます。

これらの具現化に向けまして、現在、きずな、それから持続可能性、クオリティ・ライフの視点、この3つの視点を重視した上で、大変環境の変化が激しゅうございますけれども、限りある経営資源を生かした自治体経営を進め、希望と信頼の市政を前進させてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

特に、私の5つの重点政策であります「まちの防災力を高める」、「市民の健康寿命をのばす」、「まちの魅力をみがく」、「子どもの輝きをひろげる」、「まちの地域力を高める」の各分野におきましては、後期基本計画の策定も踏まえ、本年度の組織・機構改革とあわせ重点的な推進を図っているところでございます。これら全般を踏まえまして、本市は昨年4月に第1次総合計画後期基本計画をスタートさせ、10月には亀山市行財政改革大綱の見直しを行ったところでございます。

この2つの計画を着実に推進することによりまして、本市を取り巻く内外の厳しい局面を乗り越えて、持続可能な市政の進展に全庁挙げてしっかりと臨んでまいりたいという思いで、全力を傾注したいというふうに思っております。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

6分で5年間を語っていただきまして、まことにありがとうございました。

同じ言葉が、同じ内容が大体2つ、3つ重なりました。市長が平成21年2月に就任されたときは、確かに世界が激変したと。当然日本もその影響を受けた中です。経済情勢、確かにデフレも進んで景気も後退して大変な時期やったと、それは十分理解しますけれども、5万人の首長としての役割、特に気がついたところは、きずなという言葉が出てきました。

きずなという言葉は、この東日本大震災が起こって、きずなという言葉が日本を中心に世界中にそういうものが広がったと。その当時の日本の状況はどうやったと、特に震災地の状況はどうやったと。世界が驚くほど治安も全て暴動も起こらず、略奪も起こらず、整然と国、県、各関係機関、それから日本国民がこぞって援助してきたという形で、世界的にも日本国というのが世界から認められたところやと思うんですけれども、今語ってもろうた中で、そんなものですか、5年間。

私はもっと、あれもした、これもした、これもしたけれどもどうやと、櫻井、おまえ言うことあるかと、わしはこんだけ気張ってきたんやと言うてもらおうと思うておったんですけれども、今確かに市長が5年前に就任したときは、平成17年に旧亀山と旧関町が合併して、平成19年に第1次総合計画がつくられ、平成21年ですからちょうど上半期というか3年目が過ぎたと思うんです。

それまでには前市長がいろんなプロジェクトをつくっておられました。斎場建設、それから和賀白川線、それから野村布気線、それから関中学校、もろもろの総合計画がありました。その中で、全て行政というのはやっぱり連続性のあるものじゃないかと思うんですけれども、そういうふうなもんですか、今市長が語られるのは。もっと何かあったでしょう、この5年間の思いというのが。そこら辺、もう少し具体的に、確かに三重大との医療センターの連携とか、義務教育の子供たちの医療費無償化、それから住宅の木造の工事もやってきたけれども、もっとありませんかな。

もう少し市民に対して、私はこんだけのことをしてきたという見解を知りたかったんですけども、もしつけ足すことがありましたら、もう一言具体的にですな。なかったらないでよろしいけど、おっしゃっていただければありがたいですけどな。次が続きませんのや、私。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この4年半、私、市長就任以来から、確かに、今議員が求めておられるのはさまざまな施策事業や、これをここで答えさせていただくのはやぶさかでございますが、ただそれぞれの事業につきまして、市政全体からいって、どういう基本的な考え方や何を優先するのかという視点で先ほど申し上げたような思いを具現化してきた積み重ねであったというふうに思っております。

入札契約制度改革なんかもその一つでございます。一般競争入札を導入していくということも一つでございましたし、市長並びに行政の持つておる情報を、例えば市長の交際費も含め原則オープンにしていくと。これは本当に市民の皆さんとの希望と信頼のまさに原点であろうという思いを、幾つかの取り組みを進めてまいったところでございます。

さらには、先ほど申し上げたように、いずれにせよ亀山市の自治体、あるいは5万市民の置かれた状況というのが非常に大きな社会や経済や、私はこの4年半の間に2回の政権交代も経験をさせていただきましたが、いろんな内外の要素によって変貌していく中で、確実にこの変化に適応して今何を優先すべきかという思いで、議会の皆さんともこの公の場で多くの議論を闘わせて、それは本当に市民の皆さんの見えるところでさまざまな自治体経営が運営できたということについては、非常に課題もございますけれども、私自身は先ほど申し上げたような思いを持ってこの4年半、全庁職員とともに努力をしてきたと、こういう思いを今お伝えさせていただいたところでございます。

幾つか取り組んだ事業や、新たな切り口の施策展開も当然ございますけれども、また具体的にご指摘をいただければまた答弁もさせていただきたいと思いますが、基本的なこの4年半の思いということでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

そうでしょう。私も22人の議員、議長を除いて21人の議員は、この本会議で市民の声を市長に伝えておるわけです。オープンな議論なんです。オープンな議論をした中で、全て上げるわけにはいきませんが、例えば、私が気がつくだけのことだけでも、学童保育所の公設公営についての市長の考えはどうやと。それはあくまでも民設民営ですと。だけど全国で8割の学童保育所が公設公営なんですよ。それを亀山市議会の各議員が、それぞれいろんな質問をするわけです。これは公設公営で亀山市の子供たちを守ってくれんかと、だからそれを公設公営でいのかと言うたら、あなたはオープンな議論をしたけれども、どこかでこうちくなところがあって、民設民営やないとあかんと言い出す。それで今回、西小学校の問題も出ています。西小学校が契約が切れたで、民間の施設を借りに行くというようなことをやりますな。そこへ学童保育所を借りると。それで南小学校については学校の校庭内のプレハブを利用すると。

だから、市長としての主体性がないと思うんです。わしはこうするのやと、こうすべきであると

いうことを各担当部長にそういうような指示を出したことがありますか、あんた。みんなそれぞれの担当部署から上がってきたことをうのみにするのか、黙認するのか、おまえらが相談せよと。そのかわり後は知らんぞというような感覚に見えるんです。

もう1つ、事例を挙げましょう。今、シルバー人材センターの事務所の移転問題が出ていますな。それは市長もご存じやと思う。今までそのセンターで、シルバー人材センターが営々とこれ事務所機能をやっています。多分、聞くところによると月5万円らしいです。それを移築すると。まして西小学校の学童保育所の2階へ移築するという話が出ておるということを聞き及んでおりますけれども、それも市長の判断ですか。

シルバー人材センター、私も去年、総会にお邪魔しました。市長もそこでシルバー人材センターの会員の皆さん方に、長年第一線で働かれて、皆さん方お元気な中で60歳を過ぎてシルバー人材センターに登録していただいて、市民の皆さんのいろんな要求に応じていろんなお仕事をしてもらってまことにありがとうございます。今後とも市といたしましても精いっぱい皆さん方が第2の仕事につくように、私も努力いたしますというような言葉を言われたと思うし、私も同じような言葉を言うてきました。そのセンターの移築を今考えておるんでしょう。それで何をやるのやということも聞きました。それは市長の指示なんですか。そこも聞きたい。

それから川崎小学校。川崎小学校校舎改築基本計画策定委員会ですか、平成24年11月6日から過去6回開催されています。学識経験者、1回2万円支払うて、学校関係者は費用弁償ゼロ、ほかに地区の委員が4名で1日7,100円ですか。6名でいろんな会合をやってみえますな。それでこれも地区でもんでやっておる中で、あの委員会で決めたもんで私はこうやってしますと。

市長としては、川崎小学校がどんなものを建てたいと頭の中に描いて、わしやったらこういうものをしたいというものを示されたことがないと思う。ようけの委員会をつくって、北東分署もそうでしょう。消防長もここに見えるであれですけども、私もよう忘れんけれども、合併特例債を5億充当してと消防長の発表のほうが早かったと。わしは新聞を見てびっくりしたんやでな。何をやるのにも、何やら他人任せで物事は決められん。

特に庁舎問題。平成19年に3億、20年に3億、21年に1億、22年から24年に5,000万、トータル24年度までに8億5,000万積んでいますわな。一体、庁舎を建てるんやったらどこへやと。これ建てんならんですよ、もうこの庁舎。耐震工事8,000万、空調、冷房が壊れた、暑い中で扇風機回して会議しました。この間はこの間で暖房が切れた。ストーブを持ってきて寒い思いしたと。こんなことでやっておって、市長の判断はどないなっているんやな。

今ちょっと四、五点言わせてもろうたけれども、そして、いっぱいここに亀山総合計画ってありますやんか。ここにも書いてあるし、あなたのマニフェストに書いてあるように、これが「続・新生亀山モデル」7つの形、櫻井義之って書いてありますけれども、これにも「小さくともキラリと輝く」、もう1つのやつは、「ようこそ 小さくともキラリと輝くまち」、どっちになんのやなど、これいいかげんや。そして一番後段に、この中のことがもうわけがわからん。

やっぱり市民が信頼して、前回無投票でやったんやで、自分の考えで物事を進めていくというですな。そして自分の考えを各担当部局の部長、局長に、こうやってしてくれと、考えてくれと、指示出したことあるんかな。そして、今言うたことについても、これは事実か事実じゃないか、一遍教えてください。

○議長（宮崎勝郎君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今触れていただいた、市長が各部長にいろいろ方針、指示を出しておるのかということでございますが、それは申し上げるまでもございせんけれども、当たり前のこととございまして、この590名の組織体がいかにして全庁挙げて意思決定をして前へ進んでいくか。それは当然、これはもう言うまでもないことだというふうに思います。

それから数点について、学童のこと、シルバー人材センターのこと、川崎小学校のこと、庁舎建設のことについてお触れをいただきました。

学童につきましては、あるいはこのシルバー人材センターとも関係をいたしますが、西小学童のあり方、それから今の福祉センターを活用していただいておりますシルバー人材センターのあり方、これは社会福祉協議会所有の物件でございます。

それから、市の今の福祉事業全般の中で一番適切なそれぞれの役割や機能が発揮できないのか、そういう中でのいろんな協議をさせていただいたその結果、合意に至ったところでございまして、当然、それぞれの過程で私自身もその考え方でご説明させていただいたものでございます。

シルバー人材センター自身は、議員もよくご理解いただいておりますように、今後も高齢者の就労の活動については、今頑張ってきていただいておりますが、本市の高齢者の皆さんの就労の場のリーダー的な役目としてさらに一層頑張っていっていただきたいと、市としてもサポートしていきたいというふうに考えておるところでございます。

川崎小学校、庁舎建設につきましても、さまざまな今の時点ではっきり判断すべきもの、あるいは状況の中で総合的に判断すべきもの、そういう中で、川崎小学校の場合は、今教育委員会の中でしっかりと地域の皆さんや関係者の皆さんが協議を進めていただいておりますので、それを尊重させていただくという段階にございます。

庁舎につきましても、総合的な判断をさせていただくこととございますが、従来の方針を堅持させていただいておりますということで、皆様にはご理解いただいておりますものというふうに考えおります。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

私は庁舎のことも聞いたんやけれども、ちょっとそこら辺の答えがないもんで。

それで学童保育のことも、議会でいろんなみんなが言うておる、ここでオープンで議論した中で、そうすると議会の言うておることはだめよということやな。公設公営やなしに、あくまでも市長は民設民営やけれども、あるところは公設で公費で建てて、それで運営はやっておると。まちまちでよろしいわという考えやな、学童保育は、市長として。一本化をしていこうという考えは、市長にはないわけかな。

それから庁舎の件でも、さっき言うた何もこれは老朽化してんと。もう全部直っておるで、このまま行くのやと。自分が就任しておる間は、聞くと市長は3期12年務めるらしいけれども、そうするとここにも中期財政見通しのこれありますわな、平成24年から28年の。そうすると、ここ

に確かに財調の残高が28年には6億6,200万上げになっておる。こんなことは考えられんけどな、わしは。

それで、この財政見通しの中にも当然北東分署、川崎は出てきたら、ここに当然ゼロではないわけ、投資的経費が。それで標準的経費で、これも経費削減していくというけれども、この見通しからいくと、平成24年と28年と標準的経費の歳出見込みによると320万増額しておる。何も経費削減になっておらへんがな。それで投資的経費も政策経費についても、これゼロ、ゼロで上げておるわけ。当然これは北東分署及び川崎小学校25億と聞くけれども、これも当然書いてくるのが普通の問題や。

その辺も含めて、もう一遍頼みますわ。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず学童保育所につきましては、きのうもやりとりの中で、考え方を今後も含めてお示しさせていただきました。

それぞれの小学校区の特性に応じて、丁寧に協議をしていくという中で、今回の南小につきましても西小につきましても決定をしてきたと、合意形成をしてきたということでございます。当然、議員の皆さんから、それぞれのお立場からご意見も頂戴をいたしておりましたけれども、そういうことも含めて当事者の運営委員や保護者の皆さんとの話し合いも、私も直接何回もさせていただきましたが、そういう過程での合意でございますのでということでございます。

それから、学校の計画が28年度以降ということでございますけれども、中期財政見通しの中に入っていないではないかということであろうかというふうに思っておりますが、ご案内のように、後期基本計画の第1次実施計画を現在、この24年から3カ年で進めていただいております。そこにかかわる予算措置、財源措置につきましては中期財政見通しの策定段階で組み込まさせていただいておるところでございますが、2次の実施計画につきましては、27年度以降につきましては、これはもう議員の皆さんご案内のようにまだ明確に策定いたしていませんし、実施計画につきましても議会の皆さんと、これは議決もいただく中で後期計画が動いておりますので、既にご案内のことであろうというふうに思っております。

現在のところは、24、25、26年度の確定分、議会の皆さんのご理解いただいております分について執行させていただいて、その分につきまして中期財政見通しに組み込まさせていただいておりますということでご理解をいただきたいと存じます。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

この中期財政見通しの策定目標の冒頭に、新たに平成24年度から5年間の後期基本計画の策定を行い、さまざまな分野における施策を積極的に推進し、基本計画に位置づける将来都市像の実現を図ることとしたと。

ここに5年間の後期基本計画の策定ですよ、これは。だからその中に当然、川崎小学校は24年の11月6日、第1回をやっておるわけ、この委員会を。当然、北東分署も前回の議会のときに、

23年度ぐらいに大体の骨子が決まっておる。当然この財政見通しの中に入れておくものであると。この表題をちゃんと読んだのかな、ここに書いてあると思う。5年間の後期基本計画の策定を行いここに書いてあるのや。それは当然見ておかなあかん。

もう1つあれやけれども、議会の声は、議員というのは市民の皆さんから1票ずつ票をいただいて、当然選挙戦を戦ってこの議席をいただいております。多くの声ですよ。私初めこの学童保育のことについては三、四人の方では済まんと思ってますよ、この質問するの。何とかならんかと。ばらばらではあかんから一本化にせよと。だから右か左かですよ。真ん中、中途半端なことはあかんと言っておるんですよ。それをあなたは真ん中を選んどるわけですよ。それがあなたの方針ですか、責任持つ立場の。市長は判こを持っておるわけや。私ら議員は提案する側です。市民のためにこうしたらどうですかと。そのための決断するのは市長の仕事なんです。

今も、シルバーの件も聞いたけれども、あれは社会福祉協議会の建物やから、社会福祉協議会が決めたことやでそれでよかろうと。ところが、市長はこれは了解したんかな。私があなたの立場やったら、それはあかん、やめておけと。今の状況でええやないかと。駐車場の心配もしておらんでいい、会議のときにも何も心配することもない。こんなことはやめておけと、私があんたの立場やったらわしはそうやって言うわ。そんな立場にある市長は、社会福祉協議会が了解したもんでやむを得んと。やむを得んから了解したということかな、もう一遍聞きたい。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

何をもって、どういう考え方をご指摘いただいておりますのか少し理解できませんけれども、今回の話というのは、当然亀山市の社会福祉の事業が展開をいたしております。それから今のシルバー人材センターも、財団法人となってご奮闘いただいております。それから、社会福祉協議会は社会福祉協議会のさまざまな課題、事情も抱えていただいておりますところでございます。

それらを踏まえて、一番最適な、拠点の問題であるとかさまざまな課題解消になるような、問題というか課題が生じたので、適切に丁寧に協議をさせていただく中で合意に至っておるということでご理解をいただきたいというふうに思います。

シルバー人材センターが今後もしっかりと機能を発揮していただくと、こういう中で私どもも当然そういう立場で、私自身もそうでございますけれども、当事者同士本当に協議を重ねてきて今日に至っておるところでございます、そういう点ではそのご理解を頂戴したいというふうに思っております。

それから、少し今中期財政見通しの件でお触れいただきました。詳細は財務部長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

財務部長。

（「もうええ、よろしいと言うのに」と22番議員の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

私が求めます。財務部長。

財務部長、その見通しを答えてください。

○財務部長（上田寿男君登壇）

後期基本計画の平成27年、28年度につきましては、中期財政見通しにおきましては継続いたしていますソフト事業のみ計上いたしまして、投資的経費については未計上という形の中で中期財政見通しを策定いたしましたものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

わしは思うんですけど、シルバー人材センターが2階へ行って、学童保育が1階で、混在した状態で、その両方との環境がそれで整っておるのかというの。整うわけないねん、絶対に。市長は、それは財団法人やで、ちゃんと話し合いをしたでと。私は、それはおかしいと思う。そんなものじゃない。あなたもいろんな経験してきたでしょう。わしもこの世界へ31から入ってもう64やけど、33年この世界におけるのやけれども、いろんな駆け引きやってきた。だけど理にかなわん駆け引きだけは、わしは今までしたことがない。やっぱり当事者の立場に立って、当事者がゆっくり利用してもらう施設、納得してもらう施設、全うしてもらう政治、それが政治に携わる者の使命なんや。裏でこそこそやるのか政治と違うのや。きっちとその中にやっぱり市長としての英断というのが要るわけや。これではあかん。これでは双方に支障を来すという英断を下す立場なのが今の櫻井市長の立場や、市長としての立場。それをみんなあっちに任し、こっちに任しと、そんなものやっておっては亀山市はどこへ行くかわからん。

質疑でもさせてもらうたけれども、年間の予算で5億4,000万も残るような予算編成するということもおかしいし、そういうようなことを含めて、長たるものの仕事というのが必ずあるはずです。英断を下す。そのためには、きっちとしたものを、信念を持ってもらわなあかん。冒頭に言わせてもらうたけれども、朝の挨拶も一つ、あなたがそういうようなことを徹底してほしい。

一言、市長に言いたい。今から亀山市政をまだ3年弱やってもらうんです。市長はよくいろんな場所でいろんな挨拶されると思う。私も1年間、いろんな場所で挨拶をさせていただきましたけれども、市民に甘言で機嫌をとることはならん、甘い言葉で。そして自分自身を皆のために、肥やしと考えて、みずからを顧みず市民に尽くすこと、そして真実を、正義を貫けということや。それがイコール民意とともに闘うというのが市政を運営していく者の使命やと私は思う。そのためにこの長ったらしい質問書を出させていただいた。あなたは28歳でこの政治に身を投じられた。市議会議員4年、県議会議員14年、市長として5年たった。私も代議士の秘書として7年、それから関町議会議員として5期、亀山市議会議員として2期務めさせてきてもらうた。自分の一つの方針というのがある。誰のためやと。自分の周りのものだけやない、市民全部のために、市民全部が納得いく、職員もそうですよ。そのために政治をしてもらいたい。それが本来の首長の仕事で、それがあなたが今まで培ってきた長い経験の中での一つの踏んできた足跡を残してもらいたい。それが政治をつかさどる者の使命やと思う。そういうふうに私は思うけれども、私の考えが間違いかな。押しつけるわけやないけれども、やっぱり政治をやるものはまた職員にも信頼してもらうた、職員を信頼して仕事を任すと。それで職員に指示を出すと。自分の考えはこうやと。

今回、定年でやめる職員が10名、勸奨でやめる職員が7名ということで聞いています。なぜ勸奨職員が7名も出たのかわからん。どなたがやめられるかはわからんけれども、やはり職員たるも

の勸奨を選ばさず60歳まで営々と自分らの職務をしてきた中での経験を、報酬をもらったそのかわりに期の途中でやめやんと、定年60歳満了するまで勤めてもらう環境がないから勸奨でやめていく者も出てくるのではないかと私は思う。そういうふうになってもらっては困る。それは自己都合もあるのかわからん。そういうような人らが出てこんような役所の体制を整えてもらいたい。あなたが就任してから、勸奨でやめる職員がとて多く感じるが、もう少しそこら辺は何か考え直していただきたいと思います。

だから、甘い言葉、甘い蜜にはようけものはたかるけれども、苦い言葉を言う者にはね。だけど、甘言で市民を惑わせるようなことだけは謹んでいただきたいと思う。そしてやっぱり自分の信念をちゃんと守っていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

最初の櫻井議員の苦言に対して、人事担当の広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

櫻井議員から、挨拶について苦言を頂戴したところでございますけれども、私も市民また職員のコミュニケーションを図るには、やはりこの挨拶は非常に重要だというふうに認識をいたしております。

私も朝、駐車場のほうに車をとめて毎朝役所まで歩いてくるんですけれども、その間に西小学校の子供たちと会いますと、私のほうからおはようと言いますと、子供たちもそれに返事を応じていただいております。そういうことで、朝から非常に気持ちのいい思いで通勤をいたしております。これまでから挨拶については私も朝礼の中では周知をいたしておりますけれども、今後とも全職員に対しては挨拶の大切さ、重要さを改めて再認識するように周知してまいりたいというふうに考えてございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮崎勝郎君）

22番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時49分 休憩）

（午後 1時57分 再開）

○議長（宮崎勝郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。よろしくお願いいたします。

きょうは3点について、質問をさせていただきます。

1点目は小・中学校における土曜日授業について、2点目は全国学力テストの学校別結果公表について、3点目として、亀山公園菖蒲園の管理について、お伺いをいたします。順次質問をさせていただきます。

まず1点目、小・中学校における土曜日授業についてお伺いします。

文科省が11月29日、公立の小・中学校などにおいて土曜日に授業が行いやすくなるように省

令を改正しました。現行では、土曜日に授業を実施できるのは特別な必要がある場合に限りていますが、この改正で、教育委員会が必要と認める場合は実施できるようになったとのことです。

文科省の記者会見を見ましたが、文科省は、地域や企業の協力を得て、土曜日の教育活動プロジェクトを進めていきたいと話されておりました。ご自分も都内の小学校に算数の授業を行いに行くというようなことを言われておりました。

改正の文言だけを聞いておりますと、余り運用においては変わらないように私には思えるのに、国が考えている土曜授業というのは、私たちが昔から体験してきた土曜日授業、午前中に算数や国語を習ってきましたけれども、それだけとは違う何か意味もあるのかなというふうに感じました。

そこで、まず伺います。

現在、学校週5日制というんですかね、完全週休2日制の学校なんですけれども、ここに至るまでには丁寧に時間をかけて導入がなされてきたと記憶しております。その目的は何であったんでしょうか、まずお伺いいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

学校週5日制の目的でございますが、完全学校週5日制は学校、家庭、地域の3者が連携し、役割分担しながら社会全体で子供を育てるという基本理念のもと、平成14年4月から実施されております。

その目的につきましては、平成8年の中央教育審議会の答申にあるとおり、子供たちにゆとりを確保する中で、学校、家庭、地域、社会が相互に連携しつつ、子供たちに生活体験、社会体験や自然体験などさまざまな活動を経験させ、みずから学び、みずから考える力や豊かな人間性などの生きる力を育むこととされております。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

生きる力を育むということで、丁寧に導入がなされ、これまでされてきたことなんですね。

その目的について伺いたいんですけれども、これは国や県は生きる力を育まれてきたのかどうかということについて、どのように評価、検証しているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

どのように検証を行っているのかでございます。

その検証につきましては、ことし3月、文部科学省内に立ち上げられました土曜授業に関する検討チームによりますと、現状においては土曜日にさまざまな経験を積み、みずからを高めている子供たちが存在する一方で、土曜日を必ずしも有意義に過ごせていない子供たちも少なからず存在するとの指摘があるとしています。

また、今年度の全国学力・学習状況調査の児童・生徒質問紙の土曜日の過ごし方について、家で

テレビやビデオ、DVDを見たり、ゲームをしたりしていると回答している児童・生徒が2割程度いるとしています。

このことから、文部科学省はことし9月30日付で、土曜日において子供たちに学校における授業や地域における多様な学習や体験活動の機会など、これまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることができるよう学校、家庭、地域の全ての大人が連携し、役割分担しながら取り組みを充実する必要があるとの最終まとめを発表したところでございます。

一方、県の教育委員会につきましては、各市町教育委員会からはこれまでの学校週5日制について、県として十分な検討がなされていないという声が上がっているというところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

お伺いしていますと、週5日制でも役割分担をして連携してという話があって、今回の評価、検証の中でも、土曜日を有意義に過ごせていないから、さらに連携して役割分担してということで、前段の部分は同じなんです。

土曜日を有意義に過ごせていないという中で、今回の省令改正が行われたということなんですが、先ほど少し私も触れましたけれども、ちょっとわかりにくかったんで、省令改正の内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

省令改正の具体的な内容でございます。

今回の学校教育法施行規則の一部改正の趣旨・内容は、公立学校において、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、土曜日等に授業を実施することが可能であることを明確にしたものでございます。

なお、公立学校には、小・中学校だけでなく、幼稚園や高等学校、特別支援学校等が含まれるものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

「特別な必要がある場合」から「必要と認める場合」は実施できる、少しだけ意味合いが変わったのかなという程度やなと私はやっぱり思うんですけども、この省令改正の内容を受けまして、県がどのような考え方、方向性を持っているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

昨日、西川議員にご答弁させていただきましたが、県教育委員会としましては国の動きに呼応する形で、先月、公立小・中学校における土曜日の授業についての素案を発表し、県内各市町の教育委員会に対して、教育課程内における土曜授業の実施を来年度から実施するよう働きかけていると

ころであります。

このたびの県教育委員会の素案の文書には、昨年度スタートしている「みえの学力向上県民運動」における学校、家庭及び地域住民等の連携、協力の必要性や、土曜授業によって週時程の平準化を図り、平日における補充学習や発展的な学習を行うことなどにより子供たちへのきめ細かな指導が可能になることなどが記述されております。

このような状況から、県教育委員会は土曜日を有効に活用することにより、子供たちの学力向上や、豊かな学びが一層促進できるとの見解を持っているように存じます。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

国も割と、物すごく速いスピードで進めてこられたわけですがけれども、三重県も非常に速いスピードで呼応しているな、対応しているなということを感じました。

文科省の調査によりますと、全国の市町村教育委員会にお尋ねしたところ、土曜授業が必要と回答したのはわずか11%で、必要でないとしたのはその3倍になる30%に上っております。そのほかはどちらでもないというか、中間なわけですがけれども、亀山市の教育委員会としてはどのように考えておられますか。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

西川議員のご質問にもご答弁させていただいたわけですがございますけれども、亀山市独自で考えていくということも大変重要なことかと思っておりますけれども、いろんな子供たちの動き、最近のように本当にいろんな地域間の交流が深まる中で、例えば率先して亀山市だけが早くから手を挙げてやる、逆に絶対にやらないという論議にはならないかというふうに思っております。

この件につきましては、昨日も申し上げましたとおり、教育委員会でもさまざまな意見が交わされたところではございます。また、県教委のほうから、さらに進んだ案が12月末に提案されると聞いておりますので、その件を受けて、さらに教育委員会としてもいろいろ論議を深めていきたいというふうに段取りといたしますか、そういうふうな形で進んでまいりたいと思っております。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

先ほどの文科省の調査によると、必要でないとも必要とも言わないほうの市だったのかなというご答弁でしたけれども、先ほど国の評価のところちょっと気になったのが、子供たちの過ごし方の見方なんですけどね。

全国学力・学習状況調査の中に、児童・生徒の土曜日の過ごし方について調査されております。先ほど次長もおっしゃいましたが、小学校の子供たちについては、土曜日の午前中どうやって過ごしていますかという問いに対して、学習塾などで勉強しているという答えが3.5%、家で勉強や読書をしているという子が16.9%、習い事やスポーツ、地域の活動に参加している子が27%、家でテレビやDVDを見たりゲームをしているという子が22%、家族と過ごしているという子が

16%、友達と遊んでいるという子が8.3%です。

中学校になりますと、やはり少し変わってまいりまして、学校の部活をしているという子が63.6%、学習塾などでの勉強は0.8%、習い事、スポーツ、地域の活動に参加をしている子が6.1%、家で勉強、読書をしているという子が4.7%、テレビ、DVDやゲームをしているという子が10.1%、家族と過ごしているが3.9%、友達と遊んでいるのが2.5%です。

こうやって見てきますと、私は子供たちの土曜日の過ごし方でそんなに否定するような見方をするようなものではないし、月曜日から金曜日まで子供たち、小学校でも中学校でも今授業もびっしり詰まっていますし大変ですね。本当に学校のかばんも重たいです。それで、土曜日の休みにやっとほっとして、家でテレビやDVDを見たり、ゲームをしたということがそんなに有意義に過ごせていないという評価になるのかなということを感じました。

これについて、そういう部分を見て土曜日を有意義に過ごせてないというふうに、先ほどの次長のご答弁で私は読み取ったんですけれども、こういう子供たちは豊かな土曜日を過ごせてないと捉えておられますか、お聞きします。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

豊かな土曜日の過ごし方ということで、本当におうちのそれぞれの考え方もあるでしょうし、それから子供たち自身も十分にゲームをやって、月曜日からまた頑張るぞという子供さんもいらっしゃるでしょうし、それから家族の方にもういいかげんにしておきなさいと言われるぐらいゲーム漬けの子供さんもあって、だから一人一人、それぞれ特定するというのは非常に難しいかと思います。

ただ文部科学省がこういうふうなことを打ち出してきた要素の中に、亀山市では私自身は、地域と子供たちが結構かわる、地域の方たちがお祭りに中学生いっしょいよというふうにして引っ張ってくださったりとか、そういった事例もたくさんあるわけですが、全国的にはやはりそういう子供と地域の大人のつながりというのも稀薄になってきているということも総体的に聞かせてもらっております。

そういったことから、文部科学省としては教育課程の中に土曜日授業を位置づける、あるいは教育課程以外の中で、先ほど申しあげました地域の方とのつながり、それからゲストティーチャーをたくさん招いて、また従来の授業のあり方とは違ったいろんな方と触れ合う体験をもっと豊かにしていこうといったニュアンスもあるかのように思っておりますけれども、個々の子供さんによってそれぞれ違いはあるかと思いますが、決して総体的には、私自身は亀山の子供たちが豊かでない生活をしているとは思っておりませんが、より何か次につなげていこう、よりプラス思考で考えていこうといったときに、どうあるべきなのかなということは心にかかる部分がございます。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

私も教育長と同じ感じをすることがあって、亀山の教育は今まで週5日制にして非常に地域との交流やつながりを大事にしてこられた。いろんなゲストティーチャーも呼んでこられて、オーケ

ストラを呼んでいただいたり、いろんなことをやってこられたわけですね。

私は、先ほど国の評価や県の評価を聞きましたけれども、亀山市としても、週5日制になってそういうことに取り組んでこられたことをきちっと見ておくべきなんだろうなと。今、今後土曜日授業をやるともやらないとも、はっきりとしたお返事ができなくて、周りを見たり県の動向を見たりしてからしかおっしゃれない状況の中で、亀山市はこの週5日制でどうやったんやということを、地域とのかかわりはどうなんやということはやっぱりきちっと出しておいていただきたいなということを感じました。

次に行きますけど、全国の市町村の教委の先ほどの調査の続きですけれども、この土曜日授業が必要でないと言っている市町村の理由として、3つ主に上げられていて、1つが教員の勤務体制の調整が困難、2つ、部活動の日程との調整が困難、3つ、地域の教育活動との調整が困難、こういうことを上げているようですけれども、亀山市としては考えられる課題は同じようなものなのか、またほかにあるのか。また、解決策とか考えられるものがあれば出してください。お願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

実際に実施するとなりますと、当然それを解決するためのさまざまな課題が当然出てくるわけでございますけれども、仮に実施するとして、想定させていただいている課題は、今議員のおっしゃっていただきましたように、やはり教職員の勤務の関係がございます。これは振りかえをとるということになりますので、実施された場合は必ず振りかえをとっていただく体制をきちっと保障していくというか、そういうふうなことをやっていかないといけないと思いますし、特に中学校ですと中体連関係の試合とか、スポーツ団体との競技とか、そういったところの日程調整というのが課題になってくるかと思いますが、これは県教委のほうでそれぞれの団体と今現在話を進めているというふうに聞いております。

それから、土曜日に子供たちが学校へ来るわけですので、そのときの安全の、月曜日から金曜日までは本当に地域の方たちに手厚く見守りをやっていただいておりますけれども、土曜日もお願いできるかどうかということも含めて、そういった具体的な個々の課題は、解決していかなければならないものはあるかと思っております。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございます。いろいろ、だからこれから話し合っていく、決めていくときにいろんな方と調整していかなくちゃいけないんだろうなと思います。

この文科省の調査で、土曜日授業が必要だと回答したわずか11%の市町村の教委に、じゃあ望ましい実施回数はどれだけやということを尋ねているわけですが、それが1学期に1回と言っているところが27.5%、月に1回と言っているところが42.9%、月に2回というのが27%で、毎週が2.6%となっています。必要だと言ったものの、月に1回かそれより少ない回数でよいとするところが70%ほどであるということですね。

一方、保護者にも聞いておりますけれども、望ましい土曜日の過ごし方をお尋ねしたところ、や

っぱり土曜日授業を臨む割合は保護者は多いです。小学校、中学校とも30%以上となっております。ただ、しかし小学校では土曜日授業をしてもらうよりも、習い事やスポーツをしてほしいとか、地域の活動をしてほしい、家族と過ごしてほしいと思う親の割合のほうが高いものになっています。中学生については、部活動が一番断トツで高く、次いで土曜日に授業をしていただきたい、そういうことになっています。総合すると、やっぱり毎週土曜日授業をしてほしいということではないんだろなあというふうに思われます。

亀山市は、この全国の調査を今私は指標でお話をさせてもらってきましたけど、独特ないろんなことがあります。特に亀山市は家族の時間づくりというものに取り組んでおります。家族の時間づくりで、学校のある日をお休みにしてまで家族と過ごしましょうというふうに推奨してきている一方で、今までお休みだった土曜日を、授業をやる方向で検討するということになってくると、市の方針としても矛盾してくるんじゃないかなと思うんですが、その点についてはご見解はどうでしょうか。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

家族の時間づくりにつきましては、市長部局のほうから提案されていることですが、教育委員会としても学校を、その日は子供たちは家族とともに過ごす時間ということで説明させていただいておりますので私のほうからお答えさせていただきますが、家族の時間づくりの目的というのは、ワークライフバランス、それから家族のきずなづくりというのが主な目的でございますので、この日は家族がともに過ごす時間を市民の皆様に強く意識していただきたいというニュアンスで実施されているものというふうに理解をしております。

土曜授業につきましては、学校、家庭、地域が連携して子供たちの豊かな学びを支援するという意味合いですので、若干ニュアンスが違うかというふうに捉えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

行政がいろんな理由をつけたところで、子供にとってもですが、親にとっても、一方では休みなさいと、一方では出てきなさいということの矛盾ということは変わりがないんです。

今後、どんどんやっていきますというご返事ではなかったですが、土曜日授業について。やはりこれは精査するというか、丁寧に一度ちゃんと考えていただかなくはないことではないかなと私は思っております。

最後に、これらについてどこでどんな人々で協議するのか、またスケジュールについてお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

今後のスケジュールということでございますが、亀山市教育委員会といたしましては、既にこの件につきまして臨時の校長会、それから臨時の教育委員会をまず開きまして、県教委の素案をもと

に趣旨の説明をさせていただいております。

先ほども申し上げましたように、第1回の臨時教育委員会では、実施するしないについては各委員さんからさまざまなご意見を頂戴いたしました。当然、校長会からも同じようなニュアンスで、それぞれのいわゆる賛否両論、中間の意見、さまざまなご意見をいただいております。

このことは子供たちの豊かな学びということで、本当にたくさんの方にかかわっておりますので、関係者会議ということではいろんな団体、特にPTA連合会とかですね。そういった関係の方にもお願いしまして、関係者会議を今までに2回開かせていただきました。1回目は今申し上げたような、文科省、県教委のこういったことが提案されるに至った経緯と趣旨等を説明させていただいております。その後、本当にさまざまなご意見を頂戴しておりますけれども、そういった会議をまたさらに持たせていただき、意見の集約を図っていききたいのと同時に、今月の末に臨時の教育長会が開催されると聞いておりますので、そういったことも含めて亀山市としてのスケジュールを考えていきたいと思っております。

今、非常にスケジュール的には流動的な部分がございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

子供たちのことも考えていただき、親のことも考えていただき、先生のことも考えていただき、丁寧で慎重な議論を望んで、次の質問に移りたいと思います。

同じく29日に、学力テストのことについて文科省から発表がありましたね。来年度の全国学力テストの実施要領を公表しました。これまで禁じていた自治体による学校別結果の公表を初めて認めました。これまでの実施要領では、調査結果について、個々の市町村名や学校名は明らかにした公表は行わないこととしていました。今回は、教育委員会がみずから設置、管理する学校の状況について、それぞれの判断において公表することは可能とし、また市町村教委が学校別の結果を公表することや、都道府県教委が市町村教委の同意を得て市町村別や学校別の結果を公表することを認めたものです。

私たち日本共産党議員団としては、学力テストそのものに対して必要ないのではないかという考えですが、全国の抽出でいいのではないかという考えですが、特に今回、こういう学校別の結果公表は点数競争をさらに激しくして、教育を一層この学力テスト対策偏重、テスト対策ばかりになって教育の本当の目的である豊かな学力の形成とか人格の形成というものを妨げるおそれがあるのではないかなと心配しております。

まだこれ発表があったばかりで決まっちゃいないと思うんですが、テストはもう来年の4月早々に、22日ですか、あります。亀山も今まではこのテストの結果は欲しいんだということでやってこられたので、取り組んでいかれるのかなと思いますんで、今わかっている段階でこの学校名を明らかにした公表などについて、亀山市としてはどう考えているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

亀山市教育委員会といたしましては、来年度の全国の学力・学習状況調査に参加するというこ

に決定させていただいております。

いわゆる学力テストという言葉で皆さん方はおなじみかと思いますが、正式名称は全国学力・学習状況調査という名称でございますが、この調査の目的は、児童・生徒の学力や学習状況を把握し、学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるものでございます。

したがって、全国学力・学習状況調査で明らかになった課題を踏まえ、授業改善、校内研修の充実、家庭における学習や生活習慣の確立に関する保護者への働きかけ等の取り組みを推進していくことが重要であると考えておりますし、これまでもそのように取り組んでまいりました。

教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことは当然重要であるというふうに感じておりますけれども、調査結果の公表につきましては、教育上の今議員がおっしゃっていただいたようなさまざまな効果、影響に十分配慮することが大切であるかと考えております。

この件につきましても、12月の定例の教育委員会でまず文科省の趣旨について教育委員会で諮らせていただき、各教育委員のご意見を頂戴したいと思って段取りを進めているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

教育委員さんの中の教育長がこのテストの学校別公表することによる弊害というものをきちんと認識しておられるんだなあということは感じさせていただきましたので、今後の議論、また注視していきたいと思います。

次の質問に移ります。

亀山公園の菖蒲園の管理についてお伺いします。

亀山公園の菖蒲園は県下最大の規模で、林に囲まれて池を抱く4,000平方メートルの敷地に100種2万株のハナショウブが5月の末ぐらいから6月上旬と次々と咲き誇るすばらしい公園です。市内、この亀山公園以外の83の公園とともに地域社会振興会の指定管理でされていますが、専門知識のある職員さんを配置されて、非常に手凝こしくお世話をされています。

ことしの花しょうぶまつりの咲きは本当に見事で、県内外からもたくさんのお客さんが見えになり、高い評価をいただいていると聞きました。私も本当にきれいだったんで、期間中何度か訪れましたけれども、何人かの市外におられる知人と出会い、皆口々に言ったことには、菖蒲園の菖蒲がすばらしいのはもちろんだが、公園をこのように大切にしている亀山市がすばらしいと褒めていただいたこともありました。

障がい者の方々もバスをつけたりして、たくさんおいでになっており、花をめでながらゆっくり散歩されていました。緩やかな傾斜がリハビリになるといって歩いてみえる方も見えました。名実ともに亀山市の花「花しょうぶ」が咲き誇る亀山市の顔、市民の大切な公園になっていると思います。

ところで、このハナショウブという花は連作障害を起こしやすい植物だそうです。そのため、土の入れかえなどいろんな工夫がなされてきたとのこと。昨年まで、どのように管理されてきたのか、その点についてお伺いします。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

亀山公園の菖蒲園は、昭和47年に公園池に近い現在の第6団地のみで開設をいたしました。その後、平成10年には既存団地の西側に5団地を増設しまして、現在は園の全体面積約4,000平方、団地面積で約1,400平米の6団地で供用いたしております、市の花である「花しょうぶ」を広く市内外の皆様に親しみのあるものと感じていただける施設となっております。

菖蒲園の管理につきましては、開園時より、ハナショウブの育成管理や施設の維持修繕について、外部委託を中心に実施するとともに、市民活動団体の協力も得ながら適切に管理を行ってまいりました。

その後、平成18年度からは市内の都市公園と一体的に管理を行う指定管理者制度を導入し、ハナショウブの開花時期や育成状況などに十分注意した維持管理の実施を業務仕様書に示すことで、より菖蒲園の状況に合った維持管理を実施していただいております。

また、平成19年度からはハナショウブの生育に大きな影響を与えます連作障害を防止、軽減するため、定期的な団地内の表土の入れかえを実施するなど、さらなるハナショウブの生育状況の向上が図られるよう取り組んでおり、降雨量や気温、日照時間などの自然環境が生育状況に大きな影響を受けますが、近年、花の開花状況は良好な状態が保たれているものというふうに考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

6団地あって、毎年これを2団地ずつ株分けして表土の入れかえをしていただいているわけですね。

花の立場からすると、3年ごとに環境が新しくなる、3年間で大きくなって花をより立派に咲かせるというローテーションができていたわけなんですけれども、この25年度、今年度、この土の入れかえについて、2団地ずつではなく1団地のみとされたそうです。半分に減らしたんですね。それは一体なぜなのでしょう。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

菖蒲園の団地の表土の入れかえにつきましては、平成19年度より株分けの実施時期とあわせて3年間で全6団地の表土入れかえが行えるように、1年に2団地ずつを実施してまいったところですが、連作障害を防止するために1年に2団地の表土の入れかえを継続的に実施するということは、財政的な面において大変負担が大きくなっているとともに、表土の入れかえ以外の手法としまして、植えつけ間隔の拡大とか、株分け時の親株への負担を軽減するためのポット育苗を用いた株分けなどを実施するという事で生育の改善が図られますもので、開花の状況は悪化しないというふうに考えております。

本年度より、6年間で全団地の表土を入れかえるよう、年に1団地の入れかえを実施するように

変更を行ったというものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

財政的な理由から、今まで2団地ずつ入れかえをしていたのを1団地にしたということなんですけどね。この1団地ずつの花の立場からすると、3年に1回は新しい環境になっていたものが、1団地ずつということになると、一気に6年に1回になりますね。3年が4年に延びるだけと違って、一遍に倍になるわけですよ。

私は農業について何も全然詳しくない素人なんですけれども、急なそういう環境の変化というのが、長い目で見て花の咲きとかに悪い影響が出るということは考えられないんだろうかということが心配です。それはどうでしょうか。

また土の入れかえ、財政的な理由ということですけど、一体1団地当たりどれぐらいの経費がかかるのかをお答えください。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

この菖蒲園の維持管理に当たりましては、市の花である「花しょうぶ」の生育状況の向上を重視すべきものというふうに考えておりますので、市民の皆さんに喜んでいただける菖蒲園となるよう、今後もより効果的な管理手法を検討するなど、試行錯誤を行いながら実施していきたいというふうに考えております。

いろいろ先ほども申し上げましたんですけれども、その育苗の方法とかその辺を改善も考えながら、より効果的でまたコストパフォーマンスにすぐれた方法でやりたいというふうに考えております。

それから経費なんですけれども、平成24年度では、入れかえの工事で2団地入れかえた金額で190万ほどでございます。今年度は1団地ということで、120万円ほどかかるということでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

190万かかっていて、1団地になったら100万を切るのかと思ったら120万ということなんです。

例えば、試行錯誤をしてコストを下げて管理できて、本当に豊かに花が咲くかどうかをチャレンジするということはとっても大切なことだと思います。しかしながら、この6団地ある、本当に皆さんが見ていただくそこで、それをまさに実験しなくちゃいけないでしょうかね。これほど県内外から高い評価を得ていて、市民の方も喜んでみえて、もう次に期待してますよね。もう次咲くやろうなあとと思って、多分、楽しみに皆さんいらっしゃいますよ。それが、ちょっとこの前経費が足らなかったんで、ちょっと咲きが悪かったんやわということでええのかどうかということですね、この公園が。

例えばそういう実験をしてみる、コストを下げしてみる、堆肥をこういうふうに入れてみるということであれば、例えば今百歩譲っても、今回やらなかった6団地だけをそういう場にして、あとは今までどおり3年に1回はきちんと変えてあげるとか、私は6団地よりもっと小ちゃいスペースでいいんじゃないかなと思うんですけども、何かそれは工夫の余地はないですか。

やっぱりこれは来年度からもとのローテーションに戻すべきやと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

先ほども申し上げましたとおり、いろいろ表土の入れかえの手法の中で植えつけ間隔の拡大とか、そういう時期のこともできるということで、ほぼ従来どおりの咲きの開花状況になるように努力をするということで考えておりますもんで、今年度はこのやり方でやりたいというふうに考えております。

（「来年度」と7番議員の声あり）

○建設部長（三谷久夫君登壇）

来年度も、一応このスタイルで考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

私も農業のことは素人でわかりませんが、あかなんだわというときに、また戻すとか、そんなに追いついていくんですかね。そんなにいいんでしょうかね、市の顔ですわな。それがちょっと咲きが悪いわ、ことしは寂しいわということで、いいのかどうかということですね。

今回、堆肥を本当に一杯、トラックに何杯も何杯も、表土の入れかえをしないから、どうやらうまく咲くだろうかということで一生懸命やってもらっていますよ。あそこの職員さんは、本当に我が子を育てるように一生懸命工夫して、ことしは予算がないんやってということで、そうしたらこうしたらええかなあと、自分でインターネットも調べて、自分の時間でやって、それはいとわずやはりますけれども、そういうことを聞いていますと、私はもう一つまた問題が考えられるんですね。

本当に一生懸命、日記みたいにつけてこれまでのいろんな経験、ノウハウ、物すごいびっしりあるそうですわ。そういうものが、今指定管理者制度をしている地域社会振興会にその宝はあるわけですよ。知識や経験の蓄積です。それがありますけれども、これは指定管理者制度である以上、もしかしたら次ここが、地域社会振興会がとらなかったら、この宝はどうなるのか。市のものではないのかという心配が、私は余りにも一生懸命自分の時間、寝食を忘れてやってみえる職員さんを見て、かえって思いました。この指定管理者制度である限り、こういう不安は解消しません。

直営の公園が2つありますね。きのうちちょっと「みちくさ」、幾らぐらいかかっていますかと聞いたら800万円くらいかかっているということでした。こういう市の顔である公園をきちっと直営に戻して業務委託する、いろんな試行錯誤の蓄積、この宝をきちんと亀山のものにするという考え方もあると思うんですよ。

花にとっては本当に、これ3年に1回ええお布団に入っておったものが6年先に延ばされたということは、それは大変なことやと思いますしね。私は、これは後ではもしかしたら間に合わないかもわからないと思って、今年中にどうしても質問したいなあとと思って今回質問させていただきました。

最後に市長、今のこの市長の顔ですわ。私本当に、公園で見えていても、市長がええんやねと言われるんですよ。市長の株も上がっているわけですよ、このお花の咲きで。この市長の顔でもある、亀山市の顔でもある皆さんの大事な公園、これについてきちっと考え直されたらどうかと思うんですけど、ご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

福沢議員のご質問にお答えをいたします。

菖蒲園につきましては、特に本年は見事な咲きでございました。過去十数年ぐらいの生育の状況も記憶の中にございますが、ことしは飛び切り、昨年が非常に不作でございましたので、象徴的なすばらしいできであったと思っております。

その意味では、市民の皆さんが親しんでいただいたり、内外の皆さんが本当にこれを感じていただくということは、市の顔とおっしゃっていただきましたが、亀山市の市内外に発進する情報発信のまさにすばらしい資源であろうと思っております。

このために地域社会振興会の皆さん、少しノウハウの蓄積というお話もいただきましたが、日々維持管理を行っていただいております、市民団体の皆さんにおきましても本当に多くの方がかかわっていただいて、今日までこれを維持管理していただいております。このようなこれまでの経緯や、多くの皆様にご利用いただいております状況も含めまして、菖蒲園につきましては本市の魅力を発進するために非常に重要な場所であると、この認識は全くそのとおりでございます。

ただショウブの栽培ということ自体は、いろんな花種の中でも大変難しい花の一つでございまして、連作障害の表土の入れかえはもちろんでありますが、さまざまな生育状況の手法といいますか、これについてもどこも本当に頑張っていておるなかなか難しい中で、亀山市といたしましても今後もこの生育状況の向上に取り組んでいく必要があらうかと思っております。

財政上の問題とか、今指定管理を直営でというご指摘もございましたが、今日の今の体制の中で、今後もその生育状況の向上に向けて市としてはしっかりと考えていきたいと、このように考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

しっかりと考えていきたいということがどういう意味なのかがよくわかりませんが、100万円の土を入れかえるお金をやっぱりもとへ戻していただきたいということを、土だけじゃないのはよくわかるんです。いろんな堆肥を本当に年中つくっていただいて、置いていただいたり、市のコンポストも使っていただいたり、また肥料やら何やらいろんなことを、水を張ってみたらどうやろうかとやっておられますわ。そうやけれども、それを皆さんが見てもらう舞台でやらなくても、

表舞台で。それはそれで違うところで実験するということもできますわな。本当にいいんですか。
6年に1回でということが本当に心配ですんで、ぜひこの土の入れかえ含めて、私、直営じゃなきゃいけないとは思っていません。ぜひやってください。よろしくお願いします。これで終わります。

○議長（宮崎勝郎君）

7番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時48分 休憩）

（午後 2時58分 再開）

○議長（宮崎勝郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

公明党の森 美和子でございます。

今回は大きく3点について質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、乳幼児の予防接種について、まずお伺いをいたします。

日本の予防接種は、予防接種法に基づき国の責任のもとで市町村が勧奨をする定期接種と、希望者が自己負担で受ける任意接種に別れております。任意接種の中でも、亀山市は水ぼうそう、おたふく風邪、インフルエンザの助成を行っております。当初、ヒブワクチンや小児肺炎球菌ワクチンも先行して助成されていましたが、現在は定期接種となっております。

そこでお伺いをいたしますが、現在、亀山市で費用助成が行われている任意の予防接種の効果について、お伺いをしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

予防接種は必要な免疫を安全につける方法でございまして、ワクチンを接種することでその病気にかかりにくくなり、かかった場合でも重症化を防ぐものでございます。

現在、市では、議員申されたとおり乳幼児向けの予防接種に関し、任意接種のおたふく風邪、さらには水ぼうそう、インフルエンザについて、接種費用の一部助成を行っているところでございます。また、定期予防接種につきましても、期間内で接種できなかった場合の対応として、麻疹・風疹混合ワクチンについての助成を行っているところでございます。

これらの任意予防接種の助成や積極的な啓発活動が効果を得まして、市内の乳幼児の保護者の予防接種に対する意識も一層高くなっており、接種率の底上げが図られておるところでございます。現在、これらの予防接種の接種率は、全国平均と比べても高いものとなっているところでございます。

これによりまして、各個人の感染症予防が進んだだけではなく、感染が抑えられることでウイルスが蔓延しにくくなったため、それらの感染症が流行しにくくなり、個々の健康だけではなく地域

全体の感染症の予防につながってきておると考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

今部長にご答弁いただきましたように、非常に亀山市は全国平均よりも高い接種率を誇っているということで、今るる効果についてお答えをいただきましたが、1つは子供の体の負担の軽減というのが私は言えるのではないかと。それからもう1つは、子供の病気を抑えることによって親御さんが仕事を休まなくても済む、親の負担の軽減ということも言えるのではないかと。もう1つは、夜間救急など医療現場の負担も軽減される、広く言えば医療費の負担も抑制される、そのような効果もあるのではないかと思います。

今や定期接種になりましたヒブワクチンに関していえば、これは医師会の先生の報告をいただいたんですけど、昨年度、全国でヒブの髄膜炎にかかって死亡した例が30件、30人の子が亡くなった。でも、この県内はゼロだったと、これは大きな成果なんだということを医師会の先生もおっしゃっておりました。

次に、ロタウイルス胃腸炎による乳幼児への影響について、お伺いをします。

任意接種の中にロタウイルスワクチンがあります。このロタウイルス胃腸炎にかかった場合の乳幼児への影響についてお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

ロタウイルス胃腸炎は、特に小児がかかりやすい重い感染症でございまして、激しい嘔吐と下痢を起こします。また、急激に脱水症状が進行し、脳症やけいれん等の合併症を引き起こすことがあります。そして、感染力も大変強く、5歳までにほぼ全ての子供が感染すると言われています。そればかりか、子供がかかりやすい他の感染症に比べ非常に重症化しやすい病気で、かかると1週間近く症状が続きます。入院する率も非常に高く、入院が必要となった小児急性胃腸炎のうち半数近くがロタウイルスが原因とも言われております。

このように非常に重症化、長期化しやすいため、かかった本人の健康を大きく損なうだけでなく、その家族も通院や付き添いで非常に大きな負担となる感染症でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

非常に強い感染力を持っているウイルスだということが、今部長のご説明でわかりました。

本当に、大体生後6カ月ぐらいから5歳ぐらいまでに95%以上の乳幼児が感染をするということで、これは衛生状態なんかには関係がなくって、先進国であっても発展途上国でも、ほぼ変わらないということが言われております。

ウイルスとしては、インフルエンザと同じように幾つかの型があって、毎年冬から春にかけて流行をするということで、集団保育環境下では広がり非常に危惧されるところであります。もう1つ、特効薬がないということ。インフルエンザではタミフルなどの抗ウイルス薬が出てきておりま

すが、このロタに関しては特効薬がなくて、ただ安静にして、脱水を防ぐため水分補給を十分にとるというその対症療法しかないということが非常に怖い、罹患をしてしまうとこのような状況になってしまうということではとられております。世界的に見て、このロタによって重篤な脱水や脳炎などによって死亡する子供は毎年50万人以上に上ると。日本でも、約80万人が毎年ロタウイルス胃腸炎で受診をされ、その1割が入院、死亡例も報告をされております。

次に、ロタウイルスワクチンの効果と費用についてお伺いします。

このロタウイルスの感染を予防するためのワクチンが、日本でも2011年と2012年に発売をされております。その効果と費用についてお伺いします。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

ロタウイルスワクチンは、現在、2回接種するものと3回接種するものの2種類が国内で使用されております。接種費用は医療機関により異なりますが、いずれも合計の接種費用といたしまして3万円程度となっております。

この予防接種は効果的に重症化を予防でき、接種することで、点滴や入院が必要な重症例を90%以上予防できるとされております。また、接種が普及しておりますアメリカでは、ワクチン導入により顕著に入院割合が低下しておるという結果が出ております。

また、ロタウイルスワクチンの接種によりウイルスの蔓延が防がれることで、接種した本人の予防になるだけではなく、未接種者への予防にもつながることが研究により報告されているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

本当に重症化をこのワクチンによって90%予防すると言われております。非常に効果が高いということでされておりますので、最後に、このロタウイルスワクチンの公費助成についてお伺いしますが、この公費助成に関しては、全国の自治体でも導入がされております。県内でも、名張市、熊野市、多気町、紀北町で助成がされております。

亀山市の助成の考え方について、お伺いをしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

ロタウイルスワクチンの接種は、市内の乳児について、およそ6割から7割程度の現在接種率と見られております。個人単位での予防は市内でも広まってきており、また一方で、接種者数の増加により流行が発生しにくい状況が生まれ、地域的な予防も図られつつある状況であると考えております。

そのため、市としましては、引き続き地域での流行を予防していくため、接種率の維持向上を図っていく必要があるものと考えておりますことから、未接種者層への何らかの動機づけを行い、予

防接種費用助成制度全体の中で接種を推奨していくような取り組みについて、ロタウイルスワクチンについても検討を進めておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

6割から7割の親御さんが、ロタウイルスのワクチン接種をされていると。先ほど部長のご答弁の中で、大体この2回接種、3回接種の費用負担が3万円前後かかるということも言われておりましたので、そのお金を出してでも、これだけの親御さんが意識を高く持って接種されているということはすごいことだなあと私も思います。

今、亀山市はいい形の中での医師会との連携の中で、先ほど言いました任意接種への公費助成もされております。それから、医師会からも親御さんへのさまざまな働きかけ、それから接種の検証もなされております。今後もこの関係をしっかりと密にしながら、未来を担う亀山の子供たちの健康を守るためにしっかりと取り組み、今後よろしく願いをして、次の質問に移らせていただきます。

次に移ります。

雑誌サポーター制度による新たな財源の確保について、お伺いします。

図書館における雑誌サポーター制度について伺います。

国民の活字離れが進んでいると言われて久しい中、最近、多くの人に来館をしてもらおうと工夫を凝らしている図書館が少なくありません。例えば、コンビニエンスストアと連携をして、24時間いつでも図書を受け取り返却できるサービスを実施したり、運営自体を大手レンタル業者に委託し、年中無休でCD、DVDのレンタルや新刊書販売のコーナーを設け、併設されたカフェでコーヒーを飲みながら本を読むこともできるようにするなど、独自のアイデアで図書館の魅力を増す取り組みを実施している自治体がふえております。

そのアイデアの一つに、近年、企業、団体または個人が、図書館が所蔵する雑誌の購入代金の全部または一部を負担し、その見返りとしてサポーター名の掲示や広告の掲載を行う雑誌サポーター制度があり、導入をする自治体が全国に広まりつつあります。

まず初めに、図書館における雑誌の活用状況について、お伺いをしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

図書館におけます雑誌の活用状況でございますが、昨年度は関図書室が463冊、亀山図書館が1万2,791冊、合わせて1万3,254冊の貸し出しがございました。なお、新刊雑誌につきましては、次の号が発売されるまでの間は貸し出しは行わず、館内で閲覧していただいております。

○議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

1万3,254冊貸し出しがあったということの報告を受けました。新刊に関してはファイリングされていて、新刊に関しては貸し出さないということが確認できました。

次に、雑誌の年間購入冊数と経費について、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

雑誌の購入数につきましては、年間８０種類ほど約１，１６１冊の雑誌を購入いたしております。

また、年間の購入経費でございますが、昨年度実績で６９万６，６３０円となっております。

○議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員。

○８番（森 美和子君登壇）

大体８０種類ぐらい、関と亀山を合わせてですか、それぐらいあるということで、６９万何がし年間の経費がかかっていることが今わかりました。

私少し、伊勢にも行かせていただいたし、それから東員町のほうもお話を聞かせてもらったり、それから菰野町も聞かせていただいたんですけど、人口的に伊勢のほうは少し少なかったかなあとと思うんですけど、町の図書館であっても１００冊以上の雑誌の種類というのがあるというふうに伺ったんですけど、雑誌の購入冊数の基準っていうのはあるのかなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

購入雑誌における基準でございますが、種類や冊数に関する基準はございませんので、貸出状況や種類のバランス、利用者の声などを踏まえて、毎年、図書館司書が集まって協議し決定しております。

○議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員。

○８番（森 美和子君登壇）

何も基準はないということで、図書館においてそれが決定をされていくということで確認させていただきました。

次に、制度導入に対する財政当局と教育委員会の考え方について伺いたいと思います。

昨日の来年度予算編成の質問の中で、来年度は今年度より厳しい財政状況になることが予想されると財務部長から答弁がありました。

昨年改定された亀山市行財政改革大綱の歳入改革の推進の中に、新たな財源の確保がうたわれております。まずこの新たな財源の確保とはどういうことなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員おっしゃられるように、亀山市行財政改革大綱の歳入改革の推進の中で、まず新たな収入確保というのは、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビなどによる広告収入などの新たな財源の確保を掲げ、歳入の確保に取り組んでいるところでございまして、今年度から市ホームページへのバナー広告掲載を、広報秘書室を中心に取り組んでいただいております、今年度約８３万円ほどの

収入を確保できるものと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

では、この制度に対して財政当局としてどう考えるのか。これは今行財政改革大綱のことをおっしゃっていましたが、これは全庁的に取り組むものなのか、教育委員会は別で、市長部局だけで取り組むべきことなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

この行財政改革は、教育委員会も市長部局も、外郭団体も協力いただいて、市全体で取り組むべきものだろうというふうに考えているところでございます。

この制度をどのように財政当局は考えておるのかということですが、議員おっしゃられたように、今後ますます厳しくなる財政状況を考えますと、行財政改革大綱後期実施計画に掲げる実施計画、先ほど言いましたバナー広告は掲載をされていますが、それ以外の事業におきましても、例えば議員ご提案の雑誌サポーター制度のような新たな有効な取り組みについては、課題や問題点の検討は必要だというふうに思っていますが、積極的に取り組んでいく必要があるものと考えているところでございます。取り組みを進めていただきたいというふうに、財政当局では考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

では、教育委員会の考え方をお聞かせください。

○議長（宮崎勝郎君）

石井教育次長。

○教育次長（石井敏行君登壇）

教育委員会としての考え方でございますが、新たな財源確保につながる方法として認識いたしておりますが、図書館としましては、現在まで市民サービスの維持向上に努め、財源についても図書や雑誌等の購入を優先してまいりました。また、市外、県外の図書館や三重県立図書館とのネットワークの相互貸借システムを活用して、利用者のニーズに沿った図書が提供できるよう努めているところであります。

今回、議員よりご提案いただきました雑誌サポーター制度につきましては、実施している自治体の情報を収集し実態把握に努めまして、調査・検討してまいりたいと考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

教育委員会でもしっかりといろいろなことを考えていただいて、図書館もしっかりとネットワークも結んでいただきながら、いろいろと対策を練っていただいているということは理解しておりま

す。

私、伊勢に視察に行かせていただいた中で、伊勢は早くからこの制度を取り入れておりまして、でもなかなか企業に当たっても進んでいかないというのを言われました。私が行ったのは小俣町の図書館だったんですけど、4社しか今のところサポーターはいないということで、でもそのときに対応された課長さんからは、しっかりと取り組みを強化していきたいというふうにおっしゃっていました。当初は、そのサポーターによって10万円ぐらい出していただいているということの報告がありました。

菰野町には足は運べなかったんですけど、いろいろと聞かせていただいた中で、菰野町の取り組みってすごいなと思ったんです。それは23年の1月から菰野町は雑誌サポーター制度を導入されておりますが、当初、ホームページにアップしただけで反応が全くなくて、1件もなかったそうです。その中で、館長が1件1件歩いたそうです、地域のお店、小さなお店まで歩いて、このサポーター制度の状況を訴えたそうです。そうすると、今現在で23社で32誌、購入をいただいて、22万9,160円の収入があるということで、収入があるというのか相手の方に出していただいているということでお聞きをしました。

この取り組みというか、私最初に言いました、新刊はファイリングをされておりますのでそのファイルの表面にお店の名前を張っていただく。裏側はお店のPRをしていただくという形でなされているんですけど、おうどん屋さんや、それからお肉屋さんや医療機関や、そういうところがこのサポーターになっていただいているということでありました。

菰野というこのご当地ならではの「山と溪谷」という本を私は見たことないんですけど、「山と溪谷」という本を御在所ロープウエー株式会社がサポーターになっていただいているとか、やっぱりその会社にメリットのあるようなところにサポーターとしてお金を出していただいているということもわかりました。

もう1つは、すごく中高生の生徒さんたちに人気の雑誌ってあるそうなんです。その雑誌には医療機関にサポーターになっていただいて、看護師募集という広告を打っていただいたり、さまざまな工夫をしながらそういう取り組みをされているというふうに、すごく私も感動して聞かせていただきました。

亀山図書館、12月8日にリニューアルオープンをされました。私もその当日行かせていただいて、本当に亀山産の杉を使った本棚とか、それから学習コーナー、子供さん向けの読み聞かせのコーナー、今までの図書館からいったら本当にすごいな、足を運びたいなと、本棚と本棚の間もゆったりと見て回れるような状況になっております。

このリニューアル、新聞にも館長の顔写真入りで中日新聞にも載ってございましたけど、当日は600人見えたということで、非常に関心を持たれているこのときに図書館としてもっと工夫をして、来館を促していく。このチャンスにそういった取り組みをするということは非常に私は大事なことでないかと思しますので、ぜひ検討をしていくというご答弁でありましたので、しっかりと検討をして、導入に向けて財政当局は積極的に導入してもらいたいというご答弁もありましたので、どうぞ当局の中での話し合いの中でまた進めていっていただきたいと思います。

では、最後の質問に移らせていただきたいと思います。

婚外子の差別について、お伺いをいたします。

結婚をしていない両親の子供である非嫡出子、これは婚外子と言いますが、結婚をしている両親の子供、嫡出子の半分しか遺産を相続できない。民法のこの格差規定について、最高裁判所大法廷は9月4日、憲法に違反すると初めての判断を示しました。差別的な扱いに苦しんでいる人を救う、大変に貴重な重要な判断であります。

憲法は法のもとの平等を保障しています。両親が結婚しているかどうかによって、生まれた子供が差別されることは許されるものではありません。また非嫡出子、この婚外子の差別は相続だけではありません。例えば、出生届には嫡出子と嫡出でない子のチェック欄があります。また、同じ母子家庭でも、婚姻歴の有無で経済的な負担に差が出るのが寡婦控除であります。パートナーと死別や離婚をした母親は所得税が控除されますが、未婚の母親には適用をされません。今回の司法判断を契機に、こうした差別的な扱いも見直しが必要であります。

本年1月には、日本弁護士会から非婚の母子家庭に寡婦（寡夫）控除みなし適用をするよう要望するという要望書が総務大臣を初め、数カ所の自治体の長に提出をされております。この要望書の中で、非婚の母を合理的な理由なく差別することは憲法違反であると指摘するとともに、抜本的には税制改正そのものが必要としながらも、まず自治体が、寡婦控除が適用されているとみなし、保育料などを減免するみなし控除を導入するよう求めています。

そもそもこの寡婦控除は、大黒柱である夫を失い、これは妻でもいいんですけど、子供を抱えて生活する妻を助けようとつくられた制度であります。第二次大戦後、夫を亡くした女性への線香代として始まったという経緯から、旧来の家族観、結婚観が色濃く残っています。その後、離婚家庭にも適用を広げられてきました。

所得税法や地方税法では、寡婦を夫と死別または離婚した後に再婚していない人や、夫の生死が明らかでない人と規定されております。ここから抜け落ちているのが、さまざまな理由で結婚をせずに子供を産み育てている非婚のシングルマザーの方々です。寡婦控除の額は所得税、住民税ともに30万円前後になります。それは収入に応じて区分のある保育料や公営住宅の家賃にも影響をしております。国がなかなか重い腰を上げない中で、福祉的な観点から亀山市の対応をお尋ねします。

まず市内の非婚の母子・父子家庭の現状について、お伺いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

市内の非婚の母子・父子家庭の状況についてのお尋ねでございますが、詳細についてはわかりかねる部分もあるんですが、児童扶養手当の受給者の範囲内ということでお答えをさせていただきますと、平成25年11月末時点で、児童扶養手当受給者は302人お見えになりますが、そのうち19人が非婚を事由としておられ、全て母子の方でいらっしゃいます。また、その19名のうち、外国人の方は6名ということになっております。

○議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

児童扶養手当を受けられている方に限って調査をされて、302人中19人、聞き取りの中では21人とおっしゃっていましたが、19人ということで、そのうち6人が外国人ということがわ

かりました。

国勢調査などによると、母子のみで構成された世帯は全国で約75万世帯、親族と同居している母子世帯を含めた総数は約120万世帯になると言われております。そのうち1割弱が非婚となっております。母子世帯の平均収入は、一般家庭の4割に満たない約213万円と低い収入状況であります。

昨年、国立社会保障・人口問題研究所が単身女性の32%が貧困という数字を発表し、社会に衝撃が走りました。母子世帯の貧困率は、さらにそれを上回る48%であり、女性が家計を支える世帯に貧困は集中している状況であります。

これらを踏まえて、年収200万円で子供1人の家庭で、既婚と未婚で保育料や市営住宅がどう変わってくるのかお示ください。

○議長（宮崎勝郎君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

保育料は、児童の父母の前年分の所得税額の合計額、前年度の市民税額、児童の年齢、兄弟姉妹の有無などにより算定いたしております。

給与収入200万円で児童1人を扶養している家庭の場合ですが、保育料につきましては、3歳未満児で月額2万1,200円、3歳以上児で1万8,400円です。これに対しまして、同じ条件で税法上の寡婦控除の適用を受けている家庭の保育料は、3歳未満児で月額1万4,500円、3歳以上児で1万2,500円となり、両者を比較いたしますと寡婦控除の適用を受けている家庭の方が、3歳未満児で月額6,700円、3歳以上児で月額5,900円安くなっているというのが現状でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

市営住宅の家賃の算出方法につきましては、公営住宅法及び同法施行令で規定をされておまして、家賃は入居者の収入状況と、住宅の広さや建設年度などによりまして算出をされるものでございます。

今回ご質問いただいております寡婦控除を適用する場合の具体例といたしまして、パートで年収200万円の母1人と小学生の子供1人といった2人世帯の場合で申し上げますと、まず所得税法の規定によりまして、収入金額から所得金額を計算いたしますと、所得金額は122万円となります。この所得金額から公営住宅法施行令の規定によりまして、同居親族1人分の控除38万円と寡婦控除27万円を控除いたしますと57万円となります。この57万円を12カ月で除して求められる月額所得が4万7,500円となりまして、この額が公営住宅の収入分位でいい場所の第1分位に当たりますので、この世帯の家賃額はその住宅の設定家賃の中で最も低い家賃額となるものでございます。

では、婚外子ということで寡婦控除が適用されない場合の所得月額を計算いたしますと、所得金額122万円から同居親族控除38万円を控除しまして月額に換算しますと7万円となってまいります。この所得月額も、やはり第1分位のところに入っておりますので、この場合におきまして

は、寡婦控除の適用の有無による家賃額の相違というのは発生をしないということでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

保育料に関しては6,700円と5,900円ですので、かなり差が出てくるんだろうと思います。市営住宅の家賃については同じ金額になってくるということで、差はないということで確認をさせていただきました。

今、全国の中でこの最高裁の判例を受けなくても、今まで非婚の母子家庭に対して寡婦控除のみなし適用の導入をされている自治体があります。これは福祉的な観点から導入をされているということで伺っております。岡山市や千葉市、那覇市でもやられているということですが、県内では四日市が、保育料に関してこのみなし適用をされているということで伺っております。

亀山市として、この寡婦控除のみなし適用の考え方について、お伺いをしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

近年、婚姻や家族の形態が著しく多様化し、これに伴い婚姻や家族のあり方に対する国民の意識が大きく変化していること、また欧米諸国において、子の権利の保護の観点から嫡出子と非嫡出子との平等化が進み、相続に関する差別が回避されていることなど、今回議員がおっしゃいましたとおり、9月の最高裁の判決につきましては、適切な判断であったというふうに認識をしているところであります。またつい先日、12月5日未明だったかと思いますが、非嫡出子に対する遺産相続の格差をなくす改正民法が可決成立をしたところでございます。

そのような中、母子家庭に対する税法上の取り扱いについては、婚姻歴がないことで税法上、所得税や住民税に寡婦控除が適用されない扱いとなっております。この取り扱いは、全ての母子家庭の生活の安定を図る上でも改善を要するものと考えておるところでございますが、国の税制改正の動きを注視する一方で、今後、母子世帯の福祉の向上を図る観点から、関係機関への要望も検討し、今後考えてまいりたいと思っております。

○議長（宮崎勝郎君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

公営住宅の関係でございますが、公営住宅への入居に係る収入の計算方法につきましては、先ほども申し上げましたように、公営住宅法の施行令というもので規定をされております。

その中で、寡婦控除の対象は所得税法に規定する寡婦というふうに明記をされております。したがって、寡婦控除のみなし適用するということは、現在のところ考えておりません。

○議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

10月17日に、新議員と、それから市民の方と、市長要望をこの件についてさせていただきました。本当に内縁関係や同居関係の有無をどう認定するのか、そこも非常に難しい部分もありますし、

私自身も非婚を進めようという気持ちは全くありません。でも、何らかの理由によって非婚ということにならざるを得ないという方がいるということもやっぱり認識をしておかなければならないんだなということも、今回のことで勉強させていただきました。

配偶者控除やほかの控除とのバランスをどうとるのかとか、さまざまな税制全般に影響があることも認識しておりますので、でもやっぱり生まれてきた子供には、最初に言いましたが、何ら責任はない中でこういう取り扱いがされているということは、本当に国のほうでも税制改正をしっかりと行っていただくということが大事なことだと思いますので、また今後ともよろしく願いをして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

森 美和子議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 3時40分 休憩）

（午後 3時50分 再開）

○議長（宮崎勝郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 豊田恵理議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い質問をいたします。

3月議会に質問をいたしました亀山市地域公共交通計画（案）では、この計画案について多岐にわたる質問をさせていただきました。まだ案ということで、大まかな方向性をお聞きした形でしたが、1年近く経過した現在の計画、進捗状況について、それから今後の予定についてをまずお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

亀山市地域公共交通計画の進捗ということで、ご質問をいただきました。

本年4月に策定いたしました市内バス路線の再編方針を位置づける亀山市地域公共交通計画の推進につきましては、複数路線の再編を計画的に進めていくため、どの地域からどのように再編して着手していくかなどにつきまして、亀山市地域公共交通会議を通じて整理を行い、まず現行の南部ルートの区域である昼生地区方面のバス路線の再編について着手していくこととしております。

現在、当該方面の再編に係る具体的な運行計画の案の作成を進めております。今後、関係地区との協議を通じ、地域意向も踏まえながら計画案の完成度を高め、バス路線の再編の具現化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

豊田恵理議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

先ほどのお話の中で、今後の進め方としては、主に昼生地区を中心に行うということでした。

確かに、昼生地区は昔からバスなどの公共交通に対して地域で取り組んでこられたことを私も存じ上げております。今年度は、まちづくり協議会もつくり、その中で交通安全部という専門部会もつくっていると聞きしております。

そこで次の項目、地域との協働についてお聞きしたいと思います。

前回の一般質問でも、答弁の中に市民の生活行動になじむ公共交通ネットワークをつくる、また各バス路線の具体的な計画案、例えばダイヤやルートなどを行政だけで作成するのではなく、地域住民を主体とした地域生活交通を考えていく組織と協働で作成する方向でバス路線を維持していくとございました。

確かに、一口に亀山市と言いましても、市全体が全て同じような土地柄ではございませんし、地域ごとにさまざまな必要性や課題が存在いたします。そういったそれぞれのニーズや課題を把握するためにも、地域との情報交換や話し合いが重要となってきますが、行政として各地区との意見交換、課題把握はどのようにしているのか。

もちろん地域はたくさんございますので、例えば、最初の再編地域と捉えられている昼生地区との話し合いはどのようにしているのか。また、話し合いはどのぐらい進んでいるのかということを、具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

情報共有、意見交換というふうなことで、地元との話し合いはどの程度進んでいるかということでございますけれども、地域公共交通計画では、公共交通維持・活性化の基本方針において、地域住民が主体となった「地域で生活交通を考える組織」により具体的な運行計画案を検討していく考えを組み入れております。

こうした中で、昼生地区方面のバス路線再編に当たりまして、既に関係地区である昼生地区ではまちづくり協議会が組織されており、地区住民の移動手段についても検討が行われておりますことから、こうした場を活用させていただきながら、バス交通を取り巻く実情を理解していただくとともに、具体的な運行計画に関する事項について話し合いを重ねてまいると考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

豊田議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

具体的にどういうふうに見聞収集とかをされているのかというところをお聞きしたかったんですけど、確かにその話し合いの場というのは、昼生地区以外のところでもいろいろされているとは思っています。

しかしながら、本当に今の状態、今の段階の中でバス利用者の声をきちんと把握できていると言えるのでしょうか。といいますのも、行政や地域との話し合い、意見交換の場に、その会合に集まる対象なんですけど、この対象というのがほとんどがコミュニティや自治会など、そういった地域の重立った役員の方々、組織団体、そういったものであって、その中に実際にバスを利用している方

や、またはバスを使いたくても何らかの理由があって使えていない方、潜在的なバス利用者というのが存在しない場合が多いと思います。

思いますではなく、公共交通の実態調査のために各地区で2回ほど懇談会が今までも行われておりますけれども、実際、私のところに、そのような集会有ったことを知らなかったとか、新しい公共交通計画が策定されて路線が変わる予定だということをご存じない方が何人もいらっしゃいました。

地域との話し合いにおいて、再度より詳細をお聞きしたいのですが、地域との協働を確実に進めていくためには、バス利用者または潜在バス利用者等の声をどのように把握していくかというのが大事だと思うのですが、これどのようにされていくおつもりかをお答えください。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

利用者の声の反映ということでございますけれども、現在、昼生地区で私ども足を運ばせていただいて、現在はその協議の進め方を具体的にどうするかという話をさせていただいております。

それと、私どもの基本となる原案を地元の方にお示しするということで、それをスタートとして、これから地域のまちづくり協議会を含めた、地域の方は地域の方でのまとまりというふうなものやるということも伺っておりますので、その中で協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

豊田恵理議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

今の段階で、協議の進め方がメインになっているということでした。今後、これからその話し合いの中に利用者、潜在利用者の意見を踏まえていくということで理解いたしました。

この情報収集という点で、全ての利用者または潜在的な利用者の声を把握し、それに応えていくというのは大変困難であることは承知しております。しかし、その数は限られているというのも、調査からわかるように事実です。潜在的な利用者というのは、今後より高齢化が進み利用者が拡大多様化すれば、もっと調査が困難になることが想像されます。だからこそ、各地区とそれぞれ協働で、できるだけ早い段階で可能な限りの情報収集を行っていただきたいと思います。

それから、市民、地域に対する情報の提供、開示という部分につきましては、これから行政がきちんとしていくところだとは思いますが、例えば公共交通会議、先ほどもございましたけれども、この公共交通会議もいつどこで開いているかということは、私たち議員にとっても本当にわかりにくいものでございます。

例えば、参加したいんですけども、ホームページを見たら偶然載っていて慌てて予定をあけたというふうに、私もそんなことが何回かありました。一般市民に対しても、もう少し情報を拾いやすくできないかと思います。

それから、わかりやすい説明について。これ一貫して公共交通の仕組みというものを理解するのは大変難しいです。目的地に行くことに対しても、乗り継ぎがあったり、また時間を調整したり、路線を確認したりと、利用者は乗るまでにさまざまな情報収集をしなければなりません。特に昼生

地区のデマンド運行は本当にわかりにくいと思います。なるべく説明会の回数を多くしてもらったり、わかりやすいネーミングを考えていただいたり、広報での案内はこれからになると思いますけれども、しっかり丁寧に取り組んでいただきたいと思います。

また今回、再編につきましては段階的に地域を区切って話を進めているということでしたので、例えば、昼生地域から順にというのであれば、昼生地区で地域ごとにきちんと利用者、または潜在利用者や今後利用を考えている方などの声をきめ細かく把握するようなシステム、働きかけをしていただきたいと思います。

市全体としてとなると、それはとても大変なことなんですけれども、地域ごととなれば詳細な情報の把握も可能ではないかと思います。もちろん地域にも市側にも大変な労力を要することになると思いますが、計画でも、方向性でも示していますように、市民、地域が公共交通政策に参画するための準備として、抜かりなく実行していただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

3番目の地域公共交通の維持と利便性についてですが、公共交通の必要性を訴えてまいりましたが、一方で、それを維持していくためのコストも考えていかねばなりません。

そこで、3月にもお聞きいたしました、料金設定の考え方について再度お尋ねいたします。3月の答弁では、基幹バスについては輸送距離による対キロ制運賃、市内循環のさわやか号は100円バスのような均一の運賃、各地域から運行するバス路線については、最寄りの生活圏内が均一料金で、ほかの地域にまたぐ場合が一定料金を加算されるゾーン制、そしてデマンド運行についてはまだ未定ということでしたが、現在もこれに変わりがないのか。また、未定であったデマンドの料金についてはどのようになったかをお聞きいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

運賃につきましては、地域公共交通計画の中で路線の機能に応じて、先ほど議員がお示しいただきました対キロ制運賃、均一運賃、ゾーン制運賃の3区分で整理をしております。

なお、その額につきましては、路線再編に係る具体的な運行内容がまとも次第、そのサービス水準に応じて地域公共交通会議での協議を経て設定してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

豊田恵理議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

会議で協議の後ということで、まだ決まっていないということで理解させていただきました。

市民満足度の向上や利便性の向上も大事なんですけれども、先ほどのようにコスト意識も重要になってまいります。まだ計画段階であるし、満足度や利便性の向上、それとコストの削減を同時に行うというのは大変難しいのは承知なんですけれども、乗り合いをする利用者がふえれば利益もふえますし、その結果コストの削減にもつながってまいります。

例えば、バスへの広告掲載などで外からの収入、料金を得るなども、いろんな取り組みによってコストの改善は図れると思います。

そこでもう1つお聞きいたしますが、計画内にもございますバスの利用促進についての取り組みについてお聞きいたします。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

利用促進ということでございます。

現在、計画案を策定することに関して、地域との協働でということで、まず地域の皆さんと協働して進めるということで一つの利用促進の一場面をつくるということも大切だというふうに感じておりますし、それとコストの問題も含めてやはり使っていただく、その効率的な運行というものを含めて、地域の皆さんとともに考えていく部分も多くあると思います。

それと、ホームページ等でのバスに関連することでの情報の伝達を充実するというふうなことで、さまざまな面でこれから取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

豊田恵理議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

これからということですね。これからされるということで、ちょっとまだ進んでいない部分があるのかなという感じを受けました。

次に移りたいと思います。4番のデマンド運行についてです。

次にこのデマンド運行なんですが、デマンド交通とは、決められたルートを決められた時刻に運行する定時定路線型の現在のバスとは異なり、電話などの予約に応じて予約にあった停留所のみ立ち寄り、目的地に向かう乗り合い型の公共交通をいいます。

しかし、デマンドにもさまざまなものがあり、3月の質問の時点では、まだどのタイプのデマンド運行をするのかという詳細まではわからない状態でした。そこで今回は、どのぐらいまでこのデマンド運行について話が進んでいるのか、説明できるところまで結構ですので状況を教えていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

デマンド運行の仕組みということでございますけれども、現在、昼生地区方面の路線再編につきまして、地域公共交通計画における再編方針を踏まえ、昼生地区と市中心部を移動の発着点とするデマンド型交通の導入を目指してまいりたいと考えております。

そのサービスの概要につきましては、ワゴンタイプの車両を用いながら、おおむねの発着時刻を定め、基本ダイヤにより事前の電話予約があった停留所へ、駅や商業施設など市中心部を運行経路とし、自由度を持たせながら効率的に運行するものであります。

これらを基本としながら、具体的な事項について検討を進めているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

豊田恵理議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

車両がワゴン型の小さなものを使うということ、それから基本ダイヤを使うということ、それから電話予約をして自由度を持たせながらということなので区域型の、電話予約があったときに一緒にそこに動いてくれる、そういうふうなデマンドをするというふうに理解いたしました。

さきの質問でも上げましたが、このデマンドという言葉自体がまだなじみのないものである市民の方が圧倒的に多いと思われます。よくわからないからという理由で、余計に利用者が減ることも考えられますが、そこで該当地域での、つまり昼生地域でのデマンドに対する理解というのはどのぐらい浸透しているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

デマンド運行に対する地域の理解度ということでございますけれども、デマンド型交通は従来の定時定路線型のバス輸送と異なる新たなサービスでございます。

今後、計画案を具体化にしていく上で関係者に理解を深めていただけるよう、わかりやすい説明に心がけてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

豊田恵理議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

これからということですね。これからわかりやすい説明をとということだったのですが、その説明の仕方、あとは導入の仕方について、やはり市民の皆さんへの周知、そしてなじんでもらうことがとても大事になってきます。

他市の例で申し上げますと、まずデマンドバスというそのもの自体、デマンドという言葉自体がわからなかったりしますので、ここでデマンドバス自体を理解してもらうことが一番大変であるために、何度も地域に出向いて利用の仕方を、説明会を行ったりイベントを開いて実際に乗ってもらうことでなれてもらうというような取り組みをされているそうです。

また、そのデマンドバス自体も名前がデマンドというなじみのないものではなくて、なじみやすいネーム、例えば玉城町さんでしたら「元気バス」、瀬戸内の牛窓地区では「モーモーバス」、牛窓というところからモーモーなんでしょうけれども「モーモーバス」、これなんかはバス自体も本当に白黒の牛柄になっています。こういったわかりやすいネームをつけたり、わかりやすいものを導入することによって市民の方との壁を取り払う努力がされておりますので、ぜひ亀山市でもわかりやすく親しみやすいものにしていただきたいと思います。

また、私がデマンドを入れることによる懸念としてもう1つ課題と思っていますのが、従来の定時定路線バスとは違い、デマンドバスは先ほどもありましたが電話で予約をしてから運行が決まるわけなんですけれども、その予約を受けるオペレーターをどのようにするのかということです。

予約を受けた場合に、予約した人がどこから乗るか、そしてどこでおるか、こういったことをまずオペレーターが理解できなければなりません。つまり、土地勘がある人でないといけないということです。

そしてもう1点、予約が1人ならタクシーと同じなんですけれども、デマンドは乗り合い率を高めることが求められます。乗り合いが発生した場合に、次の予約者のところを経由するにはどのぐ

らの時間を要するのか、また到着時間のずれなどもオペレーターの方が判断していかねばなりません。これは予約人数が多ければ多いほど複雑になってきますので、それらを計算するにはオペレーターの腕にかかっているのですが、この予約のオペレーション機能についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

オペレーション機能についてということで、ご質問いただきました。

デマンド型交通では、利用者から事前予約を受け付け、さらにその情報を整理して乗務員に伝達するオペレーション機能が必要となります。その対応につきましては、利用者の規模や移動範囲、さらには費用面から交通事業者による電話等の対応で現在検討しております。

ただ幸いに、私どもとしましては道路網としても一つの網として確立しておる部分がございますので、複数の路線網を描くところは少ないかなということは、ある程度の時間的なものものはかれるかというふうなことは現在推測をしているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

豊田恵理議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

交通業者さんに任せるとのこと、それから確かに昼生地区といいますと大きな道というか、道路自体ワゴン車が通りそうな道というのは大体把握はできます。そういうことだと思うんですが、もう1点、デマンド導入自治体というのは登録制を導入しているところがございます。

バスを利用する人の会員登録をしておけば、先ほどの話のようにオペレーターが予約者の利用停留所を把握できるので、たとえ複数の予約が同じ時間帯に重なったとしても、会員番号を調べればすぐ停留所の位置がわかるようになります。もちろん全ての人が家からの利用をするわけではないですが、会員登録をしてもらうことによってバス利用者を市としても正確に把握することができます。

平成23年度から24年度の間、無差別に5,000人にアンケートをしていただいたり、あとはバスの乗降調査、事業者のヒアリング、施設利用者の人数調査などさまざまな調査をされておりますけれども、この会員登録をすれば今後は対象が無差別ではなく、確実にバス利用者へ情報を送ったり声を聞くことができるようになります。

3月議会でも申し上げましたけれども、多様化が進むこれからの時代は、やはり常に情報を蓄積していくことが重要になってくると思います。

私はデマンド導入に当たり、きちんと運行ルート、運行スケジュールを計算し、スムーズに正確に市民を輸送し、また利用者が例えば何曜日の何時ごろにどこに行くかなどの詳細なデータも蓄積できるようなコンピューターシステムの導入を前から勧めております。これらのデータを使えば、バス利用者や高齢者などの人の動きがわかります。

バリアフリー構想、防災、商業にも役立つ今後のまちづくりに欠かせない情報となる可能性も含んでおります。今困っていることへの対応として、その場しのぎではなく、未来につなげる、未来を築いていくためのデマンド導入であってほしいといつも願っております。

その第1歩として、まず会員登録の考え方はあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

デマンドにおける会員制ということでございますけれども、一部やはりこれは公共交通としての位置づけもされております。運送法等幾分かの規制もある部分もございますので、その点を検討しながら、今後の話とさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（宮崎勝郎君）

豊田恵理議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

これは一つの考え方ですので、参考にしていただけたらと思いました。あと法律とかもございますので、一度その辺はあわせていただいて、検討していただきたいと思います。

この会員登録にするというのは、例えば個人情報がどうというようなこととか、乗れない人が出てくるとか、いろいろデメリットもありますけれども、やはり私としましてはデメリット以上のメリットがあると思いますので、導入についてもぜひ前向きに考えていただきたいなと思います。

といいますのも、例えば登録する人しない人というのはきれいに分かれると思うんです。例えば、私ぐらいの世代の人、ここにいる方ほとんどがそうだと思うんですけれども、もし万が一、たとえばバスが無料であったとしても、ほとんどの方がそれは登録されないと思うんです。なぜならバスというのは、荷物を運ぶのが不便であったり、時間の制約をされていたり、今働いている方というのはどうしても正確にここにつかねばならないとかがありますので、いろんなデメリットを考えると今の車での移動に不都合を感じていない人は車での移動手段を選ぶと思うからです。

登録する人は、本当にバスが必要な人、または今の交通手段に不満な人、例えば車の運転に自分が不安を感じていたり、免許を持たない学生や高齢者、あとは家族の方に送迎をお願いしている方などになると思います。だからこそ、先ほどもお話をしたとおり、例えば昼生地区ですけれども、各地域でしっかりと利用者、潜在利用者、バスに興味を持っている方を把握してほしいと思うのです。これは先ほども言いましたが、一つの提案ですので参考にしていただければと思います。

もう1点、現在、オープンデータという活用が全国的に進んでおります。

オープンデータとは、簡単に言いますと国とか自治体とか会社、企業さん、そういった個々にそこで蓄積されてきたデータを個々で持っているだけではなくて、社会にオープンにすることによってそれを共有、活用してよりよい価値を生み出そうという動きです。

総務省では、ことし6月に出されたオープンデータ実証実験で、主に公共交通情報、地盤情報、災害関連情報などの実証実験が上げられております。また経団連のほうでも、最もニーズの高い公共データは地図、交通、防災とされております。

私が何を言いたいかと申しますと、例えば亀山市で公共交通利用の情報をきちんとこれから蓄積、データ集積をしていくことによって、人がどこに行くのか、どこに集まるのか、いつごろに移動するのかということ、こういった有益な情報をこれからは市だけでなくほかの民間企業や各団体にとっても大きな利益につながる可能性があると思うのでこう申し上げております。

そういった有益な情報を公共だけでなく民間や各団体などと一緒に共有することによって、もっ

とよりよいアイデアやサービスが生まれるかもしれません。それこそ、それが将来の市民の利益につながると思います。

これから市民や地域が公共交通政策に参画すると計画にはございますが、今後の公共交通は行政だけが取り組んでいくものではなく、地域、民間企業なども加わって、まさに協働の形になるのではないかと思います。市長はどう思われますでしょうか。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

豊田議員のご質問にお答えをいたします。

総体的には、今ご所見を述べられましたが、持続可能な地域公共交通としてどうあるべきか、このことについては今のご所見と同感でございます。

今回の、ことしの春に公表させていただいた策定した地域公共交通計画、ここに至るまでも本当に、少し触れていただきましたが、実態調査、それから地域の皆さんのニーズ調査あるいは懇談会を重ねて、できる限りその声を反映いたしてまいりました。

しかし、これを具現化していく過程でこの南部地区、今新たなデマンドの形態、これも本当に民間の力も活用しながらという中で考えておるわけでございますが、この導入に当たりましても本当に大変な、クリアをしなければならない課題やコンセンサスで今頑張っておるところでございます。

しかし、中長期的に考えれば、幾つかのご提案がございましたけれども、そういう具体の案につきましてもしっかりと検討をさせていただく中で、今後これがしっかり具現化していく必要があらうというふうに思っておりますし、本当に手間というか、地道にさまざまな協議を重ねながら一歩ずつ実現させていきたいと、現時点ではそのように思わせていただいております。

今後いろんな場面があろうかと思いますが、格別のご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮崎勝郎君）

6 番 豊田恵理議員は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

次にお諮りいたします。

質問はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

あす12日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。どうもご苦労さんでした。

（午後 4時23分 散会）

平成25年12月12日

亀山市議会定例会会議録（第5号）

●議事日程（第5号）

平成25年12月12日（木）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●追加日程

第 1 議長の常任委員会委員の辞任について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1 番	西 川 憲 行 君	2 番	高 島 真 君
3 番	新 秀 隆 君	4 番	尾 崎 邦 洋 君
5 番	中 崎 孝 彦 君	6 番	豊 田 恵 理 君
7 番	福 沢 美由紀 君	8 番	森 美和子 君
9 番	鈴 木 達 夫 君	10 番	岡 本 公 秀 君
11 番	伊 藤 彦太郎 君	12 番	前 田 耕 一 君
13 番	中 村 嘉 孝 君	14 番	宮 崎 勝 郎 君
15 番	片 岡 武 男 君	16 番	宮 村 和 典 君
17 番	前 田 稔 君	18 番	服 部 孝 規 君
19 番	小 坂 直 親 君	20 番	竹 井 道 男 君
21 番	大 井 捷 夫 君	22 番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	安 田 正 君
企画総務部長	広 森 繁 君	財 務 部 長	上 田 寿 男 君
財 務 部 参 事	神 山 光 弘 君	市民文化部長	梅 本 公 宏 君
健康福祉部長	伊 藤 誠 一 君	環境産業部長	稲 垣 勝 也 君
建 設 部 長	三 谷 久 夫 君	医療センター 事 務 局 長	松 井 元 郎 君
危機管理局長	西 口 昌 利 君	文化振興局長	広 森 洋 子 君
関 支 所 長	坂 口 一 郎 君	子ども総合 セ ン タ ー 長	若 林 喜美代 君
上下水道局長	高 士 和 也 君	会 計 管 理 者 (兼)出納室長	西 口 美由紀 君

消 防 長 渥 美 正 行 君
教育委員会委員長 肥 田 岩 男 君
教 育 次 長 石 井 敏 行 君
選挙管理委員会
事 務 局 長 井 上 友 市 君

消 防 次 長 服 部 和 也 君
教 育 長 伊 藤 ふじ子 君
監査委員事務局長 栗 田 恵 吾 君

●事務局職員

事 務 局 長 浦 野 光 雄 書 記 渡 邊 靖 文
書 記 高 野 利 人

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（宮崎勝郎君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

なお、渡部代表監査委員は、都合により本日は欠席する旨の通知に接しておりますのでご了承願います。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

17番 前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

おはようございます。

通告に従い、順次質問をさせていただきます。緑風会の前田 稔でございます。

昨日、櫻井議員が挨拶について、非常に重要で大切なものだという話がございまして、きょうは朝からいろんなところでおはようございますという声を聞いて、非常に爽やかな気持ちで質問させていただけるように思います。

それでは質問に入らせていただきます。

きょうは朝一番目の質問ですので、できましたら市長に答弁を最初いただきたいなあと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

私の質問は、亀山の行財政についてということで質問をさせていただきます。

これは、櫻井市長が就任されて以来、私も櫻井市長と何度かこの行財政改革については議論をしてまいりました。まず、平成22年3月に、平成23年度より毎年5億ずつ歳出を削減しなければ、今の亀山市は行く行く非常に経営が成り立たなくなるという判断でございました。そのときもいろいろと議論をさせていただきました。その後、平成23年2月に亀山市の行財政改革大綱というのが策定されました。そのすぐ1年後、24年9月に再度亀山市の行財政改革大綱が改定されました

ね。こういったことを踏まえて、24年9月に、再度行財政改革大綱改定されたこの中身は、後期実施計画の24年度から26年度について、この中で特に歳入構造の改革、歳出構造の刷新を掲げられました。ちょうど今この24年度の決算が終わって、今25年度、途中ですけれども、あと残りわずか。それから、来年度、26年度を迎えるわけで、中間的なところでございます。私としては、いろんなそのデータをもとに分析をしてみました。今どのぐらいその進捗状況があるのか知りたいというふうに思っておるわけでございます。その中で、決算カードとか市町村財政比較分析表、それから市町村経常経費分析表など、いろいろ市からも出ております。そういった中で、そういうのを含めて、今、現状はどのような状況にあって、どのような課題があるのか、まず市長からお伺いをして、補足を担当部長からしていただきたいなあというふうに思っておりますので、ご答弁よろしくをお願いします。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

前田議員のご質問にお答えをいたします。

この数年の大きな行財政を取り巻く変化の中で、私どもも中期財政見通し、これをお示しさせていただき、あるいは公会計上の財務諸類4表の公表ということで、議会や市民の皆さんにもこれもお示しをさせていただき、何とかこの厳しい局面を乗り越えていこうということで努力をいたしてまいりました。平成22年度段階での当初の読みから見ますと、この間、当時としては25年度の予算策定を最後に基金が底をつくと、こういう読みでございましたので、大きな選択と集中もやってまいりました。起債を落としたりしながら、今日に至っておるところでございます。

そこで、行財政の現状と現在の課題につきまして、これは先般9月議会で平成24年度の決算審議をいただきましたが、実質収支は10億円の黒字でございました。しかし、実質単年度収支は、17億9,000万円の赤字となったことにつきましては、24年度、特に市税収入の減少というのが14億1,000万ございましたので、これを基金に依存した財政運営であったことが明白でございます。以前も、毎年の一般会計の規模は230億とか220億という時期がございましたが、10数億、20億近い財調から一般会計へ繰り入れして、毎年度の予算が回っておるという構造でございましたので、ここを本当にある程度身の丈に合わせ減らしていく作業があるという思いで取り組んでまいりました。したがって、今年度は10億を切るぐらいの財調からの繰り入れで予算を編成させていただいたところでございます。24年度の経常収支比率につきましては、93.5%と非常に前年度と比べまして4.9%上昇しておることから、財政構造の硬直化が着実に進んでおるというふうに認識いたしておるところであります。私就任をさせていただいた前年の平成20年度のこの経常収支比率は60%台でございましたので、この数年で努力をいたしてまいりましたが、現状はこういう状況の中にあるということでございます。

一方で、市債の残高につきましては約181億2,000万円と4年連続で着実に減少させることができましたことから、本市財政の健全化については、一定程度の確保はできているものというふうに考えておりますが、さらなる財政の健全化を図るべく、行財政改革大綱に掲げました歳出構造の刷新、歳入改革の推進によりまして、効率的で持続可能な行財政運営を急ぎ、構築をいたして

まいりたいと考えておるところでございます。議会の皆様方におかれましても格別のご理解とご支援、ご協力をお願いいたしたいと存じます。

なお、詳細につきまして、足らざる部分は財務部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから現状と課題について少し補足をさせていただきたいというふうに思います。

亀山市の市町村財政比較分析表でございますが、財政力指数、経常収支比率、人口1人当たり人件費・物件費等決算額、将来負担比率、実質公債費比率、人口1,000人当たりの職員数、ラスパイレース指数の7項目について、類似団体との比較結果の5年間の推移を分析したものでございまして、23年度決算に基づく分析表が直近のものでございます。この平成23年度の分析表からは、本市の財政力指数1.12、これは類似団体40団体中5位でございます。将来負担比率は同1位でございます。実質公債費比率3.7%は、40団体中4位でございます。類似団体内で上位であり、財政的に健全と判断できるものの、人口1人当たりの人件費・物件費等決算額は同39位でございまして順位が低くなっております。この人口1人当たり人件費・物件費等決算額の順位が低い要因といたしましては、本市は消防や廃棄物の業務を単独で実施しており、それら施設運営に係る人件費、物件費に係る経費が、一部事務組合として行っている類似団体に比して大きくなるなど、行政経営上の特有の事情が順位を低くしている要因として上げられます。

続きまして、市町村経常経費分析表でございますが、経常収支比率の分析と人件費、公債費、普通建設事業費などの経費分析の2本立てとし、類似団体との比較結果を分析するものであり、こちらも財政比較分析表と同様に、平成23年度決算に基づく分析表が直近の資料でございます。本市におきましては、経常収支比率の分析のうち補助費等が類似団体40団体中3位でございまして、上位にあるものの、物件費が同38位については順位が低くなっております。これは、先ほどの財政比較分析表と同様に消防、廃棄物処理などの業務を実施することを要因として物件費の割合が高く、順位が低くなる一方で、一部事務組合に加入して行えばその負担は補助費等に分類されることから、当市の補助費等の割合は低く順位は3位と上位になっております。このような状況でございしますが、そのほかにも公債費及び公債費に準ずる費用の分析においては、人口1人当たりの決算額では類似団体の平均値を下回っております。類似団体では2万3,398円でございますが、亀山市は1万797円となっておりまして、今後合併特例債の償還などが増加する見込みとなっておりますことから、引き続き可能な限り市債発行を抑制し、公債費の増加を抑制する必要があると認識をいたしておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

今るる全ての項目について説明をいただきまして、決算カード、それから市町村財政分析表、経常経費分析表などいただきましたけれども、全てちょっとやるとすごく時間がございませんので、

私が調べた結果として、まず23年度と24年度の決算カードから、それから経常収支比率などから調べた結果、職員数については23年度が一般職で428人なんですね。教育公務員というのが20人見えます。これを足して448人なんです。24年度は一般職員が435人で、教育公務員が1人減して19人なんです。合計が454人で、6人の増をしているんですね。そのうち消防が3人増している。ということは、4人一般職でふえているということね。ちなみに、今度25年度の今回補正予算で出ています一般職、ちょっと内訳を調べていませんけれども、463人になっています。だから、23年度から比べたら15人がふえているという形になってきていますね。

それから、23年度と24年度の経常収支比率分析表によると、経常収支は先ほど言われましたように落ちてきていますし、人件費、物件費、扶助費が非常に悪化しております。私としましては、これはちょっと亀山だけの判断ではわからないので、今、類似団体という言葉がありました。その中で、まず皆様にお配りしている資料とはちょっと順序が変わるかわかりませんが、これが1,000人当たりの職員数、類似団体をちょっと選んでみまして、その比較をしてみました。岐阜県的美濃加茂市、人口5万7,911人、財政力指数が0.81、愛知県田原市、人口6万4,739人、財政力指数が1.05、滋賀県湖南市、人口5万2,737人、財政力指数が0.91、長野県茅野市、人口5万5,919人、財政力指数が0.64、静岡県湖西市、人口5万8,639人、財政力指数が1.03ということです。これは、全て23年度決算カードによるものですが、この定員の数なんですけれども、類似団体の平均が7.83、亀山市は1,000人当たり9.33なんですね。美濃加茂市については5.89、田原市については10.15、ここは亀山市より多いです。湖南市が7.7人、茅野市が7.96、湖西市が8.29という、これをグラフにしたものです。数字で説明していると市民の方もなかなか把握できないと思ったので、こういった棒グラフにすることで亀山の状況というのはよくわかりますね。やっぱり井の中の蛙大海を知らず、自分のところだけでいろいろ考えておっても、やっぱりこの類似団体、この類似団体というのは人口規模、それから財政力指数、産業構造などで選んだ中です。今23年度では40団体あります。先ほど順位を言われましたのは、40団体のうちの38位とか、4位とか、そういう話を財政部長がなされました。今これがこういう状況でございます。

それから、市町村経常経費分析表というのがあります。この中で、物件費に係る経常収支比率とこのを説明します。これが物件費に係る経常収支比率です。決算カードの中によりますと、構成費等でも書いてありますけれども、そこにも経常収支比率というものがあります。これは、決算カードから見ても歳出の中で物件費というのは非常にウェートを占めています。この比率なんですけれども、類似団体平均が13.8です。亀山市は20.8あります。美濃加茂市が11.5、田原市が16.8、湖南市が18.1、茅野市が14.3、湖西市が18.9、全て20%切っているわけですね。いかに亀山市は、その歳出の中で物件費が多く占めているかということがわかっていただけたと思います。

それから、次にこれは人件費及び人件費に準ずる費用の分析、人口1人当たりの決算額になります。この人件費というのは給料、それから人件費に準ずるというのは、物件費の中には賃金が含まれます。それから、委託業務というか、消防とかごみ処理を広域でやっている場合はその委託費も含まれます。退職金は除かれています。そういう中で計算して、人口1人当たりで割った数字です。これで類似団体の平均が8万2,800円なんですね。亀山市は9万3,408円、美濃加茂市が7

万27円、田原市が8万7,899円、湖南省が8万1,413円、茅野市が7万7,861円、湖西市が7万8,488円ということですね。類似団体平均では8万円で、亀山市は9万円台になっているということを認識していただきたいと思います。

それで、今後の行政についてということで考えていきたいと思います。まず、適正な職員数についてですけども、もう一度この表を使いますけれども、私も今まで亀山市の適正な職員数というのは何人なのかなというふうにずうっと考えていました。でも、その物差しがわからないんですね。何を基準にその定員というのは決まっていけばいいのかなというのがわからない。これは、私の勝手な見解ですけども、自分なりにそういう亀山市のそういう判断を、何人ぐらいがベストかなということを自分で計算をしてみました。今、類似団体が出ましたね。その平均が7.83、約8人ですね、1,000人当たり。そういう数字で示すわけですけども、それはやっぱり行政サービスというのは、その地域の形態やいろんなことで、さまざま変わってくるのは間違いないことだと思います。だから、これが必ずそうかということとは言えないと思いますが、一定の物差しとして、平均8人と。1,000人当たり8人とすると、人口5万人で400人というのが、まあまあ平均的な亀山市の職員数ではないのかなあというふうに私は思うわけです。臨時職員は別ですよ。今その職員ということで、これは臨時職員は入っていませんからね。そういうふうに分析をするわけなんですけど、この亀山市の23年度の決算なんですけれども、その定員管理の状況というのがありまして、これは財務が出しているんだと思いますけれども、1,000人当たりの職員数の分析欄にこういうことが書いてあるんですね。類似団体平均を上回っていますが、亀山市は17年度から5年間で5%の削減を行っておりますと。今後も定員適正化計画に基づき、適正な定員管理に努めますというふうに書いてあるんですね。私は定員適正化計画に基づいてということなんで、今回の行財政改革大綱、この中で適正な定員管理の推進というのがありますね。調べて見ると、確かに17年から22年度までは5%削減してきました。ところが、この24年度から26年度の書いてあることは、定員適正化計画に基づく定員管理ということで、定員適正化計画に基づく定員管理、平成27年度以降の計画策定というのがあるんですけども、この24年度から26年度に関しては、その取り組みの内容の中で平成22年度策定の定員適正化計画に基づき、非常勤職員の配置を含め適正な定員管理に努めますと書いてあるんですけども、ホームページで探すと、17年から22年度までのことは出てくるんですが、22年度に策定された定員適正化計画というのがわからないんですね。ここにはどういうふうに書いてあるか、まずお答えをいただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

おはようございます。

平成17年3月に総務省から示されました集中改革プランに基づきまして、第1期の定員適正化計画を策定いたしまして、合併のありました平成17年度から21年度までの5年間で5%、先ほど議員申されたとおりでございます。23人の職員を削減いたしたところでございます。現在、第2期の定員適正化計画につきましては、平成22年度から26年度までの5年間で一定率の職員削減は行わず、22年当初の職員数、424人でございますけれども、これを基本として適正な定員管理に努めているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

そうです、結局、減らさないと書いてあるんですね。書いてあるんやけれども、この総務省に提出する分析表には、亀山市は5%削減してきました。それは22年度までで、その後は、今後も定員適正化計画に基づき適正な定員管理に努めます。これは減らさないということなんで、間違いではないんですけどね。減らそうという気持ちは全然ないわけなんですね。それは、恐らく消防とかそんなんが関係もあってできないだろうなという部分はあるかわかりませんが、一般職で今、冒頭説明しましたけれども、23、24、25とずうっとここふえてきておるといふのはまた違いますよね。減らさない、ふやさないはいいですけども、ふやしているんですね、現実。そこら辺が私はちょっと理解できないところなんですよ。

長野県茅野市の、一回ちょっと見てみますけれども、ここにはどういふことが書いてあるかといいますと、済みません、岐阜県美濃加茂市なんですけれども、ここに定員管理の状況の中で総務部が書いているコメント、これまでは定年退職者の不補充や指定管理者制度の導入などにより職員を削減してきました。また、ごみ処理業務や消防業務を一部組合で行っているため、類似団体の平均を下回る結果となっています。引き続き組織・機構の見直しなどを行うことで、効率的な行政運営を行いますと、こういうふうに言っています。

それから、長野県茅野市においては、第1次行政改革推進プログラムにおいて、平成17年から平成21年の5年間で職員数の約10%減という目標を設け、この目標は達成されました。亀山市は5%だけでも、長野県茅野市においては10%減らしてきたと。今後は人口が減少する中で、時代や社会環境の変化、市民ニーズの多様化に対応した柔軟な組織・機構改革と適正な人員配置に努めていくと、このように書いてあるんですね。コメントもしっかりしていますよ、亀山より。だから、こういうことがやっぱりすごく甘いのではないかというふうに思うんですね。この件について、今後の適正な職員数について、どのように考えておられるのかご答弁をいただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

まずは、第2期の計画では削減をしないと、現状維持というような形で今進めておるところでございます。その理由につきましては、やはり22年度から地方分権の推進だとか、市民ニーズの複雑化、多様化、さらには育児休業者が非常にふえてきておるといったこともございまして、職員1人当たりの事務事業につきましては、年々増加をしてきておるといった状況もございます。

また、国の地域主権改革によります事務権限の委譲が進められることが予想されておりましたので、一定率での職員削減は行わずに、現状の職員数を基本といたしているところでございます。

今後、適正な定員管理はというようなご質問でございますけれども、この定員適正化計画は26年度で終了になりますので、来年度策定をする予定でございます第3期の定員適正化計画、これにおきましては計画期間27年度から31年度までの5カ年というふうに考えてございます。29年度には、第2次の総合計画がスタートする予定でございますことから、重要施策の実現には一定の

職員数を確保する必要がございます。加えて育児休業者の増加、権限委譲によります事務事業の増加、さらには多様化する行政需要等によりまして職員の負担はますます増加傾向にございます。

ただ一方で、市の財政につきましては非常に厳しい状況が続いておりまして、人件費の抑制も大きな課題というふうになっておるのは認識をいたしておるところでございます。こうした状況を鑑みまして、来年度の第3期の定員適正化計画を策定する際には、やはり徹底した事務事業の見直しとか、民間活力の導入、組織・機構の検証、これもせなあかんというふうに思っています。今後の職員の増減要因及び市の財政状況、こういったことを見込みまして職員数を現状維持とするのか、さらに削減をしていくのかとこういったことを、これにつきましては十分な検討が必要であるというふうな認識でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

言葉ではそうやって毎回毎回大体そういうことを言われておるんですけれども、現実先ほども私説明しましたように、23年、24年、25年と職員数が明らかにふえてきておる。削減をしないという言葉は合っていますけれども、ふえているんですね。削減はしていません、ふえているんですよ。だからふやしているんですよ、本当はね。削減しないと言うておるけれども。だから、これから、それから今度総務委員会の資料で、再任用制度というのがまた出てきていますし、室も2つふえるようなそういう資料も出てきています。そんな中で、今答弁されたように減らしていくことができるのかなと思うんですけれども、いかかですか。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

まず、決算カードでの、例えば23年度の448人、24年度は454人というようなことで年々ふえておるといようなカードが出てございますけれども、これにつきましては特別会計だとか企業会計の職員については含んでございませんで、特別会計から一般会計へ持ってきておるといった状況も、入り繰りもございしますので、実際には一般職の職員はふえてはございません。退職者を補充しておるとい状況でございます。

それと、来年度、再任用というような制度もございしますけれども、これにつきましては定員としてカウントをいたしてまいりますので、退職者と新規採用者で調整をしていきたいというふうに思っておりますので、一般職の職員数についてはふやしているというふうな状況ではないというふうに考えてございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

数字ではふえているけれども、実際違うんだという説明だったので、その辺、私、今よくわからないので、後でも結構ですので、きちっとその説明をしていただきたいと思います。

それでは次、物件費についてですけれども、やっぱり決算カードで見ると、先ほども説明したように、物件費がウエートを非常に占めているということで、その物件費の内訳を少し説明させてい

たきます。

まず、物件費の内訳で、これは部署別のほうなんですけれども、これは議会費が1,428万、ずうっと行きますと、総務費とそれから衛生費、それから教育費というのは、かなり部署別にはウェートを占めているかなあというふうに思います。衛生費については、11億9,845万2,000円。それから教育費については、10億1,682万2,000円ということになっています。これについて、衛生費というのは溶融炉があって、ごみ処理に非常にかかっているということで委託費等も多いと思います。それから、もう一つの表なんですけれども、これが物件費の賃金だとか、旅費とか、そういう内訳になるんですけれども、これは明らかに委託料が20億3,700万円ということになって委託料が非常に高いわけですね。これの内容について、どうしてこうなのかということをもっとお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

委託料がどうしてうちは多いんやということでございますが、物件費のうち委託料は、先ほど議員申されたように40億700万円のうち20億3,700万円と、おおよそ50%を占めております。この要因でございますが、ごみ処理施設溶融炉の委託料でございますが、この溶融炉運転管理委託料のほか、関連機器保守点検、飛灰再資源化など約2億5,800万円でございます。そのほか一般ごみ、資源物、破碎粗大ごみの収集業務委託料などを加えた塵芥処理費全体の委託料といたしましては、約4億100万円となっております。こうしたことから物件費が高くなっているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

そうですね、委託料が20億3,700万ということで、非常に高いですね。物件費の類似団体40団体中38番目ということも言われましたけれども、そのごみ処理の委託料について、どうやって減らしていくかということを考えておられるのかお聞きしたいと思います。歳出構造刷新の標準的経費の削減というのがありますね。委託業務費の削減ということで掲げてありますけれども、どういうふうに減らしていこうと考えておられるのか、お答え願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員おっしゃられるように、ごみ処理費の委託料が随分高くなっていると。今後もまだまだ修繕をしていかなきゃいけない点も出てくるだろうというふうに思っていますけれども、溶融処理施設全体の中で需要費などを徹底的に検証して、人件費も含め予算要求時の中で工夫をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

もう一つ、先ほどのグラフの中で教育費が高いですね、意外と。ここはちょっと私も意外だったんですけども、教育費は賃金が3億1,013万3,000円あるんですね。委託料が3億5,598万9,000円。これ24年度の内訳なんですけれども、どうしてこれがこんなに高いのか。その説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

物件費のうち、賃金につきましては、本市の特徴である事業でございます障がいのある児童・生徒に対する支援のため、小学校、中学校、幼稚園に学習生活相談員及び介助員を配置する、個の学び支援事業に係る賃金が8,247万8,000円が大きな要因となっていると考えております。

また、小・中学校の過密学級を解消するなどの少人数教育推進事業に係る賃金が3,331万3,000円。次に、教育費の委託料3億5,600万円。これは、文化会館の指定管理用、運動施設の指定管理料のほか、中学校給食業務委託料、これが3,896万1,000円。このような要因が主なものでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

今の答弁だけ聞いておると、本当に必要な経費だなあということはわかるんですけども、やっぱり費用対効果ね。亀山市は、教育にこれだけ力を注いでいるんだということにもなるかと思います。ですので、その部分でやっぱり費用対効果、それは学力のテスト結果だけを判断するわけじゃないですけども、やっぱりそういったところも行政としてはこれだけ金をつぎ足してやっておるということで、もうちょっとその効果も上げていただきたいなというふうに思います。

今後、26年以降はどうやってこういった物件費を削減していくのか。その歳出構造では、事務経費の削減などで複数年化とかいろいろ書いてありますよね。でも、それはそんなに減とは思えないんですね。だから、今後もっともっとやっぱりその辺を切り詰めていかなければならないのかなあというふうに思うんですけども、その辺についてご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず26年度以降、物件費の削減策はということでございますが、26年度以降、物件費が増加する要因もございます。北東分署とか、そういう意味で施策として増加する要因もございますが、行財政改革の歳出構造の刷新の中で、少し小さなものかもわかりませんが、委託業務の見直しなどを行う中で削減に努めるといたしております。また、その予算編成において、需要費や委託料を徹底的に見直し、経費の削減・合理化を図ることで少しでも物件費の削減を図っていききたい。しかし、それ以上に増加する要因も大きな要因を抱えているのも事実でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

本当に厳しいとは思いますが。ただ、私たち議会のほうでも、産業建設委員会でこれからのごみ処理ということで、いろいろ勉強もさせていただいて提言もしておりますので、委託管理を自前でやっているというようなところも視察してきました。いろんな形の中で、亀山市よりも本当にいろいろ考えながら経費を削減してやっておところが幾つかありますので、やっぱり本当にこれからもこの溶融炉でええのかということも含めて、やっぱりこの先のことも踏まえて考えていっていただきたいと。多分、部署ではいろんな努力はされておるんだと思いますけれども、大きな削減には今つながってないので、その辺をもっと執行部が考え方をまた示していただいたりとか、そういう形で進めていただきたいというふうに思います。

それでは、次に合併特例債についてお伺いしますけれども、現在の状況はどうなっているのかお伺いします。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

合併特例債につきましては、合併を行った市町村が合併年度から10年間に限り、市町村建設計画に基づき実施する事業に対しまして、通常の地方債よりも有利な条件での発行が可能なものでございます。本市におきましては、平成26年度までの間に実施いたします新市まちづくり計画に基づく事業に対し充当をいたしております、その発行可能額の総額につきましては109億1,030万円となっております。この活用事業につきましては、既に完了いたしました斎場建設事業、関中学校改築事業、市民まちづくり基金、関宿にぎわいづくり基金のほか、和賀白川線整備事業、野村布気線整備事業、白川小学校耐震改修事業、北東分署建設事業において26年度末までに89億5,570万円を活用予定というふうにしておりまして、残りにつきましては19億5,460万円。これが残額見込みというふうになっている状況でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

国は、期間を延長してましてね、合併特例債を。26年から5年間延長して31年までということですが、亀山市はどうするのかお伺いします。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

合併特例債の活用期間につきましては、平成24年度の東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律、これが施行されて、従前の10年間に引き続き5年間の期限延長が可能となっております。本市におきましても合併特例債、これ非常に有利な財源と考えておりますことから、新市まちづくり計画の期間延長によりまして、合併特例債の活用期限を26年度から5年延長いたしまして平成31年度まで延長をし、有効に活用してまいりたいというふうに考えてございます。現在、庁内におきまして新市まちづくり計画の変更について期限の延長のほか、新たな活用できるような事業がないかと、こういったことの検討も進めておりまして、新市まちづくり計画の変更に伴います市議会への提案につきましては、来年平

成26年12月定例会に提案をしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

今の答弁ですと、残が19億5,460万円残っているということなんで、それを使うということとで判断させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

先ほど申し上げましたように、残が約20億円活用できることとなつてございますので、この残を有効に活用できるような事業があれば活用していきたいというふうに考えてございまして、今現在検討しておるという状況でございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

一つ気なることがございまして、野村布気線、これに合併特例債を10億以上使っておると思うんですけども、期限が延長して31年まで使えるということなんですけれども、その用地取得がまだできてないですね。これ、工事が完了して特例債が使えると思うんですけども。そうすると、逆算して2年か3年工事がかかるとすると、28年度ぐらいがタイムリミットかなあというふうに思うんですね。もしもこれが使えなくなるようになった場合を想定すると、どうなるのかなあという懸念を持っています。その辺についてどのようにお考えか、ちょっと答弁いただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

野村布気線につきましては、全体で約19億弱の合併特例債を活用する予定で今現在進んでございます。この野村布気線の整備事業につきましては、後期基本計画の第1次実施計画で26年度での事業完了というのは非常に今現在難しい状況となつてございます。しかしながら、合併特例債、先ほど申し上げましたように活用期限平成31年度まで延長する予定でございまして、それまでに事業完了すべく進めて行きたいというふうに現在は考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

本当にしっかりと目標を立てたものに全力を尽くしていただきたいというふうに思います。

最後に基金なんですけれども、合併特例債でも関係しますけど、市民まちづくり基金と、関宿にぎわいづくり基金ですね。これ10億と3億7,000万ぐらいあったと思いますけれども、その現状と課題と、それから活用の方向性というので示されておるんですけども、活用の方向性ということで基金の収益金を市民活動応援事業や、これは市民まちづくり基金ですけども、市民活動

応援事業や地域コミュニティのしくみづくり支援事業に活用します。今後事業を展開していく中で、収益金を上回る事業展開となれば、償還済み元金相当額を取り崩して事業を推進していきますというふうに書いてあるんですね。この償還時期が全て完了する、多分これは借りてから、翌年から10年間となっていますけれども、償還が全て済むのはいつになりますか。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

市民まちづくり基金、関宿にぎわいづくり基金とも平成31年3月31日を償還の終了というふうになっておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

この基金なんですけれども、ソフト事業に使うということで言われておるんですけれども、償還が済んだ後は取り崩して事業を推進していきますというふうに書いてあるんですけれども、これハード事業にも使えるのかどうかということを確認したいんですけれども。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

償還が終了した際にハード事業にも充てられるのかというご質問でございますが、市民まちづくり基金の設置目的は、亀山市基金条例において市民参画協働及び地域づくりに寄与する活動の支援に要する資金に充てるためであり、また関宿にぎわいづくり基金は関宿及びその周辺地域のにぎわいづくりに寄与する活動の支援に要する資金に充てるため設置したものでございます。それぞれ活動の支援に充てるということで、ソフト事業へ充当することと、現在のところいたしておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

それは、今、市の見解ですよね。国の見解はどうなんですか。償還が済んだものはハード事業に使えるのかどうかということなんですけれども。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

現在聞いておる範囲内でお答えをいたしますと、ソフト事業へ使ってほしいというふうにお聞きをいたしておるところでございます。基金そのものを償還が終わって取り崩したときはまた別だというふうに思いますが、現在のところソフト事業にというふうにお聞きをしておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

今の話ですと、償還が終わって取り崩したときは、ハード事業に使えるということですね。そういうことでよろしいんですね。

○議長（宮崎勝郎君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

現在のところ、その点もお聞きをしておりますが、まだそういうハード事業に取り崩したとき、31年以降使ってもいいんだというような明確な回答はいただけていないというところでございますので、今はお答えをできないというふうに考えておるところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

その辺のところをきちっと確認をしていただいて、また報告をいただきたいというふうに思います。本来、これは市民まちづくり基金と、それから閑宿にぎわいづくり基金というふうになっているので、今の時点ではそれに基づいてしっかりと使っていただくということが必要なあとだと思いますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

いろいろとこういった数値、データとか、それから総務省の分析カードなんかを使って説明をさせていただきました。これはあくまでも私個人の見解ですので、当局がどういうふうに判断するかは、それはまた考えていただきたいというふうに思います。ほかにもいっぱい分析しなければならぬものがあります。今回、パートワンでやらしていただきましたけれども、またできればもっと私も勉強してパートツーをやっていききたいなというふうに思っていますので、今後の行財政改革をさらに進めていっていただきたいというふうなことを申し上げまして、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（宮崎勝郎君）

17番 前田 稔議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時55分 休憩）

（午前11時05分 再開）

○議長（宮崎勝郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、市制10周年記念事業についてということと、まちづくり協議会についてということの2点について通告させていただいております。

まず、市制10周年記念事業についてです。

10周年記念事業につきましては、この秋に行われた全員協議会でご当地ナンバープレートにつ

いてのデザイン募集の話で、その募集して選定するとかいうこの辺のあたりを10周年記念事業の1つとしてすると、こんな話が出まして耳にしたというわけなんですけれども、この10周年記念事業というのは、一体どういうものなのかというのをお聞きしたいと思いますけれども、まずこの事業の意義及び目的について、どういうものなのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

平成27年1月11日に市制施行10周年を迎えるに当たりまして、市民の皆様方とともに記念すべき節目の年を祝う記念事業を実施いたしまして、市民が市に誇りと愛着を持つことによりまして、本市のまちづくりの基本理念でございます、市民力で地域力を高めるまちづくりの実現を目指してまいりたいというふうに考えてございます。

また、事業の方針といたしまして、本市の知名度を向上させイメージアップを図るため、市が主催する、また共催する事業で多くの市民に参加願うもの。あるいは、市内外に情報発信できるものについて、市制施行10周年の冠を付してその実施を現在考えてございます。なお、具体的な事業展開等につきましては、この平成26年3月議会にお示しをいたしたいというふうに考えております。

このほか、現時点での考えではございますけれども、平成27年1月からの1年間、これを市制施行10周年記念イヤーということとする考え方も現在持ち合わせているところでもございます。

また、個々の事業におきましては、現在の財政状況もございますので行革の取り組み、こういったことも勘案をいたしまして、事業選択をして検討していきたいというふうに現在のところ考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

まず確認をさせていただいたわけですが、先ほど言っていた話の中に、2番目に予定していた話ですね。現時点での計画について、どれぐらいのことが計画されているのか。内容についても、もうちょっとということではあるんですけれども、ちょっと1回目とダブる部分もあるんですけれども、もう一度内容とあと予算、まだちょっと決まってないような雰囲気でありましたけれども、今の概算というか、主にどれぐらいのものかというその辺をちょっと確認させてください。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

記念事業でございますけれども、先ほどもご答弁をさせていただいたところでございます。本市の知名度を向上させてイメージアップを図るため市が主催する、また共催する事業で、多くの市民に参加願うもの。市内外に発信できるものということで、市の10周年の冠をつけていきたいというふうにも考えてございます。

それと、具体的には原動機つき、先ほど言われましたご当地ナンバーといったことも考えてござ

いますし、また市を広くPRする事業、亀山市納涼大会とか関宿の納涼花火大会、街道まつりということで、多く市民の皆様が集うイベントにつきましては、市制施行10周年記念事業ということにすること。また、その他の事業につきましても個々の取り扱い等を検討いたしまして、決定したいというふうに考えているところでございます。現在のところ、まだまだ来年度の予算編成に向けて10周年記念事業の総枠を検討しているところでございますので、総額の予算幾らというように今現在のところお答えできるような状況には至っていないというところでもございます。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

内容的にも大体それぐらいの話というか、現時点ではそういうことなんやろうなあということだとは思いますが。26年3月に大体の素案を出してもらおうということではあるので、それまでちょっとお待ちしたいなあという部分もあるんですけども。

それでは3番目の項目として、ほかの事業との関係についてということを通告させていただいておりまして、これにつきましては、先ほど冠事業云々の話も出ておったわけなんですけれども、今回そういうふうな10周年の記念事業ということで、5周年も以前やったわけですし、そのときに1つのイメージとなっておるわけなんですけれども、ちょっとこの話をいろいろ聞いて結構なことやなあと思うんですけども、1つひっかかるというか気になるのが、亀山市として今来年度、この記念事業は再来年ということになるんですけれども、来年度は文化年ということで、文化年事業というのがあります。この文化年事業という、昨日、花ショウブが市長の顔じゃないかというぐらいの話がありましたけれども、私はこの文化年事業というのが、市長が最初の選挙からも確か言われておったと思います。文化の形とか、市民文化部という、今そういう部署になっていますけれども、やはり文化部というふうな部署をつくられたとか、この辺の話もありまして、やはりこの文化というものがやはり市長の肝いりではないのかなという思いがありまして、この文化年というものがあって、その翌年、またさらに10周年記念事業というのがある。その年度のそういうふうな重さというのが、その辺がちょっとぶれたりしないのかなあというふうにちらっと思うわけなんですけれども、特にこの他事業との関係、冠事業云々の話はお聞きしました。この辺の文化年との比重の絡み、特に文化事業との絡み、この辺はどういうふうにしていかれるおつもりなのか、この点について3点目としてお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

この10周年と文化年事業との強弱というか、バランスというか、その辺はどう考えるかということなんですが、やはり平成17年1月11日に新市施行、今9年目に入りましたけれども、本当にこの間にさまざまな市民の皆様、それから関係機関、議会も含めてでございますけれども、本当に合併以降新しいまちづくりに本当に多くの方々の思いが凝縮されて今日に至っておると思います。その意味で、平成27年1月11日の市制施行10周年という節目というのは、非常に大きな、亀山市政にとりまして非常に大きな節目であり、またそこから新たなステージへ展開するような礎

になればと、このように願っておるところでございます。

その前年度、平成26年度に文化年を1年かけて展開をするという今スパンで計画をいたしておりますが、やっぱり10周年の節目の前段のところ、やはりそれぞれ市民の皆さんが愛着や誇り、我がまちの本当に地域の資源や文化やこういうものを本当に再発見をして、それが愛着、誇りにつながって、また新たな地域文化の創造へつながればと、こういうトーンを組み込んでいきたいと思っております。したがって、相互補完もするようなイメージをいたしておりますが、あくまでこの10周年というのは非常に大きな節目でございますし、その前段で多くの市民の皆様方が我がまちのすばらしいところを認識いただき、新たなまた行動を起こしていただいて10年の節目、展開をしていくとこういうような展開になればすばらしいのではないかと、こういう認識を基本的にいたしておるところであります。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

10周年記念事業、非常に重大な大事な節目であると、こういうことであります。10周年記念事業自体は結構なことやと思っております。大事なことやと思っておりますけれども、一方で、やはりその文化年事業というのが、先ほども言いましたように市長ならではの、市長肝いりの政策やというふうに思っておりましたもので、ただその大々的に行われるであろうと思われたその文化年事業というのが来年ではあるんですけれども、従来こういう記念事業とかは結構その前からやるぞやるぞというような感じが市全体でPRというか周知というのが盛り上がっておるのが、なかなかこの文化年事業というのが今になっても聞こえてこない。もしかしたら、じっと眠ったようにしておって、いざ26年になった途端に爆発するようにPRされるとかいう手法もあるかもしれませんが、やはり記念事業に比べると、ちょっとやり方が地味なような感じを受けております。文化ということですもので、今、委員さんとかでもみえていますが、余り派手なことをしたくないというような思いもあるのかもしれませんが、ただ一方で予算的に文化年は厳しいんやという話もちらっと聞いたことがあります、委員さんから。やはりその辺の話を聞きますと、やはりこの10周年記念事業というをやたら派手なイメージになってしまうと思うんです。でもそこにお金をかけるんやったら、やっぱりその文化年にももうちょっと派手にという言い方おかしいですけども、お金は大事に使わなアカンですけども、やはりそこにも力を目に見えたように入れるというのが見えてもいいのかなあというふうに思いましたもので、決してその文化年事業というのがどういうものか、私らきょうも初めて教育民生委員会に提出されるという資料で、現時点での計画というのを資料で出てきましたけれども、これ自体はこれでいろいろ考えてもろうておるんやろうなあと思うんですけども、それにまつわる周知ですね。来年やりますよというのがなかなか余り見えてこないなあというふうに感じましたので、もしかしたらこの10周年記念事業というのは企画総務部ということで、やはり広報を持っておるという部分で、その広報を使いやすい。文化部門というのは、その広報を持ってない分、やはりこの辺が弱くなるというのがありますんで、文化部門は文化部門として頑張ってもろうておると思いますけれども、やはりこの辺、特に周知の部分で企画総務部のでこ入れが要るんやろうなあと思いましたが、やはりその辺が必要かなと思いますもので、ちょっと指摘はさせていただきましたけれども、この点について、

その辺の支援はされていかれるおつもりはあるか、その点だけ確認させていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

かめやま文化年事業につきましては、今現在文化振興局のほうでは来年度に向けて着々と準備を進めていただいておりますというふうに私ども考えてございまして、少しおそくなりましたけれども、かめやま文化年2014実施計画というのを今議会のほうにも提出をさせていただきまして、委員会のほうでまたご説明をさせていただくというようなことでございます。これに基づきまして、平成26年度、しっかりと、この文化年事業進めていきたいというふうに考えてございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ぜひ頑張ってというか、進めていただきたいと思います。

それでは、続きまして2番目の項目、まちづくり協議会についてということに移らせていただきます。

現在市内では、まちづくり協議会というものの設立が進められております、各地で。既に立ち上がった地区もあれば、設立に向けた準備に取りかかっている地区もあります。それでお尋ねしたいんですけれども、この亀山市におけるまちづくり協議会、最終的に目指す形はどのようなものであるのか、市のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

まちづくり協議会がどういう方向に最終的になるんだというようなご質問でございます。

議員ご紹介のとおり本年4月に川崎地区、昼生地区におきまして、まちづくり協議会が立ち上がり、現在野村地区、城北地区、関南部地区におきまして、まちづくり協議会の設立に向け、取り組みを進めていただいているところでございます。まちづくり協議会は、自分たちの住む地域は自分たちでつくり上げるという意識のもと、それぞれの地域が抱える課題の解決に向けて話し合う場づくりや、自治会、地区コミュニティを初めとしたさまざまな地域の団体や、住民の皆様が自由に参加できる仕組みを持つ組織と考えております。したがって、地域住民の皆さんが一体となってみずからの地域をつくり上げていただくようお願いをしておるところでございます。今後、ある程度の地域で協議会が設立されれば、まちづくり協議会を公的な性格を持つ住民自治組織として位置づけを行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。まちづくり協議会というものが、自分たちの地域は自分たちでつくり上げる、その辺の趣旨のもと、最終的には公的な住民自治組織にしたいということであるんですけれ

ども、この公的なというのが一体どのようなものであるのか。法的な根拠が関係してくるんやろうとは思いますが、一体どういうふうなものを描いておられるのか確認させていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

公的な位置づけというのは、さまざま考えられるところでございますけれども、市が行うとなれば、条例などに関連した位置づけというようなことで、今現在考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

私も質問で最終的なと言うておるので、まだまだ最終、そこまでの具体案は出ていないということやとは思いますが、1つ条例上の位置づけを入れるということは確かに間違いないと思いますし、あと、以前から言われている地域予算の受け皿になると。当然予算を与えられるというか、予算を付与できるのはやはり条例の整備が必要だろうと、この辺は具体的にどうかというのは、まだそこまで私もわかりませんが、それは聞き及んでいるところです。

もう一つ、先日もこの辺のまちづくり協議会というか、今、自治協議会とかというのが全国的に行われておるということで、住民自治とも言われていますけれども、その辺の重要性がと。先日も、本市議会も北勢五市の市議会に参加しておるということで、その研修会で四日市大学の岩崎先生にこの辺の話をしていただくという、その講義を受けるということで、こういう機会がありました。岩崎先生が目指す形として、やはりNPO化であるとか、あと法人化ということをおっしゃられて、やはりその法人格は持たないといけないというようなことではありました。具体的に市の目指すというものが、その条例上のということではあるんですが、公的な。公的なということと、その法人化ですね。やはり、どこでも法人化というのが、1つのポイントではないかと言われておるんですが、その辺が一体どういうふうな位置づけになっていくのか、その法人化というのはその辺まで含めた話をやはり見据えておられるのか、ちょっとその辺を確認させていただきたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

協議会の法人化などの考えはということで、お答えをさせていただきます。

現在、コミュニティ組織がまちづくり協議会へと移行する時期でございます。このような時期に法人化まで検討の範囲に含めてまいりますと、コミュニティ組織の負担が過大なものとなると考えられ、まずはまちづくり協議会の設立を目指していただくようお願いをしているところでございます。

しかし、今後市内のほとんどの地域でまちづくり協議会が立ち上がり、自主自立した活動が活発に行われれば、協議会の法人化に向けての検討も想定をされるところと考えているところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。どちらかというとその後半の部分ですね。当然、当面の整備というかまちづくり協議会の立ち上げに当たっては、当然法人化まで含めたとかいうようなことを、当然地域にまで投げかけるというのは、これはかえって混乱させる話ですもので必要ないとは思っています。ただ、その行政の部門としてどういうふうな方向を向いておるかやと思いますので、ちょっとその辺をお尋ねしたかったわけです。もちろん、その法人化というのも一つの選択肢やろうなと思います。

あと、私もその辺のまちづくり協議会の設立に向けたとき、ちょっと地域の関係で先進地ということで見せていただいたこともありまして、伊賀市、名張市がこの辺、先進地ということで、ちょっとお邪魔させてもらうことがあります。そのときに非常に印象に残ったのが、伊賀市も名張市も区長制度というのを持っていて、市が区長というのを選任して、市のお墨つきをもらったその区長さんが、一応市からの事務を代行する。一部行くと。一応、その地域の取りまとめ役、行政機関のような存在を担うわけですね。やはりそういうところというのは、やはりそのまちづくり協議会というのを進めていく上で非常にスムーズであるんやなあというふうな感じを受けました。先ほど最初に梅本部長が言われたように、自分たちの地域は自分たちでつくる、自分たちでつくり上げるというふうな話ですもんで、住民サイドから自主的に出てくるというような動きをやはり期待したい部分はあるとは思いますが、やはり一方で、行政としてこういうふうな方向にという、ある程度そのかじ取りみたいなものは必要な部分もあるのかなあと思っております。先ほど言いましたような区長制度とか、あと、ちょっと私も調べておったら、自治法上に地域自治区というものの設置というものがあるらしいんです。ちょっとその記事を読ませていただきますと、この地域自治区というのは、市町村の長の権限に属する事務を分掌させて、その地域の住民の意見を反映させつつこれを処理するということで、これは条例が必要ということではあるんですが、ただこれは法人格は有しない、あくまでも市町村の一部門であって、ただこれ地域自治区というそれには事務所が置かれる。役所ですよ。その地域自治区の長がその辺を管理するという。昔の村役場みたいな、町役場みたいなものが今でも据えることができるんやと。これに伴って、もう一つ地域協議会という設定がありまして、その自治区に地域協議会というものを置くことができ、地域協議会の構成員が市町村長によって地域自治区の区域内から選任されるという、議員さんみたいな、選挙によらない選任による議員さんみたいなものなんでしょうけれども、そういう地域協議会によって審議されて、その地域協議会がその自治区の運営に対して意見を述べるができる。この地域協議会というのは、諮問機関みたいなものらしいですけどね、その地域自治区の長の諮問を受けて意見を反映させるとか、その辺の話らしいんですが、この辺、そこまでのものが確立されるかどうかというのは、これはまだまだわからないとは思いますが、もう少し、その行政の出先と言うたらあれですが、その辺が、区長にしろ、こういった自治区にしろ、こういうふうな切り口も見えていかないといけないのかなと思いますけれども、その辺のお考えはどうでしょうか。この辺、もし市民部で無理だったら、本来これは企画総務部の話かなと思いますので、そのあたり、どちらでも結構ですので見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

梅本市民文化部長。

○市民文化部長（梅本公宏君登壇）

議員ご紹介の地域自治区という制度でございますけれども、これにつきましては、行政区単位に市内の各地域に市民と行政の橋渡し役というようなことで区長制度がございます。議員ご紹介のように、地方自治法上において住民自治の強化等を推進する観点から、市町村内の一定の区域を単位とする地域自治区を、市町村の判断によって設置することができるということになっております。一般的に今議員が申された区長というのは、一般的に市長が委嘱をした人を配置をするというような制度で、その制度については理解はいたしておるところでございますが、現在市が進めております地域コミュニティの仕組みづくりの中でのまちづくり協議会は、地域の身近な課題の解決に向けて話し合う任意の組織であり、区長制度を想定した組織とは今のところ考えていないところでございます。

○議長（宮崎勝郎君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

今のところ考えていないということだということなんですけれども、もちろん先ほども言いましたけれども、最終的に目指す形はということですもんで、その辺も考えられるのではないのかというようなことではあるんですけれども、今回このまちづくり協議会の設立に向けた動きが、よく住民自治と先ほども言いましたけれども、その自治、自治と言われました。先ほど橋渡しという言葉が言われました。やはり、その合併によってどんどんその地域と行政の距離感がちょっと出てしまうんじゃないのかというのがやはりあると思います。距離ではなくて距離感やと思うんですね。やはり大きくなることによって、自分らの声が届かないんじゃないのかというような、そういうふうな話があったと思います。やはりその辺を補完する上でも、やはりまちづくり協議会というのは非常に私は重要ではないのかなあというふうに思っておるんですけれども、ただ一方で、このまちづくり協議会、自治、住民自治、自立とか、そういうふうなことを言い始めると、やはり1つどうしても疑問が出てきまして、そうしますと、じゃあ合併で地域をふやすということよりも、やはり逆に言えば廃置分合の分割ということまで想定して、究極の形はまたもとのちっちゃい村に戻すというようなことなのかいなという感覚もやっぱり出てきてしまうわけなんです。ただ、そうじゃないんだと。合併して、やはりある意味、行政の効率化やったと思うんです。効率化を図って、ただ地域とその行政との間の距離が離れてしまうような感覚、その辺をどうフォローするとか、実際その細かい話は地域でしかわからんという部分もありますんで、その辺の部分だけをどうしていくかというそのあたりやと思うんですね。まだ、実際この辺過渡期やとは思わんなんですけれども、この辺が。それで実際どっちに行くのか。これ、まだ国のシステムもやはり今後変わっていくかもわからんという部分があると思います。やはりそんなときに、どちらにでも転べるようなことをしていかなあかんのではないのかなあというふうな気がしております。ですので、この辺ですね、両方との感覚を持ってほしいなあというふうなことをやはり思っておりましたので、今回このようなことを言わせていただきました。

最後意見ばかりになりましたけれども、非常に重要なまちづくり協議会という存在やと思ってお

りますんで、頑張って進めていただきたいなということだけ申し上げまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

11番 伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

以上で予定をしておりました通告による質問は終了いたしました。

これより一般質問に対する関連質問に入ります。

通告が出ております。通告に従い、発言を許します。

19番 小坂直親議員。

○19番（小坂直親君登壇）

関連質問のお時間をいただきましたので、我が緑風会から高島議員、または前田議員の質問をされたことにつきまして、しっかりした答弁をいただかなかったのかなという思いから、関連をさせていただきたいと思います。

まず、教育行政に関して、教育委員会の活動の点検と行政評価についての報告について、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づく報告をするべきであるというのに対しましての答弁は、やはり法律が違うのに、行政と一体として事務事業評価シートの中に合作されておると。それで済ませておるんだというような方向だと思うんですけど、これでは平成19年に法律が改正されて、20年に施行された27条の法律の改正の趣旨に合わないと思うんですけど、今後どのようにこの評価を、報告書を議会へ、そして市民へ提示するのか、もう少しはっきりした答弁をお願いしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

小坂直親議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

高島議員からご質問をいただきましたときにも答弁をさせていただきましたけれども、このやり方につきましては、平成20年からこのような形で一緒にさせているということを聞いておりまして、教育委員会といたしましても、そういうシステムでやって、現在までやってきたわけですが、貴重なご意見をいただきましたので、この際に他市の教育委員会のシステムも調査させていただいたところです。早速、高島議員のご質問をいただいた後、担当者に指示をさせていただきました。他市の教育委員会のシステム等々も研究しながら、12月の定例議会にこの件につきましては議題として取り上げさせていただきます。また新しく方策について考えさせていただくとともに、これまでの経緯もあるかと思しますので、このあたりは市長部局とも検討といいますか協議を重ねていきたいと考えております。

○議長（宮崎勝郎君）

小坂直親議員。

○19番（小坂直親君登壇）

きょうのこの結果によって、今まで全然認識がなかったということと言われておったと思うんですけど、この法律によっては、やはりあくまでも地方自治法と、それから教育の法律とは違うわけです。行政組織が違うわけであって、中身の事務評価シートはいいと思うんです、そのままで。た

だ、それが一緒になっていること自体がおかしいのであって、これは教育は教育として、ほかの市町村であれば教育白書なり、評価の報告書ということは必ずつくっておる。それであれば、その教育白書なりをつくって、その中にこの２７条の法の趣旨にのっとった評価の報告をすべきであると。その中には、ただ２７条に学識経験者の識見の活用ということで、学識経験者の評価、これを入れなさいということになっておるわけですね。これを今まで全然なされていなかった。そういう意味において、今後、普通であれば一時評価を教育委員会の事務担当がし、それからその評価について学識経験、これはほとんどが教育に関する大学の教授等の学識経験の方の評価を入れながら、そして教育委員会としての評価をして、それを持って議会へ、また一般市民に評価報告をするということになっておるんで、これからこのようにするということであれば、来年以降直ちにこの方法でもう少し事務事業の評価報告を正式に出していただきたいということをご要望しておきます。その結果については、また後刻この決算をもって、来年度の決算をもってそのような報告でお願いしたいというふうに思います。

それからもう１点、前田議員が言われた合併特例債について、今執行部から、これについては２６年で切れるのが３１年まで５年間延期になるだろうということ、今１９億のまだ合併特例債があると。これについては、新市まちづくりで計画をして、２６年度の１２月にはお示しをしたいということなんですけど、このことについて同僚議員からそれは担保できないじゃないかと。今まで合併特例債については、この１０年間ずっとその執行についてはかなり審議してきた中で、今後のあれについては２６年１２月では担保できないじゃないかという意見があったので、やはりこれについては前回平成２４年９月議会で、鈴木議員に市長が答弁したのは、現在基金の利息だけを活用していると。償還金につきましては、取り崩しも可能というふうに考えておりますが、この新市まちづくり基金の活用については、ことしの１２月をめどに、市として結論を出してまいりたいというふうに答弁されておるのは、今、議事録を見たところ書いてあったわけでございます。そういった答弁をしておきながら、実際５年間延長されたとはいえ、来年の１２月では我々一生懸命この合併以後新市まちづくり、また合併特例債の活用等については、紆余曲折あるにしろ、かなりの審議を重ねてきたことが、結果としては国の法律によって５年間延長されることによって２６年の１２月では、担保しにくいんじゃないかと。せめてもう少し我々今までの議会の中で、来年の９月ごろまでにはその方向性を示していただければ、今後の情勢を踏まえて新市まちづくり基金なり、それから合併特例債の運用等については示していただけるべきだと思っておりますが、再度先ほどの答弁について再度一考願いたい。答弁をいただけたらと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

広森企画総務部長。

○企画総務部長（広森 繁君登壇）

合併特例債の延長に係る議案の提案時期ということで、先ほど私２６年１２月というような形でご答弁を申し上げたところでございます。少し活用期間の延長について詳しくご答弁をさせていただきますと、この合併特例債の活用期間の延長につきましては、発行に際しての要件となる新市まちづくり計画の期間延長により延長となるものでございます。この新市まちづくり計画の変更につきましては、最終的には市議会の議決により変更するものでございますが、改めて県の同意を得ることが必要でございます。今回の新市まちづくり計画の変更におきましては、計画期間の延長のほ

か、これに伴いまして財政計画５年間延長せなあきません。それから、新たな活用事業があれば、この位置づけ、合併特例債の活用に必要な部分についてのみの変更を予定いたしておりました、現在庁内での検討を進めているところでございます。こういったことによりまして、県との協議だとか、２７年、２８年には第２次実施計画というものも策定していかなあきませんので、こういったことを考慮いたしまして、現時点での考え方を申し上げたところでございます。今後この変更についての詳細なスケジュール調整を行いまして、先ほど議員言われましたように、９月には全体の方向性といったものをお示しをさせていただきたいというふうにも考えてございます。また、今後議会ともその提案時期についてもご相談をさせていただきたいというふうにも存じます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮崎勝郎君）

小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

いろいろな問題あるかと思います。先ほど前田議員が言われたように、合併特例債についても、その償還後の扱いについても、今、再度総務省等の協議の結果も報告いただかねばならんだろうと思うし、また新市まちづくり計画についても、これだけではなしに、やはりそれは中期財政見通しとの整合、それから長期基本計画の後期の整合、新しいやつとの。確かに、そのスケジュールと合わせた安全策として言われたんやと思うけど、できる限り我々も今期でまた改選もある中で、合併後、特にその合併特例債については、事業の具現化について、スムーズにいったものもあれば、非常に暗礁に乗り上げているものもある。多分、運用についても、計画の変更も余儀なくされる面もあるかと思うんで、やっぱり中期財政見通し、また長期基本計画の整合等もあると思うんですけど、できる限り担保できる範囲内で、出せる範囲内でお示しをしていただき、そして基金についての償還後の運用についても、もう少し明確な具体的な答弁が得られれば、またその都度議会のほうへ、市民に周知していただくことを申し上げまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

１９番 小坂直親議員の質問は終わりました。

以上で関連質問を終わります。

以上で、日程第１に掲げた市政に関する一般質問を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

私、宮崎勝郎は、常任委員会委員を辞任いたしたいと思いますので、本日の日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員会委員の辞任についてを日程に追加し、議題といたします。

本案は私ごとでございますので、副議長と交代させていただき、審議終了後まで退場いたします。

副議長、議長席へお願いいたします。

（議 長 交 代）

（議長 宮崎勝郎君 退場）

○副議長（前田耕一君）

それでは議長にかわりまして、副議長の私、前田が議長の職務を務めさせていただきます。
よろしくお願いします。

それではお諮りいたします。

ただいま議題となっております宮崎勝郎議長の常任委員会委員の辞任について、同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、宮崎勝郎議長の常任委員会委員の辞任については、同意することに決しました。

それでは、議長と交代いたします。

宮崎議長、ご入場願います。

（議 長 交 代）

（議長 宮崎勝郎君 入場・復席）

○議長（宮崎勝郎君）

交代いたしました。

続いて、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの20日は、午後2時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さんでした。

（午前11時47分 散会）

平成25年12月20日

亀山市議会定例会会議録（第6号）

●議事日程（第6号）

平成25年12月20日（金）午後2時 開議

- | | | | | |
|---|----|--------------|------|---|
| 第 | 1 | 議案第 | 78号 | 亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |
| 第 | 2 | 議案第 | 79号 | 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について |
| 第 | 3 | 議案第 | 80号 | 亀山市火災予防条例の一部改正について |
| 第 | 4 | 議案第 | 81号 | 亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部改正について |
| 第 | 5 | 議案第 | 82号 | 平成25年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について |
| 第 | 6 | 議案第 | 83号 | 平成25年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 第 | 7 | 議案第 | 84号 | 平成25年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 第 | 8 | 議案第 | 85号 | 平成25年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 第 | 9 | 議案第 | 86号 | 平成25年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 第 | 10 | 議案第 | 87号 | 平成25年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について |
| 第 | 11 | 議案第 | 88号 | 平成25年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について |
| 第 | 12 | 議案第 | 89号 | 平成25年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について |
| 第 | 13 | 議案第 | 90号 | 指定管理者の指定について |
| 第 | 14 | 議案第 | 91号 | 指定管理者の指定について |
| 第 | 15 | 議案第 | 92号 | 指定管理者の指定について |
| 第 | 16 | 議案第 | 93号 | 指定管理者の指定について |
| 第 | 17 | 議案第 | 94号 | 指定管理者の指定について |
| 第 | 18 | 議案第 | 95号 | 指定管理者の指定について |
| 第 | 19 | 議案第 | 96号 | 指定管理者の指定について |
| 第 | 20 | 議案第 | 97号 | 鈴鹿亀山地区広域連合の処理する事務の変更及び鈴鹿亀山地区広域連合規約の変更に関する協議について |
| 第 | 21 | 議案第 | 98号 | 亀山市教育委員会委員の任命について |
| 第 | 22 | 議案第 | 99号 | 亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 第 | 23 | 議案第 | 100号 | 亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 第 | 24 | 議案第 | 101号 | 亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 第 | 25 | 閉会中の継続調査について | | |

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（２２名）

１番	西川憲行君	２番	高島真君
３番	新秀隆君	４番	尾崎邦洋君
５番	中崎孝彦君	６番	豊田恵理君
７番	福沢美由紀君	８番	森美和子君
９番	鈴木達夫君	１０番	岡本公秀君
１１番	伊藤彦太郎君	１２番	前田耕一君
１３番	中村嘉孝君	１４番	宮崎勝郎君
１５番	片岡武男君	１６番	宮村和典君
１７番	前田稔君	１８番	服部孝規君
１９番	小坂直親君	２０番	竹井道男君
２１番	大井捷夫君	２２番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田正君
企画総務部長	広森繁君	財務部長	上田寿男君
財務部参事	神山光弘君	市民文化部長	梅本公宏君
健康福祉部長	伊藤誠一君	環境産業部長	稲垣勝也君
建設部長	三谷久夫君	医療センター 事務局 長	松井元郎君
危機管理局長	西口昌利君	文化振興局長	広森洋子君
関支所長	坂口一郎君	子ども総合 センター 長	若林喜美代君
上下水道局長	高士和也君	会計管理者 (兼)出納室長	西口美由紀君
消防長	渥美正行君	消防次長	服部和也君
教育委員会委員長	肥田岩男君	教育長	伊藤ふじ子君
教育次長	石井敏行君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	栗田恵吾君	選挙管理委員会 事務局 長	井上友市君

●事務局職員

事務局 長	浦野光雄	書 記	渡邊靖文
書 記	高野利人		

●会議の次第

(午後 2時00分 開議)

○議長（宮崎勝郎君）

皆さん、こんにちは。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第6号により取り進めます。

それでは、去る9日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託いたしました日程第1、議案第78号から日程第20、議案第97号までの20件を一括議題といたします。

各常任委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第80号	亀山市火災予防条例の一部改正について	原案可決
議案第81号	亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部改正について	原案可決
議案第97号	鈴鹿亀山地区広域連合の処理する事務の変更及び鈴鹿亀山地区広域連合規約の変更に関する協議について	原案可決

平成25年12月17日

総務委員会委員長 岡 本 公 秀

亀山市議会議長 宮 崎 勝 郎 様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第 7 8 号	亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 9 0 号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 9 1 号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 9 2 号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 9 3 号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 9 4 号	指定管理者の指定について	原案可決

平成 2 5 年 1 2 月 1 6 日

教育民生委員会委員長 福 沢 美由紀

亀山市議会議長 宮 崎 勝 郎 様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第 1 0 4 条の規定により報告します。

記

議案第 7 9 号	亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 9 5 号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 9 6 号	指定管理者の指定について	原案可決

平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日

産業建設委員会委員長 服 部 孝 規

亀山市議会議長 宮 崎 勝 郎 様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第 1 0 4 条の規定により報告します。

記

議案第 8 2 号	平成 2 5 年度亀山市一般会計補正予算（第 4 号）について	原案可決
議案第 8 3 号	平成 2 5 年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
議案第 8 4 号	平成 2 5 年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
議案第 8 5 号	平成 2 5 年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
議案第 8 6 号	平成 2 5 年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
議案第 8 7 号	平成 2 5 年度亀山市水道事業会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
議案第 8 8 号	平成 2 5 年度亀山市病院事業会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
議案第 8 9 号	平成 2 5 年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について	認 定

平成 2 5 年 1 2 月 1 8 日

予算決算委員会委員長 櫻 井 清 蔵

亀山市議会議長 宮 崎 勝 郎 様

○議長（宮崎勝郎君）

初めに、岡本公秀総務委員会委員長。

○10番（岡本公秀君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、去る 9 日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、17 日、委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を行いました。

まず、議案第 8 0 号亀山市火災予防条例の一部改正については、消防法施行令の一部改正による検定対象機械器具等の範囲の見直しに伴い所要の改正を行うものであります。

審査の過程では、今回の見直しにより実務に影響はあるのか質疑があり、これについては、消防用ホースの金具関係の検定制度の見直しなどにより、引用している消防法施行令に条項ずれが生じたことによる改正であり、影響はないとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

次に、議案第 8 1 号亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部改正については、消費税法及び地方税法の一部改正により、平成 2 6 年 4 月 1 日から消費税率が 5 % から 8 % に引き上げられることに伴い、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

審査の過程では、消費税の引き上げにより料金を増額することで、歳入と歳出の見込み額について、またさらに１０％に引き上げられる見込みであるが、もとなる消費税抜きの価格を表示することについて質疑があり、これについては、今回の改正により歳入で約１００万円の増、歳出では一般会計全体で約２億円の増と見込んでいる。また、消費税抜きの価格については、次回予定されている１０％に引き上げられる段階で明示するとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

次に、議案第９７号鈴鹿亀山地区広域連合の処理する事務の変更及び鈴鹿亀山地区広域連合規約の変更に関する協議については、鈴鹿亀山地区広域連合が処理する事務から広域市町村圏計画に関する事務を削ること及びこの事務の変更に伴う鈴鹿亀山地区広域連合規約の変更に関して協議することについて、議会の議決を求めるものであります。

審査の過程では、鈴鹿亀山地区広域行政圏計画が廃止されることになるが、現在、広域連合で取り組んでいる介護保険事業や消費者行政の事務をどう補完し、どのように取り組んでいくのか。また、広域連合として今後の連絡調整について質疑があり、これについては、計画が廃止となっても鈴鹿市との連携は重要であり、今までから救急医療に関する啓発や情報発信、またレジ袋の削減や鈴鹿亀山道路について共同で取り組んでおり、今後においても主に広域連合が調整を図り、広域的な事務処理を推進していくものであるとの答弁がありました。

また、この議案について委員間で自由討議を行い、広域連合以外の連携も重要であり、計画は廃止されるが、鈴鹿市と共通する政策課題等についてさらなる連携や調整を図り、より一層鈴鹿市と密接な関係を進められることを期待するなどの意見が出されました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（宮崎勝郎君）

次に、福沢美由紀教育民生委員会委員長。

○７番（福沢美由紀君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、９日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、１６日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました。

議案第７８号亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、改正内容の当分の間の措置の期間について質疑があり、これについては、現在の国内銀行の平均金利の割合は１％であり、その割合の期間とのことであります。

また、保険料の延滞金の割合を下げるが、単年度の滞納者と長期の滞納者の延滞金の割合について質疑があり、これについては、施行日の平成２６年１月１日を基準日として区分し計算するとの答弁でありました。

次に、議案第９４号指定管理者の指定については、４カ所の学童保育所の指定管理者の指定を行うものであるが、学校区によって公設、民設、未設置など地域格差があり、公設公営に統一するという方向性はないのか質疑があり、これについては、今回は４カ所の学童保育所の指定管理の期限が切れることから、引き続き指定管理者を指定するもので、学童保育所の運営に対しては、公設、

民設いずれにも的確にバックアップをしている。また、設置については学校区の実情に合わせ民設民営を基本方針とし、今後は子育て支援会議における放課後対策の議論の中で協議していきたいとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

議案第90号指定管理者の指定について、議案第91号指定管理者の指定について、議案第92号指定管理者の指定について、議案第93号指定管理者の指定については、いずれも審査の過程では質疑等はなく、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（宮崎勝郎君）

次に、服部孝規産業建設委員会委員長。

○18番（服部孝規君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、去る9日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、13日、委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました。

議案第79号亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正については、地方税法の一部改正により地方税の延滞金の割合が引き下げられることを踏まえ、当分の間の措置として、公共下水道事業の受益者負担金及び分担金の延滞金の割合を引き下げる特例を定めるための改正であります。

審査の過程では、条例改正前までの滞納分に係る延滞金の割合について質疑があり、これについては、従前の率で徴収するとの答弁でありました。

また、後期高齢者医療における保険料の延滞金の率との差について質疑があり、これについては、公共下水道事業の受益者負担金及び分担金は都市計画法に、後期高齢者医療における保険料は地方税法に規定されており、それぞれの根拠法令が違うことから差が生じているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

次に、議案第96号指定管理者の指定については、亀山公園など84の都市公園等の指定管理者を公益財団法人亀山市地域社会振興会に指定するため、議決を求めるものであります。

審査の過程では、指定管理の業務内容について質疑があり、業務内容は、剪定、除草、遊具の点検、トイレの清掃などであるとの答弁でありました。

また、西野公園と東野公園については駐車場の管理について質疑があり、駐車場は公園管理に属するとの答弁でありました。

また、イベント等で体育施設と一体的に使用する場合の申請について質疑があり、これについては、公園施設と体育施設それぞれの指定管理者に申請してもらう必要があるとの答弁でした。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

議案第95号指定管理者の指定については、審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（宮崎勝郎君）

次に、櫻井清蔵予算決算委員会委員長。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

去る9日の本会議で当委員会へ付託のありました議案第82号から議案第88号までの平成25年度各会計補正予算の7議案については、同日、当委員会を開き、分科会を設置して各分科会で審査することを決定し、13日に産業建設分科会、16日に教育民生分科会、17日に総務分科会を開催して審査を行いました。

また、議案第89号亀山市国民宿舎事業会計決算の認定については、18日に当委員会を開催し、審査を行いました。

初めに、代表監査委員から会計決算についての審査の経過並びに審査の結果報告を受けました。続いて、関支所長から予算決算委員会提出資料の説明を受けた後、質疑に入り、慎重なる審査を尽くしました結果、議案第89号平成25年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定については、原案のとおり全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、決算議案の審査終了後、議案第82号から議案第88号までの平成25年度各会計補正予算の7議案について各分科会の会長から審査の経過について報告を受け、その結果、議案第82号平成25年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について、議案第83号平成25年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第84号平成25年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第85号平成25年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第86号平成25年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第87号平成25年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について及び議案第88号平成25年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）については、いずれもやむを得ない補正と認め、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（宮崎勝郎君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

22番 櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

議案第81号亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部改正について、総務委員長にお尋ねしたいと思います。

今回の改正については、消費税率5%が8%に上げると、これは国の方針ですけれども、本市において、私も質疑でこの一括上程について理事者側に質問をさせていただきました。今回は国の方針で5%から8%、消費税率に主眼が置かれた報告になっておりますけれども、各科目、1から27について私も質疑で行いまして、そういう各科目について議論されたのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮崎勝郎君）

22番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

岡本公秀総務委員会委員長。

○10番（岡本公秀君登壇）

先ほどの報告にもございましたとおり、個々の件に関しての質疑はございませんでした。

○議長（宮崎勝郎君）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第78号から議案第97号までの20件について、討論を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

日本共産党を代表して、議案第81号亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部改正について及び議案第94号指定管理者の指定についての2議案に反対の立場で討論をいたします。

まず議案第81号です。

今回の条例等の一部改正は、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、市の施設の使用料等の額を消費税率3%分引き上げるというものであります。また、こうした条例改正を改正の動機が共通しているということで27の条例を一くくりにして提案されています。

政府は消費税増税を社会保障のためと言っていますが、消費税は所得の少ない人ほど負担の重いものであり、社会保障の財源には最も適さない税であります。また、税の大原則である応能負担の原則にも反する税制でもあります。

反対の理由の第1は、日本共産党は消費税増税そのものに反対の立場であります。さらに、今回の増税は1997年をピークに国民の年収が70万円も減っている中での引き上げであり、それだけで8兆円も国民から所得が奪われ、暮らしも景気も経済も財政も破綻に導くことになります。どの世論調査でも、多くの国民が消費税増税を予定どおり実施することに反対しています。将来の消費税増税が必要と考えている方の中にも、今は引き上げるべきではないという意見が少なくありません。私たちは来年4月からの増税中止を求めています。

次に、今回の議案質疑で明らかになったように、消費税率を3%分引き上げしても、納税するものと納税しないものがあるということでもあります。

一般会計に属する斎場の使用料や各種施設の使用料は徴収しても納税する必要はないのです。市内の商店などでは、消費税率が3%引き上げられても売り上げに響くため、値上げせずに頑張るところもあります。

反対の理由の第2は、消費税を納税しなければならない商店でも売り上げに響くため値上げせずに頑張るところがあるのに、納税の必要のない分まで市が引き上げ、市民の負担をふやすというのは納得できません。

反対の理由の第3は、納税する納税しないの違いや、使用料といっても水道料金のように市民生

活に直結するものもあれば、その性格上利用の少ない施設もある中で、そうした違いを考慮することなく一くくりの議案として提案されたことであります。

以上、３つの理由からこの議案には反対するものです。

次に、議案第９４号です。

この議案は平成２６年４月１日から平成３１年３月３１日までの５年間、市内４カ所の公設の学童保育所の指定管理を現在の指定管理者であるそれぞれの運営委員会に引き続き指定するものです。

反対の理由の第１は、市が多様な民間事業なども含めて公募することなく非公募としたのは、市みずから学童保育所は指定管理になじまないことを認めているのです。非公募とし、現在の指定管理者のままでよいのであれば、指定管理する理由がありません。

この点については、平成２２年１２月２８日の総務省の通知でも、指定管理者の指定の申請に当たっては住民サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があるとし、非公募で指定管理するのは指定管理する意義がないということになります。

反対の理由の第２は、指定管理する意義もないのに期間を切って指定管理し、いつ指定管理から外されるかもしれないという不安を持ちながら管理運営するのは、マイナスにこそなれプラスにはなりません。

以上のような問題の多い２つの議案には反対するものです。

議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（宮崎勝郎君）

次に、２２番 櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

議案第８１号について反対討論をさせていただきたいと思います。

このたびの亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部改正について、質疑をさせていただきました。質疑で確認したところによりますと、なぜ一括提案をしたのかという質疑に対して、企画総務部長の答弁には、議会に事前に相談したとのことであったことです。それで一括上程の了解を得たという旨の答弁でありました。

また、２７項目を所管別に振り分けた場合どのようなことになるのかという質問においての答弁は、次のように得ました。

総務委員会所管分は、１の１項目、教育民生委員会は２から１５、２４、２７の１６項目、産業建設委員会については１６から２３及び２５、２６の１０項目であるという答弁でございました。このように各常任委員会に振り分ける議案でありながら、市長が議会の機能を十分知っておればこのような提案にならなかったはずやろうというのが１点目です。

このたびは確かに消費税の改正により、私としては、企業会計初め改正を余儀なくされる議案は１０項目ほどあると思います。だけど、市民が体力向上や、施設、特に市営斎場の使用料等、現行のままでよい事項もあると私は思っております。

改正により市の収入は金額で１００万ということです。本来この１００万円は消費税として市が得るものです。本来なら、このようなこのたびの消費税の改正によって市民は日常生活において十分国民としての責務を果たしている中、せめて市の施設の使用料の改正は行わないようにするのが市政担当者の責務であるのではないかと私は思っておりこの議案に反対せざるを得んのです。

この事項については、議会運営委員会の一員として私も議会運営委員会において承知しておりますけれども、議会運営委員会の折に、これは一括上程はいかがかと疑問を提唱させていただきました。私も議会人としてまだ未熟で、今後も精進せねばならないと思っています。また、市民の皆さん方から議員として、行政の監視役として負託を受けている一員として、このようなことを再度繰り返さないように願い、また特に私より若い議員にはその思いを伝えたく、あえて反対討論をさせていただきました。

どうか議員各位のご賛同を得て、こういうようなことが二度と起こらないように、私にご賛同いただきたいと思います。終わります。

○議長（宮崎勝郎君）

２２番 櫻井清蔵議員の討論は終わりました。

以上で通告による討論を終結し、ただいま討論のありました議案について、起立採決をいたします。

採決に先立って、この際お諮りいたします。

起立採決の際、着席している場合はその議案に対して反対とみなすことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがって、起立採決により、着席している場合は反対とみなすことといたします。

それでは、討論のありました議案第８１号亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部改正について、起立により採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮崎勝郎君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第８１号亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、同じく討論のありました議案第９４号指定管理者の指定について、起立により採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮崎勝郎君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第９４号指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決しまし

た。

次に、討論のありました議案以外の議案第 78 号から議案第 80 号及び議案第 82 号から議案第 93 号並びに議案第 95 号から議案第 97 号までの 18 件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決及び認定すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（宮崎勝郎君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、

議案第 78 号 亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第 79 号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

議案第 80 号 亀山市火災予防条例の一部改正について

議案第 82 号 平成 25 年度亀山市一般会計補正予算（第 4 号）について

議案第 83 号 平成 25 年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 84 号 平成 25 年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 85 号 平成 25 年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 86 号 平成 25 年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 87 号 平成 25 年度亀山市水道事業会計補正予算（第 2 号）について

議案第 88 号 平成 25 年度亀山市病院事業会計補正予算（第 2 号）について

議案第 89 号 平成 25 年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について

議案第 90 号 指定管理者の指定について

議案第 91 号 指定管理者の指定について

議案第 92 号 指定管理者の指定について

議案第 93 号 指定管理者の指定について

議案第 95 号 指定管理者の指定について

議案第 96 号 指定管理者の指定について

議案第 97 号 鈴鹿亀山地区広域連合の処理する事務の変更及び鈴鹿亀山地区広域連合規約の変更に関する協議について

は、いずれも原案のとおり可決及び認定することに決しました。

次に、日程第 21、議案第 98 号から日程第 24、議案第 101 号までの 4 件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存

じます。

まず、議案第98号亀山市教育委員会委員の任命についてでございますが、亀山市教育委員会委員の村山竹則氏は、平成26年2月21日をもって任期満了となりますので、その後任者として、亀山市関町沓掛にお住まいの大萱宗靖氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第99号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、亀山市固定資産評価審査委員会委員の草川 徹氏は、平成26年2月21日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第100号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、亀山市固定資産評価審査委員会委員の水谷紀嘉氏は、平成26年2月21日をもって任期満了となりますので、その後任者として、亀山市関町沓掛にお住まいの山内秀喜氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第101号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、亀山市固定資産評価審査委員会委員の木崎嘉秋氏は、平成26年2月21日をもって任期満了となりますので、その後任者として、亀山市御幸町にお住まいの中野久生氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。

追加の提案となりましたが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮崎勝郎君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより本各案についての質疑を行います。通告はございませんので質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第98号から議案第101号までの4件については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第98号から議案第101号までの4件については、常任委員会への付託を省略することに決しました。

次に、議案第98号から議案第101号までの4件について討論を行います。通告はございませんので、討論を終結し、議案第98号から議案第101号までの4件について、起立により採決いたします。

議案第98号亀山市教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮崎勝郎君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第 98 号亀山市教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第 99 号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（宮崎勝郎君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第 99 号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第 100 号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（宮崎勝郎君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第 100 号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第 101 号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（宮崎勝郎君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第 101 号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第 25、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会の各委員長から、各委員会における所管事務調査について、会議規則第 105 条の規定に基づき、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定した

ので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「まちづくり基本条例の検証と新たな取り組み」について
2. 理 由 まちづくり基本条例の検証を行うとともに、関連する新たな条例等の取り組みについて調査・研究を行う
3. 期 間 平成25年12月17日から平成26年9月30日

平成25年12月17日

総務委員会委員長 岡 本 公 秀

亀山市議会議長 宮 崎 勝 郎 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「スポーツ振興と施設の充実」について
2. 理 由 亀山市のスポーツ振興を図るため、スポーツ環境の整備・充実に向けた施策の調査・研究を行う
3. 期 間 平成25年12月16日から平成26年9月30日

平成25年12月16日

教育民生委員会委員長 福 沢 美由紀

亀山市議会議長 宮 崎 勝 郎 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「空き家・空き地対策」について
2. 理 由 市民が快適で安全に住み続けることのできる住環境を整備するため、空き家・空き地に関する施策について調査・研究を行う
3. 期 間 平成25年12月13日から平成26年9月30日

平成25年12月13日

産業建設委員会委員長 服 部 孝 規

亀山市議会議長 宮 崎 勝 郎 様

○議長（宮崎勝郎君）

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決しました。

以上で今期定例会の議事を全て議了いたしました。

議事を閉じ、閉会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがって、平成25年12月亀山市議会定例会はこれをもって閉会いたします。

（午後 2時43分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。
平成25年12月20日

議 長 宮 崎 勝 郎

副 議 長 前 田 耕 一

6 番 豊 田 恵 理

17 番 前 田 稔